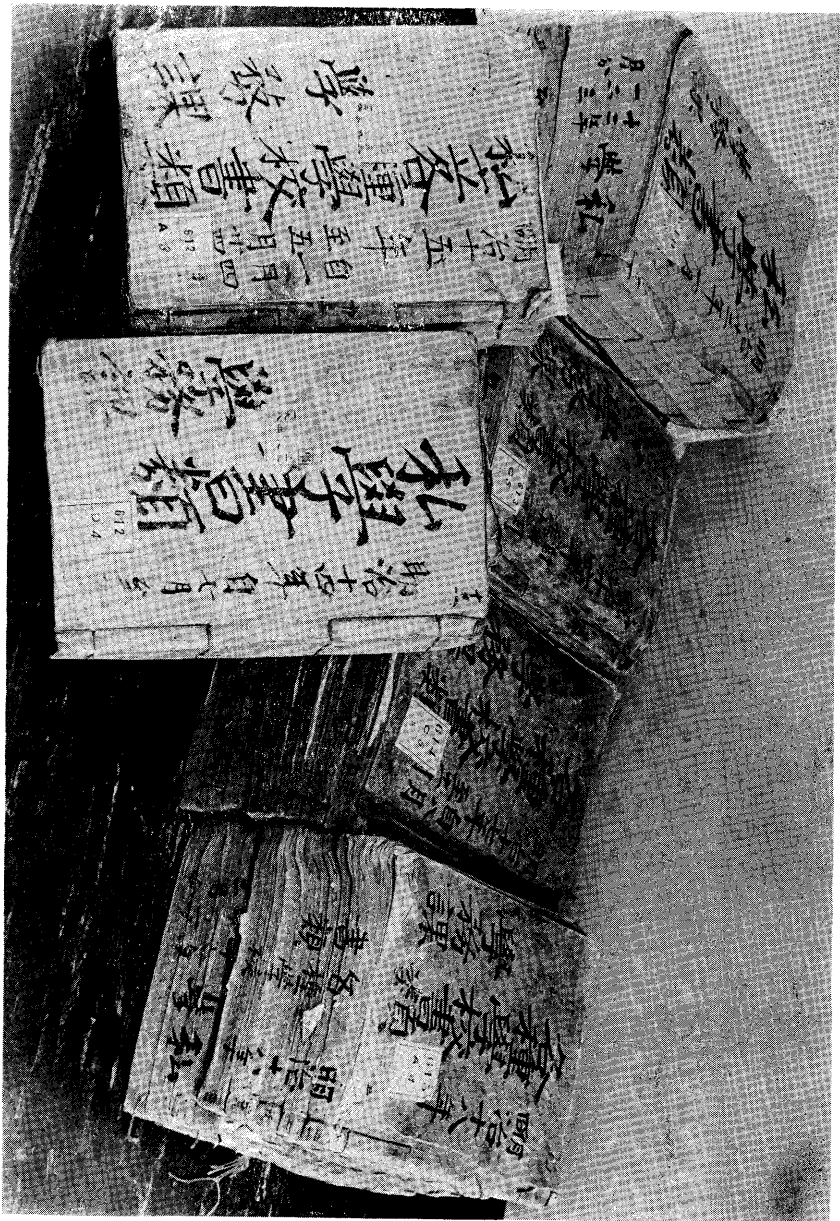


明治学院百年史資料集

第 1 集

明治学院百年史委員会



東京都公文書館所蔵の私立学校関係書類の写真

目次

発行の辞	金井信一郎 (i)
論文	
足尾銅山鉞毒事件と明治学院	工藤英一 (一)
研究ノート	
東京一致神学校開校当時の人びと	工藤英一 (八五)
資料	
築地大学校における教育と宗教の問題	工藤英一 (三三)
英和予備校関係書類	秋山繁雄 (三)
ノルマントン号事件とインブリー	工藤英一 (四〇)
明治学院「私立学院設置願」	秋山繁雄 (四五)
インブリー事件とその背景——ラージ事件とサンマー事件——	工藤英一 (二八七)
明治三十二年東京府「宣教届」にみる明治学院関係伝道者	工藤英一 (二九七)
北野高弥手記	工藤英一 (三二)

明治学院百年史資料集発刊の辞

「創立百周年を記念し、現時点に立って、学院の歩んできた足跡を史実に照らして概観し、福音の宣教に果した学院キリスト教教育の歴史的意義を明らかにしつつ、学院の特質と建学の精神を問い直し、その全貌を明らかにする」という方針のもとに明治学院百年史編纂事業が発足したのは、いまから二年前の昭和四十八年十二月三日のことであった。

爾来たびたび百年史委員会、同編集委員会を開いて鋭意事業の推進を計ってきた。一方資料収集、実地調査も進捗し、また学内はもちろん学外の学者、研究家を招き特別講演会を開催することも既に数回に及んでいる。

しかしながら、歴史編纂事業においては、広範囲にわたって資料を収集し、整理、検討して正確な事実に基づきおこななければならないことは申すまでもない。もしそうでなければ、その歴史は十分の批判に耐えることができず、編集の意義も失なわれることになるだろう。

この事実を考慮し、当初資料編の企画もあったが、体系的に編成するにはあまりに資料が少な

いことなどもあって見合わせるようになった。しかし、これに代るべき資料集刊行の要望は強く、ここにその実現をみるに至った。この資料集は年二回発行、その都度、研究論文、研究ノート、収集整理された資料、講演などを随時発表し、やがて百年史執筆のための基礎資料となすものである。

いまここに右のごとき目的をもつ百年史資料集の発刊をみるに至ったことは、まことに意義のあることである。

昭和五十年三月十日

明治学院百年史委員会

委員長 金井信一郎

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

工藤 英一

目次

- 序
- 一、鉍毒視察修学旅行
 - 二、学生路傍演説
 - 三、各校代表者への談示
 - 四、路傍演説から救済演説へ
 - 五、第二回視察旅行をめぐる問題

序

本稿は、東京都公文書館所蔵の「明治卅六年文書類纂・学事」と題する書類綴に収録されている「鉍毒事件ニ関スル学生路傍演説一件」資料（以下「一件資料」という）の紹介を主軸としながら、明治三十四年十二月末から翌年二

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

月頃までの足尾銅山鉍毒事件に関する東京府下の学生運動の詳細を記述しようとするものである。この記述をとおして、当時の明治学院の学生の社会的関心と行動を明らかにし、また学院当局が置かれた状況を考察することができるのであり、その意味において本稿を、学院百年史の為の研究資料としてここに掲載するのである。

右にあげた「一件資料」の主なる内容は、明治三十四年十二月二十七日の学生による鉍毒被害地視察旅行以降、翌年二月末までの東京における足尾鉍毒問題に対する学生運動の動きを逐一報じた一連の報告書である。報告書の数は五十通をこえ、そのいずれもが半紙にコンニャク刷りされ、短いものは半紙一枚、長いものは数枚に及んでいる。そこに盛り込まれた情報の蒐集・伝達がどのような機関によっておこなわれたかは明らかでないが、用いられている用語などから判断しても、警察関係によるものと推測してはば間違いはなからう。なお、報告書の殆んどに、「千家」という印鑑が押されているところから判断して、当時の東京府知事千家尊福宛てに配付されたものであろう。各報告書には、「乙秘第何号」といった番号が付されているが、途中番号の抜けている部分もあるので、この一連の報告書は必ずしも鉍毒事件のみを扱ったものではなかったのかも知れない。

「一件資料」は右の報告書が大部分を占めるが、その他府下の学校代表者への「談示」（後述）の際のメモや「学生監督上ノ通牒」の草案などが含まれている。

この資料に関しては、おそらく最初の発見者である東京都公文書館の手塚竜磨氏によって、きわめて概括的な紹介が、「足尾銅山鉍毒事件と学生運動」と題する論稿の形ですでになされている。（東京都職員文化会編『職員文化』昭和三十七年十二月号所収）また、青山なを著『明治女学校の研究』において、明治女学校に関係した部分に関して、この資料が利用されている。（同書・六三七ページ）ただし同書では、前掲手塚稿が学生の鉍毒被害地視察旅行を明

治三十六年としてゐる誤りをそのまま踏襲してゐる。

以上の「一件資料」をそのまま紹介していくことによつて、明治学院を含めた東京府下の各学校学生による運動の動きをいちおうとらえることができるのであるが、この資料が官憲側資料であるだけに、時には一方的な見方に偏していることがないとはいえないので、本稿においては、当時足尾の鉍毒問題について最も多くの記事を掲載している『毎日新聞』にも依拠しつつ考察を進めていく。

一、鉍毒視察修学旅行

明治三十四年十二月十九日の『毎日新聞』紙上に、東京府下の学生に対する鉍毒視察修学旅行参加の呼びかけの広告が掲載された。これは、足尾銅山鉍毒問題への学生の集団的行動に関する発端をなすものであった。その全文は次の通りである。

鉍毒視察修学旅行

今や都下学校冬期休業に際す之を空費せんよりは寧ろ渡良瀬沿岸の鉍毒地を跋涉して一片の同情を我窮乏せる同胞に寄するに如かんや是れ吾人が平素教室に学修せる倫理の大義を実践躬行する者なり諸君乞ふ同志を叫合して此の義挙を賛成せられんことを

注 意

- 一、十二月廿七日午前六時卅五分の汽車を以て上野停車場を発し同夜帰京の事
- 一、同行者は学生及び学校職員にして三百名以上なるべき事

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

- 一、当日は午前六時迄に必ず上野停車場に参会すべき事
- 一、二回分の弁当充分に携帯すべき事
- 一、同行者は二十五日迄に汽車賃雑費総計金六十銭を添えて左の両所の中へ申込み切符と交換すべき事

麴町区有楽町数寄屋橋教会内

横尾 晟一

京橋区本材木町三丁目十七

小林 大治郎

(電話 本局 二七一一四)

一、雨雪順延の事

委員長 田村 直臣君

監督委員 安部 磯雄君

衛生委員 ドクトル 和田 劍之助君

会計委員 小林 大治郎君

発起者

このように、島田三郎・木下尚江を擁する毎日新聞社によって、これより先すでに鉍毒問題に深い関心を寄せていた田村・安部・和田等のキリスト者を中心として、学生への呼びかけがなされた。キリスト者指導者によって、学生

運動が発足した点注目すべきである。

右の広告は、連日『毎日新聞』紙上に掲載されたが、この計画は別個の何らかの方法によって各学校の学生・生徒間に伝達されており、各学校単位での情宣活動はすでに活発におこなわれていたようである。当時の立教中学校々長元田作之進は、この計画に賛意を示し、『毎日新聞』に書簡を寄せて、立教中学校生徒の校内における情宣活動を報じている。その詳細は、左に引用する『毎日新聞』の記事によって知られるが、キリスト教主義学校における強い関心の所在を、これによって窺い知ることができる。

学生の鉅毒視察

冬期休業の一日を以て渡良瀬沿岸の鉅毒地を跋渉し無告の同胞に一掬同情の涙を濺がんとの声都下官私大中諸学校の間に起り即ち来廿七日を以て之を断行する事となれり誠に近來の美拳と云ふべし左に掲ぐる立教中学校々長元田作之進氏の書状の如きは学生の鉅毒視察に対する最も適切な説明なり

拜啓 鉅毒事件に就き益々尽瘁の段感銘の至に奉存候当中学校生徒間にも追々同情者を生じ昨日校内掲示場に別紙の如きもの相見候全く署名人等の筆に成れるものにて三年級四年級五年級のものに有之候冬期休業を利用し廿七日の大挙視察一行に加る希望にて目下生徒交互の間に勧誘致し居候学校に於ても修身科の設け有之社会に対する義務等は教場に於て常に教授する所には候得共兎角理論のみに流れ易きは熟れの学校に於ても自認する所ならんと存候今回企てらるる被害地視察一行の如きは学生に取りて最も適切なる修学旅行にして教場に於ける口授よりも一層力ある教育と存候間小生も直接間接に彼等の企画を奨励仕居候間参考の爲め別紙封入仕候 草々

十二月十七日

立教中学校 元 田 作之進

毎日新聞社 島田三郎様

謹 書

近頃足尾鉍毒の事件漸く社会の注目する所となり天下の輿論をして熾々被害民救済の急を認めしむるに至れり抑々該問題たる単に一地方に限れるに非ず実には國家の消長に關する人道の大問題たるは識者の言を俟たずして明かなり哀しい哉鉍毒地三十万の被害人民彼等が曾て所持せし肥沃なりし渡良瀬の沿岸数万町歩年々歳々毒流の浸害する所となり土地次第に荒蕪に帰し財源漸く絶え人畜愈々害せられ住民日に離散し特に甚しきに至っては飢餓に泣き凍寒に悲み生命旦夕に迫るも自ら如何ともする能はざるに陥れる者挙げて数ふ可からざるに至れり嗚呼等しく是れ大和民族にあらずや均しく是れ明治聖代の恩沢に浴す可き日本國民に非ずや然るに天災にあらず地変にあらずして何が故に彼等は爾く悲境に沈淪せざる可からざるか一片惻隱の心を有する者誰か涙湧き血躍らざらんや誠に吾人の痛嘆に堪へざる所にして一日も早く彼等を此の塗炭の苦中より脱せしめざる可からざるなり然らば如何にして之を救済すべき他無し金錢物品を寄附するは固よりなりと雖も滿腔の熱誠を以て彼等に同情を寄するは更に勝りたる者に非ずや身親しく悲惨なる彼地を見舞ふて共に涙を分つは方に吾人の為すべき義務にして又是れ彼等を慰藉する最良の方法たるなり而て彼地都門を去る僅に十有餘里若し汽車の便を藉らんか往復一日を以て足る況や此拳たる吾人青年の同情心を涵養し他日忠良なる國民的品格を造るに於て得る所なしとすべからざるに於ておや幸に先輩諸氏来る

二十七日をトし彼地方大挙視察を企図して吾人の便に供せらる蓋し吾人が冬期休暇の一日を費すに於て之に勝れる好運動は他に非ざる可し希くは愛する我校の兄弟諸君此挙の真意を察し此期を逸せず奮て行を俱にせられん事を

明治三十四年十二月十六日

富田為六郎 荒川 重理

奥原政次郎 卷島 保治

青沼弥一郎 石川 鉄雄

前田 多門 伊東 齡朔

〔毎日新聞〕明治三十四年十二月二十日号

十二月二十三日の『毎日新聞』は、「学生の鉅毒視察」と題する次のような記事を掲げて、鉅毒視察旅行への申し込み状況を報じている。申し込み者は二百名をこえ、鉄道運賃割引きのために必要な三百名をこえることはほぼ確実とみられた。参加申込者の学校名もあげられているが、明治学院はみられない。

学生の鉅毒視察

来る廿七日の都下学生の鉅毒地視察は今日まで既に事務所へ申込みたる者二百余人に上り尚ほ諸学校の委員の手にまつまり居りて未だ報告に及ばざる者多ければ申込ノ切込には必ず多数の同志者を得ることならんして其の学校の種類を挙ぐれば帝国大学、高等学校、高等師範学校、高等商業学校、東京専門学校、慶応義塾、東京法学院、

足尾銅山鉅毒事件と明治学院

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

青山学院、立教中学校、麻布中学校、日本中学校、工業学校、物理学校、美術学校、国語伝習所、台湾協会学校、音楽学校、正則英語学校等なり

学生の鉍毒地視察修学旅行は、十二月二十七日早朝から予定通りおこなわれた。その参加人員は、同月二十八日の『毎日新聞』によれば、「其三百の予定人員は遂に之れに倍加するに至り」とあり、視察旅行の詳細を報じた同月二十九日号には、「予定の学生三十余校五百余名の上に此日俄かに進て一行に加はれる者思ふに三百余名に上りけん、付加へたる臨時客車十余輛は此の清新なる八百余名の青年を満載して長蛇の如く、六時三十五分と云ふに汽笛一声、歓呼の裡に出発せり」とある。このように、主催者側によれば、参加者は八百名をこえたのである。

「一件資料」の最初にある「乙秘第九三〇号」は、二十七日の視察旅行について次のように報じている。その中の「明治学校」とは明治学院の誤りである。校名の下に井深と書き入れがしてある点、また後日になって、視察旅行に学生が参加した学校の代表者が府庁に呼び出されるが、明治学院もそのなかにはいつている点からして、右のように判断される。

乙秘第九三〇号 十二月廿七日

学生鉍毒被害地視察

本日午前六時三十五分上野発汽車ニテ左記学校ノ学生総員五百二十名鉍毒被害地状況視察トシテ該地ニ向ケ出発
午後九時二十五分上野着車ニテ帰京シ直ニ三々五々其宿所ニ向テ立去リタリ而シテ其汽車賃ハ小林大次郎ヨリ金ニ

百七十五円ヲ支払ヒタリ

- 一 本郷大学校生六十名
- 一 高等学校生五十名
- 一 専門学校生二百五十八名
- 一 明治女学校生五名
- 一 慶応義塾生十一名
- 一 物理学校生四名
- 一 独逸協会生十二名
- 一 国民英学会生八名
- 一 正則英語学校生九名
- 一 立教学校生三十六名
- 一 明治学校^(マツ)生十五名
- 一 明治法律学校生十名
- 一 法学院生十三名
- 一 専修学校生九名
- 一 真宗大学校生二十名

右学生ノ外、田村直臣ナルモノハ各学校委員トシテ又毎日新聞記者阿部磯雄^(マツ)ハ単ニ委員ト称シ同行セリ且ツ前記ノ学生等ハ被害地ヨリ竹一本及ヒ野口春造署名ノ被害地状況ト題スル印刷物一枚宛ヲ各々携帯シ帰レリ

右の記事の学生参加者数が、先にあげた主催者側の数とかなり違うものであるように、参加学校においても、左に引用する『毎日新聞』記事と大きな違いがある。

鉋毒視察学生の校別

去廿七日の学生大鉋毒視察に賛成して一行に加はりたる職員学生を校別にすれば左の如し、尚ほ所属学校の分

足尾銅山鉋毒事件と明治学院

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

明ならざりし者一々挙げて数ふべからず

東京の部

帝国大学、第一高等、高等師範、高等商業、外国語学校、美術、音楽、学習院、工業、東京府中学、東京専門、早稲田中学、東京法学院、明治法律、慶応義塾、哲学館、独乙協会、正則英語、専修、青山学院、明治学院、国民英学会、立教中学、明治女学校、日本中学、真宗大学、齒科学院、曹洞宗大学院、目白僧苑、東京慈恵病院、伝道学校、中央福音伝道等

地方の部

京都帝国大学、第二高等、大坂工業、横浜商業、群馬師範、千葉小学等

〔『毎日新聞』明治三十四年十二月三十日号〕

なお、視察旅行の詳細については、『毎日新聞』の十二月二十九日号第一面に、四段抜きで大々的に報道されている。この記事によれば、上野駅出発後の車中では、「鉍毒地を訪ふの歌」の大合唱が起こり、東北線古河駅にて五百余の現地歓迎員と合体して千三百人の大行進となり、さらに鉍毒被害地での指導者の演説によって一行の氣勢は大きな盛り上がりを見せた。また一行のなかには内村鑑三もおり、シカゴ・トリビューンの外人記者も加わっていた。長文ではあるが、当日の視察旅行の詳細を知るために、右の記事の全文を次に引用する。

学生大挙鉞毒視察

朝の上野

十二月二十七日、陰曆十七日の月は尚高く東叡山の杜に懸りて瀟都尚ほ夢酣なる時上野停車場の広庭早くも一流の大白旗の暁の風に翻るを見る、月下にスカして見れば墨黒々と大書して「学生大挙鉞毒視察」とぞ読まれる、嗚呼是れ近日都下の大談柄なりける学生鉞毒視察の当日なり、

既にして身軽の装甲斐くしき青年の東西南北より三々五々或は十人二十人集り来る者引きも切らず、午前六時までに集るべしとの予告なりしに、五時を報ずる時はサシにも広き構内も只だ学生充溢するばかり也き、田村、安部、小林等諸委員の一方ならぬ幹旋に依りて一同整々として汽車に乗り込めり、予定の学生三十余校五百余名の上に此日俄かに進て一行に加はれる者思ふに三百余名に上りけん、付加へたる臨時客車十余輛は此の清新なる八百余名の青年を満載して長蛇の如く、六時三十五分と云ふに汽笛一声、歡呼の裡に出発せり

晴々たる旅路

時は是れ一年の苦学を畢へたる休養期なり事は是れ塗炭の惨境に転々たる同胞に対する慰問なり、天も此の青年の美拳を嘉納し給ひけん、廿六日の大風雨を以て清掃したる空間に朝暉麗はしく車窓を射る、

風琴劉朗として一車より起れば十車声を合はせて『鉞毒地を訪ふの歌』を謳ふ、田端、赤羽の諸駅より乗り込める同行者亦た少なからず、汽車は大宮より一転し、蓮田、栗橋早くも過ぎて利根の鉄橋打ち渡り、九時と云ふに古河停車場へ到着せり、

古河の停車場

足尾銅山鉞毒事件と明治学院

古河停車場には鉍毒地人民の総代等五百余名『歓迎東都学生諸君』と大書せる二十余旗の大小旗を翻へして待ち構へたり、聞く鉍毒地三十万の人民は学生大挙視察の企あるを耳にして以来歡喜殆ど寢食をも忘るるばかりなりきとぞ、一行正然として停車場前の広場に並立せり、委員長田村直臣氏は大八車の上に立ちて鉍毒地の同胞歓迎の趣を紹介し、更に監督委員安部磯雄氏の演説ある事を報告す、安部氏乃ち車上に出で、一行学生の監督委員たる資格を以て謹嚴の口を開けり、曰く

吾人は是れより進んで鉍毒地に入るに当りては謹正勇健飽くまでも学生の品位を保持せざるべからず、諸君は進行の規律を乱すべからず、

諸君の眼鉍毒地の惨境に触るるに及びては必ずや同情の熱血沸々と動き、手を空ふして過ぐることを飽はざるを感ぜん、然れ共慈恵を施さんと欲する諸君は必ず委員の手を経過せよ、個々に之を施して為めに鉍毒被害民を乞食者の如く待遇する勿れ

吾人が今日訪問する被害地に看過すべからざる醜漢古沢繁治なる者あり、彼は其の同胞を売りて独り富めり故に吾人は彼の門前を通過する時大叫声を挙ぐべし

拍手喝采、湧くが如し

其れより一同互に隊を組み列を正し、奏樂合唱肅然として進行を始めぬ、沿道の子女目を丸くして前代未聞なる此の大軍隊を眺め居たり、

愈々鉍毒地に入る

古河町を西に行くこと數町、思川の渡良瀬川に合流する所に至る舟橋あり、三国橋と云ふ、是れ栃木、埼玉、茨城

の三角相合せる所なり、思川を渡り渡良瀬に沿ふて行く、是れ栃木県下都賀郡谷中村にして、鉾毒地中劇甚なる者の一に属す、一行導かれて茫々たる葦原に入れり、是れ曾て豊沃を以て聞へたる田畑の死骸なり、土地の老若、路に要して媚々として其の變遷の惨禍を説く、葦原を過ぎて村に入る、宅地の趾を留めて主人の行方知れざる者若干、其の僅に残る者も軒傾き屋漏り、人亦た既に地上の人の色を示す者なし、青年の鮮血安んぞ為に湧き返へらざるを得んや、
白く塗る罪悪の家

先鋒既に監督委員が教示せる古沢繁治なる者の門を睨らみ過ぎて其の右手なる寺院の廢趾に達し以て全隊の到着を待てり、如何にも奇怪なる哉、此の農村滅亡の間に立ちて荘宏なる一新築の家宅を看ること、

既にして幾流の白旗は早くも此の奇怪なる家宅の門内に翻りぬ、丘上に立て一行遅しと待ち構へたる説明委員木下尚江氏は斯くと見るより直に飛び下りて走せ行けり、広き門内は学生と被害地民とを以て立錘の余地だもなし、奏樂一番、木下氏は築山の岩上に現はれて説明の口を開きぬ、曰く

諸君は既に鉾毒地の一部を見たり、諸君今ま荒涼たる葦原を分け来れり、彼は元來の葦原に非ず、曾て藍を植へ菜種を産したる天与の宝田たりしなり、諸君は又た跡を絶ちたる多くの家、累々たる多くの同胞を見たり、是れ何等の雄弁にも勝りたる鉾毒の説明なり、然るに吾人は此の死地に於て一大怪象に遭遇す、目を掲げて看よ、此の宏壮なる新居、裝飾せる庭園、高き薨、諸君は言はん是れ鉾毒地の物ならずと、然も是れ同胞を売れる罪悪の記念なり、曾て古河市兵衛と被害民との間を示談せしむと称して悪銭を懐にせる者、即ち此の家、此の倉、此の庭なり、吾人今ま被害民の悲惨を訪ふに当り、此の当代の一小僧古沢繁治なる者の為めに万歳を三呼する亦た可ならずや

叫声一発百雷の落るが如し、群衆の立ち出づる後より、木下氏は再び岩上に呼ば、れり、第二群の出て行く後より第三群は又た入り来りぬ、木下氏は遂に岩上の説明を三演し一行和合して復た肅々と進みぬ、村民の老若涙を流して此の壮烈なる進軍を拝かみ居れり、彼等は真に拝がみ居れり、痛むべき哉。

渡良瀬の毒川 葦原の硫黄火

一行進で渡良瀬の岸上に出でぬ、歓迎の被害民彼岸に群立せり、ア、洋々たる此の河今は一鱗影だに留めず、離散滅亡せる漁民の怨魂何の処に迷ふならん、舟に棹して之を涉り群馬県邑楽郡海老瀬村に入る、字間田の被害者を訪ふて、再び満目荒涼たる葦原の中に分け入れり、其の肥田沃野の成れの果なることは重ねて説明を要せざる也、此の時此の荒原に於て猛火数ヶ所燃へ上がれり、一行は其猛火に驚かずして其の火炎の奇怪に驚けり、看よ、其の炎は葦を焼く火に非ずして宛然硫黄を燃やすが如きに非ずや、『シカゴ・トリビューン』の通信員クレメント氏は之を看て私語して曰へり『我等は此の一事によりて鉍毒問題の確証を得たり』

白骨の如き惨状

視察の歩は海老瀬村なる字山口に入れり、曰く絶家の趾、曰く崩壊の屋、曰く狂人、曰く病者、乳の出でざる母、糸の如き小供、是れまがふ事なき此世の墓場なり、風雨に晒されたる累累たる白骨に外ならず、惨憺の状目之を見るに堪へず、何ぞ之を筆にすべけんや、

空前の大会合

海老瀬村の惨状を略々視察せる一行はやがて洞村小学校の舎前に集会せり、其処には白髪のお夫、弱少の村女等、籠を築き茶を薫して一行をネギらへり、学生、歓迎員、及び之を觀んとて遠近より来集せる者総て二千余名、各々坐

して昼食をしたたむ、

食終へて奏樂唱歌、安部磯雄、加藤咄堂、木下尚江、田村直臣、内村鑑三、等の諸氏交々設けの壇上に立ちて悲壯慷慨の雄舌を鼓す、既に彼の惨状を看て此の雄弁を聴く二千余の群衆怒髪立たざるはあらず、コゝに同胞救助の義捐を求めしに或は物品を投ずるあり、或は銀貨を投ずるあり、忽ちにして山の如き物品と四十余円を得たり、

帰途に就く

別路を取りて渡良瀬の舟橋を渡り、谷中村を過ぎて古河に帰る、此間和田、川上の二ドクトル、慈恵病院学生等の諸氏は病者を訪ふて診察せり

一行が乗り込むべき汽車の時刻未だ来らず、日は没して夜風漸く冷かなり、此時停車場なる彼の大八車の上より叫ぶ者あり、其面容は知るべからずと雖も、其の鐘の如き声、風の如き弁、即ち内村鑑三氏なり、安部、田中(弘之)、木下、田村の諸氏之に次ぎ十数名の学生之に次ぎ、慷慨淋漓たり、時は漸く近けり、一行ブリッジを経て彼岸のプラットホームに整列せり、琴声起り唱歌起る、

既にして月は皎々として東天に出で、黒暗の夜忽ち白昼の如し、既にして汽車は小山駅にて十余輛を予備して来れり。

一声の汽笛、此の一大義軍を載せたる列車は東京差して動き初めぬ、停車場の構外に尚ほ去りも得ざりし被害地総代数百名は満腔の歓情を絶叫して一行を送りぬ、車中八百の青年亦た声を合せて之に答へぬ、

午後十時汽車は勇ましく、此の未前の一大義軍を上野山下に送り届けぬ、此の如くして明治三十四年十二月廿七日は永く我日本の記念日となるべきなり

(『毎日新聞』明治三十四年十二月二十九日)

以上のように、鉍毒被害地の視察に都下の学生がきわめて強い関心を示したことに関連して、足尾鉍毒事件の長い歴史のなかで、明治三十四年という年がいかなる年であったかを認識しておく必要がある。足尾銅山に源を發する渡良瀬川の汚染は、明治十年代にまでさかのぼる。明治二十三年十月、栃木県勸業諮問会の席上で、はじめて公害源としての足尾の鉍毒が問題とされた。この問題を単に一地方の問題にとどめずに、政治の中心にもち出したのは、鉍毒被害地の栃木県第三区選出の衆議院議員田中正造であった。かれは、明治二十四年十二月の第二回議會会以来、毎回鉍毒地の惨状を訴え、政府の積極的抜本的対策を促した。しかし、田中の発言は終始政府によって黙殺され、たびたびの鉍毒に関する発言は田中の選挙運動だといふかげ、口さえもかわされた。その間、示談契約がかわされたこともあったが、洪水のたびに渡良瀬川沿岸住民の被害はつるばかりであり、現地被害民の運動は激化した。特に、明治三十年以後四回にわたり、足尾銅山鉍業停止の請願のために現地民は大挙上京した。三十三年二月には、請願隊の一行と警官隊とが衝突し、大量の検挙者が出た。

このように事態が悪化するなかで、田中はしだいに議會における運動の限界と無効を痛感し、三十四年十月二十三日にみずから衆議院議員を辞職した。しかも、同年十二月十日には、議會開院式からの帰途にあった天皇に、田中は足尾鉍毒事件についての直訴を企てた。ことは未遂に終わったが、このような明治三十四年の一連の出来事は、鉍毒事件に関する世論を喚起し、とりわけ学生の鉍毒問題への関心をかき立てるものがあったのである。

さらに、鉍毒事件における明治三十四年の段階を考える場合に忘れることのできぬ人物は島田三郎である。キリスト者政治家であり、田中正造の良き理解者であった島田は、みずから社長であった毎日新聞社をあげて鉍毒事件に関するキャンペーンを展開した。殊に同社の記者木下尚江の現地報告の記事や演説は、鉍毒問題の真相を世人に強く訴

えるものであった。三十四年十一月、田中の議員辞職の直後、島田は田中とともに被害地を視察し、当面被害者の救済を急ぐべきことを痛感して帰京した。このことから、矢島楯子、潮田千勢子、島田信子等婦人矯風会の指導者の現地視察がおこなわれ、鉅毒地救済婦人会の組織が生まれ、活発な救援活動が展開された。これらキリスト者婦人の積極的活動とあいまって、田村直臣、安部磯雄、内村鑑三等の鉅毒反対運動や救済運動への参加がみられたのである。学生の鉅毒地視察が毎日新聞社によって推進され、キリスト者の指導が強かった点については、以上のような事情があつたのである。

二、学生路傍演説

明治三十四年十二月三十日、午後一時より神田美土代町青年会館において、「学生鉅毒視察報告大演説会」が開催されること、同月二十九日の『毎日新聞』に予告された。去る二十七日の視察旅行の報告会であることはいうまでもない。この演説会の模様については、「一件資料」のなかに次のような報告がある。

乙秘第九三二号 十二月三十一日

学生ノ鉅毒視察報告演説会状況

昨日午後一ヨリ(14)神田青年会館ニ於テ学生鉅毒視察報告演説会ヲ開キ入場料拾銭ヲ徴シタリ聴衆ハ凡ソ六百名余ニシテ学生基督教信者多数ヲ占メ中婦人八九名ヲ見受ケタリ而シテ弁士ハ

第一席 濃飛新報記者某 第二席 田村直臣

足尾銅山鉅毒事件と明治学院

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

第三席 加藤咄堂 第四席 和田國太郎

第五席 大賀平隆元(第一高等学校生徒) 第六席 林芳太郎

第七席 福島喜三次(高等商業学校生徒) 第八席 上村 保

第九席 永安 某(慶応義塾生徒) 第十席 藤島伝造(慈恵院監督生)

第十一席 永安一郎 第十二席 島崎 繁

第十三席 前田 某(立教中学校生徒) 第十四席 大森安彦

ニシテ各弁士ノ演説ヲ略記セハ足尾銅山ノ鉍毒被害ノ状況ヲ述ベ吾人ハ斯ル国土ノ荒廃ヲ見テ打捨テ置クベキ場合ニアラザレバ当局者ノ処分ヲ俟タス救済ノ方法ヲ講スル第一手段トシテ学生大挙シテ其部署ヲ画シ路傍演説ヲ為シ慈善家ノ喜捨ヲ仰キ其恵与金ヲ毎日新聞社ニ托シテ以テ被害地窮民ノ救恤ニ充テント云フニ帰着セルモ唯タ大賀平隆元ノ演説ハ言辞稍ヤ過激ニシテ大要ハ左ノ如シ

本月廿七日吾々ガ大挙シテ鉍毒地被害ノ状況ヲ視察シタルハ日本ニ於ケル社会制裁ノ除幕式ニシテ此日用ヒタル赤色ノ徽章ハ日本ニ於ケル学生ノ社会運動ノ記念タルコトヲ忘ルヘカラス吾々此ノ除幕式ヲ為シタル以上ハ勇往突進其結果汗トナリ涙トナリ麥シテ最後ニ血アルヲ覚悟セサルベカラズ桜田門外血ヲ流シタルモノハ維新革命ノ急先鋒ナリ故ニ諸君ハ十二月廿七日ノ記念徽章ヲ忘レズ人道ノ為メ正義ノ為メ戦死セラレンコトヲ希望ス云々ト述ベ午後四時三十分閉会セリ

右の記事によれば、『毎日新聞』に予告されていた七名の弁士のうち当日演説したのは、田村と加藤のみであり、

その他の安部磯雄、和田劍之助、田中弘之、巖本善治、木下尚江は登壇しなかつたようである。このことは、学生の熱意とたかまりが、指導者を圧したためと解することができる。演説会閉会后、有志の者は残つて、演説のなかで論じられた路傍演説につき協議をつづけた。この模様について、右にあげた「乙秘第九三二号」は、さらに次のように報じている。

尚閉会后明一日道路演説ニ関シ同志者四十名程居残り左ノ協議ヲ為シタリ

協議事項

一、三名乃至四名ヲ一団トナシ十組位ニ分レ明一日ヨリ実行スルコト

昼ハ旗夜ハ提灯ヲ携（以下破損のため数字不明）中ニ毎日新聞社ニ於テ調整シ明日一同該社ニ集合部署ヲ定ムルコト

一、社^(C)害地状況ヲ演説ニ際シ政談ニ涉ラサル様注意スルコト

一、状況演説ノ際衆人群集シ往来ノ妨害トナリ巡查ノ制止ヲ受クル如キハ面白カラサルニヨリ見張員ヲ置キ巡查ノ見ヘタルトキハ其場ヲ引上ケ他ヘ移ルコト

一、統一ノ為メ会長及ヒ幹事ヲ定ム

会長 加藤 咄堂

幹事 木下 尚江

同 田村 直臣

足尾銅山鉅毒事件と明治学院

広く一般市民に鉍毒被害地の状況を伝え、かつ被害民救済のための義捐金を募金しようとする路傍演説は、鉍毒地視察旅行から学生たちが生み出した具体的な運動形態であった。しかしそれは、右の記事にもみられるように、あくまでも合法的なものとして実行されようとしていた。「政談ニ渉ラサル様注意スルコト」ということも、治安警察法への配慮からであった。なお、『毎日新聞』三十五年一月一日号の記事によれば、路傍演説の件は「学生鉍毒視察報告会の席場に於て明治法律学校の学生大亦楠太郎氏に依りて主唱された」という。

明治三十五年一月一日から、学生の路傍演説は実行に移された。当日の模様について、『毎日新聞』（一月三日号）は次のように報じている。

神田区内の同志学生は午後六時より三組に分れて其の二組は神田区内を遊説し他の一組は日本橋、京橋の両区を遊説し、芝区の学生一隊は同区内を遊説して京橋に來りココに神田の一組と合併せり

本郷下谷の一組も点燈後より両区の各所に立ちて交々演説を試みぬ、

赤坂四谷の一組は午後三時より青山通を遊説し、夜は元日の事とて通行殆ど絶ゆる程なれば黄昏を以て切上げた、此の方面は最初同志者十二名なりしに俄に二十余名に増しければ四組に分ちて赤坂四谷両区に手を分ちて運動する筈なり

明治学院生は、おそらく「芝区の学生一隊」として路傍演説をおこなったであろう。ただしその詳細は必らずしも

明らかではないが、三十五年一月にはいるや、「一件資料」の学生路傍演説に関する報告はきわめて多くなる。まずその最初のものは、次のとおりである。

乙秘第一号 一月四日

学生ノ路傍演説

足尾鉍毒被害地視察ノ結果トシテ市内各区ノ路傍ニ於テ演説シタルモノニ對シ注意ヲ加ヘタルハ左ノ如シ

一 本月一日赤坂区内ニ於テ路傍演説ヲ為シ通行ノ妨害アルヲ認メ之レニ注意ヲ与ヘ彼等直チニ立去レリ

一 本月二日赤坂区内及ヒ芝区三田慶応義塾前ノ道路ニ於テ路傍演説ヲ為シタルヲ認メ之レ又通行妨害トナリタルヲ以テ注意ヲ与ヘ彼等直ニ立去レリ

一 本月三日神田区連雀町十八番地々先火除地ニ於テ明治法律学生大亦楠太郎ナルモノ五、六十名ノ人ヲ寄セ路傍演説ヲ為シ居リ多数ノ群集ハ通行妨害トナリタルヲ以テ之ニ注意ヲ与ヘ又赤坂区内ニ於テモ同様注意ヲ与ヘタリ

一 本月三日又タ芝区愛宕町十六番地内ニ於テ演説ヲ為シ多数ヲ集メ居ルヨリ之ニ注意ヲ与ヘントシタル際ニハ彼等演（以下三字不明）シテ立去レリ

右に挙げられている路傍演説のうち、一月二日の芝区三田慶応義塾前道路におけるものには、明治学院生を含むことが、他の資料によって明らかである。後にも述べるように、一月五日明治学院代表者は他の十数校とともに東京府

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

に召喚を受け、学生の鉍毒地視察と路傍演説に關し、府視学官からの「談示」を受けた。その席での明治学院幹事熊野雄七の談として、「同朝相調ベシ所ニヨレバ二三名慶応義塾前ニテ演説シタルモノアルコトヲ知レリ」と記録されている。この点から、先にあげた慶応義塾前の路傍演説の一行のなかに明治学院生のいたことが知られる。

このように路傍演説の實際行動が、東京の各所において始められた。先に引用した「乙秘第一号」から「同五号」までに記載されているものだけで、一日に一件、二日に二件、三日三件、四日二件、五日六件、合計十四件を数えている。実際には官憲の眼に触れなかったものもあったであろうから、その数はさらに多かったと考えられる。当時の学生の活発な運動を窺い知るために、「乙秘第二号」以下を左に引用する。

乙秘第二号 一月五日

鉍毒被害救済演説会ノ状況

昨四日午後一時ヨリ本郷区駒込片町三十九番地養昌寺ニ於テ曹洞宗大学融和会ノ發起ニテ鉍毒被害救済演説会ヲ開催シ同時半閉会セリ、弁士

大又楠太郎 (二回出演) 佐藤良運 (二回出演) 水上喚起 (一、二回)
二国洞禅 光山百川 祥雲晚成 岡本金一郎 加藤咄堂

等交々登壇シ

鉍毒地被害ノ状況ヲ詳説シ救済手段ノ急要ナル旨ヲ告ケ一般ノ慈善同情ノ感念ヲ喚起セントセシニ外ナラス但大又方第二回ノ出演ニ於テハ警視庁ガ路上規則ヲ楯トシ路傍演説ヲ為サシメザルハ不法ナルコト及ヒ自己ノ確メ

タル処ニ依レバ警視庁ニ於テハ警察署ニ向テ路傍演説ヲ為サシメザル旨ノ訓令ヲ発シタルコトナキ趣ナレバ飽迄被害民ノ救済ヲ主トシ巡查等ノ妨害ハ之ヲ顧サル可シ云々ト論ゼリ

而シテ聴衆ハ三十二名(内婦人五名)ニシテ加藤ノ銅山ト被害地トノ損益比較及ヒ古河市兵衛驕奢ノ状態ヲ説キタルニ対シ多少感動ノ状アリシ外余リ感動ノ模様ナカリシ因ニ日本会ニ於テハ寄附ヲ勧誘シタルモ更ニ応シタルモノナク又大又ハ明治法律学校ノ生徒ニシテ岡本ト共ニ学生救援隊ヨリ応援シタルモノ(以下数字不明)

同日同刻ヨリ四谷区南寺町三十三番地永心寺ニ於テ同大学生徒僧侶

高橋俊立、立花道海、浅田恭堂、寺口良知、高橋大祐、和田璋雄

ノ六名鉅毒被害民救済ニ関スル演説会ヲ開催セシモ聴衆僅カ二三名ニシテ何等感動ノ模様ナク其説ク処ハ前項ト同ク

被害ノ状況ヲ述ベ慈善家ノ救済ヲ仰クト云フニ過キサリシ

乙秘第三号 一月五日

学生ノ路傍演談 第二報

昨四日付乙秘第一号報後注意ヲ与ヘタルモノ左ノ如シ

- 一、四日午後四時四谷大通ニ於テ法科大学学生本多次郎、青山学院生徒崎山久吉、松尾洋一、麻布中学校生徒小谷三郎、国語伝習所生徒水内種造ノ五名鉅毒被害演説シツツアリシカ警察官ノ姿ヲ見ルヤ自ラ中止シテ去レリ
- 一、同日午後五時頃銀座三丁目八番地先ニ於テ一人ノ学生ノ演説シツツアルニ注意ヲ与ヘタルニ去テ尾張町新地

足尾銅山鉅毒事件と明治学院

足尾銅山鉅毒事件と明治学院

七番地先（毎日新聞社前）ニ移リ同ク演説ヲ為スニヨリ更ニ注意ヲ与ヘ制止シタリ

一、五日午後三時四谷大通ニ於テ四谷区舟町実業学校生徒東栗政外一名演説ヲ為シツツアリシニ依リ通行ノ妨害トナラザル様注意ヲ与ヘタルニ其儘立去タリ一行ハ尚三四名アリシ模様ナリシモ警察官ノ姿ヲ見ルヤ匆々立去リテ其氏名明カナラス

一、同日午後四時十分赤坂弁慶橋附近路上ニ於テ青山学院生徒崎山久吉、万代順四郎、国語伝習所生徒水内種造（以下十数字不明）説ヲ為シ居タルヲ以テ注意ヲ与ヘタルニ其儘立去リシガ崎山ハ間モナク赤坂警察署ニ出頭シ通行ノ妨害トハナラサルニ何故制止スルカヲ伺ヒタルニヨリ演説ヲ続クル以上ハ通行人等自然停テ群集シ交通上妨害ヲ来スハ必至ノ勢ヒナルガ故ニ之ヲ予防シタルモノ旨ヲ申聞ケタリ

一、同日午後六時三十分神田勸工場東明館前空地ニ於テ四谷区南伊賀町英国人バドリツツク方寄留京華学校生徒上杉純雄一人ニテ演説シツツアリシニヨリ恰モ後藤稻荷ノ縁日ニ際セルニヨリ道路ニハアラサルモ交通上ノ妨害トナラサル様注意ヲ与ヘタルニ間モナク立去リタリ

一、同日午後七時三十分早稲田専門学校生徒佐藤千纏、（十四年位）久保三郎（十三年位）ノ兩人京橋区尾張町新地五番地先（毎日新聞社前）ニ於テ演説シツツアリシヲ以テ注意ヲ与ヘタル処如何ナル程度迄ハ差支ナキカト尋ネシニヨリ別ニ程度ヲ定ムルノ要ナク交通ノ妨害トナルノ虞アレバ制止スルコトヲ申聞ケタルニ鉅毒被害民救助会ノ依囑ニヨリ演説ヲ始メタルモ如此バ最早中止スベシトテ其儘立去リタリ

以上ハ渾テ路傍演説ノ為メ交通上妨害トナリ又ハ妨害トナラントスルニヨリ注意ヲ与ヘ制止シタルモノニシテ演説ノ要旨ハ孰レモ被害民ナルモノノ惨状ヲ述ベ慈善家ノ同情ヲ得テ救助ノ方法ヲ立テタシト云フモノアリ

乙秘第四号 一月六日

学生ノ路傍演説

本日午後二時三十分麴町十三丁目道路ニ於テ青山学院中学生徒小串新太郎、堀耶摩吉、山内勲、篠原忍、鵜飼晋郎、木下清作、松尾陽一ノ七名旗ヲ押立テ鉞毒被害事件ノ演説ヲ為シタルヲ以テ説諭ヲ加ヘ立退カシメタリ

乙秘第五号 一月六日

学生ノ路傍演説

昨五日後六時ヨリ凡ソ二時間程ノ間本郷区竜岡町麟祥院門前ナル道路ヨリ入り込ミタル場所ニ於テ左記学生鉞毒被害地ノ惨状ヲ演説セリ

浅草区松葉町八番地正定寺徒弟弟新瀉県 平民

浄土宗高等学林学生 中 沢 善 久 二十三年

小石川区指ヶ谷町二十二番地 蓮見方

哲学館生徒 南 木 性 海 明治十年一月生

同区同町十九番地 宮村方

哲学館生徒 二 国 瀾 祥 明治十三年十一月生

同 上 和 田 覚 二 明治十二年(以下不明)

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

同 上 木村 鏡 岫 明治十三年二月生

本郷区元町二丁目四十七番地 伊丹寿之助方

専門学校生徒 今村宗太郎 明治十年五月生

同 上 有富寅之助 明治十三年二月生

本郷区(二字不明)新花町五十四番地 牧野亀吉方

同 上 赤井賢児 明治十四年八月生

同 上 小橋仁策 明治十二年生

又同日午後七時三十分ヨリ凡ソ二時間程本郷区元富士町帝国大学門前(同校敷地)ニ於テ左記学生前項同主趣ノ演説ヲ為セリ

明治法律学校寄宿舎内 和歌山県平民

明治法律学校生徒 大亦楠太郎 二十四年

同 上 岡山県平民

同 上 岡本金一郎 (不明)

同 上 秋田県平民

同 上 中西賢助 十九年

早稲田専門学校寄宿舎 北海道平民

専門学校生徒 山川七吉 二十一年

同上 兵庫県平民

同上 三崎猪太郎 二十一年

高等商業学校寄宿舎内 佐賀県平民

高等商業学校生徒 福島喜三郎 二十二年

早稲田専門学校寄宿舎内 熊本県平民

専門学校生徒 高木来喜 二十四年

以上

又本日牛込砂土原町経世学校生徒茨城県人黒沢西藏ナルモノ道路ニ於テ鉷毒被害救済演説ヲ為ス旨牛込警察署へ申出タルニヨリ通行ノ妨害トナルベキ旨ヲ以テ説諭差止めタリ

以上によって明らかかなように、すべての路傍演説は、道路取締規則によって停止されている。同規則に低触しないようにとの配慮から、道路をさけ「火除地」や空地を選んだ場合においても、通行妨害の注意が与えられている。青山学院生崎山久吉のように、警察に抗議をおこなっている点から、不法取締に対する学生側の不満を窺い知ることができるといえる。

官憲の側にも、路傍演説をいかに取扱うかについて若干の混乱があった。しかし、路傍演説を抑圧しようとする方針が根本にあったことは否定できない。その間の事情は、次にあげる『毎日新聞』の記事によって推測される。(明治三十五年一月四日号)

学生の路傍演説

警視庁は許し警察署は禁ず

都下学生の目一度渡良瀬沿岸鉍毒地の惨状に触る、や、彼等が純潔の同情禁すること能はず、是れが救済の方法として彼等に尤も便宜なる者を案じ、乃ち路傍演説の一事を得たり、抑も新聞の記事に、公堂の演説に鉍毒地の惨状を訴ふる者少なからずと雖も、世には尚ほ新聞も読まず公堂にも行かざる多数人あり、此の多数者に向て此の惨状を知らしめんには路傍演説の如きは尤も適當なる方法にして、学生にして之を為すは実に近来の美挙と言はざるべからず、然るに之に対して警察の干渉起り来れり

道路の取締とは何ぞ

路傍演説の発起者等は予め各警察署を訪問して其の意見を尋ねたるに、警察署に依りて意見区々たることを発見せり、今ま道路取締規則の言ふ所を見るに、演説演劇等によりて道路の通行を妨害すべからずとの事を規定せり、要は『通行の妨害』を防ぐにありて『演説』其物に非ず、是れ三歳の童子も能く理解し得る所、然るに小石川、浅草の警察署に於ては、絶対に演説其物を禁止するの妄見を執りたれば、彼等学生は則ち警視庁の意見を確むるの必要を感じたり

警視庁の見解

一昨二日、三名の学生は警視庁に赴きて取締規則に対する見解を質^ただせしに、同庁の解釈は普通の解釈と異らずして彼の浅草小石川等諸警察署の言ふ所は、警視庁の意見に非ざる事を確かめ得たり、爰に於てか学生等は大に喜

んで昨日神田万世橋の広場に於て演説する所ありしに、一警官直に來りて之を禁止せり、由來、神田警察署が執りたる取締規則の見解は正当なりしに、突然にも此の禁止を見たりしは、是れ派出所の警官が上官の訓令を誤解せしものに非ざるか否、

本郷警察署と帝国大学

本郷区に於ける路傍演説者同志中には大学生一人あり、帝国大学よりは本郷警察署に通報して曰く『其の言ふ所政論或は当局者に渉る事あらば之れが取締を乞ふ』と、是れ当然の事にして、吾人はコ、に大学内の空氣殆ど一新したることを感せずんばあらず然るに本郷警察署は、又た絶対的禁止の方針を執れり

例の誤解ならん

一昨日、三名の学生が警視庁を訪ふて意見を確かめたる時、同庁にては『既に各警察署へ取締を訓令を發し置き(44)たれば、決して絶対的禁止を命ずるか如き憂なし』と、然るに此の訓令に依りて諸警察署は却て禁止の方針を執るに至れり是れ何等の怪事ぞや思ふに是れ官庁間に於ける例の誤解ならん警視庁が路傍演説に就て道路規則の取締をなせとの訓令は、只だ之を正当に執行せよと云ふに在り、然るに各警察署は之を速了して是れ必然禁止の上命なりと誤解したるに非る乎、何ぞ同一の規則、同一の訓令に対して警視庁の言ふ所と、警察署の行ふ所と相違するの甚しき

学生の路傍演説に対する抑圧は、警察力による取締りではなかった。文部省からの訓達にもとづいて、鉞毒地視察旅行への参加者を大量に出した私立学校に対し、東京府はその代表者を召喚して「談示」をおこない、学校当局

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

による取締りを要請した。このことについて詳しく後述するが、この種の抑圧がおこなわれはじめた一月五日以降においても、なお学生路傍演説は精力的に継続された。しかしながら、東京府をつうじての文部省の訓達が各学校に浸透するにつれて、路傍演説に関する学生側の姿勢に後退的傾向が見えはじめ、一月十一日の一件を最後として、「一件資料」のなかには路傍演説に関する報告は見いだされなくなる。このような推移は、左に引用する「乙秘第七号」以下によって明らかである。

乙秘第七号 一月七日

鉍毒救済演説会ト路傍演説

昨日午後六時ヨリ神田区南乗物町十三番地仏教倶楽部田中弘之方ニ於テ学生鉍毒救済演説会ヲ開キタリ会場前ニハ学生三名旗二旒ヲ樹テ傍聴無料ナルヲ以テ入場セヨト通行人ニ入場ヲ勸メタルモ聴衆僅カニ三十五、六名ニ過ギズ弁士ハ田中弘之、高木正勝外書生体ノモノ六名交々鉍毒被害地ノ実況ヲ述ベ人道上同胞ノ危急ヲ救ハザルベカラズトノ主意ヲ演説シ最後ニ田中弘之ハ応分ノ義捐金ヲ勧誘シタルニ仏教倶楽部員某ハ金拾円其他入場者ヨリ総計壹円拾六銭ヲ寄附シ午後九時三十分散会セリ

又昨六日午後六時三十分本郷区竜岡町麟祥院前ニ於テ左ノ学生路傍演説ヲ為シ鉍毒被害民ノ救済事業ニ尽力スル所以ヲ述ベ通行人三十余名其周囲ニ集マリ交通ノ妨害トナルヲ以テ其旨ヲ諭シ退散セシメタリ

弁 士

小石川区西丸町五十六番地

哲学館生徒

和田 覚 二 廿四年

同 指ヶ谷町八十九番地宮村方 哲学館生徒 二国 洞 禪 廿六年

同 上 木村 鉄 岫 廿二年

同 上 古川 陽 平 廿三年

同 二十七番地蓮見方 正則英語学校生 牛 陽 鉄 乘 廿四年

尚ホ昨夜午後八時頃四谷区塩町三丁目ニ於テ専門学校生徒佐藤千馬、戸井久保三郎、吾妻則成、日比谷中学校生安島甚太郎ノ四名ハ鉅毒事件ニ関スル演説ヲ為シ居ルニ巡行巡查ノ姿ヲ見テ牛込方面ニ立退キタリト云フ

乙秘第八号 一月七日

鉅毒救済演説会ト路傍演説

昨日午後二時頃ヨリ牛込区通寺町^{不明}師寺ニ於テ鉅毒救済演説会ヲ開キタリ聴衆八十五名弁士ハ

加藤咄堂 上野泰庵

外二名ニシテ演説ノ要旨ハ渡良瀬川沿岸ニ於ケル農民ノ悲境ヲ述ベ応分ノ喜捨ヲ勸財シ且ツ政府ハ鉅毒ノ保護ヲ為スモ被害民ノ惨状ニハ顧ミル所ナク十有余年鉅毒問題ヲ解決スル能ハズ云々ト演説シ同五時閉会シタリ

又同日正午ヨリ浅草区松山町十七番地曹洞宗東国寺ニ於テ鉅毒事件救済仏教演説会ヲ開キ聴衆僅カニ四名ノ少数ナルニモ拘ラス弁士小鹿仏海、春海舜泰ハ仏教ノ四恩ヨリ説キ及ホシテ被害民ノ救済セザルベカラザルコトヲ論シ後三時閉会ス

本日午後四時ヨリ京橋尾張町日報社前ニ於テ青山学院学生堀口弥満吉、小櫛新太郎ノ二名ガ鉅毒ニ関スル路傍演

足尾銅山鉅毒事件と明治学院

説ヲ為シ通行人群集シ通交妨害トナルヲ以テ之ヲ制止シタリ

本日午後二時ヨリ京橋築地本願寺内仏教者同盟会ニ於テ鉍毒問題ニ関シ野口某、松浦某ノ二名ガ演説シタル大要左ノ如シ

本願寺内ニ信仰者ノ組織セラレタル尚友会代表者トシテ客月二十八日島地老師ト共ニ被害地ヲ視察セシニ鉍毒ノ結果小学校生徒ノ如キハ顔色憔悴シ教員モ亦巡查ノ古服ヲ着用スル杯之レ皆鉍毒ニ起因セザルハナシ故ニ今回眞宗有志者間ニ於テ仏教同盟会ナルモノヲ起シ本月三十日ヲ期シ広ク有志者ノ寄附ヲ募リ救済ノ目的ヲ達セントス云々

ト述べ了リ此ノ被害民ヲ救ヘヨト題スル印刷物ヲ配布セリ其記スル所ヲ見ルニ最初鉍毒ノ惨状ヲ述べ終リニハ義捐金、義捐物品ノ募集期限ハ一月三十日限りトシ築地本願寺内仏教者同盟会宛ニテ寄送セラレタシト記セリ参集者ハ老若男女凡ソ三十余名ナリシト云フ

乙秘第九号 一月八日

鉍毒救済演説会ト路傍演説

昨日午後一時ヨリ深川曹洞宗僧侶ノ發起ニテ鉍毒救済演説会ヲ深川区東森下町長慶寺ニ開キタリ聴衆僅カニ十五名弁士ハ小鹿仏海、上野泰庵、池田豊州ノ四名ニシテ弁士ハ交々被害民ノ惨状ヲ述ベ同情一掬ノ涙ヲ以テ救済ノ費ヲ投ゼラレンコトヲ希望スト勸誘シ聴衆ヨリ各自弍銭、参銭宛寄附シタルモノアリ午後三時過ギ閉会ヲ告ケタリ又同時刻ヨリ小石川区指ヶ谷厳浄院ニ於テ

哲学館学生 二国洞禪、同館学生 市村与市、同館学生 和田覚二、学生 南木性海、哲学館学生 古川陽平、同館学生 木村鉄岫、正則英語学校生 牛腸鉄乗、大学生 祥雲確悟
ノ八名弁士トナリ鉞毒救済演説会ヲ開キタリ聴衆ハ男女合セテ十五六名ニ過ギズ演説ノ要旨ハ大同小異ニシテ歸スル所被害ノ実況ヨリ説キ及ボシ救済ノ方法ハ応分ノ義捐ニ依ル外他ニ差当リ良策ナカルベシト結論シ午後四時散会セリ

昨夜七時本郷区本郷六丁目大学校赤門前路上ニ於テ鉞毒事件ニ関シ哲学館生徒木村鉄岫、及南木性海、正則英語学校生徒牛腸鉄乗外三名又夕麟祥院門前ニ於テ哲学館生徒二国洞禪、南木性海、和田覚二、牛腸鉄乗ノ四名ハ路傍演説ヲ為シタリ

乙秘第一一号 一月八日

鉞毒救済演説会ト路傍演説

昨日午後二時ヨリ豊多摩郡渋谷村大字上渋谷六十五番地長泉寺ニ於テ曹洞宗大学林生徒

高橋俊竜 山田仙遊 池田豊州 多飯道海 寺口良知

ノ五名ハ鉞毒救済ノ為メト称シム教演説会ヲ開キタリ聴衆男女併セテ二十五名ニシテ前記ノ弁士ハ交々被害ノ状況ヲ述べ多少ノ義捐アランコトヲ希望スト結論同四時散会セリ

一昨六日午後五時頃小石川区駕籠町巢鴨病院近辺ニ於テ哲学館学生木村鉄岫外一名鉞毒ニ関スル路傍演説ヲ為シタル趣巡查ニ於テ聞知シ現場ニ到リタルニ退去ノ後ニテ其ノ状況ヲ聞クニ傍聴者更ニナカリシ

足尾銅山鉞毒事件と明治学院

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

乙秘第一二号 一月八日

鉍毒被害民救済演説会

昨七日午後六時三十分頃麻布区三河台町十三番地私有地内ニ於テ

曹洞宗大学林学生 光山百川 石田義造 上田得雲 生駒大岳 多飯道海 間室英作

ノ六名ハ鉍毒被害民救済ニ関シ被害地ノ状況ヲ説キ義捐金ヲ恵与センコトヲ勧誘シタルモ聴衆僅カニシテ何等ノ感動ヲ与フルニ至ラザリシト云フ

今八日築地本願寺別院ニ於テ仏教同盟会演説会ヲ開キ聴衆無慮二百五十人アリ弁士ハ島地黙雷外四名ニシテ何レモ鉍毒被害ノ実状ヲ陳述シ喜捨金品ヲ勧誘セリ是亦感動ヲ惹キタル状況ナカリシト云フ

乙秘第十三号 一月九日

昨日午後七時三十分麻布区今井町二十番地々先路傍ニ於テ曹洞宗大学林生徒（氏名取調中）鉍毒被害民救済演説ヲ為シ通行ノ妨害ト認メ之ヲ制止シタリ

同日午後八時京橋尾張町日報社前ニ於テ明治学院生徒匹田純外六名鉍毒問題ノ路傍演説ヲ為シ交通妨害トナルヲ以テ之ヲ制止セリ

又一昨七日夜本郷区元富士町一番地々先ニ於テ哲学館生徒二国洞禪、木村鉄岫、長根禪提、南木性海、正則英語学校生徒牛腸鉄乗ノ五名鉍毒演説ヲ為シ又同日午後七時三十分本郷驛祥院前ニテ二国洞禪、南木性海、牛腸鉄乗、和田寛二ノ四名鉍毒問題路傍演説ヲ為シタリ

右の引用のなかに見られる明治学院生徒匹田純は、路傍演説に参加した学院生のうち姓名の判明している唯一の人物である。明治学院「普通学部名簿」によれば、正しくは匹田順である。匹田は、明治三十三年九月に明治学院普通学部五年に日本中学校から転入学した者である。同三十四年三月に同部を卒業した後、高等学部に進学している。従って、事件当時は、高等学部一年であり、明治十三年八月の生れであるから、当時二十一歳であった。『白金学報』第一号（明治三十六年十二月）の「基督教青年会報」によれば、基督教青年会の一員であり、同会の会計を担当していたことがわかる。匹田は、三十七年三月高等学部を卒業、同期生には赤松政臣、下津卯一、富尾留雄がいた。（前掲、第二号）三十八年二月四日、アメリカ留学に出発し（第五号）、その後帰国したが、詳細は明らかでない。昭和三十三年四月十九日、京都で永眠している。

学生の路傍演説は、演説会と平行して、その後も続けられたが、漸次後退の徴候が見えはじめている。以下の引用によってそのことが察知される。

乙秘第十五号 一月九日

鉅毒問題ニ関スル演説会ノ状況

本日午後一時ヨリ神田青年会館ニ於テ開キタル鉅毒問題ノ演説会ハ

木下尚江、中西堅助（明治法律学校生）、下津字一（注）、市場則政、岡本某、大亦楠太郎（明治法律学校生）、阿部磯雄（マア）、田中弘之、巖本

善治、田村直臣、加藤咄堂、島田三郎

足尾銅山鉅毒事件と明治学院

ノ十二名弁士トシテ交々鉍毒問題ニ関スル演説中木下尚江ガ出演前ニ飛ビ入りト称シ島崎某外一名ノ学生簡單ナル演説ヲ為シ午後四時閉会ヲ告ゲ夫レヨリ島田三郎、木下尚江、田中弘之、田村直臣ハ路傍演説ノ委員ト称スルモノ十一名ヲ三階ノ別室ニ集メ種々協議ヲ遂ケタル其要領ヲ探グルニ左ノ如シ

一、神田表神保町十番地中央伝道館ヲ本部トナシ尚ホ一層路傍演説ヲ為スコト

一、提灯及ビ旗ハ明日ニモ毎日新聞社ヨリ送付スルコト

一、路上ニ於テハ寄附金ハ一切受ケザルコト

ノ三項ナル趣ニテ尚ホ次期ノ学生大挙視察ハ本月二十日頃ノ見込ミナルモ未タ確定セザル由而シテ本演説会ノ聴衆ハ各学校ニ於テ諭達ヲ揭示シタル結果カ開会ノ際ハ百五十名程ナリシモ漸次増加シテ猶三百名位ニ過ギズ其種類ハ書生八、九分ヲ占メ内、婦人二十名程ヲ見受ケタリ又其会場入口ニ於テ鉍毒被害慘状ノ悲歌ト題スル印刷物ヲ配布シタリト云フ

附 記

本日正午十二時ヨリ麻布区今井町報恩寺ニ於テ曹洞宗大学林和融會員鉍毒被害救済演説会ヲ開ク弁士ハ赤柴哲提、梅原薫山、橘俊道、黒瀬道竜ノ五名ナリシト

又学生ニシテ次期ノ大挙視察ニ加ハリ出張スベク確定シ居ルモノハ神田中学校生渡辺俊道、京北中学校生宮内太全等ナリト聞ク

路傍での募金を中止したことは、後退的姿勢のあらわれとみることが出来る。

乙秘第一六号 一月九日

鉞毒問題ノ路傍演説

本夜七時ヨリ芝愛宕町一丁目三番地々先ニ於テ曹洞宗大学生生徒

齋藤道痴 赤柴哲祥 池田豊州 前田達道

ノ四名鉞毒被害民救済演説ヲ為シ聴衆二百名通行ノ妨害トナルヲ以テ説諭差止メタルニ去テ田村町三番地々先に到
リ再ビ演説シ聴衆二十名程集マリタルニヨリ重ネテ之レヲ制止シタリ

乙秘第一九号 一月十日

学生路傍演説

本日午後七時廿分ヨリ本郷赤門前ニ於テ哲学館生徒

二国洞禪 牛腸鉄乘 中根禪提 市村与市

ノ四名ハ鉞毒被害民救済ニ関スル演説ヲ為シ八時十五分同所ヲ立去リ同卅分ヨリ麟祥院前ニ到リ前記牛腸鉄乘并ニ
哲学館卒業生南木性海ノ二名ハ同上ノ演説ヲ試ミ九時引揚ゲタリ

乙秘第二二号 一月十一日

学生ノ路傍演説

足尾銅山鉞毒事件と明治学院

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

本日午後八時浅草公園地ニ於テ正則英語学校、専門学校、哲学館ノ生徒及外僧侶ニテ五名共同シ、鉍毒被害民救濟ニ関スル路傍演説ヲ為サントシタルヲ以テ浅草警察署ハ警察官ヲ派遣シ公園規則ニ反スルヲ注意シ説諭ヲ為シタル所各自直チニ退キ去レリ其氏名ハ

正則英語学校生徒	牛 陽 鉄 乘	二十一年
専門学校生徒	柴 田 忠 徳	二十五年
哲学館生徒(僧侶)	二 国 洞 禅	二十一年
僧 侶	若 桜 木 滋	二十年
同	大 照 華 仙	二十二年

一月十一日を最後として、元日以来の学生の路傍演説は終焉を告げる。それは必ずしも、学生の一時的熱情の冷却の結果とすることはできない。何よりも、各学校代表者に対してなされた文部当局の諭達は、合法主義の路線を守ろうとする学生の運動へのきわめて大きな掣肘にほかならなかった。それでは、文部当局の諭達は、具体的にどのような形で伝えられ、それを各学校代表はいかに受けとめ、また学生はこれにどう反応したであろうか。以下この点に考察を進める。

(注)この人物は、明治学院生下津卯一と同一人物であるかも知れない。詳しくは他日を期したい。

三、各校代表者への談示

「一件資料」のなかの各校代表者への「談示」関係のメモ風資料には、次のようなものがある。東京府への呼び出しの期日と学校名とを記したものであり、十八校に及んでいる。いずれも鉞毒地視察旅行や路傍演説に参加者を出した私立学校である。

談示ノ学校名

一月五日

東京専門学校 慶応義塾 独逸協会学校 正則英語学校 明治学院 東京法学院 真宗大学 明治女学校 物理学校 国民英学会 立教中学校 明治法律学校 専修学校

一月十三日

明治法律学校（再談示）

一月十四日

曹洞宗大学林 浄土宗高等学院 伝道学舎 青山学院 哲学館

一月五日の談示の内容については、その概要が次のように記されている。

談示ノ要領

鉞毒地被害民救助ノ目的ヲ以テ学生申合せ所々ニ於テ路傍演説ヲナシ聴衆ノ同情ヲ得ンカ為メニ言論往々危険ニ

足尾銅山鉞毒事件と明治学院

失シ或ハ政談ニ渉ルノ嫌アリテ警察官ト衝突シタルモノ間々コレアルヤニ聞ケリ抑々学生ノ路傍演説ヲナス行為ノ当否如何ハ大ニ熟考スベキコトナリ殊ニ演説政治ニ涉リ或ハ言論危激ニ失シ警察官ト衝突スルガ如キハ学生ノ行為トシテ然ルベカラズト思惟ス依テ一般生徒ヘ心得違ナキヤウ懇諭セラルベシ

学生ノ路傍演説ヲナスヲ禁遏セララル旨趣ナリヤトノ問ニ対シ否禁遏スルニアラザレド元来学生タルモノハ専ラ學術ノ研究ニ身ヲ委スルヲ本分トスベク慢リニ社会問題ニ容喙スルガ如キハ不可ナリ尤モ相当程度ノ学校ニ於テ社会學經濟學等ノ応用ノタメニ此種ノ事実ヲ講究スルハ別問題トス

以上のことは、視学官をつうじて伝達されたが、そこに指摘されているような路傍演説における「演説政治ニ涉リ或ハ言論危激ニ先シ警察官ト衝突スルガ如キ」学生の行動は、実際には殆んど皆無であった。これまで引用した官憲の報告がそのことを証明している。要するに、府視学官をとおして明らかにされた文部当局の意向は、問題が一企業の責任にかかる鉍毒問題であり、その被害者に対する救済という人道上の問題を学生が主張しているだけに、強圧的な禁止を打ち出すことをやや躊躇し、結局は各学校の責任者の監督において「一般生徒ヘ心得違ナキヤウ懇諭」することを指示したのであった。それでは、このような談示に対する各学校の代表者またその代理者の対応はどうであるか。この点について、「一件資料」は、次のように伝えている。

談示ニ対シ御請セシ要領

明治法律学校

校長代理 齋藤清吉出頭

生徒中鉷毒地視察旅行ヲ企テタルモノアリシヤ否ヤヲ知ラズ

東京物理学校

校長代理書記 菅生温一郎出頭

同校生徒中鉷毒地視察ニ付生徒タルノ証明ヲ請求シタルモノ一人アリシモ其理由ナキヲ以テ拒絕シタリ生徒中旅行シタルモノアリシヤ否ヤヲ知ラズ

明治学院

校長代理幹事 熊野雄七出頭

同校ニテハ抑制的ノ説論ヲ加ヘ政談ニ与ルヤウノコトナキヲ注意セリ同朝相調ベシ所ニヨレバ二三名慶応義塾前ニテ演説シタルモノアルコトヲ知レリ向後嚴ニ取締ノ見込

慶応義塾

塾長 (マツ) 山道梅太郎出頭

談示ノ趣了承

正則英語学校

校長 齋藤秀三郎出頭

生徒中証明願出タル者ヨリ証明ヲ与ヘタルモノノ数ハ凡ソ百名モアルヤニ記憶ス
専修学校

足尾銅山鉷毒事件と明治学院

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

校長代理出頭

談示ノ趣了承

東京専門学校

校長代理幹事 田中唯一郎出頭

本校ニハ栃木地方出身ノ学生有之是等ノモノハ多少關係スルモノアラン本校ニ於テハ社会学及経済学ヲ講スルニ方リ応用問題トシテ該問題ヲ如何ニ解釈スベキカノ必要上阿部井^{不明}□□指導ノ下ニ鉍毒地及足尾銅山ヲ視察シタルコトアリ世ノ風潮ニ連レテ□□スルカ如キコトナキ見込

国民英学会

校長 磯辺弥一郎出頭

証明ヲ請ヒシモノ一名アリシノミ談示ノ趣了承

真宗大学

校長代理主幹 関根仁益出頭

生徒中鉍毒地視察ニ行キシモノアリ是等ハ被害民ノ救助ノ必要ヲ感シ居ルモノノ如キモ別ニ演説ヲ以テ公衆ニ訴フルガ如キ所行ニ出ヅルモノナキ見込

立教学院

校長代理 渥美直義出頭

談示ノ趣了承

明治女学校

校長代理 福迫亀太郎出頭

校友会（卒業生）員ニシテ鉞毒視察ノタメ該地方へ旅行セシモノアリシナランモ生徒中ニハ之レアルヲ聞カズ固ヨリ女子ノ事ナレバ街路演説ヲナスガ如キハ之レナキ見込

自分ノ考ニテハスルコトハ学生ノ本分トシテ為スベキコトニアラザルベキモ其之ヲナスノ意思ハ頗ル嘉ミスベキコトト考フスルコトニマデ法律ノ明文又ハ警察ノ命令ヲ以テ干涉シ学生ノ心意ニ抑圧ヲ加フルハ教育上ヨリ觀察スレバ甚不可ナリ寧ロ奨励ノ方針ヲ取りタキモノト思惟ス

東京法学院

校長代理教務主任 三浦吉助出頭

被害地出身ノ卒業生一人アリ同人ハ直接利害ヲ有スルヨリシテ多少奔走シ居ルモノノ如シト雖路傍演説ヲナスガ如キコトナシ其他ノ生徒ニシテ路傍演説ヲナスガ如キモノアルトキハ充分ノ注意ヲ加フル見込

自分ノ考ニテハ生徒ノ身分トシテ斯ル問題ニ容喙スルハ誤見ノ甚シキモノニシテ且寄附金募集其事モ好マシカラズト考フ

独逸協会ハ此日出頭セズ後日更ニ談示シタル処談示ノ趣了承ノ旨申出タリ

以上により、殆んどの学校が談示の趣旨を肯定し、これに従う態度を示していることが知られる。東京専門学校と明治女学校の対応に僅かに談示の趣旨への抵抗が認められる。ここに示されている十三校の態度のなかで、明治学院

の対応は、最も談示の趣旨に同調的なものひとつの感が深く、むしろ文部当局に迎合的ともいえる。この点を、明治三十二年八月の文部省訓令十二号に対してとった明治学院のきわめて強硬な抵抗的姿勢と比較した場合、意外の感を禁じえない。しかしながら、訓令十二号発布後、中学校の資格を返上してキリスト教教育の立場を堅持した明治学院としても、学校経営上の必要からいって、徴兵猶予と上級学校進学の資格を獲得することが急務であった。従って、明治学院当局者は、東京府をつうじて文部省との折衝をかさね、明治三十三年七月には漸く徴兵猶予の特権を回復し、さらに進学資格の回復の折渉を進めつつある状況であった。このような状況と、先にあげた談示に対する明治学院の対応との間にはきわめて微妙な関係があったとみることができよう。また、同じキリスト教主義学校でありながらも、明治女学校の対応と明治学院のそれとの対照についても、男子校としての明治学院のおかれた立場を考慮にいれるべきであろう。

しかしながら、談示に対する以上のような対応の表明にもかかわらず、明治学院内部において強硬な措置が講じられたような形跡は認められない。先にあげた匹田順等の路傍演説は、談示後の一月八日の出来事である。また再談示という事態を招いた明治法律学校における校内での強硬措置のごときは、明治学院にはみられなかった。それでは、明治法律学校をめぐる再談示とはいかなるものであったか、さらに「一件資料」によって明らかにする。

明治法律学校へ再回談示ノ要領 一月十三日

校長代理 齋藤清吉出頭

鉍毒事件ニ関スル学生路傍演説ノ件ニ付去五日談示ニ及ビタル処其後聞ク所ニヨレバ貴校ニ於テハ東京府知事ハ

学生ノ鉅毒地ヲ視察シ又ハ義捐金募集ノタメ路傍演説ヲ試ムルコトハ一切差止ムヘキ旨嚴達アリタル趣ヲ揭示シタル由果シテ然リトセバ右ハ談示ノ趣旨ヲ誤リタルモノナリ元來東京府ニ於テハ此要領書（一般學校ヘ談示セシ要領ノ覺書）ニ在ル如ク学生ノ路傍演説ヲナス行爲ヲ禁遏スルノ方針ヲ取ラズ唯演説者ガ熱心ノ余或ハ公衆ノ同情ヲ惹カンガタメニ論旨政治ニ涉リ又ハ語辭詭激ニ失シ警察官ト衝突スルガ如キコトアリテハ学生ノ本分ニ有ルマジキコトト認ムルニツキ充分心得違ナキヤウ説示方ヲ談シタルナリ故ニ學校生徒ノ鉅毒地視察又ハ路傍演説ヲ以テ或ハ學業ヲ妨クルモノトシ或ハ學問時代ノ青年ガ社會問題ニ容喙スルハ其志操ヲ乱スノ虞アリトシテ教育上之ヲ差止ムルハ學校長トシテ之ヲナスハ兎モ角モ之ヲ東京府ノ命令ニ基クモノトシテ生徒ニ示達スルハ談示ノ趣旨ヲ誤リタルモノニ付速ニ該揭示ヲ撤去セラレタシ

答旨 御談示ノ趣旨充分ニ了承セリ先回ノ御談示ノ趣旨ヲ誤解シタルハ不都合ニ付自今充分ノ注意ヲ以テ生徒ヲ監督致スベク尤右揭示ハ一兩日前撤去シタリ本校生徒該事件ニ熱心ノ者二人アリ一時同志ト共ニ運動シタリシガ内一名ハ學校始業ノ頃ヨリ全ク奔走ヲ思止マリテ學業ニ從フコトニ決心シタリ今一名モ漸次該事件ニ遠カルベキコトトナルベシト考フ云々

明治法律學校校内揭示寫

足尾鉅毒問題ニ関シ近來学生ニシテ之レガ視察ニ從事シ或ハ義捐金ノ募集路傍演説ヲ為スモノ有之候処右ハ事政事ニ關係シ学生トシテ甚ダ穩ナラザル義ニ付可差止旨東京府知事ヨリ嚴達有之候條爾今右等ノ行爲無之様注意可有之此旨特ニ揭示候也

一月七日

校長

東京府知事からの談示は、たとえ路傍演説の絶対的禁止を厳達したものではなかったとしても、これを受けた各学
校代表者は、程度の差こそあれ、学生に対して自肅または禁止を懲慥したであろう。各校の内部事情は必らずしも詳
かでないが、最も強く禁止措置をとったのが、右にあげた明治法律学校の場合であった。これに対して、同校学生で
あり、路傍演説の主唱者であった大亦楠太郎は、当然その見解を明らかにしている。まず、一月八日段階（再談示以
前）における意見は、次のとおりである。

乙秘第一〇号 一月八日

明治法律学校長ハ今回文部大臣ノ諭達ニ基キ其校内ニ学生ノ路傍演説等ヲ禁止スベキ旨揭示シタリトテ鉍毒路傍
演説ノ発起人ナル同校生大亦楠太郎ハ左ノ如ク語レリト云フ

校長ハ一己ノ意見ヲ以テ右ノ揭示ヲ為シタルモノニアラザレバ校長ニ其理由ヲ質スモ要領ヲ得ザルベシト思惟シ
文部大臣ニ其理由ヲ問フ見込ミナレバ夫レマテ路傍演説ハ校長ノ揭示ニ服従シテ中止スルノ考ナリ

然ルニ政府ハ吾々学生ノ自ラ美事ナリト信ジ修学ノ余暇窮民ヲ救助セントスル行為ヲ何故ニ禁止セントスルカ今
日学生ノ墮落シテ其目的ヲ誤ルノ多キハ遊里ニ出入シ或ハ寄席ニ耽ケル等ノ悪事ヨリ生ズルモノ多キニ政府ハ之
レガ取締ニ緩ニシテ却テ人道ノ為メ窮民ヲ救済セントスルノ行為ノミヲ禁止セントスカル鎮庄ハ政府ノ為メ憂
フベキ結果ヲ生ゼンコトヲ恐ル今日ノ学生ハ昔日ト異ナリ随分過激ニシテ事ノ善悪ヲ鑑別セザルモノアルニ対シ

唯学生ノ本分ニアラズト云ヘル一片ノ辞柄ノミニテハ益々其激昂ヲ招クノミニシテ遂ニ彼ノ恐ルベキ露国学生ノ状態ヲ誘致スルヤモ計ラレズ吾校友モ彼ノ揭示ニ就キ多クハ不服ヲ唱フル模様アリテ吾々ノ意志ヲ賛成シ万一学校ニ於テ放校ノ処置ニテモ為ス如キ場合アレバ共ニ反抗運動ニ従フベシト申込ミ来ルモノ今朝モ二三人アリタリ尤モ文部大臣ノ説明ニシテ其理由ニ感服スル所アレバ速ニ路傍演説ヲ中止スベシ云々

さらに大亦是、一月十三日段階において、放校を覚悟のうえで断呼路傍演説を実行する旨の意見を述べているが、現実には路傍演説は中絶の形となり、公開演説会への戦略転換をよぎなくされつつある。その間の事情は、次の報告に窺われる。

乙秘第二四号 一月十三日

路傍演説発起人大亦楠太郎ノ談話

鉅毒問題ニ関スル路傍演説ノ発起者タル明治法律学校生徒大亦楠太郎ハ左ノ談話ヲ為シタリト云フ

- 一 学生鉅毒路傍演説ハ一時中止ノ見込ミナリシモ尚ホ引続キ余暇ヲ以テ従事スル筈
- 一 明治法律学校ハ路傍演説ヲ禁止シ居レバ神田区内ハ暫時停止シ文部省ノ意見ヲ待チ居レリ
- 一 文部省ニ出頭方ハ学生ニテハ大臣ノ面会ヲ得ザルベキニヨリ島田三郎学生ニ代リ出頭スル筈
- 一 文部省ニ於テ意見ヲ変更セザレバ仮令学校ヲ放逐セラルルモ本件ニ従事スルコト尤モ禁止ノ揭示ハ明治、法学院ノ両校ノミナレバ右等ノ学校ニ籍ヲ置カザルモ他校ニ転ズルハ容易ナリ

足尾銅山鉅毒事件と明治学院

足尾銅山鉍毒事件と明治學院

- 一 四谷、牛込、赤坂辺ハ早稻田ノ学生ナレバ依然路傍演説ヲ為スベシ
- 一 芝区ハ曹洞宗大学林ノ学生ニシテ前校ト同様ニ禁止ノ掲示ナケレバ路傍演説ハ勿論寺院五十余ヲ借り受ケテ
々公會演説ヲ開ク筈

- 一 會員ハ神田ニ四十余人府下全体ニテハ二百名内外ナラン
- 一 本月第三日曜（十九日）ヲ期シ潮田チセ子、松平栄子、ノ幹旋ニテ女学生大挙視察ニ出張スル準備中ナリ
- 一 田村直臣ノ發起ニ係ル学生ノ視察ハ第四日曜ヲ期シ第二回大挙視察ヲ為ス筈ニテ学生間ニ於テモ贊成互ニ勸誘中ナリ

東京府の各学校に対する訓達への不満は、単に明治法律学校におけるのみならず、他校においても顕著であった。次にあげるのは、東京専門学校学生神林秀太郎の場合である。

乙秘第二五号 一月十四日

鉍毒問題ニ関シ学生神林秀太郎ノ談

鉍毒問題ニ関シ東京府ヨリ各学校ニ対スル訓達ニ付キ東京専門学校ノ教員生徒等ノ一部ハ頗ル激昂ノ模様アリ同校学生ニシテ学生鉍毒救済会ノ委員タル神林秀太郎ノ如キハ主人前嶋密ヨリ鉍毒問題ノ路傍演説ハ勿論学生トシテ時事問題等ニ関シ運動スルガ如キハ学生ノ本分ニアラズト諭示セラレタルニモ拘ラズ府庁ヨリノ訓達ニ対シ左ノ談話ヲ為シタリト云フ

今回我々学生が鉅毒救済会ヲ組織シタルハ該問題ヲ解決セヨト云フニアラズ単ニ被害地ノ惨状ハ夷ニ予想ノ外ニ出ヅ彼等ハ已ニ病床ニアルモ医療ヲ請フノ資ナク又酷寒ニ際スルモ之レヲ凌クニ衣食ナシ曩ニ印度地方ニ飢饉アルヤ当時当局者ハ殆ンド誘導的ニ寄附セシメタルノ事実アルニ反シ我々学生ガ僅カニ余暇ヲ得テ慈善家ニ鉅毒ノ被害ヲ訴ヘ応分ノ寄附ヲ得ント路傍演説スルニ対シ警察ハ之ヲ制止シ文部省及東京府ハ訓達ヲ以テ之ニ干渉セルハ夷ニ解スベカラザルコトナリ元來我々ハ救済ヲ目的トシ傍ラ學術ノ研究ヲ為スモノニテ毫モ粗暴過激ノ行動ヲ為スニアラズ然ルニ之ニ対シ訓達スルガ如キハ大ニ怪シムベキモノアリト信ズ我國ノ状態ヲ見ルニ凡ソ金力ノ為メニ支配セラルルノ傾向アリ今回ノ如キ古河ノ金力ガ我々ノ慈善事業ニ干渉セシモノナラン仮令一身ヲ犠牲ニ供スルモ此ノ目的ヲ達セザレバ止マザルノ決心ナリ以上ノ理由ニ依リ同志数名ト共ニ不日文部大臣及府知事ヲ訪問シ右訓達ヲ撤回セシムルノ意志ナリ云々

附 記

昨日青山学院ニ於ケル鉅毒救済演説会ハ午後六時四十分開会木下尚江外青山学院生徒四名演説シ同十時二十分閉会セリ

四、路傍演説から救済演説会へ

鉅毒救済演説会の開催は、すでに明治三十四年から鉅毒地救済婦人会によっておこなわれ、多くの聴衆と救済金ならびに物資を集めていた。河上肇が身につけていた外套、羽織り巻を差し出し、翌日みずからの衣料のすべても救済会に届けたというのも、同年十二月二十日の本郷中央会堂での演説会にまつわるエピソードである。その後、鉅毒

視察報告演説会を端緒として学生による演説会も頻繁に開かれ、路傍演説とともに学生運動の軸をなすものであった。しかるに、路傍演説が警察の取締を受け、また文部省、東京府の訓達によって干渉を受けるに至るや、学生救済会も路傍演説を中止し、演説会に専ら主力を傾注せざるをえなくなっていた。すなわち一月十一日の浅草公園におけるものを最後として路傍演説（乙秘第二一号）は姿を消し、同十三日夜の青山学院における演説会（乙秘第二五号）以降、学生の活動は専ら救済演説会にしほられることとなる。その場合注目すべきことは、仏教系学生の進出であり、会場としての寺院利用が盛んになった点である。前者に関しては、すでに路傍演説において指摘しうることであった。元来、鉍毒事件全般についても、そのうちの学生運動に関しても、キリスト教の果たした先導的役割に比較して仏教はやや立ちおくれの感があった。次に引用するところからも明らかのように、仏教は立ちおくれを取り戻しつつ、きわめて活発な活動を展開していくのである。この点を明らかにする資料として、まず『毎日新聞』（明治三十五年一月十四日）の記事を引用する。

同盟会の演説日割 仏教同盟会にては、島地黙雷、高田道見等外数名何れも手を分ち、昨日より救済演説会を開きしが、今日以後の日割及場所は左の如し

十四日昼 本郷元町 等正寺

十五日夜 九 段 説教場

同夜 佃 嶋 説教場

同夜 大伝馬町二丁目 井上善七方

同日昼	荏原郡大井村	後藤方にて
十六日昼	築地別院内	光栄寺
十六日夜	本郷切通	説教場
十七日昼	築地別院内	婦女教会
十七日昼	淀橋鳴子	説教場
十八日昼	麴町中六番町	白蓮社
十八日夜	神田南塗物町	仏教倶楽部
十九日昼	小石川小日向通り	善仁寺
二十一日	深川仲町	西念寺
同日昼	市ヶ谷	常栄寺
同日夜	三十間堀	岩谷隠居方
二十二日夜	築地小田原町	印牧丈蔵方
二十二日昼	芝区白金	正満寺
二十四日昼	芝区三田松坂町	宝徳寺
二十三日夜	浅草松葉町	藤井方
二十四日昼	麻布山元町	光善寺
二十五日	神田区小柳町	説教場

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

二十七日昼 本郷白山 一音寺

二十七日夜 本所緑町五丁目 説教場

二十八日 浅草象潟町二 和吾方

次に「一件資料」から演説会関係のものを引用する。

・乙秘第二六号 一月十五日

学生鉍毒救済演説会ノ状況

昨日午後六時ヨリ神田区美土代町二丁目基督教会堂ニ於テ開キタル学生鉍毒救済演説会ノ状況ハ左ノ如シ
本演説会ノ聴衆ハ僅カニ二十八名ニシテ多クハ基督信者ヲ以テ充タサレ弁士ハ

第一席 平田芳之助 第二席 岡本金一郎

第三席 神林秀太郎 第四席 大亦楠太郎

第五席 内田 益三 第六席 高木 乘善

第七席 中西 堅助 第八席 木下 尚江

ノ八名ニシテ其演説ノ要旨ハ第一席ヨリ第七席マデノ弁士ハ青年学生ガ鉍毒被害ノ惨状ヲ視察シタル結果之ヲ救済スル手段トシテ路傍演説ヲ為シタルニ学生ノ為スベキ行為ニアラズトノ圧迫ニ遭遇シタルモ如此障碍ハ素トヨリ覚悟ノ前ナリ云々ト同一趣旨ヲ述ベ第八席木下尚江ハ鉍毒問題ニ関スル当局者ノ怠慢ヲ責メ次ニ世ノ称スル犬死ハ余

ハ勉メテ避ケント欲スル所ナリ高山彦九郎西郷老先生モ当時犬死ノ有様ナリシガ今日両先生ノ犬死ハ如何ノ感カアル余モ亦タ犬死ノ場合ナシトセザルモ、コノ熱誠ナル同情ヲ有スル学生諸君ノ余ガ周囲ニ就テ尽力セラルルハ稍々老西郷ニ近キ境遇トナレリト説キテ暗ニ学生ヲ煽動シ最後ニ鉅毒問題ヲ解決セラレザレバ熱血ナル諸君ト共ニ犬死ノ境遇ヲ見ルノ場合ヲ覚悟セリ故ニ当期議會ニ是非トモ其解決ヲ期待スルモノナリト結論午後九時閉会シタリ

乙秘第二九号 一月十五日

鉅毒ニ関スル仏教演説

京橋区築地真光寺住職多田賢住ハ昨十四日午後二時二十分ヨリ本郷区元町二丁目等正寺ニ於テ鉅毒被害民救済演説ヲ開催セリ演説ノ要旨ハ被害地ノ惨状ヲ述テ仏徒ノ本分宜ク救済セザル可ラサル所以ヲ説キ而シテ現在未來ノコトニ及シ以テ慈善同情ノ念ヲ喚起スルニアリ来聴者ハ老幼婦女十名ニシテ多少ノ感ヲ与ヘシモノノ如ク五厘若ハ壹錢ノ貨幣ヲ投ジタルモノアリシ同四時閉会ス

乙秘第三六号 一月十六日

鉅毒救済有志会ヲ設置ス

哲学館学生等ガ鉅毒救済事件ニ関シ運動中ノ処館主井上円了ノ内論ニヨリ一時中止ノ觀アリシモ被害地ヲ踏査シ其惨状ヲ目撃シタルモノハ黙止スルニ忍ビズト称シ同館生ニ国洞禪、南木性海、木村鉄岫、古川陽平、外一名発起人トナリ今回小石川鉅毒救済有志会ナルモノヲ組織シ同館学生ヲシテ会員トナシ別紙ノ綱領規定ヲ設ケタリト云フ

足尾銅山鉅毒事件と明治学院

足尾銅山鉍毒事件と明治學院

然レドモ彼等ハ干渉セラレンコトヲ恐レ秘シテ未タ之ヲ發表セス事務所ハ仮リニ小石川区指ヶ谷町十九番地嚴淨寺二洞禪ノ宿所ヲ之ニ充テタリ尚ホ調査部長古川陽平ヨリ同館學生ノ父兄ニ對シ左ノ書狀ヲ發送シタリト云フ

拜啓 目下寒威凜烈ノ候各位愈々御安榮賀上候兼テ御聞及ビト存候得共彼ノ足尾銅山ヨリ流出スル鉍毒ノ為メニ渡良瀬川沿岸二十余万里ノ区域三十万ノ人民ガ野ニ米麦実ラズ毒ノ為メニ身ニ病ヲ生ジ年々窮境ニ陥リツツアリシガ今ヤ殆ンド其極ニ達シ喰フニ食ナク着ルニ衣ナク老幼男女日々ニ道路ニ斃ルルノ大慘狀ヲ呈シ居候件ニ付キ我等同胞ノ情トシテ実ニ手ヲ空フシテ之ヲ傍觀スルニ忍ビズ茲ニ同遊書生數百人申合セ小石川鉍毒救済有志会ヲ組織シ先ツ各自ニ朝夕ノ費ヲ節約シ及ブ限り義捐ヲ為シ候得共我等微力ノ到底其万分ノ一ヲモ尽シ難ク茲ニ會員一同其親近(マツ)ニ訴ヘ相当ノ扶助ヲ仰キ度ト存候各位ニ於テモ微志幸ニ御採納被下候ハバ実ニ感謝ノ外無之此段書面ヲ以テ得貴意申候也

一 現今義捐金品ハ左記ノ場所ニ於テ取扱相成候

一 物品ハ東京市京橋区西紺屋町銀座會館、金品ハ東京市京橋区尾張町毎日新聞社

最モ御都合有之候ハバ直接左記本會事務所ヘ宛テ御送付被下度候

一 物品ハ衣類シャツ手拭其他何品ニテモ御不用ノ品、尚又他方面ヨリモ何レ此程申込可有之其節ハ万端御同志御勧誘ノ上万端御尽力ノ程御願申候

以 上

名 称

小石川区鉍毒救済有志会

綱 領

第一条 人道ノ為メ被害民救済ヲ計ル事

第二条 学生ノナシ得ル範圍内ニ於テ輿論ヲ喚起スル事

第三条 学生ノナシ得ル範圍内ニ於テ宗教々育上ヨリ救済ヲ計ル事

方 法

第一 以上ノ目的ヲ遂行スル為メ演説、勸告、視察、投書ヲ為ス事

第二 運動ノ便宜ヲ計ル為メ各種ノ救済会ト氣脉ヲ通スル事

第三 委員若干名ヲ常置スル事

第四 有志ノ義捐金及物品ハ委員ニ於テ取纏メ便宜ノ方法ニ依テ被害民ニ送付スル事

第五 会費トシテ沓錢ヅツ毎月徴収スル事

左ノ各部ヲ置ク

一 會計部委員

部長 木村順三郎 宮川 大詮

一 庶務部委員

部長 中村 才助 静 某 小沢 某 梶 某 勝田 某 外一名

一 交渉部委員

部長 中川 勸秀 南木 性海 木村 鉄岫 金子 某 松沢 某 保条 某

足尾銅山鉅毒事件と明治学院

足尾銅山鉅毒事件と明治学院

一 演説部委員

部長北房 日秀 二国 洞禪 荷堂 某 中川 某 小杉 某 坂巻 某 三輪 某
 一 調査部委員

部長古川 陽平 和田 某 小仁 某 野村 某 沢田 某 齋藤 某

乙秘第二四号 一月十六日

鉅毒ニ関スル仏教有志演説会

昨日午後五時ヨリ神田錦輝館ニ於テ鉅毒被害民救済仏教有志演説会ヲ開キタリ弁士ハ第一席大亦楠太郎第二席某

第三席学生 道重直行 第四席安藤嶺丸 第五席大和 梅原薫山 第六席境野哲 第七席潜竜 安藤鉄腸 第八席大 酒匂万世
(但宗教) 新聞記者

第九席加藤咄堂 第十席和田マコト 第十一席田中弘之 第十二席嶋地黙雷 第十三席 高木正勝 第十四席田中正造

ノ十四名ニシテ聴衆凡ソ九百名演了ノ後チ田中弘之喜捨金ヲ募リタルニ式拾四円余ヲ得タル趣又会場入口ニ於テ鉅毒被害民救済義金募集ノ檄ト題セシ印刷物ヲ配布セリ而シテ第一席ヨリ第三席ニ至ル学生ノ演説ハ番外トシテ登演シ第四席ノ安藤ヨリ開会ノ趣ヲ旨趣ヲ述ベテ本会ニ移リタルコトヲ告ゲ各弁士ノ演ズル所大同小異ニシテ今其大要ヲ略記セバ第一席ヨリ第三席ノ学生等ハ

鉅毒被害民救済運動ニ対シ吾人学生ニ迫害ヲ与ヘタルハ権利自由ヲ妨害シタルモノニシテ文部省ハ立憲政治ヲ無視シ憲法ヲ蹂躪シタルモノナリ然レドモ吾人ハ斯カル迫害ニ甘ズルモノニアラザレバ進ンデ所思ヲ果サントスルモノナリ云々

ト説キ島地黙雷ハ

孔子ガ泰山ノ麓ヲ通行スルニ一婦人ノ哀泣スルヲ見テ其理由ヲ問ヘシニ夫、子トモニ虎害ヲ受ケ死セリト雖モ此ノ國ノ政事能ク行ハレ此ノ土地ヲ去ル能ハズト答フ茲ニ於テ孔子ハ苛政ノ甚シキハ虎ノ害ヨリモ尚ホ國民ヲ苦マシムルモノナルコトヲ知レリト云フ今鉅毒被害民ニ之ヲ比較セバ虎狼ノ害ヨリモ亦甚ダシキヲ知ル故ニ救済セラレンコトヲ望ム

ト結演シ田中正造ハ

鉅毒問題ヲ演説セントスレバ一面政府ヲ攻撃セザルベカラズ故ニ余ハ今日演説スルコト能ハザルヲ以テ鉅毒問題ニ関シテノ経過ヲ述ブルニ止メン

トテ二十三年以来議會ニ五十九回ノ質問書ヲ提出シタルコトヨリ被害ノ状況等ニ涉リ救済ニ尽力アランコトヲ望ム旨ヲ告ゲ午後十時閉會セリ

次にあげるものは、仏教系学校の曹洞宗大学林における運動の蹉跌または分裂を報じた資料である。

乙秘第四三号 一月十七日

大学林僧徒鉅毒被害民救助運動ヲ中止セントス

曹洞宗大学和融会ノ一部タル同窓会員ハ明十八日四谷区笹寺ニ於テ鉅毒被害民救助ノ演説会ヲ開キ之レニテ全ク鉅毒問題ニ関スル運動ヲ中止スル筈ナリト云フ

足尾銅山鉅毒事件と明治学院

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

其理由ナリト云フヲ聞クニ本月二日該学校生徒ノ大挙視察ヲ為スヤ被害地ノ慘憺タル光景一見人道ノ為メ救済ノ道ヲ講スルノ急要ナルヲ認メ茲ニ演説会ヲ開キ金品ノ寄贈ヲ計レリト雖モ退テ考フレバ其視察地タルヤ独リ鉍毒ノ為メニノミ爾カク荒廢ニ歸シタルニアラス自然ニ起レル水災ノ跡ナリシヲ誤認シタル点モナキニアラズ且他ノ方面ヨリ調査スル処ニ依レバ纔カニ一部ノ視察ヲ為セシ位ニテハ真相ヲ穿チ得ザルコトヲ覺知シタルガ故ナリト云フ
右ニ付既ニ募集シタル金六拾円（演説等ノ費用ヲ除キタル）ハ他ノ物品ト共ニ同地ニ送致ノ筈ナリシト云フ

右のように中止が報告されているにもかかわらず、曹洞宗大学林関係者による演説会はおこなわれている。

乙秘第四五号 一月十八日

本日午後一時ヨリ四谷区塩町三丁目笹寺ニ於テ曹洞宗大学林高橋俊竜ノ催ニ係ル鉍毒被害民救済仏教演説会ハ聴衆八十名程ニテ悉ク仏教信徒ナリシ弁士ハ

嶋地黙雷 加藤咄堂 田中弘之 梅原薫山及ビ学生救済会員菊池某ノ五名ニシテ演説ノ要旨ハ何レモ鉍毒被害地ノ状況ヲ述ベ応分ノ金品ヲ喜捨シ目下急場ノ救ヲ為スベキコトヲ演シ午後五時散会シタリ

次にあげるものも、曹洞宗大学林学生を主体としておこなわれた演説会である。

乙秘第七〇号 一月二十三日

鉈毒被害民救済演説

本月二十一日午後七時ヨリ豊多摩郡千駄ヶ谷村聖輪寺ニ於テ鉈毒被害民救済演説会ヲ開キタリ弁士ハ

曹洞宗大 土田 得 雲 同大学 林学生 光山 百川

同学生 高野 大祐 僧侶 豊田 廓了

千駄ヶ谷村 小学校教員 鈴木 留次郎 商人 水野 春次

ノ六名ニシテ演説ノ要旨ハ大同小異鉈毒被害民ヲ救済セヨト云フニ帰セリ聴衆ハ老幼男女三十五名閉会ヲ告タルハ
午後十一時ナリシト

以上あげた事例では、仏教関係の演説会の場合が比較的多かったが、もちろんこの時期においてもキリスト教関係のものもおこなわれている。そのような資料を次に若干引用する。

乙秘第四七号 一月十八日

鉈毒救済演説会

本日午後一時ヨリ芝区三田四国町一番地ユニテリアン弘道会堂ニ於テ鉈毒被害民救済演説会ヲ開キタリ弁士ハ

島田 三郎 潮田千勢子 安部 磯雄 田中 正造 竹内 恒吉(慶応義塾学生)

ノ五名ニシテ聴衆四百五十名一人ニ付キ五銭宛ノ傍聴料ヲ徴シ諸雑費ヲ控除シテ二十円ヲ得、内十円ヲ鉈毒事務所
ニ、十円ハ救済婦人会ニ寄附シタリ第一席竹内恒吉ハ

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

鉍毒被害ノ状況ヨリ田中正造ガ前後十数回帝國議會ニ質問セシニモ拘ラス未ダ其解決ニ至ラスト述ベ第二席田中正造ハ

学生等ガ鉍毒問題ノ為メ奔走シ以テ救済ニ関シテノ感謝

ノ意ヲ表シ第三席島田三郎ハ

栃木県下ニ於ケル鉍毒ノ惨状ヲ究メ居ルニモ拘ラス被害民ヲ救助スルコトニ勉ムルコトナク又県会ハ之ヲ冷^{不明}ニ附スル杯実ニ同県ハ無政府ノ現状ヲ呈シ居レリ又政府ニ反省ヲ促スモ之ヲ顧ミザルハ或ハ該問題ヲ解決スルノ能力ナキ為メナランカ若シ余ヲシテ当局大臣タラシメバ立ドコロニ一刀両断ノ処置ヲ為ス容易ノ業ナリ

ト当局者ヲ攻撃シ第四席安部磯雄ハ

鉍毒問題ニ関シ我邦人ノ同胞相憐ノ情ニ乏シキコトト被害ノ惨状

トヲ述ベ第五席潮田千勢子ハ万斛ノ熱涙ヲ揮テ被害地ノ状況ヲ説キ聴衆ニ感動ヲ与ヘ同五時閉会セリ

乙秘第五一号 一月十九日

土曜講演

昨日午後二時ヨリ神田青年会館ニ於テ土曜講演ト称シ演説会ヲ開キタリ聴衆凡ソ八十名ニシテ弁士ハ田川大吉郎、植村正久ノ両名ナリシガ植村ハ宗教談ノミヲ演ジ田川ハ鉍毒問題ト学生ト題シテ演説シタル大要ハ左ノ如クナリシ
鉍毒被害ノ状況ハ実ニ甚シク昨冬十二月廿七日学生視察ニ際シ七百余名ノ人員ヲ得タルハ全ク同情ヲ寄セラレタル徴ニシテ爾來学生諸君ハ路傍演説ヲ為シ世人ニ救済ヲ勧誘シタル意気込ハ実ニ感ズルニ堪ヘタリ然ルニ其筋ヨリ

カ或ハ学校ノ意思ニ出デタルカハ別問題トシテ路傍演説ヲ中止スルコトトナリタルハ薄志弱行ノ徴ナリ学生ガ一旦企テタルコトヲ一片ノ訓戒ニヨリ其意志挫折シテ之ヲ中止スルガ如キコトニテハ到底何事モ為シ得ザルベシ併シ余ハ学生トシテ路傍演説ヲ為スガ如キハ其本分ヲ越ヘタルモノト信ズ
云々ト述ベ午後四時閉会ヲ告ゲタリ

右の土曜講演は、鉷毒救済演説会ではなくたまたま講師の田川が鉷毒問題に触れたことから報告されたものである。田川が学生の運動を薄志弱行と非難し、学生の路傍演説をその本分を越えたものとして批判している点は、官憲側からは歓迎され、従って報告されたとみることができる。キリスト教界にもこのような意見のあったことを注目する必要がある。

なお、これまでにみえてきた鉷毒問題に指導的役割を果たしてきたキリスト者の殆んどはプロテスタントであったが、それらにまじってユニテリアンの存在が注目される。ユニテリアンの会堂が演説会場となった例は先にあげたが（乙秘第四七号）、佐治実然の関係している例が次にあげられる。

乙秘第九〇号 一月廿五日

学生ノ鉷毒演説

昨日午後六時ヨリ芝区愛宕町二丁目芝教会堂ニ於テ加藤熊一郎、佐治実然外学生三名（氏名判明セズ）弁士トシテ鉷毒被害民救済演説会ヲ開キタリ聴衆百三十七名演説半ニシテ木下尚江ヨリ聴衆ニ対シ義捐ヲ乞ヒ有志者ヨリ総

足尾銅山鉷毒事件と明治学院

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

額一円二十三銭ト女羽織一枚ノ寄附ヲ得タリ而シテ学生等ノ演説シタル要旨ハ

鉍毒問題ニ関シ輿論喚起ノ為メ路傍演説ヲ試ミタリシガ其筋ノ干渉ヲ受ケ不幸其目的ヲ達スル能ハズ故ニ方針ヲ

一変シ屋内演説ヲ開クコトトナレリ或者ハ鉍毒問題ヲ演説スルハ政談ニ涉ルト余ハ其理ヲ解セズ云々

ト述ベ夫レヨリ加藤、佐治ノ演説アリテ同十時散会シタリ

キリスト教のなかでもロシア正教会に関するものが、「一件資料」にひとつだけ含まれている。次に引用するのがそれである。

乙秘第六一号 一月二十日

鉍毒問題ト神学校

昨日午後一時ヨリ、ニコライ神学校ニ於テ椎名神学士帰朝ノ歓迎会ヲ兼ネ足尾銅山鉍毒被害民救済方ニ関シ協議ヲ遂ゲ幹事山田竜太郎ハ不日開会スベキ幹事会ニ左ノ二方法

- 一、神学青年会ガ世ニ立テ公開演説会ヲナシ全国ニ義捐金ヲ募集スベキカ
- 一、正教会各支教会ニ檄ヲ伝ヘテ各教会ヨリ救助費ヲ募ルカ
- ニ提議スベキニヨリ其際ハ助力セト会衆ニ謀リ一同之レニ賛成シタリト云フ

学生の鉍毒問題に関する運動が、路傍演説から演説会へと移行し、被害民に対する当面の救済という点にエネルギー

―が集中された状況について、以上資料の紹介を主として記述してきた。しかし救済演説会の開催にも困難が伴いがちであった。東京専門学校においてさえも、学内における演説会の開催が不可能になったことが、次の資料から知られる。

乙秘第六七号 一月二十二日

学生ト鉦毒演説

嶋田三郎ハ鉦毒演説ヲ専門学校生徒ニ傍聴セシメントノ目的ヨリ同校講堂ヲ借受ケ演説セント申込シタルニ学監高田早苗ハ鉦毒問題ニ付テハ賛成ナルモ文部省ノ訓諭ニ背反セリ杯ト非難ヲ受ケ当校ノ得タル特權ヲ傷クルガ如キコトアリテハ迷惑ナリトノ旨ヲ以テ之ヲ拒絶シタル由右ニ付キ同校生徒佐藤千纏等ハ来ル日曜日ヲ期シ牛込区内ニ於テ嶋田三郎、安部磯雄等ヲ聘シ是非トモ鉦毒演説会ヲ開カント其ノ会場借受ケニ奔走中ナリト云フ

五、第二回視察旅行をめぐる問題

鉦毒現地の視察は、鉦毒反対運動や救援活動の高揚にとってきわめて有効であった。直接耳目をとおして被害地の実情を見聞きした学生たちにとって、足尾の鉦毒問題は単なる渡良瀬沿岸の地域的問題にとどまらず、深刻な社会問題として理解された。それだけに、被害地への救援活動もいっそう活発に展開されることになった。また、現地の被害民にとっても、多数の学生が大学して訪れたことは、これまでにない大きな慰めであり激励にほかならなかった。ともすると士気沮喪しがちな現地民の運動に、大学視察は新しい生気を注入したといえる。

このような効果をもたらした現地視察旅行を再度企てようとする試みは、すでに明治三十五年一月十三日の頃から進められている。先に引用した「乙秘第二四号」（四八ページ参照）には、婦人救済会によって女学生の視察が予定され、田村直臣の発起によって学生の第二回大挙視察が準備されつつあることが報告されている。

一月十八日段階では、右の第二回の学生視察は、三十日を期して実施されると、「乙秘第四四号」には記されている。そこでは、参加校が帝国大学以下四校程度にすぎないと推測されているが、乙秘文書の記述には、運動を過小評価する傾向があるので、文字通り受けとることはできない。「乙秘第四四号」の全文は次のとおりである。

乙秘第四四号 一月十八日

鉍毒被害地視察ノ件

鉍毒被害民救済婦人会ノ発起ニ係ル女学生被害地視察人員ハ約百名ニシテ明日上野ヨリ出発ノ筈

第二回学生大挙視察ハ来ル三十日ノ祭日ニ実行スルコトトシ当日上野停車場ニ集合ノ筈ニテ重ナル学生ハ帝国大学、高等学校、専門学校、曹洞宗大学林ニシテ明治法律学校ハ揭示ノ結果少数ナルベシ

第二回の学生視察の特徴は、帝国大学の学生を中心として、その準備が進められつつあった点である。この点は、東京府をつうじての文部省の干渉と圧力が、私立学校の運動に大きな支障となったこととおそらく無関係ではなからう。一月十九日の演説会において、明治法律学校の大亦楠太郎は、帝国大学総長の賛同をえて、二十六日に第二回学生視察がおこなわれることを述べている。さらに、その間の事情の詳細と具体的準備の進行については、乙秘第七

一、七九、八六各号にくわしく報告されている。

乙秘第六〇号 一月二十日

学生鉦毒演説会

昨十九日午後一時ヨリ本郷区田町十九番地興安寺ニ於テ学生鉦毒被害民救済演説会ヲ開キタリ弁士ハ

哲学館 生徒 花房 日秀 同館生 荒木 撫村

同 金子 海忍 同 宝城 崇仁

同 市村 与一 同 小杉 実照

明治法律 校生 大亦楠太郎 帝国大学 生 祥雲 確悟

哲学館生 中川 観秀

ノ九名ニシテ聴衆約百名小杉ハ政府ハ吾人ニ対シ言論ノ自由ヲ束縛セントスル旨ヲ述ベ大亦ハ訓達ノ揭示ヲ冷評シテ暗ニ文相ノ処置ニ不平ヲ漏ラシ山川大学総長ヲ賞揚シ来ル二十六日総長ノ賛成ニテ大学生ノ鉦毒被害地視察スルノ挙アルコトヲ吹聴シ其他ノ弁士ハ唯ダ救済スベキ事柄ノミ演説午後五時閉会シタリ

乙秘第七一号 一月二十三日

学生ノ鉦毒被害地視察

本月二十六日学生大挙シテ鉦毒被害地ヲ視察スルコトハ毎日新聞紙ニ広告シアルガ如ク今其人員ヲ聞クニ上野停

足尾銅山鉦毒事件と明治学院

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

車場ヨリ乗車スベキコトヲ申込ミタルハ法科大学校和田某ニシテ大学生ノ総員凡ソ六百余、内百五十名ハ農科大学生ニシテ同日渋谷停車場ヨリ被害地ニ出発スル管ナリト云フ

乙秘第七九号 一月廿四日

学生ノ鉍毒被害地視察第二報

学生ノ鉍毒被害地視察ニ関シ昨夜大学生六百名余出発スル趣既報セシ所アリシガ今其真相ヲ聞クニ左ノ如シ
本月十五日工科大学二年生（造船學専門）和田丈夫（原籍大坂府西区江戸堀上通一丁目和田才一郎長男当時東京市本郷区本郷六丁目三十二番地揚名館止宿）ハ大学総長ニ面会ヲ求メ鉍毒被害地視察ニ関スル意見ヲ述ベタルニ総長ハ之ニ対シ学生ハ研究ノ為メ被害地ヲ視察スルハ差支ナキモ路傍演説其他警察官等ト衝突スルガ如キハ勿論之レガ為メ課業ヲ一分時タリトモ休止スルヲ許サズト云ヒ聞ケタルヲ以テ総長ニ於テハ先ヅ遠足位ノコトト思惟シ居リタル由

夫レヨリ和田ハ汽車賃ノ割引ヲ求ムルニハ一行三百名以上ニ達セザレバ之レガ割引ヲ為サズトノコトヲ聞キ総長ニ面会後二三日ヲ経テ高等学校ニ此ノ視察ヲ交渉セシモ応ズル者アル模様ナク僅カニ農科大学百三、四十名（総長ノ話ニハ、百二十三名）（農科大学生ハ本科六十五名、専科二百八十一名、ノ生徒アリ）其他法科、理科、工科、文科、医科学生凡ソ五十名（総長ノ話ニハ四十名位）ノ同志者ヲ得タルニ三百名ニ達セザルヲ以テ和田ハ他ノ私立諸学校ニ勧誘シ取り敢ヘズ左ノ

大学 学生 有志鉞毒被害地視察券

和田

一 金八拾錢(汽車費并雜費)

一 一月二十六日 午前六時上野停車場參集

一 弁当式回分携帯ノ事

和田

通券一千枚ヲ調製シ之ヲ大学ハ勿論他ノ諸学校ニ配付シ頻リニ其勧誘ニ努メ居ルヨリ総長ハ尚ホ和田ニ対シ大学生ハ丁年以上ニ達シ居ルモ他ノ学生ハ然カラサルガ故ニ此等学生ト伍シテ視察スルガ如キハ余リ面白カラザルヲ以テ最モ慎重ノ態度ヲ取り遠足位ノ心構ニテ行クベキコトニ注意シタリト云フ

以上ノ状態ニ依リ本月二十六日上野停車場ニ各学生集合スルニ非ラザレバ今日ノ処其総員判明セザルモ無論三百名ニハ達スベシトノコト而シテ彼等ガ視察ノ期ヲ本月二十六日ノ日曜日トシタルハ総長ヨリ課業休止セザルベシトノ論告ニ基キ斯ク決定シタルモノニテ之ノ主唱者タル和田丈夫ハ大学々々生中ニ於テ余リ勢力ナキモノノ由故ニ大学生中同志者ヲ多ク得ザリシ所以ナリト云フ

因ニ 彼ノ大学生等ガ視察ヲ遂ゲ帰京ノ上ハ各自当局大臣及両院議員ニ面陳シ救済ノ方法ヲ訴フベシト声言シ居レリトゾ

乙秘第八六号 一月廿四日

足尾銅山鉞毒事件と明治学院

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

学生ノ鉍毒被害地視察第四号

本夜鉍毒被害地視察学生委員会ヲ和田丈夫方ニ開ク会スル者七名ニシテ各自勧誘ノ結果被害地視察ニ至ル申込ミヲ為シタル学生二百二十五名

内 農科大学生 百名 法科文科ノ大学生 十名

工科大学生 十名 高等商業学校生 四十一名

哲学館学生 三十一名 学校不明ノ学生 三十三名

ニシテ尚ホ委員ノ見込ニ依レバ今後五十名位ハ増員ノ予想ナリト云フ

以上の引用によって明らかなるように、今回の視察旅行推進の中心人物は、帝国大学工科大学生和田丈夫であった。和田は山川健次郎総長と面会して、学業に支障のない限りという条件付きではあったが、視察についての総長の賛意をとりつけていた。そのうえで、和田を中心として、帝国大学の各科学生への呼びかけがなされ、さらに私立学校生への勧誘がおこなわれた。このようにして、一月二十日の『毎日新聞』には、次のような広告が出された。

帝国大学学生生徒有志鉍毒被害視察

今般帝国大学々々生徒有志者の発起により一日の閑を以て渡良瀬川沿岸の鉍毒被害地を視察す其規定左の如し

一、一月二十六日(日曜日)午前六時迄に上野停車場に集り同三十五分を以て出発す

一、費用一人に付金八十銭(汽車賃雑費共)

一、賛成の学生諸君は大学々生々徒の手を経て二十日迄に乗車券を購求すべし（大学以外の学生諸君は乗車券の裏面に校名の記載を乞ふ）

委員

しかしながら、視察旅行実施の前夜、突然菊池大麓文相から山川総長に学生視察旅行の中止が命令された。二十六日早朝、このことは学生委員によって上野駅に掲示されたが、二百十名の者は予定どおり上野を出発して、被害地にかかった。この間の事情は、次のように「乙秘第九一号」に記され、視察の状況は、同九八号に報告されている。

乙秘第九一号 一月廿六日

学生鉞毒被害地ニ出発ス

学生ノ鉞毒被害地視察ノ挙ニ対シ昨夜文部大臣ヨリ大学総長ニ其旨ヲ通シテ大学生鉞毒視察ノ挙ヲ中止シタルヨリ大学生和田丈夫方ニ委員等会合シ上野停車場ニ来集スル学生ニ中止ノコトヲ知ラシムルノ準備ヲ為ナシ委員ヨリ上野停車場入口ニ左ノ意味ノ掲示ヲ為シタリ

学生鉞毒地視察ノ挙ハ文部大臣ヨリ総長ニ其意ヲ通シテ之ヲ中止セラレタリ噫々徴収シタル費用ハ停車前ノ茶屋ニテ払戻スベク大学生ハ明廿七日大学校内ニ於テ払戻スベシ

今朝上野停車場ニ来集シタル学生等ハ之ノ掲示ヲ見テ其挙ヲ中止シテ帰宿シタルモノアリ又タ大ニ激昂シテ其不平ヲ唱フルモノアリシガ午前六時三十五分ノ発車ニ乗込ミタル学生ハ其数凡ソ二百十名ニシテ是等生徒ノ中或ハ中

足尾銅山鉞毒事件と明治学院

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

途ニ降車スルモノアルベキモ其他ハ古河（茨城県下）停車場マデノ乗車券ヲ求メ出發シタリ学生ノ種別ヲ挙グレバ
大学生 高等商業学校 高等学校
其他私立ノ学生ニシテ元ト学生団体ヲ形チ作り鉍毒被害地ヲ視察スルハ不可ナリトスベキモ一個人トシテノ視察ハ
敢テ差支ナカルベルトノ意見ニテ出發シタルモノ多カリシト云フ

乙秘第九八号 一月廿八日

学生鉍毒被害地視察ノ概況

本月二十六日学生ノ鉍毒被害地視察トシテ上野停車場ヨリ出發シタルコトハ其際既報セシ処アリシガ尚ホ其狀況
ヲ聞クニ左ノ如シ

上野駅停車場出發ノ学生等ハ古河駅ニ着スルヤ被害民約二百五十名ノ歡迎ヲ受ケ夫レヨリ野口春造ハ学生視察ノ
挙ニ対シ文部省ヨリ干涉アリタル電報ニ接セリトテ一場ノ挨拶ヲ為シ尚ホ帝国大学ノ川瀬則行氏ハ大挙視察ノ先
発トシテ已ニ此処ニ扣ヘラレタリト紹介シ了リテ学生等ハ木下尚江、大亦楠太郎ニ引卒セラレ野口春造等ハ之レ
ガ東道トナリ到ル処ニ於テ被害説明ノ任ニ当リ沿道ニ於テハ老幼男女ハ故ラニ襁褓ヲ纏ヒ破鍋、欠ケ茶碗等ヲ並
べ悲惨ノ状ヲ粧ヒ学生ノ合力ニ預ラントセシモノヲモ見受ケラレタリト云フ而シテ学生ノ一行ハ谷中村ニ到ルヤ
野口春造、黒沢西蔵（学生ナリシガ被害地救済事務員トナリシモノ）ハ警笛ヲ鳴ラシテ被害民ヲ集メ学生ニ対シ
哀訴且ツ悲惨ノ状態ヲ説明セヨト懇憑シ之レニ励マサレ被害民ハ種々ノ説明ヲ為シ中ニハ稍々事実ニ近キ談ヲ為
シタルモノアリテ却テ野口ヨリ叱退セラレタルモノアリ又タ茅屋ノ傍ニ面積二畳余ノ土窟アルヲ説明シテ曰ク此

ノ一帶ノ地年々毒流ノ侵ス所トナリ濕毒ノ地ト化シ冬期ニ至レバ此ノ土窟ニ入り老幼相擁シテ僅カニ寒ヲ凌クト一行大ニ感動シタリ然ルニ婦女ガ内職トセル菅笠縫ハ乾燥シ易キ草ナルヲ以テ土窟ヲ要スルガ故ニシテ独り貧民ノミナラズ一般ニ此ノ穴ヲ穿チ工作ニ従事シ居ルモノナリト云フ

順次視察シテ茂呂丈助方ニ至リ天井ニ雜魚數串ヲ弁慶(藁苧)ニ刺シ釣シアルヲ発見シ學生ヨリ渡良瀬川ニ魚介ノ根絶ヲ説クニ拘ラズ捕魚アルハ如何トノ反問ニ逢ヒ管辞ニ窮シ僅カニ數ヶ月ノ苦心此ノ魚ヲ獲タリト答ヘタリ一行ハ直ニ古沢繁治方ニ立寄り黒沢西蔵ハ大声ニテ古沢ハ被害民ノ膏血ヲ絞ル惡漢ナリト叫ブヤ古沢ハ之レニ對シ諸君ノ謂フガ如ク古河ヨリ賄賂ヲ受ケタル覺ヒナシ云々ト頗ル弁疏ヲ試ミタルニ或學生ハ足下ハ何故ニ吾々學生ノ視察ニ對シ冷淡ナルヤ被害民ノ一大ナル足下ハ何故ニ晏如トシテ美衣美食シ居ルヤ貧民誰レカ足下ノ恩沢ニ浴シ一椀ノ食一枚ノ衣ヲ恵マレタリト云フモノアリヤト詰問セシニ古沢ハ學生ニ對シ冷淡ナルニアラズ又夕衣食ノ美ハ独り余ノミニアラズ學生ノ身分トシテ随分華美ノ服装ヲ為サルルニアラズヤト答ヘ大亦楠太郎ハ右ノ問答ヲ遮リ古沢ニ向ヒ君ハ三十町歩ノ田畑ヲ有スト宜シク毎日新聞社ヲ介シ一千円ヲ寄附シ大ニ都里ヲ賑恤セヨトテ玆ニ名刺ノ交換ヲ為シ古沢ト學生トノ間ニ又続々問答起ラントセシニ大亦等ハ之ニ注意シ學生被害民ハ鯨波ヲ拳ケテ回家ヲ去レリ而シテ大学生ノミハ古沢方ニハ立寄ラズ前進海老瀬小学校ニ到リ一行ノ來着ヲ待テリ一行ノ來着午餐ヲ終ハルヤ木下尚江ハ大要左ノ演説ヲ為シタリ

抑モ鉞毒問題ハ純潔ナル青年ノ叫ビ声ハ大ナル反響トナリテ彼方此方ニ起リ或ハ慈善家ノ救済トナリ或ハ路傍演説トナリ一麥東京市民ノ熱誠ナル同情ト警察ノ干涉トナレリ警察ノ干涉ハ尚ホ忍ブベキモ學校、文部ノ干涉ニ至テハ唯タニ吾人ニ不快ヲ与フルノミナラズ國家ノ前途大ニ憂慮セザルヲ得ズ文部大臣ノ理想ハ學生ガ鉞毒問題ヲ

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

称フルハ直チニ政治問題タルノ嫌ヒアリト云フモ之レ箸ニモ棒ニテ懸カラヌ理窟ニシテ学生ノ視察ヲ禁止スルガ如キハ虚説ナラント弁護セシニモ拘ラズ今ヤ事実トナリテ頭ハレリ然レドモ諸君落胆スル勿レ不条理ノ命令、没道理ノ禁止ハ学生諸君ノ英氣ヲ屈服スルノ力ナク却テ激烈ナル反動ヲ起スノ機会タルニ外ナラズ爾來宜シク百倍ノ力ヲ以テ運動セザル可ラザル前兆ヲ見タルヲ祝セザルヲ得ズ

被害民救済ニ関シテハ誰レカ其救済ノ任ニ当ルベキモノゾ未來ノ国民、純潔ナル青年ニ訴ヘントセバ文部省ノ干渉ニヨリテ禁止セラルルヲ如何セン冀クハ我々ノ行動ヲ嫌忌スル政府人ヲシテ此ノ慘況ヲ実見セシメナバ干渉ノ非ナリシヤ悔ユルヤ必セリ

次ニ大亦楠太郎ハ演壇ニ上リ

弁論ニ先チ刑罰ニ附スベキモノアリトテ囊ニ交換シタル古沢ノ名刺ニ点火シ励声一番苟クモ不義ノ富貴ヲ貪リ万民ノ疾苦ヲ顧ミザルモノハ將サニ此ノ如クナルベシト説キ軋ジテ文部省ノ干渉ヲ評シテ曰ク文部省ノ干渉ハ我々青年ノ勇氣ヲ挫折スルノ力ナシ只僅カニ我々ノ財囊ニ三十錢ノ損害ヲ被ラシメ焼キ芋代ヲ奪ヒ去リタルニ止マル而シテ此ノ損害ハ偶々日鉄会社ノ利得トナリ来リタル世ノ中ハ奇妙不可思議ノ極ナリ云々

乙秘文書の記述には、鉍毒反対運動に対してかなりの悪意をもって報告文をつづっている節が目立っている。特に第九八号は、その極ともいうべきであろう。他方、『毎日新聞』も、視察旅行について報道しているが、特に文部大臣の禁止令が帝国大学総長に伝えられた以降の経緯につき、一月二十七日号に詳細を報じている。以下はその引用である。

大学生の鉷毒地視察禁ぜらる

政府は遂に帝國大学々生の鉷毒地視察の美拳を禁止せり

帝國大学総長山川健次郎氏が大学生の鉷毒視察を許容したりしは社会の皆な壯とせる所にして、而して政府の尤も恐怖したる所なりき、帝國大学生の大挙視察の事公表せられてより日を経る數日、爰に於てか世人は窺かに相言つて曰く他の官私学校に干渉して学生の口より一切鉷毒事件を封せんとしたる文部大臣が独り帝國大学々生を看過するは是れ態度の矛盾にして而して曩きの命令の自然に破滅する者に非ずやと、世人は帝國大学によりて彼の耻づべき文部省の干渉の消滅に帰せんことを切望したりしなり此間政府側に於ては如何に苦心焦慮したりけん、時日早くも経ちて大挙視察の当日なる二十六日は最早や明日と言へる二十五日は来れり、大学生の鉷毒視察を黙過して前きの命令を自ら打ち破るべきや否やの問題は愈々決定せざるべからずなりぬ、卑怯にして傲慢なる政府は悔悟の大道に出つることを知らずして、執拗にも前きの誤れる横道に迷ふて所謂態面なる者を維持せんことに一決せり、爰に於てか菊池文相は山川総長を招きて大学生の鉷毒視察禁止を命令せり、文相と総長との間に如何に議論の往復せられたるかは読者の想像に一任せん、然れ共文部の監督下に在る大学は法に於て其の命令に応せざるべからず、夜の十時、山川総長は憤怒を忍びて大学に帰り、急使もて鉷毒地視察の委員を招集せり、視察の準備既に整頓して今や只だ明朝の来るを待ちつゝ、ありし左の委員諸氏は何事ならんと早速に登校せり、

法科 勝目 良二氏 同 小山秀次郎氏

文科 芝田 徹心氏 同 岡田 恵一氏

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

医科	植村卯三郎氏	同	布施顕之助氏
理科	朽木 十吉氏	農科	堀田巳之助氏
工科	伊藤 孝次氏	同	北浦 里之氏
同	長橋 五郎氏	同	和田 丈夫氏

山川氏は文相一片の命令を示して曰く、『誠に諸君には気の毒なれ共幸に之を諒せられよ』と、語極めて簡、而も憤慨の気眉字の間に溢る、を見たり、所謂文部の命令とは何ぞ、乞ふ左の愚昧不理論なる一文を看よ

学生が鉍毒地を視察し研空の資となすは妨なしと雖も鉍毒問題は目下一の政治問題として喧論する所なり此際学生多数隊をなし該地へ旅行するは一の政治上の運動たるの嫌あり大学生たるものは宜く避くべき所なり

斯かる無意味にして乱暴なる命令に甘従する者何処にか在る、然れども委員諸氏は山川氏の苦衷を諒し直ちに快諾を残して乱し去れり、此の如くにして帝國大学々生の鉍毒地視察は禁止せられたり、而して日本政府の怯懦は此の如くにして愈々益々証明せられたり噫々

『毎日新聞』の報道によれば、視察禁止にもかかわらず、二百五十余名が上野駅を出発、古河こがにて被害民の歓迎を受け、被害劇甚地の界村を視察し、そこから佐野駅に至って帰京する最初の予定を変更して、谷中村から渡良瀬川を渡り、海老瀬村の小学校前で昼食、埼玉県の被害地川辺、利島両村を經由して、古河駅にもどり帰京した。(一月二十八日号参照)

一月二十九日、東京府においては内務部長名をもって、学生の鉍毒地視察旅行を禁止する旨の通牒を、各区長、郡

長宛に發し、また府下の師範学校長、女子師範学校長、府立各中学校長にあてて同様の趣旨の通牒を出した。「一件資料」のうちにある「学生監督上ノ件ニ付通牒」がそれである。以下にそれを引用する。

明治卅五年一月廿九日

学生監督上ノ件ニ付通牒

近来政治上ノ問題ト相成候鉅毒事件ニ関シ学生生徒ニシテ鉅毒地ヲ視察シ又ハ本問題ニ就キ演説ヲ為ス等ノ者有之斯ノ如キハ専心学業ニ従事スル学生々徒ノ本分トシテ穩当ナラザル行為ニ有之右ニ就キテハ学校長ニ於テ学業又ハ品性ニ妨ケナキ様監督ヲナシツツアルコトトハ存候得共尚生徒ノ隊ヲナシテ鉅毒地視察ニ赴クハ之ヲ差止メラレ度单独彼地ニ行キ學術的研究ヲ為スハ絶対ニ之ヲ禁止スルニアラズト雖モ個人々々ニ行クト称シテ尚故意ニ多数同行スルガ如キハ固ヨリ論ナク仮令故意ニアラザルモ期セズシテ多数トナルトキハ其結果同一ト相成候ニ付鉅毒地視察旅行ハ此際個人トシテモ之ヲ避クベキ様学校長ニ於テ夫々取締方貴区内各私立学校(小学校又ハ之ニ類スル各種学校ヲ除ク)へ御伝達相成度仍命此段申候也

年 月 日

内 務 部 長

各 区 長 宛

豊多摩郡長宛

北豊島郡長宛

足尾銅山鉅毒事件と明治学院

第二案

近来政治上ノ問題ト相成候鉍毒事件ニ関シ学生々徒ニシテ鉍毒地ヲ視察シ又ハ本問題ニ就キ演説ヲ為ス等ノ者有之斯ノ如キハ専心学業ニ従事スル学生々徒ノ本分トシテ穩当ナラザル行為ニ有之貴校生徒ニ在テハ未タ此ノ如キ事実アルヲ認メズ候得共今後尙鉍毒地視察ノ為メ旅行スルガ如キコト無之様御取締相成度仍命此段申進候也

年 月 日

内 務 部 長

東京府師範学校長

同 女子師範学校長

同 第一中学校長

同 第二中学校長

同 第三中学校長

同 第四中学校長

この通牒によって、私立学校生が鉍毒運動に合法的に参加する道は完全に失われた。明治学院生が、これより前に個人の資格においてどれだけ第二回鉍毒視察旅行に参加したかは明らかではないけれども、その後の演説会等において活動した明治学院生の名はまったく見られない。

通牒の出された後においても、学生の鉅毒演説会は依然として開催された。乙秘文書によれば、一月三十日午後一時から下谷区谷中三崎町全生庵（寺院）において哲学館生による演説会があり（二〇六号）、同日午後二時からは赤坂青山北町四丁目海蔵寺で曹洞宗大学林生によって演説会が開かれた（一一二号）。いずれも参加者は少く、前者は十一名、後者は五十名と報告されている。しかし、同日神田青年会館で開かれた演説会には、九百余名の聴衆があった。その詳細は次の「乙秘第一一三号」のとおりである。

乙秘第一一三号 一月三十一日

鉅毒被害民救済演説会

昨三十日午後一時ヨリ神田青年会館ニ鉅毒被害民救済演説会ヲ開キタリ本会ハニコライ正教青年会ノ発起ニ成リ弁士ハ正教新報記者石川喜太郎大学院学生三輪田元道及元田作之進、木下尚江、田村直臣、鈴木万次郎、島田三郎、田中正造、明治法律学校生徒大亦楠太郎、同中西堅助ノ十名ニシテ演説ノ要旨左ノ如シ

第一席大亦楠太郎曰ク

学生ガ鉅毒被害民救済ニ運動スルコトノ不可ナリトノ理由ヲ認メズ吾人ハ政事ニ関シ運動スルモノニ非ズシテ単ニ同胞ノ惨状ヲ救済セントスルノ慈善事業ニ出ヅルニ外ナラズト述ベ

第二席中西堅助モ

亦同意味ノ演説ヲ為シ

第三席石川喜三郎ハ

足尾銅山鉅毒事件と明治学院

足尾銅山鉍毒事件と明治学院

鉍毒問題ニ関シ島田巖本等ノ人々ガ運動スルハ田中正造ヲ買ヒ冠リタルモノナラント思惟セシニ被害地ヲ視察シテ此ノ誤解ヲ氷解セリ今被害地ノ良田ヲ荒廢セシムルニ至リタルモノハ果シテ誰ナルカ鉍業主及ヒ政府ニ其罪アリト雖モ立憲政治亦タ其罪ナシトセズ凡ソ政治ハ第一ノ要素ハ精神主義ナラザレバ円満ナル政治ト云フヲ得ザルナリ日本ノ政治ハ此ノ主義ヲ欠クヲ以テ社会ヲシテ今日ニ至ラシメタリ則チ人ヲ殺シ人ヲ苦シメ以テ銅山ヲ保護スル理由熟レニ存スルカ

第四席三輪田元道

鉍毒ノ問題ヲ解決セントスルニハ徳義上ノ解釈ト經濟上ノ解釈トノ二ニアリ又人道上ヨリ論究スルモ易スク解決スルヲ得ベシ故ニ生命ヲ保護スルト云フ上ヨリ其採掘ヲ中止スベキモノト言ハザルベカラズ

第五席元田作之進

鉍毒問題ヲ根治的ノ療法トシテ二ノ学説アリ一ハ社会主義ノ解釈トシテ政府ハ国家ノ番頭トシテ土地ノ所有ヲ禁止又多額ノ財産ヲ人民ニ得セシメザルコト一ハ政治的ノ療法ニシテ親切ノ心ヲ以テ療治スルコト今日ノ必要ハ青年ガ被害地ヲ視察スルガ如キ尤モ適當ノ療法ナリト信ズ云々

第六席木下尚江

近頃怪シムベキハ学生ノ鉍毒視察ヲ禁止セラレタルコト之レナリ見ヨ一月ノ初メヨリ路傍演説又ハ被害地視察禁止ノ命令ハ学校ノ方針ニ非ズト信ジタリ如何トナレバ人道問題ニ関シ学校ハ大ニ奨励スベキモノナレバ文部省モ之レヲ援助スベキモノト思惟セシニ之レヲ禁止シタリ而シテ其結果得タル処ノ利益ハ汽車賃八十錢ノ割引ヲ得ズシテ視察ノ学生等ハ壹円八錢ヲ払ヒタリト云フ見レバ差引文部大臣ノ訓令ハ貳拾八錢ノ価値ニ過ギザルモノト云

フモ憚ラザルナリ云々

第七席 田村直臣

被害地ヲ視察シ其慘状ヲ見余ハ政府アルカ郡役所及ビ県庁アルカヲ疑ヘリ假令日本ニ政府及ビ法律ナシトスルモ国民ハ之レヲ救済スベキ義務アルニ非ズヤト述べ頗ル感動ヲ与ヘ此時義捐金四拾七円四拾六銭ヲ得タリ

第八席 鈴木万次郎

鉍毒被害地ヲ病者ニ譬ヘ銅臭ヲ一掃セザレバ到底鉍毒問題ノ解決ハ望ムベカラズ

第九席 島田三郎

抑モ鉍毒問題ガ中央部ニ移リテ以来十年間如何ニ人命ヲ損セシカヲ知ラズ然ルニ政府ハ常ニ調査中ナリトノ答弁ヲ為スニ至テハ実ニ感覺ニ鈍キ政府ナリトテ足尾銅山ノ利益ト被害地ノ利益トヲ比較シ夫レヨリ栃木県知事田中鉍山局長ヲ攻撃シ文部省ハ教育ニ害アリト口実ヲ以テ学生ヲ束縛シタリト詰リ次ニ今日ノ如キ慘状ヲ知リツツ敢テ顧ミザル政治家ノ暴戾殘忍酷薄ナル何ソ能ク国家ヲ調理スルコトヲ得ント反駁シタリ

第十席 田中正造

十五年以前ヨリ鉍毒問題ヲ世論ニ訴ヘ其解決ヲ望ミタルモ不幸ニシテ遂ニ今日ニ至リタリ故ニ余ハ諸君ニ対シ演説スルノ顔色ナシ然レドモ此ノ演壇ニ上リタル上ハ鉍毒問題ノ性質ヲ述ベトテ被害地ヲ病者ニ譬ヘ最後ニ其病毒ヲ取り去ルコトヲ得ザルハ恐レ多クモ天皇ノ御統一ガ欠ケテ居ルト云フコトニナル御統一欠ク以上ハ何レノ国ヨリ掠奪セラルトモ策ノ施スベキナキニ至ル之ヲ防グハ志士仁人ノ力ニ依ラズシテ將タ他ニ防禦ノ策アランヤ云々ト結論セリ

足尾銅山鉅毒事件と明治学院

聴衆九百余名ニシテ午後六時三十分閉会ヲ告ゲタリ

二月二日午後一時より早稲田鉅毒研究会の發起にて神田錦輝館で開かれた演説会も、聴衆約三百を数えて盛会であった。その模様は次の「乙秘第一二九号」によって明らかである。

乙秘第一二九号 二月三日

鉅毒救済演説会

昨二日午後一時ヨリ早稲田鉅毒研究会ノ發起ニテ神田錦輝館ニ於テ鉅毒地被害救済ノ演説会ヲ開キ入場料金十銭ヲ徴セリ聴衆ハ無慮三百名其多クハ書生体ノモノニシテ多少感動ヲ惹起シタルモノト見受ケラレ臨時ニ義捐金四円貳拾九銭外ニ羽織一着ヲ脱シ寄附シタルモノアリタリト云ヘリ又聴衆ニ対シ静香ノ作曲ニ係ル同情に富める我同胞諸君に訴ふる歌ト題スル渡良瀬川沿岸鉅毒被害ノ惨状ヲ叙述セル非売品ナル印刷物即チ鉅毒唱歌トモ云フベキ譜曲附ノモノ一部宛ヲ配布セリ然シテ左ノ順序ニヨリ演説シ且ツ其演旨下記大要ノ如シ同六時閉会スルニ至レリ

演説順序

- | | |
|--|--|
| 第一席 東 則政 <small>(専門学
校生徒)</small> | 第二席 大亦楠太郎 <small>(明治法律
学校生徒)</small> |
| 第三席 神林秀太郎 <small>(専門学
校生徒)</small> | 第四席 久保 三郎 <small>(専門学
校生徒)</small> |
| 第五席 佐藤 千纏 <small>(同上)</small> | 第六席 高木 来喜 <small>(同上)</small> |
| 第七席 安部 磯雄 | 第八席 木下 尚江 |

第九席 加藤 咄堂

第十席 島田 三郎

第十一席 田中弘之

演旨ノ大要

演旨ハ皆大同小異ニシテ鉅毒地被害ノ惨状ヲ述ヘ其今日ニ至ルマテ救済ヲ為スニ至ラザル政府ノ怠慢ナルヲ難シ又第一席東則政及第十席島田三郎ヲ除クノ外ハ彼ノ学生ノ大挙視察ヲ禁ジタルハ真ニ謂ハレナク学生ガ視察ヲ為スハ其目的政府ノ怠慢ヲ攻ムルノ意アリタルニアラズ、只ダ同胞ヲ救済セントスルニ外ナラズ又之ヲ社会ニ訴ヘントスルニアリ被害民ヲ慰藉セントスルニアリ此拳ニシテ何故ニ不都合ナルカ然ルニ政府ガ其視察ヲ禁ジタルハ実ニ吾人ノ解スル能ハザル所ナリ視察ヲ禁ジタルト雖モ其同志者中二百五十余名ハ終ニ单独ノ資格ヲ以テ被害地ニ赴キタリ玆ニ於テ政府ノ訓令ハ何等ノ効ヲ収メズ山川大学総長ハ文部大臣ノ訓令ニ抗弁シタリト雖モ上下ノ悲サハ之ニ服セザルヲ得ズ依テ総長ハ学生ニ懇談シ学生ハ総長ノ意ヲ諒トシテ服従否ナ畏服シタリト雖他ノ学生ハ大学視察ノ名称ヲ脱シ单独個人ニテ視察ヲ為シタリ往復ノ汽車賃一円八錢ヲ要シタレバ大挙視察ヨリハ貳拾八錢ヲ余分ニ鉄道会社ニ支払ハシメタルニ過ギズ然ラバ文部大臣ノ訓令ハ僅カニ貳拾八錢ノ価値アリタルニ過ギズ其後文部大臣ハ再び訓令シテ学生ハ何等ノ理由ヲ問ハズ一切被害地ニ行クヲ禁ゼリ実ニ压制ナリト謂ハザルベカラズ然リ実ニ政府ハ学生ヲシテ不人情、無慈悲、ニ陥レントスルモノナリ斯ク学生ノ行動ニ言論ニ压制ノ時代トナリテハ到底革命ヲ免ガルベカラズ余ハ断言ス学生ヲシテ普通ノ人間ノ如ク慈悲、感覺ヲ有セシメズ禽獸同様ニ情モ感覺モ消失セシメントスルハ実ニ文部大臣ノ意ナルベシ吁々学生ハ空前絶後ノ恥辱ヲ被ムレリ

因ニ演説開会前其演説ヲ為シタル高木来喜、佐藤千纏ハ神田警察署ニ出頭シタルヲ以テ同署ニ於テハ学生ノ身分

トシテ公開ノ席ニ於テ政談ニ渉ル演説ヲ為スハ不可ナルヲ注意シ置キタルニ拘ハラズ尚ホ前記ノ言説アルニ至レリ

この時期に至って、演説中に「社会主義」「革命」といった言辞が見いだされる。特に「斯ク学生ノ行動ニ言論ニ
圧制ノ時代トナリテハ到底革命ヲ免ガルベカラズ」と記されているが（乙秘第一二九号）、おそらく木下尚江の演説
のなかのことであろう。このことは、やがて鉍毒問題が社会主義の立場から論じられることを予示している。乙秘
文書はさらにその後の演説会の幾つかを報告し、二月二十五日の「乙秘第二二七号」をもって「一件資料」は終つて
いる。

乙秘第一六八号 二月九日

鉍毒被害民救済演説会

昨日午後六時三十分ヨリ小石川区白山前吉妙清寺ニ於テ鉍毒被害民救済演説ヲ兼テ幻燈会ヲ開キ弁士ハ宝城崇仁、
古川陽平、木村鉄岫、二国洞禅、牛腸鉄乗ノ五名ニシテ聴衆百六十三人会場ニ於テ会主ヨリ義捐金ヲ勧誘シ結果金
老円八十一銭余ヲ得、午後八時五十分閉会ヲ告ゲタリ

又同日午後六時三十分ヨリ本郷中央会堂ニ於テ鉍毒被害民救済演説会アリタリ弁士ハ村上俊三、高橋秀臣、田中
弘之、島貫兵大夫、東京専門学校生徒佐藤千纏ノ五名ニシテ聴衆約四百五十名演説ノ要旨ハ何レモ鉍毒被害ノ状況
ヲ述ベ之ヲ救済セヨト演了シ午後十一時三十分散会シタリ

乙秘第一五七号 二月七日

鉅毒被害民救済演説会

昨六日午後六時ヨリ本郷区駒込片町四十一番地養昌寺ニ於テ鉅毒被害民救済演説会ヲ開キタル弁士ハ古川陽平、木村鉄岫、二国洞禪、境野 哲

ノ四名ニシテ聴衆凡百名稍々感動ヲ与ヘタルモノノ如ク演説ノ要旨ハ被害地ノ実況ヲ述ベ被害民ヲ救済セザルベカラスト論シ敢テ政談ニ渉ルノ語辞ナカリシ

乙秘第一七四号 二月十日

昨九日午後二時ヨリ芝区高輪泉岳寺ニ於テ鉅毒被害救済ニ関スル演説会ヲ開キ聴衆無慮百名ニシテ多クハ商人タリシモ別段感動ヲ与フルニ至ラザリシガ其弁士ハ左ノ五名ナリ(中略)

安藤鉄腸、横山薫山、田中弘之、菊池松量、高木政勝

(中略)

又同六時ヨリ四谷区内貸席大泉亭ニ於テ曹洞宗大学林生徒土田得雲ノ開催ニテ鉅毒被害地ノ幻燈会ヲ開キ来観スルモノ四十名説明ヲ為シタルモノ祥雲晚成、土田得雲、光山百川、東則正、二国洞禪ノ五名ニシテ義捐金品ノ勧誘ヲ為シタルモ感動ヲ惹起シタル模様ナカリシト云フ

乙秘第二二七号 二月廿五日

足尾銅山鉅毒事件と明治学院

足尾銅山鉅毒事件と明治学院

鉅毒被害救済演説会

昨夜神田青年会館ニ開キタル鉅毒被害民救済演説会ノ状況ハ左ノ如シ

本会ハ婦人救済会ノ發起ニ係リ最初飛入り弁士トシテ大亦楠太郎演説ヲ為シ引続キ中西堅助、木下尚江、田村直臣、古木寅次郎、島田三郎等ノ例ニ依テ被害民救済ニ関スル演説アリ聴衆凡ソ三百余名ニシテ午後十時閉会ヲ告ゲタリ

このように救済演説会は開催され、三十四年暮れの第一回視察旅行以来の学生運動の高まりの余韻は残ったが、実際活動は特定指導者や特定学生に限られがちであった。多くの学校内に左のような掲示のあるために、明治学院のよくな私立学校に、三十四年末から翌三十五年一月初旬にかけての学生運動の高まりがいま一度甦ることは期待すべくもなかった。

今般文部大臣より内訓も有之候に付鉅毒地と称する地方へは此際学生々徒の旅行することを嚴禁す（『毎日新聞』明治三五年三月一日号）

果たして明治学院校内に右の禁令が実際に掲示されていたかは明らかではないが、一度は高揚をみた明治学院生の鉅毒問題への関心はどのようなものに変っていったであろうか。それは改めて追究するべき新しい課題である。

東京一致神学校開校当時の人びと

工藤 英一

明治学院の創立は明治十九年のことであるが、その歴史の起点は同十年の東京一致神学校の開設とされている。同年九月、それまで各ミッションの宣教師のもとで個別におこなわれてきたオランダ・リフォームド、アメリカ・プレステリアン、ならびにスコットランド・ユナイテッド・プレステリアンの三ミッションの神学教育機関が合同してひとつとなった。当初東京築地明石町七番館で授業を開始した新しい神学校は、築地十七番に竣工した新校舎に移った。これが東京一致神学校である。

これより先、すでに明治九年五月にアメリカ・プレステリアン・ミッションとリフォームド・ミッションとの間に協力関係が成立し、さらにスコットランド・ミッションもこれに加わった。これらのミッションの協力は、日本基督公会と日本長老公会との合同一致をもたらし、明治十年十月三日、日本基督一致教会の建設となった。東京一致神

東京一致神学校開校当時の人びと

東京一致神学校開校当時の人びと

学校の開設の背景には、以上のようなミッション協力と教会合同があったのである。

具体的に一致神学校を構成するに至った神学塾ないしは神学校は、次のおりである。リフォームド系では、横浜のブラウン塾と長崎のスタウト (Henry Stout, 1838~1912) の塾、アメリカ・プレスビテリアン系としては、カールスの神学校とタムソンの家塾、スコットランド・ミッション系では、ワデルの塾等があげられる。

東京一致神学校はこのようにして開設されたが、開校当時この神学校に学んだ学生たちは、どのような人びとであったか。その学生数は約二十五名とされているが、正確にはそのすべてを明らかにすることはできない。ただ開校当時の学生たちがどのような者であったかを明らかにする貴重ないとぐちを与えてくれる一枚の写真がある。「東京築地一致神学校開校時代の学生、明治十年(一八七七)十月同校舎前(明石町七番館)」と題する写真がそれである。この写真は、『植村正久とその時代』第三巻の四六九ページに掲載され、ひとりひとりの人物の氏名まで記載されている。それは次の二十四名である。

重富柳太郎、篠原闇蔵、小林格、井深梶之助、中島留吉、島亘、伊藤藤吉、横井元峰、三浦徹、石原保太郎、原猪作、青山昇三郎、イムブリー、宮島彦太郎(?)、渡辺利兵衛(?)、瀬川浅、岡見辰五郎、植村正久、谷崎全次、山本秀焯、奥野昌綱、山口庄之助、北原義道、雨森信成

なお、右のほかに「神学生ニシテ写真ノ中ニナキ人々」として、藤生金六、鈴木銃太郎、古沢久治、田村直臣の名があげられている。

写真のなかの唯一の外国人「イムブリー」は、アメリカ・プレスビテリアン・ミッションから一致神学校教授として選ばれたウィリアム・インブリーである。同教授の担当科目は新約釈義と基督伝であった。なお、リフォームド・ミッションからは、アメルマンが、スコットランド・ミッションからはマクラレンが、それぞれ教授として選出され、前者は組織神学、新約神学、教会史を、後者は旧約歴史、聖地地理を担当した。これら三教授のほか、講師としてタムソン（旧約釈義）とヴァーベック（説教）が選ばれた。

写真のなかにみられる宮島彦太郎と渡辺利兵衛は、前者は下総大森教会の長老、後者は浅草教会の長老であろうとされている。いずれも神学校の学生ではない。また、奥野昌綱と青山昇三郎とは、正規の学生ではなく、聴講生として講義に出席していたといわれている。（『明治学院五十年史』八ページ）

奥野昌綱（1833～1910）は、明治五年五十歳で受洗した初代信徒の元老であり、プロテスタント教会における最初の牧師である。伝記としては、黒田惟信著『奥野昌綱先生略伝並歌集』（一粒社）がある。

青山昇三郎は、旧岡崎藩の士族であったという。（卜部幾太郎編『日本伝道めぐみのあと』六八ページ）明治八年頃一家を携えて上京し、新栄橋教会に出入りして信仰を得、同九年三月から服部章蔵とともに同教会の長老となっている。（『日本新栄教会六十年史』二七ページ）『下関基督教五十年史』には、次のように記されている。

明治十二年五月廿一日、青山昇三郎氏一家山口県赤間関に移転、赤間関港に、基督教々師の定住せし最初の人。青山氏も亦新栄教会の出にして本郷聖会の長老、神学校に学ぶ傍ら武相、総野の間に伝道せりと云ふ。参河岡崎の人なり。赤間関定住後は服部氏と相携へて赤間関教会の設立に尽瘁し、其初代の牧師たり、後豊浦教会に移り、山

東京一致神学校開校当時の人びと

口教会、柳河教会、豊後臼杵教会、加賀金沢教会等を牧し、其間再三豊浦教会に復せしが、明治三十九年同教会の自給独立声明以後之と絶縁するに到れり。

右の文中の「本郷聖会」とは、本郷教会のことであり、明治十一年九月四日建設された。新栄橋教会の会員によって形成された教会であり、青山はその初代長老のひとりとなった。(『新栄教会六十年史』四七ページ)

三

東京一致神学校開校時からの学生で、最初に同校を卒業したのは、井深梶之助、植村正久、瀬川浅の三名である。『明治学院同窓会会員名簿』（昭和四六年）によれば、明治十一年の第一回卒業生には右三名のほか松村介石の名があるが、前述の写真には松村介石の名は見当らない。

井深については、『井深梶之助とその時代』全三巻に詳しいが、その略歴として、警醒社編『信仰三十年基督者列伝』（大正十年刊）——以下『列伝』と記す——所収のものを左に掲げる。

井 深 梶之助

現住所 東京市芝区白金今里町

生 国 岩代国会津若松

所属教会 高輪日本基督教会

父は井深宅右衛門、母は八千代、安政元年六月十日に生る。幼にして藩校日新館に学び、明治三年会津藩の貢進生として、東京に出で幾何もなくして、洋学修業の目的を以て横浜に転じ、修文館に学び、次でブラウン博士の家塾に入れり。而して此処にて基督教に接し、ブラウン博士の教導によりて、明治六年一月第一日曜日博士より受洗せしなり。夫れより東京一致神学校に入りて、神学を学び、明治十二年同校卒業後、直ちに東京麹町教会の牧師となり、在職一年半にして、一致神学校の助教授となれり。其後明治十九年、築地大学と一致神学校が合併して今の明治学院となるや、氏は挙げられて副総理となり、神学教授を兼ねたり。其後明治二十三年には同校より米國留学を命ぜられ、ニューヨークなるユニオン神学校に学び、帰朝後明治学院総理となりて今日に至れり。氏は日本基督教会の重鎮にして、基督教主義教育界の長老なるのみならず、或は教会同盟の長として、或は青年会同盟の長として、欧州に米國に出張したること数次に及べり。夫人花子は岡山県大島一雄氏の妹にして、文雄、健治、真澄、清見の四男あり。文雄は三菱造船所機関士にして、健治は医学士なり。又長女ちよは九州大学教授工学博士荒川文六氏に嫁し、二女とよは外国語学校教授片山寛氏に、三女はるは医学士木村良夫氏に嫁す。悉く基督教信者なり。井深勝治、同彦三郎は氏の弟にして、妹さんは九州大学総長真野文二氏の妻なりと。

井深は、一致神学校入校以前に、ブラウン塾に学ぶこと約四年、その間すでにかなり神学の素養を身につけていた。すなわち、ブラウンからはギリシャ語、旧約預言書、一般史、アメルマンから組織神学、教会史、その他宣教師のミラーやジェームス・バラ等から、基督伝、説教、倫理学の講義を受けていた。また、井深は、ブラウンの新約聖書翻訳の仕事を手助けていた。従って、井深としては、一致神学校開校にともなうブラウン塾が廃止されるにあたって、

東京一致神学校開校当時の人びと

その去就をいかにするか重大な岐路に立たされていた。しかし結局、一致神学校教授に就任するアメリカン博士に乞われるままに、その通訳を担当すべく神学校に進学することとなったのである。なお、井深は後に、インプリー博士の講義の通訳をも担当することとなった。このことから、一致神学校学生のなかにおける井深の地位をうかがい知ることができる。因みに明治十年当時、井深は二十四歳(数え年)であった。

植村正久は、井深とともにブラウン塾から一致神学校に進学し、明治十一年第一回卒業生として卒業した。植村に關しては、『植村正久と其の時代』全五巻をはじめ、著書、論文はきわめて多いが、前掲『列伝』の植村正久の項を左に引用する。

植 村 正 久

現住所 東京市麴町区中六番町五十六番地

生 国 上総国蓮沼

所屬教会 富士見町教会

植村樗十郎の嗣子にして安政四年十二月一日に生る。氏の家は代々徳川幕府の旗本にして、祿五百石を有し、上総国蓮沼に領地を有せり。幼時のことは之れを審にする能はずと雖も、維新の變革に際して家運衰へ、明治初年即ち氏が十二三歳の頃には、父樗十郎氏は遂に一家をあげて横浜に移り、活路を開くために努力したるが如し。而して商業に従事せしも所謂士族の商法にて失敗し、家計は益々困難に陥りたり。されば氏は夙に人生の惨苦を嘗め、殊に父君の歿後は自から家業をつぎて一家を支へたりき。氏の母は却々の賢夫人にて、斯る間にも氏を學問に志さし

め、勸奨至らざるなかりき。氏がブラオン氏の英学塾に入りしは此母の奨励も亦与つて力ありしや明けし。而して英語の修練に際し、母君は傍らにありて之れを助け、彼女が「犬」と呼べは氏は「ドッグ」と応じ、「猫」と云へば「キャット」と答ふるてふ有様なりき。されば氏の母に対する孝順の態度は世上稀に見る所にて何人も推称せざるはなかりしといふ。斯くて氏は押川方義、熊野雄七、井深梶之助、本多庸一諸氏と共にブラオン氏の門下において英語を学びしが、ブラオン氏の人格と其の聖書の講義とは、彼等をして発奮して信仰に入らしめたりき。而して此の中押川、熊野の二氏は曩に受洗せし人々と共に、横浜市居留地一六七番地に「日本基督公会」（今の海岸教会）を創立せり。之れ明治五年三月十日の事にて、日本に於ける新教最初の教会なり。氏は本多氏と共に其後間もなく同公会に入会したるが、氏等は自から熱心之れを信するのみならず、此福音を同胞に伝へざるべからずとなし、翌六年には押川氏は静岡に、井深氏は野州に、本多、植村の両氏は房総に伝道せりといふ。次で氏は東京に移り、一致神学校に入り、卒業後一番町に教会を創設して其伝道に任じたり。之れ明治十一年の事にして、異端邪宗と目されし当時、帝都の伝道は真に困難なるものありしが如し。然も堅忍不拔終始一貫して初志を渝えず。遂に明治二十年三月には発展して富士見町に地を相し、会堂をたて「富士見教会」と改称し、今の隆盛を見るに至れり。之れ氏の学殖経験仁俠等が生みし結果なるべしと雖も、然も其鞏固なる意志力に由らずんばあらず。我国に於て終生同一教会を牧して動かざるもの氏と宮川氏のみ、人以て教界の双壁となす。氏は訥弁なる雄弁家にして其の説教は神韻漂渺他の企及し得ざるものあり。其文は寧ろ説教以上にして、教説、論議、隨筆往く所可ならざるなく、人をして感歎せしむ。「真理一班」「靈性の危機」等の名著あり。氏は又事業経営の才能あり、其主宰する「福音新報」は明治十六年の創刊にして、爾来今日に至るまで独力之れを経営し、「東京神学社」（明治三十七年創立）も亦其宰

領する所にして、年々歳々隆昌に向ひつつあり。夫人季野は山内静二郎氏の女にして、フェリス女学校卒業後、同校教師時代に嫁がり。三女あり。長女寿美は牧師佐波亘氏に、次女環は川戸冽氏に嫁ぎ、三女恵は米國留学中なり。横浜指路教会牧師毛利官治氏の三男正元氏を養ひて嗣子とせり。

植村は旧幕臣の子弟であり、従つて維新後の経済的窮乏を深刻に体験した。そのような社会経済的状况のなかでキリスト教を受容した初代信徒のうちでも、植村は最も典型的な人物であった。植村は井深と同じくブラウン塾の出身であり、井深よりも三歳年少であった。植村の一致神学校における勉学態度につき、後輩山本秀煌は次のように述べている。(『植村正久と其の時代』第三卷四七〇ページ)

植村先生が三年の時、私は二年であったが、植村先生はめったに学校へ来なかつた。講義を筆記しても、余りたいたした事はないから、ブラウン先生の塾の時には、大いに勉強した者も自然遊ぶようになった。

植村を含めて、ブラウン塾等で或る程度の神学的素養を身につけた学生にとつて、一致神学校での講義が物足りなものである理由として、次の山本秀煌の談は注目すべきである。(前同)

宣教師たちは、英語を教へて原書を読むことを喜ばなくなつた。そして、ローマ字で書いて来てそれを読んで講義すると言ふやうな事になつた。英語を教へなくなつた今一つの理由は英語に熟達すると生徒のうち優秀者の或

る者は官吏になってしまったりするからでもあった。

第一回卒業生のひとり瀬川浅については、『列伝』は次のように記している。

瀬川 浅

現役所 大分県別府町

生 国 江戸汐留中津藩邸

所属教会 大分日本基督教会

嘉永六年正月十四日に生る。中津藩の儒学者瀬川剛氏の長男にして母はしま子、妹を小宮珠子といふ。氏は儒家に生れたるを以て、幼にして藩学及び私塾に於て漢学を修め、青年時代抜擢せられて既に藩の儒官となりき。然も氏は之れを好まざるを以て、維新後廃藩置県となり職業の自由を得るや、大に実業界に雄飛せんと欲し、先づ英語を修めんことを志して長崎に赴きたり。是より先きある熱心なる神道家に接したりしが、其感化により国粹保存の急務を悟り、同時に近來邦家に大害ある耶蘇教宣教師等多数渡來し、盛に斯教を邦人中に宣伝するを聞き憤慨措かず之れを撲滅せんと欲したりし際、米国宣教師が英語の教授傍ら耶蘇教を説くと伝聞し、敵を破るには先づ敵を知らざるべからずと感じ、宣教師の許に通ひ英語の教を受けた。之れヘンリー・スタウト氏なりき。同氏は未だ多く日本語を解せず、瀬川氏亦英語を能くせざりしも、英漢の対照の馬太伝に由り辛うじて講義を了解するを得たり。而して講義の進むに従ひ、氏は儒学の道德篇を根柢として耶蘇教攻撃をなしたりしも却ってスタウト氏によりて反

東京一致神学校開校当時の人びと

駁せられ、其都度耶蘇教の邪教にあらざることを悟り、遂に明治六年九月七日長崎に於てスタウト氏より洗礼を受けた。受洗後伝道者たらんと志し、長崎市の講義所に伝道を開始したりしが、自己の素養浅きと市民の迫害とによりて大に苦しみしも、遂に之れに打勝ち、九州各地に伝道の門戸開かるるに至りたり。其の後宣教師を助けて、長崎に神学校を設立し、之に教鞭を執り傍ら牧会に従事すること二十余年、明治三十六年北清に渡り、天津教会の主任となり止まること五年、再び九州に帰りて各地に伝道し、今や大分にあり。明治十一年九月藤山ツヤ子を娶りしが、数年の後永眠せり。其後明治廿年五月北村サダ子と再婚したり。日本郵船会社所屬の船長たる瀬川直一明治学院神学部教授瀬川四郎は氏の息子なり。氏の訳著書には塙氏組織神学、設氏説教学、聖經地誌等あり。

瀬川に授洗したスタウトは、フルベッキの後任として一八六九年三月長崎に着任したりフォームド・ミッシヨンの宣教師である。スタウトはフルベッキの後任者として長崎の広運館で英語を教えること三年、明治五年広運館を辞し、自宅で英語を教えた。六年九月の第一聖日に「邸内の約十五坪のささやかな会堂」で三人の青年が、スタウトから洗礼を受けたが、そのひとりが瀬川浅であった。ここから長崎日本基督公会がはじまった。瀬川は同教会の仮教師となり、伝道に従事したが、その後上京して約一年一致神学校に学んだと考えられる。なお、瀬川におくれて、長崎から、留川一路が一致神学校に学んでいる。『東山五十年史』参照）留川は、明治十七年の一致神学校卒業生である。

『明治学院同窓会会員名簿』

一致神学校の第二回すなわち明治十二年卒業生としては、北原義道、三浦徹、篠原銀三、田村直臣の四名があげられている。(前掲『会員名簿』) そのうち北原はタムソンの塾、三浦はスコットランド・プレスビテリアンの塾、篠原と田村はアメリカ・プレスビテリアン・ミッションの神学校からの進学者であった。

北原義道は前名を造次といった。信州高遠の藩士で、明治三年の頃東京土佐藩邸内の沼間守一の英語塾に学び、その後横浜において明治五年五月(二十二歳)タムソンから受洗した。(『公会名簿』による) 『日本基督新栄教会五十年史』には、「明治五年四月横浜で、ゼームス・バラより受洗」とある(六ページ)。受洗後日本基督公会のメンバーであったが、北原は六年九月二十日、小川義綏等とともに東京公会を創立した。(前同書・五、六ページ)。

北原は、六年十一月二十三日、日本橋区革屋町の自宅に近隣の老若男女を集めて伝道を開始した。これが後にみずから初代牧師となった日本橋教会の濫觴である。日本橋教会の創立は明治十二年十一月廿二日である。(前同書一七ページ・四七ページ参照)

年代は明らかでないが、北原は、原胤昭の経営になる銀座のキリスト教書店「十字屋」の番頭を勤めていたという。なお、明治二十二年四月二十七日「東京第二中会・臨時中会記録」には、日本橋教会牧師北原義道辞職の件の記事がある。

三浦徹については、『列伝』に左のように記されている。

三 浦 徹

現住所 東京市芝区白金今里町八九

東京一致神学校開校当時の人びと

東京一致神学校開校当時の人びと

生 国 静岡県沼津町城内

所属教会 三島日本基督教会

父は三浦千尋、母はやす、嘉永三年九月十七日沼津に生る。青年時代好奇心に駆られてカロゾルス氏の経営せる築地新栄町の教会に出席し、後英語修業の目的にて、宣教師ダビッドソン氏の日本語教師となり、同家に起居するや、日夜ダ氏より教を聞きて遂に信仰を起し、明治八年九月廿二日、ダビッドソン氏宅に於て同氏より洗礼を受けたり。而して受洗後直ちに伝道に志し、ダビッドソン氏及ワッデル、ラーレン氏等に就き聖書及び神学を研究し、後明治十年一致神学校（明治学院神学部の前身）に入り同十二年卒業せり。明治十四年両国教会牧師となり、同廿年同教会を辞し、同廿一年宣教師イー・アール・ミラー夫婦と偕に盛岡に移りて同地に伝道せり。而して在職十一年同廿三年静岡に転じ居ること二年、同廿五年十二月三島教会牧師となり、在職二十余年、大正四年十二月職を辞して東京に移居せり。而して大正五年一月より無任所牧師となれり。明治十二年十一月十一日納所重兵衛氏の長女と結婚せり。嗣子を三浦太郎と云ふ。

右の記述と重複する部分もあるが、三浦の履歴に関しては、大正十四年十月三日高輪教会におこなわれた三浦の葬儀に際しての井深梶之助の式辞の原稿があるので、その全文を左に掲げる。

三浦徹君を弔うの辞

井 深 梶之助

茲に三浦徹君の葬儀を営むに当り余は故人の遺志に依つて一言式辞を述ぶるの任を負う事となれり。

余が始めて三浦徹君を見たるは明治十年の秋、東京一致神学校なる者が築地に開設せられ共に第一期の学生として之に入學したる時にして爾來四十八年最後に至るまで教友として相交わり來りたるものなり。察するに故人が葬儀の際には特に余をして式辞を述べしむべしと遺言したるは之が為に外ならざるべし。

三浦徹君は駿河国沼津の城主水野出羽守の旧臣三浦小平太氏（後千尋）の三男にして嘉永三年九月十七日沼津城内に生れ、始め幸三郎と稱す。長男、二男共に夭折したるが為に君は三男にして自然三浦家の嗣子となり十七歳にして藩主より召出されて近習役と為り文武の學芸を修めしが、當時豆州葦山の代官に江川太郎左衛門と云う有名な砲術家あり。父君小平太氏は其門下生なりし故に徹氏も十五、六歳の頃より旧式の武芸を廢して専心砲術及び練兵を學び慶応三年には藩兵の小隊長を命ぜらるるに至れり。

然るに明治維新の大政變に依りて水野藩は千葉縣に轉封を命ぜられたれば乃ち藩主に従い両親と共に上総国市原郡菊間村に移住したり。

明治三年東京に出でて仏国兵式を學びて業を卒え而して軍人として世に立つの抱負なりしが、窻かに天下の形勢を察し深く思う所ありて断然武芸を止め軍務を辭し英學を學ばんと決心したり。是れ明治四、五年の交なり。而して明治六、七年頃は英學を修むる便を得んが為に築地居留地に入したる間某米國宣教師の開設せる耶蘇教講義所に於て初めて聖書の講話等を聞き其後蘇國長老教會の宣教師ダビッドソン氏と相知り英語と日本語との教授を交換しつゞ日夜宗教上の意見を戦わしたりしが、遂に同宣教師の議論に屈從し且つ其の人物に感服して同年（八年）九月二十六日同氏よりバプテスマを領したり。是れ實に今を去る五十年なり。徹氏は最初砲術を好み武人として世に

東京一致神学校開校当時の人びと

立つの決心なりしが、一旦キリストを信じバプテスマを受領すると同時に身を挺して十字架の一兵士たるべく決心したり。而してダビッドソン氏及び其他の蘇国より派遣せられたる二宣教師に就きて熱心に聖書及び神学を研究しながら東京市中に数ヶ所に講義所を開きて伝道に着手したり。

然るに明治十年に至りミッシェン合同の結果東京一致神学校（明治学院神学部の前身）開設せられたるを以て前述の如く徹君は第一期生の一人として之に入學し而して明治十二年同校を卒業したり。爾來四十有七年徹君の生涯は全く終始一貫せる伝道奉仕の一生なりき。今其任地を略述すれば、

- 一 明治十二年より十二年間東京両国教会牧師たり
 - 一 同二十年三月より（三十三年九月迄）十三年間岩手県盛岡市伝道教会主任たり
 - 一 同三十三年より三十五年迄静岡市に伝道に従事し
 - 一 同三十五年より（大正五年迄）十四年間豆州三島教会主任たり
 - 一 大正五年より同七年まで高輪教会仮牧師として説教を為し、數年健康を失して遂に之を辞任したり
- 尚之に附言すべき一事は此等數十年間同君は大抵米國リフォームド教会派遣の宣教師團と協力せられたり

徹君の手書せる者に曰く

「余は肉に於ても靈に於ても天父の優渥なる恩寵に浴すること七十年、信徒となりて四十六年、教師となりて四十年、リフォームド・ミッシェンの為に働くこと三十三年なりき。」

是れは大正八年十月に物せられたる所なるが今日より之を計算すれば信徒となりて実に滿五十年以上、教師となりて四十六年なり。以上略述したる如く三浦徹氏の一生は直接伝道の生涯なりしが、同君は只言を以て福音を宣る

のみならず之と同時に筆を以てその宣伝に貢献する所鮮少なからざるを忘るべきにあらず、今其の二、三の例を挙げば同君は数十年に交りて彼の「喜の音」及び「小き音」の編集者として基督教の通俗的少年文学に貢献せし事は教界周知の事実、亦其の著訳には「千代の礎」、「暗路の証」、「旧約史談」等あるのみならず、博士ビヤソン氏を輔けて彼の浩翰なる「略注旧新約聖書」を編集出版したるその労力忍耐は非凡なりと云うべし。此の如き事業は三浦徹氏の如き筆まめにして忍耐強き人にして始めて為し得べき所なり。

最後に余は三浦徹君の人格に就きて一言するを自ら禁ずる能わず。年来の習慣として余は朋友の世を去りてその在りし日を偲ぶ時に自ら聖句の念頭に浮び来たることあり。而して今回三浦徹君の人物品性を偲びて第一に浮び来たりたる聖書の句はヨハネ伝一章の末段に記されたる所のイエスが彼のナタナエル己ガ所ニ来ルヲ見テ宣給ヘル一語なり。曰く、視ヨ、真ノイスラエルノ人ニシテ其心虚偽ナキ者ゾ。尚之に續きて浮び来る語はコリント前書第十三章中の「愛ハ妒マズ、誇ラズ、驕ラズ、非礼ヲ行ハズ、己ノ利ヲ求メズ、軽々シク怒ラズ、人ノ悪ヲ念ハズ、不義ヲ喜ハズ、真ヲ喜ブ」との教語なり。

蓋し三浦氏と久しく相知る方には此点に於て余と同感なるべし。実に同君の如きは其心に虚偽なき人と謂うべきなり。其の常に恭謙己を持ち、人の栄達を妒まず、誇らず、驕らず、非礼を行わず、己の利を求めず、軽々しく憤らず、人の悪を念わず、不義を喜ばず、常に真を喜びたる点に於て我等の模範たるべし。

三浦氏四十有余年の伝道生涯は必らずしも得意の時のみにはあらざりしならん。一回も所謂大教会の牧師たりしことなく、又は種々の教会機関に於て顕要の地位に立ちたることもなし。然れども未だ皆て同君が不平を洩し、若くは嫉妬がましき語を放ちたるを聞きたることなし。亦同君が人の短所欠点を摘示して酷評を下したるを聞かず。

東京一致神学校開校当時の人びと

亦同君が怒りて人と争ひ或は罵詈したるを聞きたることなし。然れども同君は決して最初より此の如き温和なる氣象の人にはあらざりし。元來武士の家に生れ幼年の頃より武芸を習い青年にして小隊長とも成りたる人故、青年の三浦氏は随分血氣盛んに磊落の武人なりしことを想像するに難からず。然れども君が一旦キリスト者となるやその性質茲に一変して全然別人の趣きありとはその青年時代を知る人々の常に評したる所なりと伝聞す。

亦三浦氏の伝道生活は物質上に於て決して豊富なる者に非ざるべし。然れども氏は常に在る所のものを以て満足し未だ曾て苦情を訴えたることを聞かず。現に同君が病床に在りても尚執筆を怠らざりし所の数十冊の「恥カキ記」と題せる回顧録の最後に記したる所を見るに詩篇十六の六を引用し「はかり繩は我が為に樂しき地に落ちたり。宜べ我は良きゆづりを得たるかな」而して正に感謝の二字を以て筆を擱めたり。是れ氏の品性を最も能く表示するものなり。察するに三浦氏が遺族及び朋友等に与えんと欲する所の告別の辞も之と外ならざるべし。汝等我が為に哭く勿れ、我既に馳るべき途を馳り感謝の念に溢れつつ主の御許に行く。汝等に我に従えと云うなるべし。

然らば我らは徒らに泣き悲まざるべし。但し我が国初代のキリスト教会に此の如きキリストの忠僕を起し給ひしことを感謝すべきなり。之を以て葬儀の式辞となす。

大正十四年十月三日

高輪教会に於て

三浦が、牧師となつた両国教会は、スコットランド・ミッション関係の最初の教会であらうと考えられる。同教会は明治十年十二月十八日の創立であり、三浦はその執事となつた。同教会は、両国矢ノ倉一番地の上総菊間藩主水野

家屋敷地内にあったが、それは徹の父三浦千尋が水野家の「御用人役」であった関係である。世間では、同教会を「水野さんの教会」といったという。(『五十年の略史―日本基督両国教会―』参照)

三浦の手記に二十九巻の大部にわたる『耻か記』と題するものがある。それは『耻か記』五巻・一三八話、『続耻か記』六巻・九五話、『継々耻か記』十一巻・一七〇話、『三統耻か記』七巻・八二話から成るといふ。前掲『日本伝道めぐみのあと』には、右のなから三篇だけが掲載されている。そのうち「千葉の僧侶を激昂せしめたる事」は、明治九年、三浦がグヴィドソン、重富柳太郎とともに千葉町に伝道した際の仏教僧侶との討論、対立の模様を詳細に報じている。三浦の一致神学校入学前の活動を知るうえに、右はきわめて貴重な文献といえる。(二〇五～二一四ページ参照)

田村直臣については、自伝『信仰五十年史』(大正十三年・警醒社)があるが、『列伝』には次のように記されている。

田村直臣

現住所 東京府下巢鴨宮下町

生 国 大阪市天満与力町

所属教会 教寄屋橋教会

父は浅羽藤蔵、母はてい子。安政五年八月九日に生る。明治六年笈を負ふて東京に出で、宣教師カロゾルス氏の創設せる築地大学に学べり。此学校は明治学院の前身にて、当時における唯一の進歩主義の高等学校なりしかば新

東京一致神学校開校当時の人びと

空気を呼吸せんとする青年は陸続として来学せり。瓜生外吉(海軍大将)、都築馨六、尾崎行雄、真野文二、戸川安宅、原胤昭等は皆其の同窓なりき。氏は此学校に学ぶ中、カロゾルス夫妻の感化をうけて信仰を起し、明治七年四月十七日同宣教師より受洗したりき。而して氏と共に受洗したる原胤昭、戸川安宅及び後に受洗したる瓜生外吉、戸田三郎三郎(戸田伯爵令兄)等により、明治七年十月東京第一長老教会は此築地大学内に創設せられしなり。之れ新栄町教会と共に東京に於ける一致教会の濫觴にして、カロゾルス氏はタムソン氏と共に日本基督教会が記録すべき史的人物なり。此教会は後分立して一は露月町教会(今の芝日本基督教会)となり、一は銀座教会(今の数寄屋橋教会)となれり。田村氏は其後築地大学の後身たる一致神学校(後更に明治学院)となるに学び、渡米してオーボロン及びプリンストン神学校に学び、留学三年にして明治二十五年帰朝したるが、其著英文『日本の花嫁』は日本基督教会の年会の問題となり遂に同教会より除名せらるるに至り、氏は数寄屋橋教会に倚り独立不撓の精神を以て伝道に従事し以て今日に至れり。氏は日曜学校の熱心家にして宗教信仰は幼年時代より有するものなれば、之れを適当に指導啓発せざるべからずと唱導し、常に現代教会の伝道法を以て箴にて水を汲むものと痛撃せり。氏及氏の教会が我国日曜学校事業に貢献せるものは蓋し少からざるべし。「二十世紀の日曜学校」「児童の権利」等日曜学校及び児童心理に関する著述数種あり。明治二十四年一月十五日峰尾氏の女と結婚し、みね、ひで、友良、まゐ、けい、襄次の六子あり。氏の兄弟には浅羽俊次郎、同福蔵の二氏あり。皆斯教を信す。

右の引用のなかに、「カロゾルスの創設せる築地大学」を明治学院の前身としているのは誤りである。明治学院の前身である「築地大学」は、明治十三年九月に開校されたものである。また、築地大学を一致神学校の前身とする

ことも問題である。この築地大学は明治六年の春創立され、同九年の春には廃校となっているものであるからである。自伝に記しているところによれば、苦学生であった田村は築地大学在学中、三円の月給で英語の初歩を教える教師の役割をも果たしていたが、同校廃校後は「数ヶ月、原氏の助けを受け、中村敬宇先生の薫陶を受け、同人社塾生の一員となった」という。（『信仰五十年史』三六ページ）

田村が一致神学校の開校とともに、同人社から神学校に入学したのかどうかは必ずしも明らかでない。ただその頃の田村の消息を知りうる手がかりとして、自伝のなかに次の記述がある。（五七ページ）

私もカラゾルス夫人を伴ひて、広島に到り、数ヶ月後再び夫人と共に広島を去り、夫人は神戸に止まり、私は東京に帰り、一致神学校の学生の一人名となった。

カロゾルスが、同僚との意見の不一致からミッションとの関係を断って文部省の雇教師となり、広島英語学校教諭として一ケ年の約束で赴任したのは明治九年六月である。（小沢三郎著『日本プロテスタント史研究』二二六ページ）その後、カロゾルスは、年月未詳であるが、大阪英語学校に転任している。

田村が入学して授業を受けた建物は、もとカロゾルスが、大教会堂を築地大学の隣接地に建てる以前、教会堂として用いたものであり、田村は自伝に「我等長老老派の者にとっては、実になつかしき場所であった。」と述べている。

明治十二年卒業生のひとり篠原銀三とはおそらく篠原銀蔵であり、先に掲げた「開校時代の学生」の写真のなかの篠原聞蔵（ぎんぞう）と同一人物であろう。この人物は、明治十一年四月三日の日本基督教会中会において試験を経て教師試補と

東京一致神学校開校当時の人びと

なった十三名のひとりである。その十三名とは右のとおりである。〔植村正久と其の時代』第二巻・一五四―一五五ページ）

井深梶之助、植村正久、雨森信成、山本秀燭、藤生金六、伊藤藤吉、稻垣信、瀬川浅、青山昇三郎、北原義道、服部章蔵、原猪作、篠原闇三

篠原は明治三十二年九月二十九日付にて、東京府知事宛次の「宣教届」を提出し、それに左のような履歴書を添付している。

宣 教 届

私儀明治七年ヨリ宗教ノ宣布ニ従事致候間別紙履歴書相添左記事項ヲ具シ此段御届申上候

一 宗教ノ名称 日本基督教会

一 布教ノ方法 布教ノ機関トシテ東京市上野広小路町二十番地上野ミッションニ同上野公園内ニ日本橋区亀島町一丁目三十五番地亀島ミッション神奈川県相州鎌倉町極楽寺三百六十一番地天幕伝道ニ東京市本所区亀沢町一丁目日本所教会其他一定ノ場所ヲ定メズ会堂講義所他人ノ家及ヒ自宅ニ於テ礼拝并聖書講義説教演説ヲ為シ通信伝道印刷物ノ配布等ハ便宜ニ從ヒテ之ヲ行ヒ候

明治卅二年九月廿九日

東京府知事 男爵 千家尊福殿

篠原銀藏

履 歴 書

東京市京橋区新米町五丁目五番地寄留

原籍 芝区西久保巴町三十四番地

基督教教師 篠原銀藏

嘉永二年十二月廿二日生

一 武蔵国埼玉郡和戸村医師篠原良悌四男ニシテ幼ヨリ和漢英ノ学ヲ研究シ実兄篠原大同ニ從テ医ヲ業トス
明治七年横浜ニ出テ米國医博士ヘボン氏ニ就テ医術研究中感スル勉アリテ基督教ニ入り神学ヲ研究ス
同八年東京築地明石町ニ外國宣教師等ニヨリテ神学校ノ設立セラルルヤ始テ生徒トナリ四ケ年間教授ヲ受ケ同十一年同校ヲ卒業ス

同十一年日本基督中会ノ認可ヲ得テ伝道者トナリ広ク東京ニ於テ其他石川長野栃木千葉等ノ諸県ニ布教ス

同十六年東京本所区亀沢町老丁目ニ教会ヲ設立シテ牧師ノ職ニ就キ

同十八年ヨリ廿二年迄女子伝道学校ノ教授ヲ兼任ス

同廿二年ヨリ廿五年迄富山県ニ布教シ同市沓番町ニ仮教会ヲ設立ス

同廿五年ヨリ現今迄東京市上野公園内ニ。同上野広小路町二十番地上野ミッション。日本橋区亀島町一丁目三十五

東京一致神学校開校當時の人びと

東京一致神学校開校当時の人びと

番地亀島ミッション。神奈川県鎌倉町極楽寺天幕伝道ニ。東京市本所区亀沢町一丁目日本所教会ニ担当布教ス其外東京府下荏原郡下目黒村慰癯園ニ又ハ教会堂講義所他人ノ家及自宅ニ於テ臨時聖書講義説教演説ヲ為シテ布教ヲ為ス同年中築地新栄町五丁目啓蒙学校ヲ管理シ好善社ト称スル慈善会々員ト供ニ癩病人救助ノ事ヲ為シ同会ノ会計及ヒ同委員会ノ書記ヲ為ス

一 富山県庁ヨリ貧民救助ノ為メ賞状ヲ受ク
右之通無相違候也

明治三十二年九月廿九日

篠原銀藏

篠原は、長老教会の神学校から一致神学校に進んだ者とされているが、右の履歴書に関する限り詳細は不明である。その出身が埼玉の和戸村である点は、当時士族の神学生が多かったなかで、農村関係者として貴重な存在であることを示している。同村には、明治十一年十月二十六日教会が建設されているが、同地への布教の経過について、『七一雑報』には次のように報じられている。(二巻四三号・明治十一年十月二十五日)

抑武蔵国埼玉郡杉戸村及び和戸村辺りに天国の芥子種の播れたる始めと其萌芽せし有様を承はるに頃は千八百七十六年にやありけむ和戸村にて富有の聞えある小島某なる人横浜海岸礼拝堂にて米国宣教師バラ先生より領洗して帰村し其処の医士篠原氏と謀り安息日毎に集りをなし居たりしが千八百七十七年同地の大工職小管氏始じめて小島

氏の聖道みちを宣講せらるるを聴き大に感じ忽ち主の召す処となり遙に横浜に往き同じくバラ先生に依て受洗して帰村し堅固に聖旨を守れり然るに其隣村杉戸に大黒屋牧次郎（医師篠原氏弟）なる人ありて此人も兼てより聖道を聴き信して今年の春東京芝公会にて受洗したり（後略）

五

一致神学校開校当時の学生のうち、同校を卒業した者は、これまでに述べた井深、植村、瀬川、北原、三浦、田村、篠原を除いて、それほど多くはない。僅かに石原保太郎（十三年卒）小林格（十四年卒）山本秀煥（十五年卒）藤生金六（十七年卒）の四名をあげうるのみである。

石原保太郎については、『列伝』に次のように記されている。

石原 保太郎

現住所 東京市小石川区小日向台町一丁目二十八番地

生 国 備前国岡山市

所属教会 礪川日本基督教会

安政五年一月三十日を以て岡山市に生る。父は石原萬年、母はかつ、氏は其長男なり。姉せきは鮭延氏に嫁し、弟は同姓三子次郎と称す。幼にして岡山普通学校に入り、卒業後横浜に出で、米國プレスビテリアンの宣教師ヘンリー・ルーミスの英語塾に学び、茲に基督教的感化をうけ、明治七年七月五日横浜第一長老教会（指路教会の前身）

東京一致神学校開校当時の人びと

に於てルーミス氏より受洗す。其後宣教師カロゾルスの経営になれる築地大学に入り、更に一致神学校に転じ、明治十三年三月同校を卒業せり。明治十三年十一月二十六日、日本基督教教会教師に任命せられ、新栄教会牧師となり、在職十年に及ぶ。明治二十二年七月より日本基督教教会巡回教師となり、二十五年二月より高輪教会に聘せられ、二十八年一月よりは品川教会を兼牧し、三十四年四月に至る。三十四年六月芝教会牧師となり、三十九年七月、日本基督教教会伝道局の招聘に応じ、満州營口並に安東県、朝鮮京城等に歴任し、四十三年八月に至れり。四十三年十月協力ミッションの招聘に応じ東京に帰り、赤坂教会の主任となり、四十五年より礪川教会を専牧し、今日に至れり。多田素、貴山幸次郎、田中義一、永井直氏、河野政喜、清水久治郎の諸牧師は皆氏の伝道授洗せし所なり。明治十四年二月二十四日石井政平の四女クミと結婚し、義雄、愛雄、豪雄、秀雄、時雄、八重、文の五男二女あり。

石原の履歷書によれば、「明治参年ヨリ同年マテ岡山藩立兵学館ニ入学シ法蘭西語算術等ノ教授ヲ受ク」とあり、岡山藩士の子弟であった。

小林格については、その履歷を明らかにしうるまとまった資料は未見である。植村正久側近の伝道者であったようであり、その名は植村の日記にたびたび見られるという。（青芳勝久著『植村正久伝』教文館・六五ページ）海老名弾正の談話によれば「曾て下谷教会から信州に伝道にいった小林某が説教したが、眼を閉づること、吃ること、手を動かすことまで植村君その儘であった」という。（前同書）なお、小林は、明治三十一年当時千葉県九十九里教会の伝道者であった。（同年『明治学院神学部要覧』）

山本秀焯については、『列伝』は次のように記している。

山本秀燿

現住所 東京府下目黒村上大崎二四五

生 丹後国峯山町

所属教会 高輪日本基督教会

父は峯山藩の奉行職にて岩井礎根、母はしん、安政四年十月三十日に生る。幼にして藩饗敬業堂に学び、十一歳にして同藩士にて御蔵奉行山本市之進氏の養子となれり。三人の兄弟ありしが、不幸にして長兄及次兄は東京勤番中死歿せり。季兄高木信任氏大阪鎮台の軍医たり。氏は之をたよりにて大阪に出で、英学を修業しつつありしに、季兄は頻りに東京転任を望みしも東京にて二子を失ひし両親は切に之を止めたり。然るに両親は父母の懇情に背き秘かに上京したりしが、不思議にも高木氏も亦死亡したり。ために両親は頻りに氏に東京を去るべきを勧めたりき。茲に於て氏は老父母の心を慰むるため横浜に赴き、横浜太田駐在の砲兵付軍医長瀬時衡氏（長瀬鳳輔氏の厳君）の食客となりぬ。之れ明治六年の事なり。長瀬氏は岡山藩士なりしが維新前医学修業のため長崎遊学中、天道溯源を通読し深く感ずる所あり。成業帰国後此書を藩主に献じたる為め切支丹の嫌疑をうけて禁獄せらるること三年、明治元年出獄せし人にて維新後横浜に住し、バラ氏ブラオン氏等の感化にて遂に受洗せしなりき。よく青年を愛し、薄給なりしにも拘らず、二人の書生を養ひたりき。其一人は石原保太郎氏なりき。氏等は長瀬氏の誘導にてバラ氏の説教を聞き、又其宅に於て奥野昌綱氏の講義を聞き、且つヘボン氏の学校にも通学するを得たり。或時バラ氏の約翰伝第九章を題とせる説教を聞き深く感ずる所あり、初めて斯教を研究するの志を起し、漢訳天道溯源、天路歴

東京一致神学校開校当時の人びと

程をよみ特に三兄を失ひ、此時既に両親を失ひ、死の問題について煩悶せる氏は、茲に始めて豁然として悟るものあり。明治七年十月横浜海岸教会にて宣教師ジュームス・バラ氏より受洗したり。夫れより引続きヘボン氏の英語学校及びブラオン氏の学校に於て英語を学び、次で東京に出で、築地なる東京一致神学校に入りて神学を学べり。卒業後一致教会の伝道者として東京、横浜、土佐、大阪の各地に伝道せり。其間米國オルボルン神学校に留学し、明治四十年大阪教会辞職の後は東京に出で明治学院教授となりて今日に至れり。此間記すべきは明治十九年以後に於ける土佐伝道の盛況にして、時恰も自由党の全盛時代とて、片岡健吉、坂本直寛等がクリスチャンなるより、官憲は基督教運動と自由党との間に何等かの關係があるが如く見做して、之れに圧迫を加へ、氏及び宣教師ミロル氏の伝道を極力妨害したり、之れを見たる自由党の猛者連は、こは奇怪事なりとて氏等を助けて、飽まで官憲の不法を鳴らしかば、之れが評判となりて至る所聴衆満堂立錘の地なく、遂に各地に於て三百名の受洗者を出すに至りしと云ふ。彼の自由党の名士武市安哉、細川義昌氏等が受洗したるも此時なりき。氏は近年専ら日本に於ける基督教史の研究に従事し、日本史料は云ふに及ばず、広く泰西の古典を涉獵し斯界に貢献しつつあり。「日本基督教史」は、其研鑽の一端にして、今はその近代史、特に仏儒神三教と、基督教との關係史の著述に没頭しつつあり。明治二十年五月阪部量平氏の長女さと子と結婚したるが明治四十年逝去したり。其後明治四十三年十月二十二日、暮年の傑士栗本鋤雲氏の女寿賀子と結婚せり。嗣子を秀一と称す。

藤生金六は、先にも述べた明治十一年四月三日の中会において、教師試補の准允書を受けた十三名のひとりである。「明治十七年四月、日本基督一致東部中会記録」によれば、右の准允書を一時奪われている。その他その履歴に関し

てはまとまった資料をいまだ見ていない。特に、一致神学校入学前、どこで修学していたか不明な人物のひとりである。伊藤藤吉と古沢久治の両名は、一致神学校の卒業生としては記録されていないが、前者は明治十九年、後者は同二十年の明治学院神学部卒業生として記録されている。いずれも、学業なかばで伝道に従事することとなり、その後再入学したものである。

伊藤藤吉については、『列伝』の記事を左に引用する。

伊藤 藤 吉

現住所 岩手県盛岡市内丸二十九番地

生 国 静岡県遠江国浜名郡河輪村

所属教会 盛岡日本基督教会

父は伊藤彦太郎、母はフジ、嘉永二年二月九日其長男として生る。三姉一妹あり。幼にして寺小屋に学び、慶応元年横浜に出で、明治二年同市在留の米国宣教師ピアソン、クロスビー等に就て英語を学び、次で高島学校に入り、更にブラオン学校に転じて英語を学びたり。此間たへず彼等の基督教的感化をうけ、信仰心を起したるを以て、明治六年十月十二日海岸教会に於てゼームス・バラ氏より受洗したり。夫れより神学研究を思ひ立ち、バラ博士につき神学を修め、十年上京して築地一致神学校に入り、十一年五月東京中会より静岡県三島教会伝道師として派遣せられ、居ること九年明治十八年三月再び一致神学校に入り、十九年七月相州横須賀教会伝道師を命ぜられたり。其後信州諏訪に転じ、先年盛岡に転じたるが、何れの教会に於ても特色ある伝道をなし、下流社会殊に貧民に職を

東京一致神学校開校当時の人びと

東京一致神学校開校当時の人びと

与へ、併せて靈的食物を与ふる点に於て記すべきものあり。それ貧困の子女を集めて手芸を学ばしむる事にて三島時代には五年間に百余名を救済し、生活難より遁れしむるに至りしと云ふ。今日日本所出町に於て造花業を営み、數十人の男女工を使用し海外輸出をなしつつある某氏の如き、三島町の鈴木某、名古屋の小西某、神戸の村上某の如き、皆氏によりて造花を習得したる婦人若くは其婦人の夫なりと云ふ。明治五年十一月二十日小森藤次郎長女ワカと結婚し二男を有す。

古沢久治に關しては、明治三十二年十月三日付の左の履歴書がある。

履歴書

四谷区荒木町廿七番地

平民

基督教教師

古沢久治

安政元年正月廿日生

学業其他一般の履歴

安政元年一月廿日江戸市ヶ谷蓮池に生る。旧幕臣須郷久平の次男なり。明治十一年古沢家を嗣ぐ。慶応二年より二年間久保清左衛門に就て漢学を学ぶ。時恰も幕府の末路に際し静岡に移住し教誨舎に入りて算術代教幾何漢学英学を学ぶ事数年、明治七年上京して基督教を研究す。八年四月横浜へ行き十年六月迄米国人プラオン、バラに就て英

学を学ぶ。八年六月廿七日受洗して基督教会に入会す。十年十月東京築地一致神学校に入學し在學三年卒業前一年にして十三年四月東京築地に開かれたる日本基督一致教会中会に於て伝道者の試験に及第し十三年七月より十九年九月迄長野県高遠、静岡県御殿場、沼津、吉原等の各地に伝道す。十月明治学院神学部(東京築地一致神学校改称)に復校し、廿年六月卒業、七月より廿四年一月迄長野県小諸、岩村田、松本等の各地に伝道す。二月愛知県瀬戸日本基督永泉教会に赴任す、廿五年四月和歌山に開かれたる浪華中会に於て教師の試験に及第し五月八日接手礼を受けて瀬戸日本基督永泉教会に牧師となりて七年間在職す。三十一年十一月より本年九月迄静岡県神奈川県長野県等の一地方に巡回伝道を為す。

賞罰なし

右之通相違無之候也

明治三十二年十月三日

古 沢 久 治

雨森信成と原猪作は、いずれも明治十一年四月に教師試補の准允書を受けた者である。しかし雨森は、十七年四月の東京中会において「更ニ伝道ノ働ヲ為サズ又タ音信不通ノミナラズ悪キ風聞モアレバ」という理由で、准允書を剝奪されている。(同中会記録)原猪作についても、十三年十月の中会で、「基督教ノ伝教師タルニ適応セザル者也故ニ中会ハ曾テ附与シタル准允書ヲ褫奪スベシ」と決議されている。これを動議したのは田村直臣である。

これら兩人についてはまとまった資料は未見である。雨森は、横浜ブラウン塾から入校した者であるが、前掲『め

東京一致神学校開校当時の人びと

ぐみのあと』所収の三浦徹稿「耻か記」のなかに、雨森につき次のように書いている。(二二〇〇～二二〇一ページ)

明治七、八年の頃なるべし、英国浸礼^{プロテスタント}教会の医家、宣教師パーム氏新潟にあり。当時氏は雨森某氏を助手として伝道したりしが、僧侶の教唆によりて一夜壮士等会堂に乱入し、雨森氏を殴打せり。

僧侶の教唆によりしことは、後同県の禅僧にして後信者なりし、横井元峰氏の証言による。

雨森氏は横浜に帰りしが、パーム氏は代りて働くべき助手を求め、之をバラ氏に謀れり。

この雨森について、井深梶之助もその「回顧録」のなかで次のように述べている。(『井深梶之助とその時代』第一巻・一〇七ページ)

(前略) 横浜のブラオン塾から転学(引用者注・一致神学校へ)した者が十名足らず居たが、自分と同級の者は植村正久、雨森信成の二人だけであった。雨森は越前福井藩士で元新潟の英学校に居たのを、その教師ワイコップ氏が特にブラオン塾に送って将来伝道者たらしめんと欲したのであった。曩に私がブラオン博士の学僕をして居た時、雨森は新潟から出て来てブラオン先生の所で暫時世話に成って居たが、彼も暫時は我等と共に上京して神学校に入学したが、恐らく彼は最初から伝道界に身を投ずる覚悟は無かったと見え半途にして退学した。思えば、彼は非常な才子で頭脳も明晰で、横浜に居る頃からジョン・スチュワルト・ミルの「帰納法論理学」やハミルトンの「形而上学」やスペンセル「原理論」等を愛読し、往くとして可ならざるは無しという風であったが、その多才多

能が反って身の敵と成ったが、種々の事業を計画し、例えば岡山県児島の埋立てやら、鹿児島県の山林採伐やら、その他種々の事業に関係したようであるが、孰れも成功を見ずに比較的若死した。

田村直臣もまた雨森について、「雨森君は、ウエブスターの大辞書を、初めから残らず読んだと云ふ程英語には熱心であったが、失恋の為遂に身を誤まった」と述べている。(『信仰五十年史』七〇ページ)

原猪作は、アメリカン・プレスビテリアンの神学校から来た者とされているが、詳細は明らかでない。一致神学校創立当時、ウィリアム・インブリー博士は、新約聖書釈義と基督伝の講座を担当したが、その通訳をおこなったのが原であった。この点から、アメリカ・プレスビテリアン・ミッションとの関係が推測される。しかし、間もなく原は通訳の仕事をやめ、基督伝は井深が翻訳、口授することになったという。(『井深梶之助とその時代』第一巻・一〇五ページ)

横井元峰もまた、教師試補の准允書を剝奪された者のひとりであった。「明治十七年四月、日本基督一致東部中会記録」によれば、中橋教会において横井は罪を犯し、その居所不明となっていた。横井が、新潟県の禅僧であり、その後入信したことは、先掲「耻か書」の記事から明らかである。また、両国教会の『五十年の略史』には、同教会より伝道界に献身した人物として、横井の名があげられている。その点スコットランド・プレスビテリアン・ミッションと関係のあった人物であるかと思われる。

重富柳太郎は、スコットランド・プレスビテリアンから一致神学校に入学した学生であるといわれている。確かに両国教会の『五十年の略史』には、重富が、同教会の会員であり、同教会から伝道界に献身した人物のひとりである

東京一致神学校開校当時の人びと

ことが記録されている。重富が、三浦徹の千葉伝道に同行していることは、先に触れたとおりである。

島亘は、井深の談話によれば「柳川」の人で明治六年五月四日バラから受洗しており（『日本基督公会名簿』）、「警部で一時伝道を志願したこともある」人物である。（『植村正久と其の時代』第二巻・一〇五ページ）

岡見辰五郎についても、まとまった資料は未見である。ただ、品川教会資料のなかにその名がみられる。すなわち、「日本基督一致品川教会会計帳」には、「明治十年四月十一日岡見辰五郎宅において品川教会相立候」とある。岡見の青物横町の下宿先の一室が品川教会発祥の場所となったのであるが、かれが当時どのような生活をしていたかは明らかではない。後一致神学校に入学した点から考えて、おそらくいずれかの宣教師の神学塾に学んでいたであろう。品川教会が長老教会との関係が深かったことから、或いはカロゾルスのもとにいたのではないかと推測されるが、これを証明するものは何もない。

岡見は、明治十一年五月六日付で「品台学舎」という私塾の開業を東京府知事に出願している。（都立教育研究所編『東京教育史資料大系』三巻・五〇〇ページ）それによれば、岡見は大分県士族である。前掲「会計帳」によれば、岡見は品川教会からの援助を受けつつ、同教会の伝道、奉仕に従事している。明治十五年の台町教会設立に際し、岡見は品川教会から転出し、その後頌栄小学校の教師を勤め、同十八年には、品川教会において戸田忠厚牧師の手助けをしている。二十四年、第一東京中会の伝道者となった。（工藤英一稿「明治前期の品川教会（その二）」―明治学院大学『経済論集』第二十号所収―）

鈴木銃太郎は、安政三年三月十七日、上田藩士鈴木親長の長男として江戸湯島天神下の邸で生まれた。父親長の手記（善住居士鈴木親長履歴書）には、「当時銃ヲ以テ四芸ノ一ニ加エラル但シ四芸トハ矢馬銃劍ヲ云ナリ（依テ名

トス」とある。親長は、維新後しばらく上田にあって藩の政務に携わったが、明治五年一家を挙げて上京した。その生活は、転落士族の貧窮生活の典型であり、殊に番種販売の事業に失敗して困窮はその極に達した。明治七年一月、銃太郎は父とともに「築地六番会堂」で初めてキリスト教を聞いた。爾来日曜毎に教会に通い、小川義綏長老の厚意の指導を受け、同年七月、父とともにタムソンから洗礼を受けた。当時銃太郎十九歳であった。その後横浜において英学を学んだ。

鈴木が誰れを師として英学を学び、さらに神学に進んだかは明らかでない。山本秀焯は鈴木を横浜の「ブラオン学校」から一致神学校に入学した者のなかに加えている。（『日本基督教会史』七五ページ）しかし、『帯広市史』は「八年春、ワッデル塾に入って」と記している。（七九七ページ）いずれにしても、一致神学校に進んだことは事実である。

鈴木は、その後埼玉県和戸教会の牧師となったが、明治十四年十月、同教会を辞さねばならぬ事情となった。（小沢三郎著『日本プロテスタント史研究』三一七ページ参照）その翌年、北海道開墾を目的とした「晩成社」に加わり、同社副社長の依田勉三と現地踏査のため北海道に渡り、鈴木は単身現地である帯広付近のオベリベリにとどまって越冬した。鈴木はそれ以来「晩成社」三幹部のひとりとして、開拓事業に従事することとなる。鈴木銃太郎の信仰と北海道開拓事業との関係については、稿を改めて論述したい。

六

以上、「東京築地一致神学校開校時の学生」と題する写真に氏名の記入されている人物について、その略歴特に一

東京一致神学校開校当時の人びと

致神学校入学以前の事情を列挙してきた。そのうち数名の者についてはまったく記すべきものがなかったが、それらについては他日を期したい。また、右の写真に氏名のない者で、開校当時の学生であった人物をあげることのできるが、ここでは敢てその点には触れなかった。

以上述べたところから、開校当時の一致神学校の学生は、玉石混淆の感が深かったといえる。その点を井深は「東京一致神学校が始せられた時、此に入学した学生の数は二十五名乃至三十名も有ったかと思うが、その学力に於ても年令に於ても甚だ不揃いなものであった」と述べている。〔井深棍之助とその時代』第一巻・一〇七ページ〕田村直臣は、同様の点を次のように云っている。〔信仰五十年』五六〜五七ページ〕

当時の神学生は、恰も五目飯の如く、牛蒡も、人参も、椎茸も、甘蔗も、山椒も交って居った。年に於ても五十に近き人も居れば、二十歳にも満ちない青二才も居った。学力に於ても英語の能く出来る者、ABCのA字の出来ない者も居った。又既に神学の素養を受けた者も、初めて神学に接した者も居った。其の教授は通訳附きか、又は不充分なる日本語で講義せらるる事であったから、学生の一致はなく、各自勝手な要求をなし、従って不平の声の到る処に聞えたのは、初代の神学校として止むを得ない事であった。

これら玉石混淆の神学生の群像のなかに、ひとつだけ共通のものは、かれらの社会的出自が、きわめて僅かな例外を除いて、旧武士層すなわち士族であった点である。もちろん、植村正久のように維新後いち早く帰農して族籍は平民となった者も、その精神的伝統においては旧武士層のものであった。一致神学生の殆んどすべてが士族ないしはその

子弟であったということは、わが国における初代のプロテスタント教会が、まず「士族層の教会」として形成されたことに徴して、当然といえば当然のことといえよう。しかし、当時の士族信徒にとっては、伝道者の道を選ぶことは、単なる職業としての選択を意味するものではない。もちろん、キリスト教に入信した士族信徒は、その多くが旧幕臣や佐幕派旧藩士であって、官界はもちろん社会の各分野での立身出世の道はきわめて狭かった。しかしそれだからといって、伝道者の生活はきわめて不安定なものであり、世俗的な意味での職業選択の対象となりうるものではなかった。にもかかわらず、多くの士族信徒たちが、神学校の門を叩いたのは、ひとつには士族としての窮迫した生活のなかでみずから見いだした新しい生き方としての信仰に生きる生き方を、自分だけの体験にとどめるだけでなしに、より多くの人びとに語りかけ、勧めていきたいと思ったからである。その熱意は、伝道のための基礎的素養としての神学研究にからら士族信徒をむかわしめたのである。また、以上の点と同時に、旧社会における指導的地位にあった士族として、農・工・商に従事する者に、キリスト教を伝えねばならないとする一種の指導者意識が、士族信徒のなかに働いていた点も見のがすことはできない。

その意味において、士族信徒を中心とする一致神学校には、アカデミックな神学研究の雰囲気よりも、おそらくきわめて熱っぽい伝道的気運が漲っていたといえる。というよりもむしろ、神学生として正式に神学校に入学する以前において、すでに学生の殆んどは伝道に関する経験をかなり身につけていた。初代の日本人教会は、日本人みずからによる伝道の責任を自覚し、明治六年秋に横浜の海岸教会と東京の新栄教会が連合して、奥野昌綱と小川義綏の二人を武総地方に派遣した。これを嚆矢として、日本人信徒による積極的伝道が活発におこなわれた。たとえば、ブラウン塾では、明治七年夏、学生を四班にわけ、各地に伝道に派遣した。このことは、その伝道旅行に参加した者たちが、

後年誇らしげに語っているところである。(例えば『井深梶之助とその時代』第一巻・八九ページ以下参照)

当時の伝道においては、キリスト教に対する偏見も強く、未知の土地への伝道には必らずといってよいほど「投石」が待ち構えていた。しかも、殆んどすべての伝道が、処女地の開拓にほかならなかった。伝道する側の熱意と伝道の対象となる地域社会の現実とのギャップはきわめて大きかった。それなりに、当時の伝道には苦難も多く、実りは少なかったことはいうまでもない。しかしそれだからといって、当時の信徒は伝道への熱意を失うことなしに、実り少い伝道に傷つきながらも、その傷を癒しつつ、新しい伝道の戦線に出ていかざるをえなかった。

このようにみてくるならば、まさに東京一致神学校の存在は、伝道における野戦病院の感が深かった。すでに伝道の経験をもつ信徒が、この神学校に学びつつ、業を卒えずして、働き人を必要とする伝道の第一線に出ていく。時には再び第一線から神学校に戻るものもあったのである。神学修業の途中で、教師試補の准允を与えられたということも右のような当時の状況に思いを馳せるならば、その意義が理解できるのである。

築地大学校における教育と宗教の問題

解説 工藤英一

【解説】

明治十三年、東京の築地明石町七番において築地大学校が開校した。これは、横浜のヘボン塾が東京に移転し、名称を改めたものであった。校長には、当時ヘボン塾の主任となっていたジョン・バラが就任した。

明治十五年の三月下旬から四月上旬にかけて、右の築地大学校の教育と宗教とのかかわりが、『東京日日新聞』において問題とされ、議論がかわされた。ここに紹介する三篇の投書がそれである。

論議の発端となったのは、東京日日の三月二十八日号に掲載された「在神田 品野攻」という人物の投書であった。投書の内容は、築地大学校が生徒にキリスト教を強制することや、「大学校」という名称が世間をあざむくものであることを非難した後、国権とキリスト教の関係を論じ、同校がアメリカやキ

リスト教の祝祭日のみを休日として、わが国の祝祭日を無視している点を強く攻撃しているものである。

この挑戦にこたえて、築地大学校の服部綾雄が、かなり強い態度で反論したのが、四月五日の投書である。それは、品野攻の述べるところが、すべて事実に戻し、またカレッジとユニヴァーシティとの違いを理解せぬ無知から出たものにすぎぬとする。特に、アメリカおよびキリスト教の祝祭日うんぬんの件については、同校規則に照らしてみれば、すべて事実無根であるとする。ただし服部は、春秋の皇霊祭については、良心の自由を重んずるゆえに、同校ではこれを休日としていない旨を特に強調している。この点は、第三の投書（在東京 小野好仁「四月十日号」）において問題とされることとなる。

右の小野の投書は品野の立場を弁護し、服部の主張を非難するものであった。特に、築地大学校においては、プロテスタン

築地大学校における教育と宗教問題

ト信仰にもついて未信者に礼拝・祈祷を強制することはないと服部は述べているが、学校の規則に祈祷・礼拝の箇条がある限りは、生徒に対して無形の強制となることを小野は強く指摘している。

服部綾雄は、ヘボン塾以来の学生のひとりであり、築地大学校の第一回生である。かれは明治十五年六月二十九日に同校を卒業しているから、当時同校の最上級であったと考えられる。

なお、大いに物議をかもした「春秋皇霊祭」とは、明治十一年六月五日の太政官達によって、従来の祝祭日に付け加えられたものである。これは、祖先崇拜の習俗として日本人の生活のなかに定着していた春秋の彼岸を、国家の祭日に加えたものにはかならない。プロテスタント信仰の立場からすれば、この祭日は、偶像崇拜にたらなるものであり、それゆえに「良心の自由」を重んずる立場から拒否された。

序でに付言すると、松宮一也著『日本基督教社会文化史』（新紀元社・昭和二十三年六月刊）の年譜「一八八九（明治二十二年）」の項に、「明治学院の秋季皇霊祭不休事件起る」という記事がある。（三三一ページ）明治二十二年中に、事実このような事件があったかどうかについては、いまだ明らかではないが、これに先立つ明治十五年に、築地大学校において皇霊祭のことがすでに問題とされていたことは注目すべきである。

【資料】

少事モ輕視ス可ラズ 在神田 品野攻

築地某街ニ一ノ教育所アリ。名ケテ築地大学校ト謂フ。米国宣教師バラ氏ナルモノ、司宰スル処ニシテ、其内部ノ組織ニ至リテハ大ニ耶蘇教会ト密着ノ關係ヲ有スルモノナリト聞ク。現ニ該校ニアル生徒ハ皆耶蘇信者ニシテ、若クハ耶蘇信者タルヲ希ハザルモノト雖トモ強テ祈祷礼拝ヲ執ラシムルト。名称ハ即チ同ジク大学ナリト雖トモ之ヲ我東京大学ニ比スル時ハ決シテ日ヲ同クシテ語ル可ラズ。同ジク大学卒業ノ生徒ナリト雖トモ彼レハ専門学ノ蘊奥ヲ極ハメ、此レハ僅カニ普通学ノ課程ヲ卒フルノミ。（読者若シ之ヲ疑ハバ規則書ニ付キテ一覽セヨ）然レトモ其実ヲ知ラザルモノハ往々其名称ニ瞞着セラレ、校ニ入レバ知ラス識ラズ化シテ信徒トナルモノ多シト云フ。余輩固ヨリ耶蘇教ヲ敵視シ又ハ嫌悪スルモノニアラズ。耶蘇教信者ノ多キ余輩ニ於テ毫モ憂トスル所ニハアラザルナリ。然リト雖トモ我日本臣民タルノ分ニ背キ我団体ヲ穢瀆スルニ至リテハ余輩之ヲ黙視スルコト能ハザルナリ。

我日本臣民タルノ分トハ何ゾ上ミ皇室ヲ尊崇シ外ニ対

シテハ我國權ヲ振張スルコト即チ是レナリ。タトヘ耶蘇
信者ハ上帝ヲ崇メテ至尊至重ノ者トナシ、上帝ノ為メニ
ハ其身命ヲ犠牲ニ供シ、容易ナラザル一義ヲ犯スニ至ル
ト雖トモ猶且ツ顧ミザル一念ハ常ニ其心頭ニ存留ス可シ
ト雖トモ誰レカ上頭首ヲ尊重シ外ニ將シテハ國威ヲ振張
スルコトヲ拒ムモノアラシヤ。現ニ英國ノ如キ米國ノ如
キ最モ耶蘇教ノ盛ナル人民ニシテ其心念ノ益々鞏固ナル
ヲ以テ之ヲ知ル可シ。然レバ耶蘇教ノ旨趣トスル所ト雖
トモ敢テ至尊ヲ無ニシ奉レ國權ヲ穢瀆セヨト云フガ如キ
コトハ万々之レアル可ラザルナリ。同ジク耶蘇教ナレト
モ英ニアリテハ英王ヲ尊重シ奉リ英國國權ヲ鞏固ナラシ
ムルモノトナリ、米ニ在リテハ其大統領ヲ翼戴シ米國々
權ヲ確実ナラシムルモノトナル。米國ニ行ハルル耶蘇教
ニシテ其大統領ニ背クモ寧ロ英王ノ忠僕タレ其國權ハ毫
モ憂フルニ足ラズ英國々權ヲ振張セヨ又ハ英國ニ行ハル
ルモノニシテ英王ヲ捨ツルモ去ツテ米國ノ國民タレ而シ
テ其國民タルノ職分ヲ尽ス可シト教ユルガ如キ邪惡忌ム
可キノ宗門ニハアラザル可シ。宜シク其至ル所ノ國法風
俗ニ応ジ外ニハ其民ヲシテ忠君孝親ノ心慮ヲ厚カラシメ
内ニハ其民ヲシテ敬神愛國ノ念ヲ起サシムルコソ実ニ耶

蘇宗門ノ真正ナル目的ニアラズヤ。此宗門ヲ信ズルガ為
メニ終ニ其本國アルヲ忘レテ外國ヲ欽慕スル念ヲ生ジ、
漸クニ其本國ヲ厭忌スルニ至ルモノ多キヲ見テ世人或ハ
目シテ邦國ヲ掠奪スル間接ノ武器トナスニ至ル。之レ豈
ニ耶蘇教ノ本趣ナランヤ。信者却テ罪ヲ買テ耶蘇教ニ貼
ルモノト謂フ可シ。我レノ外國ト交際ノ道開ケテヨリ夙
ニ外人ハ耶蘇教ヲ携來シテ荐リニ其擴張ヲ勉ムルニ怠ラ
ズ。其教門ノ内又教派ノ區別アリテ其説ク所モ亦其軌ヲ
同クセズ。自ラ正邪善惡ノ異同アルガ如シ。然レトモ其
信者ノ意想ハイザ知ラズ其教趣ハ即チ前ニ陳述シタル所
ニ出デザル可シ。況ンヤ正善ヲ以テ自ラ稱スル新教ノ宗
派ニ於テヲヤ。凶ラザリキ此宗派ニ最モ密着ノ關係アル
築地大學校ノ校則ニ於テ大ニ前述ノ趣旨ニ背反スル一事
アリトハ余輩豈一言セザルヲ得ンヤ。

一 學校ノ校則ノミ貴重ナル新聞紙上ニ論ズルハ雞ヲ割
クニ牛刀ヲ用ルノ譏リヲ免レ能ハズト雖トモ余輩ガ常ニ
上皇室ヲ尊戴シ外ニ將シテハ國權ヲ振張スルニ熱心ナル
瑣末ノ事モ余輩ガ此主義ニ合セザレバ終ニ之ヲ黙スルコ
ト能ハザルナリ。耶蘇信者ノ諸氏ト雖トモ日本國民タル
以上ハ余輩ト同胞ノ兄弟ナリ。已ニ同胞ノ兄弟タル均シ

ク余輩ト同一ノ義務ヲ負担スルハ固ヨリ疑フ可カラザル也。假令其学校ハ外人ノ主宰スル所トハ言ヘ普ク我国ノ書生ヲ陶育スル所ニアラズヤ。外人ガ信切ニモ我書生ヲ陶育スルノ目的ハ果シテ那レノ辺ニアリヤ。耶穌宗門ヲ研究シ兼テ才智能力ヲ涵養シテ他日國家ニ有能ノ士タラシメント欲スルニアラン。彼ノ宗門ヲ教ルハ果シテ何ノ為メゾ。敬神愛國忠孝仁義ノ念ヲ發生セシメンカ為メナラン。其是非曲直ハ暫ラク措テ之ヲ論ゼズ。外人ノ身ヲ以テ我邦家ノ為ニ尽スニ汲々タルハ実ニ感佩ノ至リニ堪ヘザルナリ。バラ氏ニシテ果シテ斯クノ如キ厚意アリテ然ルナラバ如何ニ彼ノ國ニアリテハ善良ナル校則ト雖トモ我レニアリテハ不恰好ヲ感ズルモノナキニアラズ。宜シク我法律慣習ニ準從シテ速カニ之レヲ刪正セザル可カラズ。我法律慣習ニ準從スルハ即チ其生徒ヲシテ愛國忠孝ノ念ヲ發生セシムル手段ト謂フ可キナリ

校則ノ刪正セザル可ラザルモノトハ即チ何ゾ。聞クガ如クバ同校々則ニ於テ土曜日曜兩日ノ外耶穌ノ祭日及米國々祭日等ニアラザレバ一切生徒ニ休課ヲ与ヘザルナリト嗚呼是レ何ノ心ゾヤ耶穌ノ祭日ヲ祝シ米國々祭ヲ賀スルガ如キハ一ハ耶穌ノ信者タリ一ハ米人ノ主宰ニ屬スル

ガ故ニ毫モ疑フ可ラザルナリ。然ルニ日本人ヲ養成スル学校ニシテ我人民ノ貴重スベキ國祭日ヲ祝賀スル義務ヲ尽スコトヲ得ザラシムルハ豈奇怪ノ至リナラズヤ。我國祭日ニハ凡十數種類アリテ或ハ皇室ニ對スル祭日アリ或ハ時季ヲ祝スル祭日アリ。是レ即チ我國ノ慣習制度ニシテ宜シク臣民ノ尽ス可キ所ノモノナリ。然ルニ今此慣習制度ヲ放擲シテ強テ日本臣民タル生徒ヲシテ其義務ヲ尽スノ道ヲ杜絶セントスル実ニ浩歎ノ至リナラズヤ。嗚呼バラ氏ガ數多ノ資金ヲ捐テ我書生ヲ養育セラルルモノハ果シテ他ニ為メニスル所アリテ然ル乎。嗚呼何ゾ其レ然ラン。氏ハ耶穌新教ノ純良ナル伝教師ナリ。真正ナル教旨ハ余輩ガ前已ニ陳述シタルガ如シ。何ゾ耶穌教ヲ以テ國ヲ掠奪スル間接ノ武器トナスガ如キ蛇蝎虎狼ノ心術ヲ有センヤ。バラ氏ニシテ果シテ若シ此心術ヲ有スルトセバ、嘗ニ耶穌教ノ罪人タルノミナラズ我國權ヲ毒害スル逆人ナリ。况ヤ日本國民タル分ヲ以テ甘んじて彼ノ校ニ在學スル青年ヲヤ。上ミ皇室ヲ尊戴セズ、外ニ將シテ國權ヲ振張スルコトヲ勉メズンバ之ヲ國賊ト謂ハズシテ將タ何トカ言ハン。余輩ハ平生バラ氏ノ純良誠実ナルヲ知ルモノナリ。又彼ノ生徒諸氏ノ忠君愛國ノ念ニ富饒ナ

ルヲ信ズルモノナリ。幸ニ余輩ノ微衷ヲ憐察セラレ取ル可クンバ則チ採レ。若シ他意アレバ為メニ教誨ヲ賜ハラシコトヲ望ム（『東京日日新聞』明治十五年三月二十八日号）

小事モ輕視ス可カラズ

築地大 學校 服部 綾雄

我輩偶々日々新聞第三千八百四十四号ヲ読ミ寄書欄内ニ及ビシニ品野攻ト云ヘル人アリ。小事モ輕視スベカラズトノ題目ヲ掲ゲ来リテ切ニ我校ノ規則ヲ罵詈訾シ施ヒテ教師ノ思想ニ及ボシ縷々千百ノ怨言ヲ吐テ以テ愛国心ニ紛ラカシ、虚ヲ以テ実ト見セ、実ヲ取テ虚トナシ、以テ我校ノ面目ニ泥土ヲ塗ラント試ミタリ。我輩固ヨリ彼ノ人ハ如何ナルモノナルカヲ識ラザレトモカカル名ノ人ハ嘗テ我校ニ入學シ居ルコトナシ（実ハダウダカ）思ニ彼ハ徒ニ野人ノ片言ヲ信ジタルカ又ハアル事情ニ余儀ナクセラレテカカル寢言ヲ吐カザルヲ得ザル場合ニ立チ至リタルカノ二ナルベシ。天ニ向テ唾スルモノハ己ニ向テ唾スルナリ。人ヲ呪フテ穿ル穴ハ己レヲ葬ルノ穴トナルベシ。誰カ彼レノ言ヲ信センヤ。誰カ彼レノ空談ヲ信ズルモノ

アランヤ。彼レハ己レノ説ヲ評シテ難ヲ割クニ牛刀ヲ用キルナリト云フトモ、彼レハ即チ曲針ヲ以テ鉄片ヲ穿タントスルモノナリト思ヒ之ヲ一笑ニ附シテ去ラントセシガ、万一彼レノ説ニ瞞着セラルルモノアルヲ恐レ、小事モ輕視スベカラズト思ヒタレバ乃チ彼ト同題ヲ掲ゲテ以テ簡略ニ彼ノ謬見妄語ヲ証スベシ。蓋シ彼ハ始終惡言ヲ吐クノミニシテ其理由ヲ示サザレバ摘ミ処モナキコトニテ頗ル彼ノ論理ヲ見出スニ究セシガ漸ク其ノ骨髓カト思フ二三ノモノヲ得タレバ請フ之ヲ左ニ解カン。

彼曰築地大 學校ハ耶蘇信者ニ非ザル者ヲモ強テ祈祷礼拝ナサシム云々。是レ第一彼レガ冒頭ニ過テルモノナリ。夫レ我校ハ彼ノ説ノ如ク耶蘇宣教師ノ設立スルモノナレバ固ヨリアル時間ハ校則ヲ以テ講義祈祷ニ充ツルコトアレトモ未ダ不信者ヲ強テ祈祷礼拝ナサシメタルコト莫シ。否モシコレアリトセバ即チ教義ニ背クモノナリ。信ゼズシテ神ニ祈リ好マズシテ礼拝ヲナス、豈何ノ益ヲカナサンヤ。當ニ益ヲナサザルノミナラズ、カカル者ハ所謂偽善者ニシテ我党ノ最モ嫌忌スルトコロノモノナリ。

彼曰ク築地大 學校ハ大學ノ名称アレトモ東京大 學トハ課目頗ル異ナリ、然レトモ其実ヲ知ラザル者ハソノ

名称ニ瞞着セラレ、校ニ入レバ知ラズ識ラズ化シテ信者トナルモノ多シト云々。我大学校ハ東京大^{ユニバルシテ} 学ト其名称モ異ナル如ク其学課モ從テ異ナリ、然トモ彼レノ所謂ル大学校トハ即チ英語ノ「カールレッジ」ヲ指セルモノトセバ我大学校ノ課目ヲ以テ大学校ト称シ能ハザルノ理由ハ將タ何レノ辺ニ在ルヤ。夫レ彼ハ「カールレッジ」ニ種々ノ區別アルヲ知ラザルノミナラズ且ツ「ユニバルシチー」ト「カールレッジ」トヲ識別スルアタハザル無学者ナルガ如シ、ヨシ彼ノ説ヲシテ果シテ真ナラシメバ我校ヲ大学校ニアラズトスルモ、人々ガ名称ニ瞞着セラルト云ヘルハ抑モ何ゾヤ、凡ソ学校ニ入ラントスルモノハ必ズ先ヅ其校則ヲ閱シ我意ニ適スルヲ自ラ知テ而シテ后入学ヲナスモノニ非ズヤ。然ルヲ大学ノ名称ニ瞞着セラレ我築地大学校ヲ以テ「オックスホールド」ナルモノト一点一格モ違ハザルモノト思惟シ、校則ヲ一目セズ輕々シク入学スル者アリトセハコレ我校ノ罪ニ非ズシテ即チソノ愚人ノ罪ナリ。我校之ヲ知ラザル也。又終ニ入学ノ生徒ハ薰陶セラレテ不知不識信者トナルト云テ、信者トナルハ恰モ盜賊トナルト一般甚ダ彼ノ嫌忌スルハ余リ馬鹿ゲタル次第ト謂ハザル可カラズ。乍然我輩ノ今此弁ヲ作ル

ハ翅ニ我校ノ荣誉ヲ保護スルノミヲ以テ限リトナシ敬テココニ耶蘇教ノ正邪ヲ論シ信者トナルトナラザルトノ利害ヲ云ハザルベシ。(コレヲ云フハ最モ好ムトイヘトモコレ別論題ナレバナリ)

又次ニ彼ノ論スル大意ニ曰ク、敬神愛國ハ耶蘇宗門ノ真正ナル目的ニアラズヤ。然ルニ築地大学校ノ校則ハ却テ敬神愛國ノ趣旨ニ背キ我國權ヲ毒害スルモノナリト。嗚呼彼ハ耶蘇信者トナルモノ多キヲ憂ヘタル故ニ正ク耶蘇教ノ何物タルヲ識ラザル暗愚者ト覺タルニ今此ニ敬神愛國ハ耶蘇宗門ノ真正ナル目的ナリト云フヲ見レバ、又少ク耶蘇教ノ一部ヲ了解スルモノノ如シ。又彼ハ「読者モシ之ヲ疑ハバ規則書ニ付テ一覽セヨ」ト高言シタレバサゾカシ我校則ヲ知ルモノナルベシト思ヒシニ、之ニ反シテ我校則ニ一目ヲモ注ガザルモノノ如シ。夫レ我校則中ニ敬神愛國ノ旨ニ背クトコロノモノアルカ彼ノ妄言譏譏モ亦驚クニ余リアリ。彼ハ校則中何レノ点ヲ認テカ、ル寢言ヲ吐キ出セシヤ。思フニ彼ガ末文ニ述ベタルモノ此方言ヲナサシメンガ如シ。其言ニ曰「聞クガ如クンバ同校々則ニ於テ土曜日曜兩日ノ外耶蘇ノ祭日及び米國々祭日等ニ非ザレバ一切生徒ニ休課ヲ与ヘザルナリト。然

シテ彼ハソレヨリ進テ我校則ニハ我國祭ヲ奉ズルトコロノモノナシト詰リ来リ、コレ国法ヲ破リ義務ヲ欠クモノナリト喋喋セリ。噫嘻コレ亦何ト謂フコトゾヤ。彼ハ他ヲ嘲リ他ヲ譏ルニ於テ徒ニ聞キツルノミヲ以テ証トナシ、確呼タル説トナセリ。抑モ彼ハ我校則中耶蘇ノ祭日及ヒ米國祭日ニ休課ヲ与フトノ由ヲ誰ニ聞シヤ。愚人カ將タ

狂狷カ夫レ我校則中耶蘇ノ祭日及ヒ米國祭日ニ休課ヲ与ルコトハ決シテ無之也。將タ其実事ナキナリ。抑モ耶蘇祭日トハ所謂(クリスマス)或ハ感謝^{カウステキヤグ}会ヲ云ヘルモノトセンカ〔クリスマス〕ハ第一期ノ休課中ニアルガ故ニ

〔クリスマス〕ノ故ヲ以テ休課スルニ非ザルナリ。又感謝会ニハ休課ヲ与フルコトアレトモコレハ耶蘇ノ祭日ヲ祝スルタメニ非ズ。即チ我國ノ新嘗祭ニ当リ神ニ感謝ヲ捧ケマツル為ナルノミ。彼何ゾ不知ヲ不知トセズシテ己ノ罪ヲ江湖ニ鳴ラサントスルヤ。又彼ハ承知面ニテ我校ノ日本祭日ヲ奉ゼザルヲ論ジタレトモ之全ク実事ニ反シタルナルナリ。我校ハ耶蘇祭日或ハ米國々祭日ニ休課ヲ与フルコトナシト雖トモ我國祭ナル天長節紀元節新嘗祭ニ休課ヲ与フルハ即チ実事ナリ。(元始祭神武天皇祭ナドハ休業中ニアルモノナレバ殊ニ校則ニ載セズ)但シ春

秋皇靈祭ニ休課セザル所以ハ我ガ良心ノ自由ヲ重ズルガ故ナリ。モシ我政府ニシテ信仰ノ自由ヲ奪ヒ必ズ此日ニ休課スベシト命ズルコトアラバ我校ハ蓋シソノ時ニ彼ノ忠告ニ從ヒ校則ヲ刪正スルヤ否ヤハ今日ヨリ断言スル能ハザルナリ。

我輩カク答弁ヲ書シ来テ竊カニ惟ラク、カノ品野氏ハ果シテ如何ナル人ニシテ何スレゾカク虚ヲ以テ実ヲ欺キ実ヲ取テ虚トナシテスラ我校ヲ譏議セントスルヤ。寧ゾ知ラン彼ハ嘗テ不品行反則ノ為メニ退校ヲ命ゼラレタルモノノ一人ニ非ラザルヲ。兎ニ角我輩ノ推察ノ当否ニ関ハラス彼ノ吐クトコロ頗ル我校ノ荣誉ニ関スルトコロアルヲ以テ小事ナレトモ輕視スル能ハズ、終ニ此方解ヲ作レリ。看官若シ猶ホ彼我ノ虚実ヲ疑ハバ築地^{ウツチ}ニ在リ、幸ニ來車シテ校則ヲ一覽セバ忽チ釈然タルニ至ル可シ(『東京日日新聞』明治十五年四月五日号)

小事モ輕視スベカラズ

在東京 小野 好仁

余東京日々新聞第三千九拾号ノ寄書ニ小事モ輕視スベ

カラズト題セル築地大学服部綾雄氏ノ文アリ。彼ノ第三千八拾四号ニ載セタル品野攻トイヘル人ノ寄書ヲ駁撃シ築地大学校ノ名誉ヲ保護セントスルモノノ如シ。余ハ元来品野トイヘル人ヲ知ラズ又服部トヤラン人ニモ一面識ナシ。然レトモ曩ニ品野氏ノ文ヲ読ミ其意ヲ玩味スルニ大ニ我神州ノ為ニ慨スル所アルガ如キ真心ニ感シ、今マ夕服部氏ノ駁論ヲ閱スルニ己レガ入ル所ノ学校ノ名誉ヲ保護セントイフ快氣アルヲ愛デ又ソノ才ノ少ク取ル可キアル如クナルヲ以テ空ク之ヲ放棄スルニ忍ビズ、予モ亦聊カ憂國ノ志ヲ抱ク一人タレバ茲ニ一言ヲ述ベテ服部氏ニ告グル所アラントス。氏ヨ請フ心ヲ虚クシ氣ヲ平カニシ姑ク余ガ言フ所ヲ聴ケ。

古人謂ルコトアリ曰ク尤ニ効フハ罪焉ヨリ甚シト。氏ハ品野氏が築地大学校ヲ罵詈シタリトテ大ニ之ヲ尤メナガラ却テ品野氏ヲ罵詈スルコト之ヨリ太甚キハ何ソヤ。乃チ尤ニ効フナカラシヤ。宜ク反省セラルベシ。且ツ品野氏ハ決シテ罵詈シタルニアラズ、唯校則ノ不都合ナル者アルヨリ我国人ヲシテ讖ラズ知ラズ外教ニ心酔シ肝腎ナル敬神愛國ノ大義ヲ忘却セシムルニ至ルヲ憂慨スルノ余リ語氣ノ少ク激ニ互リシ所アリシカト思フニ過ギザル

ノミ。之ヲ評シテ讖謗罵詈トイフハ最モ其当ヲ得ズ。凡ソ讖謗罵詈トハ子ガ品野氏ニ於ケルガ如キヲコソ最モ極点ニ達シタルモノト謂フベシ。

子ハ第一段ニ耶蘇信者ニ非ルモノト雖モ強テ祈祷礼拝セシムルトノ品野氏ノ説ヲ駁シタレトモ、其言ヤ一向ニ理ニ当ラザル者ノ如シ。何ソヤ曰ク凡ソ学校アレバ校則アリテ必ズ其生徒ヲシテ遵奉セシムル勿論ナリ。今築地大学校ノ規則中現ニ祈祷礼拝ノ箇条アルトキハ則チ何人ヲ問ハス。縦令学問ヲノミ授クル為ニ入学シ礼拝祈祷ヲ心中ニ好マザルモノトイヘトモ止ムヲ得ズ此規則ヲ遵奉セザルベカラズ。然ラバ所謂「強テ」トハ必ズシモ其首ヲ押ヘ其手ヲ執テ脅迫シ礼拝セシムルニ非ルモ已ニ之ガ規則ヲ示シテ束縛スル以上ハ之ヲ強テ祈祷礼拝セシムト謂ハズシテ將タ何ト言ハンヤ。

第二ニ大学校ノ名称ヲ冒スコトハ余モ亦以テ太タ其当ヲ得ズト思ヘリ。凡ソ我邦ニ於テ大学校トイフ以上ハ他ノ東京大学工部大学ト同ジキ様ニ聞ユレバ、区々タル一ノ小校ニシテ大学校トイフハ如何アルベキカ。小米校ハ桜トイヘル名ハアレドモ全ク桜ト異種ニシテ、迎モ日ヲ同クシテ語ルベキ者ニ非ズ。築地大学校モ亦小米校ノ如

シ。其冒名ノ甚キモノナルノミ。子ハ英語ヲ引テ頻リニ
弁護スレトモ英吉利ハ英吉利ナリ、日本ハ日本ナリ。固
ヨリ混同スベキニ非ズ。苟モ英吉利ニ在リテハ則チ可ナ
ラン。何トナレバ其名称判断ト区分アレバナリ。我邦ニ
在テハ未ダ其可ナルヲ知ラズ。何トナレバ築地学校ノ如
キヲ称シテ大学校ト称スレバ、他ノ大学校ト名称上ニ於
テ簡別ナク世人ノ之ニ瞞着セラルルモ決シテ理ナキニ非
ス。其瞞着セラルルノ愚ハ固ヨリ憐ムヘシトイヘトモ故
ラニ他ノ大学校ト混同セシメ世人ヲ瞞着セントスル手段
ニ出テシメバ之ヲ何ト云ハン。良シヤ築地大学校ヲシテ
如此狡猾手段ヲ行フニ意ナキモノナラシムルモ已ニ之ガ
為ニ眩惑セラルルモノアリ。又或ハ時トシテ他ノ大学校
ト混同セラルルノ実アルニ於テハ、速ニ其大ノ字ヲ删除
スルコソ好ケレ。否ラザレバ到底世人ヲ瞞着スルノ手段
ナリト評セラルルモ之ガ答弁ニ困ムヘキヤ必セリ。

然レトモ是等ハ瑣事ニシテ重大ノ事トイフニ非ザレバ
何レニシテモ大ナル影響ヲ及スモノニ非ザレバ、深ク尤
メズシテ可ナリ。特リ子ガ第三段ニ於テ春秋皇靈祭ニ休
暇セザルハ我良心ノ自由ヲ重ムスルガ故ナリト云ニ至テ
ハ、抑モ何等ノ妄言ゾヤ。妄誕無稽モ亦甚シト謂フベシ。

築地大学校における教育と宗教問題

余ハ誦テ效ニ至リ始テ品野氏ノ言ミナ信ニシテ子ガ学校
規則ノ不都合ナルヲ疑ハザルナリ。子ハ口ヲ極メテ祭日
ノ事ヲ弁論スレトモミナ牽強附会信ヲ措クニ足ラザルノ
説タル此ニ至テ自ラ掩フベカラザル者アリ。吁子モ亦我
日本帝國ニ住ム者ニ非ズヤ。我日本皇帝陛下ノ臣民ニ非
ズヤ。我ガ三千有余万ノ同胞兄弟ト共ニ大日本皇帝陛下
ノ優渥ナル恩沢ニ沐浴スルモノニ非ズヤ。然ラバ則チ何
ノ為ニ書ヲ読ムヤ。何ノ為ニ宗教ヲ奉ズルヤ。独リ大日
本帝國ノ為ニスルニハ非ザルカ。又子ガ所謂良心トハ如
何ナルモノゾ。自由トハ如何ナル者ゾ。宜ク手ヲ胸ニ当
テテ熟思ス可キナリ。苟モ子ヲシテ真ノ良心ヲ備ヘ真ノ
自由ヲ愛スルノ人ナラシメバ決シテ斯ル妄誕無稽ノ言語
ヲ其口ヨリ出ス能ハザル理ナリ。其理由ハ言フマデモナ
シ。余ハ姑ク之ヲ子ガ自ラ己レノ良心ニ問テ自ラ答ヘヨ。
子モ亦流石ニ日本ノ土地ニ生レタル人ニシテ少ク道理ヲ
モ弁ヘタルナラント思ヘバ、早晚迷夢ノ警醒スルコトモ
アラン。若シ何時マデモ迷夢ノ醒メザランニハ更ニ疑問
ヲ起サレヨ。余モ亦敢テ教諭ノ勞ヲ憚ラザルベシ。

吁我ガ赫々タル神州固有ノ美風良俗日ニ萎靡シ尊王愛
國ノ表情ヲ懷クモノ日ヲ追テ寥落タラントス。是志士仁

築地大学校における教育と宗教問題

人ノ扼腕切齒シテ夙ニ浩歎スル所ナリ。畢竟スルニ其原
因ノ幾分カハ子ガ如キ外教ニ心酔シ、惑溺シタル者ノ日
ニ我邦ニ繁殖スルニ在リ。是余ガ此事ノ小ナルニ拘ハラ
ズ此拳ノ大人氣ナキニ似タルヲ顧ミズ敢テ貴重ナル新聞
紙ニ災シテ服部氏ニ忠告スル所以ナリ。請フ少ク熟思セ
ヨ。徒ニ妄言ヲ吐キテ意氣揚々タル勿レ。

〔東京日日新聞〕明治十五年四月十日号

英和予備校関係書類

解説 秋山繁雄

【解説】

英和予備校について

この夏、港区海岸一―三―一七にある東京都公文書館に出かけ、同館所蔵の古文書類を調査した時に、たまたま英和予備校関係の書類を見つけたことができたのでマイクロフィルムに収め原稿に書き直して利用させていただくことにした。これまで英和予備校に関する資料としては在学証明書の外にはこれといった資料がなく、「明治学院五十年史」、「明治学院九十年史」などを参照して研究する外に手係りとなるものがなかったもので、このような時にこのような貴重な資料が手に入ったことは大へんに幸運であった。

しかしながら、今度入手した資料は、学院にとっては新たな発見といえるかもしれないが、既に発表をみた部分もかなりある。すなわち昭和三十八年三月発行の東京都編集の都史紀要十

「東京の大学」の明治学院大学の項の中には「英和予備校の設置願」として紹介されている。しかし、編集の都合上であろうと思われるがその全文ではない。学院としては「明治学院五十年史」には殆んどのおらず、「明治学院九十年史」には前記都史紀要からの引用として部分的に掲載されている。

右の事からもわかる如くこれは未知なものではなく、既にかなりの部分が紹介済みであるということを考慮におきながらもなおかつここに収録紹介しようとするのには二つの意図がある。その一つは欠除部分を補って全文を紹介したいということ、他の一つはそれにもまして重要だと考えるのは、設置願に附属する書類、その他の英和予備校関係書類を一括して示し、時間的関係を明確にしたいということである。

なお、英和予備校は東京一致英和学校の予備科として服部綾雄が明治十六年九月に神田淡路町二丁目四番地に設立した学校

で、やがて明治学院に合併されるに至るのであるが、ここに学校のあった場所やどうして設立されるに至ったかその背景などについて素描して資料を見る上のご参考にしていただきたいと思ふ。

まず場所についてであるが、神田淡路町二丁目四番地というところ、淡路町がどの辺であるか見当のつく場合はそれで説明も要しないが、東京駅から中央線に乗ると神田駅があり、その次がお茶の水駅である。以前神田駅とお茶の水駅の間に万世橋の駅があった。この万世橋の駅から小川町の方に少し歩いた所に連雀町がありその次が淡路町であった。

次にその設立の背景については、東京一致英和学校との関わりが重要であるから、どうしても東京一致英和学校のことから始めなければならない。東京一致神学校が明治十年に三ミッシヨンの協力一致で設立されたことは周知の通りであるが、この三ミッシヨンの協力の精神が維持されて、明治十六年九月に築地大学の経営主体であるプレスビテリアン・ミッシヨンと横浜の先志学校の経営主体であるグッチリフォーム・ミッシヨンとの間に提携がなつて上記二校は合併して新たに東京一致英和学校と名称を改めた。校舎は築地大学校が使用していた築地明石町七番の校舎を使用し看板を書きかえ、先志学校から移ってきた学生も収容した。当時の在学生数は裏付ける資料がない

ので正確にはわからないが、「明治学院五十年史」によると、本科生百三十八名、予科生五、六十名ということと約二百名近い学生を間口十間の校舎に収容しなければならず、それはとてもできない状態であった。

当時東京一致英和学校の幹事は服部綾雄で、ジョン・バラやワイコフなど外国人教授を補佐して学校の経営に当たっていた。従つて服部は学生数の増加によつて教室が狭隘化しつつある状況を見てその打開策に苦慮した。勿論、築地近辺も物色したものと考えられるが、しかし、築地は埋立地であり、外人居留地のために開かれた場所であつた。また、築地は都心から離れた所であつて、交通の便を欠いていることも、発展して行く学校には不利な条件であつた。そこで服部綾雄は狭隘な築地から都心に移ることを考え、神田淡路町二丁目四番地に活版工場を見つけてこれを借入した。予備校を設置し分散を計った。

建物は設置願別表によつてもわかる通り二階建て表間口六間、裏間口七間二尺、奥行十五間とかなり大きな建物であつた。しかし、この建物は活版工場のために建てられたのであるから、粗末な建物であるため大急ぎで学校として使用できるように改築しなければならなかつた。開校当時の学生数は数十名で、校長は服部綾雄、その他の教員はこの設置願でも知られるように

大部分が東京一致英和学校の教授たちであった。

かくの如く英和予備校は明治十六年九月から開校して学業を続けていたが、十八年九月には東京麹町区富士見町一丁目二十一番地へ校舎を移転することになった。転校願を見ると校舎の図面も附けられ教員増加願も添えられていることがわかる。

【資料】

八月十九日送達

浄書

校記録科

八月十九日付記録科

合主任

明治十七年八月十九日受出

知事 書記官 学務課

神田区淡路町二丁目四番地寄留
静岡県土族服部綾雄私立学校設
置願出中取調フヘキ事項有之候
ニ付致召喚候処右番地ニハ同姓
名之者無之趣ニテ召喚状返戻相
成候 就テハ取調之為本按照会
相成可然哉此段御伺候也

按

英和予備校関係書類

神田区長

学務委員

宛 宛 課長

貴区淡路町二丁目四番地寄留静岡
県土族服部綾雄ヨリ私立学校設置
ニ付本月十四日願出其願出中取調
フヘキ事項有之候ニ付召喚候処右
番地ニハ同姓名之者無之趣ニテ召
喚状其儘返戻相成候右ハ如何ナル
行違ニ有之候哉一応御取調之上本
人本課へ出頭候様御取計有之度此
段及御照合候也

明治十七年九月十六日受出

知事 書記官 学務課

先般御認可相成候英和予備校開校
期日別紙届出候条呈一覽候也

来ル十七日ヨリ設置願書ニ基キ開
校之上授業相始候間此段及御届候

英和予備校關係書類

也

神田区淡路町貳丁目四番地

英和予備校校長

服部 綾雄 ㊦

明治十七年九月十一日

東京府知事 芳川顯正殿

前書届出候ニ付奥印候也

神田区

学務委員 井上安右衛門 ㊦

神田区長 沢 簡 徳 ㊦

明治十七年八月廿二日受
明治十七年八月廿二日出六等属大束

知事 書記官 学務課

別紙服部綾雄私立学校設置願取調

候処不都合之廉無之被存候条左按

御認可相成可然哉御伺候也

按

書面学校設置之儀認可候事

但和漢文学教員雇入之上ハ其品

行学力履歴等開申可致且開業之

期日ハ前以テ可届出候事

長官

私立学校設置願

一 設置之目的

本校ハ将来英語ヲ以テ高等普通及ヒ専門ノ学科ヲ修メ
ント欲スル者ノ為メ予備之学科ヲ授クル所ニシテ専ラ
英語学地理学生理学修身学数学等ヲ教授シ兼テ和漢文
学ヲ教授ス本校ハ唯生徒ノ知育ノミナラズ大ニ徳育ニ
注意シ知徳兼備ノ学生ヲ養成センコトヲ期ス

一 名称

本校ヲ名ケテ英和予備校ト称ス

一 位置

本校当分ノ内神田区淡路町二丁目四番地ニ設ク

一 学科学期課程教科用図書器械

但シ学科学期課程ハ別表甲号教科用図書ハ別表乙号ノ
通り器械ハ当分之内相用不申候

一 教授法ノ要旨

英語學

誦法 第一期ニ於テハ文法上ノ句誦ヲ充分ニ解釈シ
第二及ヒ第三期ニ於テハ修辭上ノ句誦ヲ會得セシメ
又生徒ヲシテ特ニ声音ノ調和ヲ練習セシム

英語解釈 第一期ニ於テハ教員自カラ邦語ヲ以テ講
義シ第二及ヒ第三期ニ於テハ生徒ヲシテ訳読セシメ
其ノ終リニ解釈シ能ハザル所ヲ教員自カラ訳講シテ意
義ヲ明ニス

英文法及作文 第一期ニ於テハ生徒ヲシテ簡單ナル
和文ヲ英文ニ改作セシメ之レヲ黑板上ニ記写シ文章組
織變化法連続法種々ノ發語等ヲ教エ又宿題ヲ与エテ文
章ヲ作ラシメ教員自カラ生徒ノ前ニ於テ之レヲ校正シ
其誤謬アル所ヲ一般ニ知ラシム第二及ヒ第三期ニ於テ
ハ其教授法第一期大同小異ニシテ其ノ課業ヲ一層高
尚ニ進マシム

會話 教科書ノ順序ニ從ヒ之レヲ暗記セシメ又教員ノ
問ヲ速ニ解答詞スルノ慣習ヲ得セシメン為メ種々ノ
問ヲ設ケテ之レヲ答詞ヲ為サシム

書取及ヒ習字 第一期ニ於テハ生徒ヲシテ毎週一回

英和予備校關係書類

普通語詞ヲ用ヒ簡單ナル文章ヲ書取ラシム第二期ニ
於テハ更ニ課業ヲ進メテ一層高尚ナル文章ヲ書取ラシ
ム又スベンセリアン習字文ヲ用イヒテ毎週一回習字ヲ
ナサシム

數學

算術代數幾何トモ教科書ノ順序ニ從ヒ前回与ユル所ノ
課ヲ試問シ而シテ次回ノ課業ヲ説明シ名称及ヒ定論等
ヲ講明ス尚余時アルトキハ即題或ハ宿題ヲ与エテ常ニ
其ノ練習ヲ怠ラザラシム

史學

生徒ヲシテ緊要ノ記事ヲ暗記セシメ教員問ヲ設テ之レ
ニ応答セシム又教科書中漏洩ノ記事ハ參考書ヨリ摘拔
シテ時々之レヲ口授ス

地理學

生徒ヲシテ日々ノ課業ヲ暗記セシメ之レヲ試問ス又地
文ノ大要即チ地球々皮大氣水陸生物々産等ヲ口授ス

生理學

教員教科ヲ講說スルニ方リ骨格及ヒ解剖懸図等ニ付テ
解釈シ生徒ヲシテ其ノ理ヲ通曉セシム

修身學

英和予備校関係書類

三期ヲ通シテ修身道德ノ最モ貴重ス可キ所以ヲ教誨ス
而シテ其ノ教授ノ要旨ハ教員聖書ニ依リ節義德行ノ模
範トス可キ真理ヲ講明シ以テ生徒ノ心術ヲ陶冶シ其德
性涵養シ其品行ヲシテ端正廉直ナラシメンコトヲ期ス
和漢文学

生徒ヲシテ教科書ヲ輪講討論セシメ誤解アラバ教員之
レヲ正ス且時々教員ヨリ難問ヲ発シテ其解釈ノ思想ヲ
奨励ス又毎兩週一回宿題或ハ即題ヲ設ケテ作文ヲ課ス
一 試業規則

毎年二月七月兩度ニ定期試業ヲ行ヒ生徒ノ進否ト優劣
ヲ定ム可シ一学科ノ問題ヲ十題トシ満点ヲ百点トス六
十点以上ヲ得タル者ヲ及第シ六十点ヲ得ザル者ヲ落第
トシテ元級ニ止ム
但評点平均数ハ日課ト試業トノ点数ヲ合シテ定ムル者
トス

一 起業終業時限

本校ノ課業ハ毎日午前八時ヨリ始メ午後四時ニ至リ終
ル者トス

一 休業日

休業ハ日曜日土曜日大祭祝日夏季及冬季之休業日トス

夏季休業ハ七月十二日ヨリ八月三十日迄トス冬季休業
ハ十二月廿一日ヨリ一月九日迄トス

一 入学退学規則

本校へ入学スル者ハ本籍寄留ヲ問ハス東京ニ於テ一家
ノ戸主タル者ヲ以テ保証人トシ校長ノ承諾ヲ受ケ保証
人ヲ同伴シテ左ノ証書ヲ出ス者トス

但シ証書美濃紙ヲ以テス

私儀今般御校へ入学相願候ニ付テハ在学中ハ諸規則堅
ク相守リ候ハ勿論校長及ヒ教員ノ御差函ニ従ヒ可申候
仍テ証書如此候也

宿所

族籍

年月日

姓名 印

何年何ヶ月

英和予備校御中

前文何誰御校へ入学相願候ニ付テハ諸規則堅ク相守ラ
セ可申ハ勿論本人一身上ノ事件ハ私一切引受ケ不都合
無之様可仕候仍而保証如此候也

宿所

族籍

年月日

姓名 印

何年何月

本校へ入学スル者ニシテ他校ヨリ来ル者ハ其校ノ退学
認可証書ヲ持参スルヲ要ス

入学ハ每学期ノ始メニ許スヲ定例トスト雖モ隨時ニ之
ヲ許ス事アル可シ

生徒若シ病氣其ノ他ノ事故ニヨリ退学ヲ乞フ時ハ保証
人連署ヲ以テ其事由ヲ詳記シタル願書ヲ差出ス可シ

但用紙宛名等ハ総テ入学証書ノ例ニ由ル

生徒若シ無断欠課スルコト一ヶ月以上ニ及ブトキハ其
ノ事ノ如何ニ拘ラズ退学ノ者ト視做ス可シ

一 寄宿舎規則

生徒ノ行状ヲ方正ナラシメン為メ塾長ヲ校内ニ置キ校
長ノ指揮ニ従ヒ生徒ノ行状ヲ督責セシム

入塾スル者ハ校長ノ承諾ヲ得保証人ヨリ左ノ保証書ヲ
差出スモノトス

保証書

何府県何国何区郡何町村何誰男弟

何 誰

年 月

英和予備校関係書類

右之者御校へ入塾相願候ニ付テハ御塾則堅ク相守ラセ
可申ハ勿論本人一身上ノ事件ハ私一切引受不都合無之
様可仕候仍保証如此候也

宿所

族籍

右保証人

姓名印

年月日

英和予備校御中

入塾スル者ハ毎月寄宿費三円五十銭ヲ納ム者トス

退塾又ハ下宿セント欲スル者ハ保証人ヨリ其理由ヲ詳
記シタル証書ヲ以テ願出ルモノトス

門戸ハ夜九時ニ閉鎖ス

塾生ハ病氣ノ故ヲ以テ欠課セント欲スル者ハ先ツ塾長
ニ其由ヲ告ゲ認許ヲ受ク可シ塾生ハ保証人ヨリ願出ツ

ルニ非ラザレバ課業及ヒ自修時間ハ如何ナル事故アレ
ドモ外出ヲ許サズ

他人来訪ノ時ハ必ず応接所ニ於テ面語スル者トス

一 生徒心得

凡ソ生徒タル者ハ学業ノ迅速ニ進歩センコトヲ要シ父
兄ニ成ル可クハ多ク金銭及ヒ時日ヲ浪費セシメズ且ツ
完全ノ教育ヲ受クルヲ望ム故ニ日課ニ精勤出席スルハ

英和予備校関係書類

勿論諸規則ヲ遵奉シ専ラ品行ヲ正シ互ニ礼節ヲ守リ交誼ヲ尽シ総テ校長教員及ヒ塾長ノ指示ニ從フ可シ

一 生徒罰則

生徒若シ怠惰不品行或ハ他ノ事故ニヨリ一般生徒ニ妨害アリト認ムルトキハ直ニ保証人ニ告ケ退校ヲ命ズルコトアル可シ生徒在学中試業落第スルコト再度ニ及ブトキハ退校ヲ命ズル者トス
塾生許可ナクシテ外泊スルモノハ退校ヲ命ス
校内ノ戸障子及ビ器物等毀損スル者アラバ修繕費ノ全額ヲ償納セシム

一 入学生徒学力

本校ニ入学ヲ許ス者ハ小学科卒業之者若シクハ該科卒業者ト等シキ学力アル者トス

一 入学生徒ノ年令

本校ニ入学ヲ許ス者ハ滿十四年以上トス

一 生徒ノ定員

生徒定員ヲ二百名トス

一 学校長教員職務心得

校長ハ校中ノ事務ヲ総理スル者トス
教員ハ教授ノ要旨ニ從テ生徒ニ業ヲ授ケ生徒ノ勤惰行

状ニ注意シ時々之レヲ校長ニ告グル者トス

教員ハ每期ノ末ニ試業ヲナシ其期中ノ生徒勤惰表ヲ編成スル者トス

一 教員々數

本校ノ教員々數左ノ如シ

外国人 四名

日本人 二名

總計六人

一 学校長教員品行学力履歷

本校設立者自カラ校長ノ職ヲ兼ヌ其履歷等ハ次欸ニ記ス

東京築地居留地十八番館住

米國ラッヂヨル大学 マストル・ヲフ・アーツ

マーチン・エヌ・ワイコウフ

三十四年

明治五年ヨリ同十年迄文部省御雇ニテ福井新瀉東京三英学教員奉職同十一年ヨリ米國ラッヂヨル大学予備校

教頭同十六年九月ヨリ東京築地七番東京一致英和学校

物理学及ヒ化学教授當時在職中

東京築地居留地六番館住

米国ウエストミンスター大学マストル・ヲフ、

アーツ ジエムス・エム・マッコロー

三十六年

西曆千八百七十一年(明治四年)米国ゼームスタウン
学校教頭奉職同千八百七十四年在サイアム国バンコッ
ク府米国プレスビテリアン伝道会附属大学校長ニ転シ
同千八百七十八年東京一致英和学校歴史及ヒ心理学教
授ニ転ス當時在職中

東京築地居留地六番館住

米国ニューゼルセイ州テナフリ

ジョン・シ・バラ

四十三年

西曆千八百六十六年ヨリ七十一年迄米国テナフリ学校
教頭同七十二(明治五年)ヨリ七十五年迄横浜高嶋
学校教員明治八年在横浜プレスビテリアン伝道会社附
属学校教頭同十三年九月東京ニ転シ一致英和学校数学
教授當時在職中

東京築地居留地六番館住

米国ニューヨルク州ビンハムトン

オルリー・エヌ・ベントン

二十二年

西曆千八百八十年ビンハムトン学校卒業同年ウイリア
ム大学一ケ年ノ課程ヲ卒リ病氣保養ノ為メ日本ニ来リ
同八十二年九月東京一致英和学校助教タリ

長崎県肥前国東彼杵郡大村

東京築地居留地七番東京一致英和学校寄留

平民

石本三十郎

廿二年

明治七年大村小学校卒業同十五年東京一致英和学校卒
業同十五年九月ヨリ同校助教在職中

右之外和漢文学教員一名雇入可申候得共未定故追而開申
可申候

一 学校設立者履歴

原籍

静岡県駿河国駿東郡沼津駅

寄留

東京神田区淡路町二丁目四番地

士族

服部 綾雄

二十一年

明治五年神奈川県立学校ニ入り同七年右廃止相成り候

英和予備校関係書類

ニ付キ同年在横浜米國プレスビテリアン伝道会社附属
学校ニ入り同十三年東京一致英和学校ニ転シ同十五年
六月卒業同年九月ヨリ同校幹事在職 但任官營業賞罰
等無御座候

一 敷地建物図面

敷地建物ノ図面別表丙号ノ通り

一 授業料

授業料ハ生徒一名ニ付キ一ヶ月金一円ト定ム

一 経費收入支出

金三千九百円 収入 但一ヶ年

内訳

金千五百円

授業料

金貳百円

束 修

金貳千貳百円

寄宿料

金三千八百八拾四円

支出 但一ヶ年

内訳

金九百六十円

学校長教員俸給

但学校長月俸金三十円日本人二名二十五円外国人無

月俸給

金九十六円

小使俸給

但月俸金八円

金貳百五十貳円

人力車夫俸給

但一ヶ月金拾八円

金貳千円

寄宿生費用

金百円

營繕費

金貳百四拾円

雜費

右之通り設置仕度候ニ付テ御認可被下度此段奉願候也

東京神田区淡路町二丁目四番地

静岡県土族

服部 綾雄 ㊦

明治十七年八月十四日

東京府知事芳川頭正殿

代理東京府大書記官銀林綱男殿

前書出願ニ付奥印候也

神田区

学務委員

松田 秀雄 ㊦

神田区長

沢 簡徳 ㊦

別表甲号

英和予備校科学学期課程表

数 学	史 学	修 身 学	生 理 学	地 理 学	英 語 学	科 学		年 学	
						授 時 間	各 学 科 每 週 教 授 日 数	前 期	後 期
三 時 二十 分		二 三 十 分 時			分十二時一十			第 一 年	前 期
算 術		意 修 身 ノ 大 要 旨			習書作文解読 字取文法釈法	九 十 七 日	六 ヶ 月 間 教 授 日 数		
上 同		上同		一 時 二十 分	上 同	上 同	上 同	第 二 年	後 期
同 上		同同 上上		之 ア メ リ カ 部	同 上	百 十 日	六 ヶ 月 間 教 授 日 数		
上 同		上同		上 同	時 四 十	上 同	上 同	第 三 年	前 期
代 数		同同 上上		之 ヨ ウ ロ パ 部	會書作文解読 話取文法釈法	九 十 七 日	六 ヶ 月 間 教 授 日 数		
上 同	二 三 十 分 時	上同		上 同	分十四時十	上 同	上 同	第 三 年	後 期
同 上	万 国 史	同同 上上		之 ア フ リ カ 部	同 上	百 十 日	六 ヶ 月 間 教 授 日 数		
上 同	上同	上同	時二	上 同	分十四時十	上 同	上 同	第 三 年	前 期
幾 何	英米 国 史 史	同同 上上	生 理 ノ 理	地 文	書作文解読 取文法釈法	九 十 七 日	六 ヶ 月 間 教 授 日 数		
上 同	上同	上同	上同	上 同	上 同	上 同	上 同	第 三 年	後 期
同 上	仏英 国 史 史	同同 上上	同 上	同 上	同 上	百 十 日	六 ヶ 月 間 教 授 日 数		

英和予備校関係書類

明治十八年九月廿一日受
日出 七等屬布施仲男

知事 書記官 學務課

轉校及教員增加願之件

英和予備校

右者神田區ニ於テ設置之處麴町區
へ轉校及教員増加之義出願候付取
調候處不都合無之候条左按御認可
相成可然哉御伺候也

按

書面之趣認可候事

長官

轉校願

昨年八月御認可以來神田區淡路町
二丁目四番地ニ於テ開校罷在候處
今般都合ニヨリ糺町區富士見町一
丁目廿一番地へ轉校仕度候ニ付
面相添此段奉願候

但シ教員五名ヲ増シ規則書及生

英和予備校關係書類

徒數ハ從前之通りニ御座候

府下神田區淡路町二丁目

四番地

英和予備校校長

服部 綾雄

㊦

明治十八年九月十八日

東京府知事 渡辺洪基殿

右出願ニ付奧印致候也

神田區長 沢 簡徳

㊦

前書出願ニ付奧印候也

麴町區長事務心得

麴町區書記 玉木 正彦

㊦

明治十八年九月十七日

明治十八年九月 日受
月廿一日出 七等屬布施仲男

知事 書記官

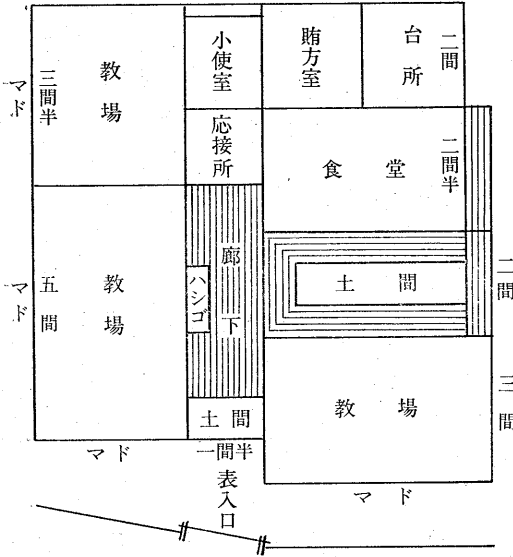
學務課
庶務課

英和予備校関係書類

借家 表間口九間
裏間口八間半
奥行九間半

此坪七十七坪七合五勺
但シ地坪九拾七坪七合五勺

持主 桃町区三番町六拾九番地
坪内定益



教員雇入之件

英和予備校

本校ニ於テ教員増加相成候ニ付五
名之雇入之義別紙出願取調候処不
都合無之候条左按御認可相成可然
哉御伺候也

按

書面之趣認可候事

長官

教員雇入御願

今般教員不足ニ付米国人ハワード
ハリス同ミスバラ同ミッセスマツ
コウレイ并に福岡県士族杉森此馬
同村岡素一郎の五名を雇入申度候
就テ者履歴書相添此段奉願候

神田区淡路町二丁目四番地

英和予備校校長

服部 綾雄 ㊟

明治十八年九月十八日

東京府知事 渡辺洪基殿

右出願ニ付奥印仕候也

神田区長 沢 簡徳 ㊟

麴町区長事務心得

麴町区書記 玉木 正彦 ㊟

履歴書

築地居留地十八番

ワイコフ氏方住

米国ロットガル大学校マストル・オフ・アルツ

英文学教員 ハワルド・ハリス

月給未定

三十六年

西暦一千八百七十二年米国ロットガル大学校卒業同七十

六年神学校卒業当時東京一致英和学校英文学教授たり

築地居留地六番

米国人マッコウレイ妻

英語学教員 ジェニー・シー・マッコウレイ

月給未定

三十四年

西暦一千八百七十二年米国ペンセルベニア州女子師範学

英和予備校関係書類

校卒業後チ三年間ウィルミントン学校の教員を務め一千八百六十七年サイアム国バンコク府女学校の教員となり四年間其職にあり明治十五年日本に來り東京一致英和学校の助教たり當時在職中

築地居留地六番

米国人ジョン・シー・バラ妹

英語学教員

エー・ピー・バラ

月給未定

三十六年

西暦一千八百七十一年米国ニューヨーク州女子師範学校卒業後チ十年間ニューヨーク州及ニウゼルシー州ニ於て普通

学校の教員たり昨明治十七年九月日本に來る

府下京橋区明石町七番

東京一致英和学校内

福岡県士族

福岡県士族

英文訳解教員

杉森此馬

月給金貳拾円

二十八年

明治五年熊本英学校ニ於テジェーンズ氏に就テ英学を修

め同十年柳川師範学校ニ入り同十一年卒業同十三年東京

英和予備校関係書類

一致英和学校に入り英語を以て高等普通の学科を修め同十七年七月卒業

同荏原郡白金村明治学院
設立者熊野雄七外五名総
代

府下浅草区向柳原町二丁目十番地

同神田区今川小路巷丁目
荏番地寄留

福岡県士族

静岡県士族

和漢文学教員

村岡素一郎

月給金貳拾円

明治廿年八月一日

服部

綾雄

㊦

明治十一年二月東京師範学校卒業同年四月函館師範学校在勤拜命同十三年五月函館県五等属拜命学務課出仕申付らる同十七年六月依願職務差免る

東京府知事男爵高崎五六殿
前書願出ニ付奥印候也
明治廿年七月三十日

私立学校合併願

東京府麴町区长子爵大河内正質

㊦

私儀是迄糺町区富士見町巷丁目廿番番地ニ英和予備校設立致居候所同校雇外国人儀今般府下荏原郡白金村明治学院へ出勤為致候ニ付テハ教務上差支不少候ニ付右ハ来ル九月ヨリ明治学院ニ合併為致度候間此段奉願候也

府下麴町区富士見町巷丁目

目廿一番地英和予備校設

立者

ノルマントン号事件とインブリー

解説 工藤 英一

【解説】

不平等条約である安政五カ国条約の改正は、明治期をつうじての国民的課題であり念願であった。明治十九年五月一日、第一次伊藤博文内閣の外相井上馨は、各国公使と第一回条約改正会議を開始した。六月十五日の第六回会議において、英独公使は日本案を実行不可能なものとして斥け、両国合同の条約改正案を提出し、同二十九日には英独案にもとづく改正交渉をおこなうことを決定、十月二十日の第八回会議から英独案の審議を開始した。

このように条約改正の外交交渉が進められている時にあたって、たまたま十月二十四日イギリス船ノルマントン号が紀州沖で沈没し、イギリス人乗組員二十七人はボートで脱出したが、日本人乗客二三人は全員溺死するという、いわゆるノルマントン号事件が起こった。この事件の歴史的意義について、手近かに

ある歴史事典を左に引用する。

ノルマントン号事件(一八八六・一〇・二一―一二・八、明治一九)イギリス船沈没に伴う船長の処置について起きた領事裁判権事件、イギリス貨物船ノルマントン号が一〇月二一日紀州大島沖にて沈没の際、イギリス人乗組員のみ救助され、日本人二三名が水死したが、一月九日神戸のイギリス領事の海事審判所は船長ドレイク Drake を無罪とした。この非人道的行為も領事裁判権の規定によって十分に追及することができず、不平等条約に対して国民のふんまんは高まり世論は沸騰し、横浜イギリス領事裁判所も日本の告訴を取り上げて、一二月八日船長を三カ月の禁錮に処し事件は一応落着いた。この事件を契機として領事裁判権の撤廃を急務とする国民感情は高まった。(『日本近代史辞典』八東洋経済新報社)

四九九ページ)

治外法権にともなう領事裁判権は、まさに国辱的な存在であったが、この事件をつうじてそのことはきわめて具体的な形であらわれた。一方では愛国の至情から船長ドレイクを非難し、また日本人犠牲者の死を悼む記事が当時の新聞を賑わした。そのなかにおいて、『時事新報』は「ノルマントンの不幸に付き耶蘇教宣教師の意見を問ふ」と題する社説を掲載した。福音宣教のために日本に在る外国人宣教師が、自国の利害を超越して、ノルマントン号事件とそれをめぐる領事裁判の不当について厳正な態度をとるべきことを、この社説は要請したのである。

宣教師インプリーは、つとに在京宣教師九十余名から募金した義捐金を東京日日新聞社に寄託したが、時事新聞社説に対して書翰をもって答えた。その訳文は、明治十九年十一月二十四日の同紙に掲載された。

ここには、右に説明した時事新報の社説とインプリー書簡の訳文とを資料として掲げることとし、さらにそれに関連した記事三篇を掲載した。

【資料】

○ノルマントン号 内には西洋耶蘇教国の人と東洋仏教国の人と乗込みて、不憫にも仏教国の人は皆紀州沖の藻

屑と消失せ、其死骸だも見る事叶はざる遺族の愁傷も思ひ遣らるれど、其場に臨みし当人の悲惨は如何ならん。魂魄猶ほ海上に迷ふなるべし。聞く仏に流灌頂の供養ありて幽靈化脱菩提の道に入ると。果して然らば浄土宗なり法華宗なり其宗派の如何は知らず。当時の名僧其人に乏しからざれば直に郵船会社の船に搭して路の序に沈没船の傍らに冤鬼を慰めては如何。是に就ても仏教と耶蘇教との有難味が分かる所なりと存せらる。

勢州四日市の一市人

『時事新報』明治十九年十一月十八日号)

○ノルマントンの不幸に付き耶蘇教宣教師の意見を問ふ 西洋各国の耶蘇宣教師が我国に渡来したるは開国の初より今日に至るまで其数甚だ少なからずして、其事業の挙りたるものも亦、甚だ多し。当初は我国の人心鬼角外国人を嫌ふ。其中に就ても耶蘇教は即ち所謂切支丹宗門にして之を口にし耳にするも恐ろしきほどのものにして、其切支丹宗門の宣教師が日本国に渡来して云々とあるが故に之を忌むこと甚だしく、殆んど人匪人として之を視ることなれども、凡そ人間世界に人を感動せしむるもの

は誠意誠心より有力なるはなし。彼の切支丹の宣教師は日本の国土に居て人心の之を嫌忌するにも拘はらず、其言を誠にし其行を誠にし蔭もなく日向もなく唯人に接して深切を尽し、英人にして必ずしも英国に私せず、米人にして必ずしも米國を負せず、真実に四海を一家にして一視同仁の實を明にし三十年來曾て其方針を變易したることあらざれば、人情誰れか之を見て感動せざるものあらんや。当初日本人の目に最も厭ふ可き切支丹の宣教師が今は外國人の中にて最も親愛す可き朋友と為り、苟も耶蘇教の宣教師とあれば日本人が其教義を信ずると信ぜざるとに論なく概して其教師の人と為りを信ぜざる者なし。即ち我日本人が木石に非ずして宣教師の誠意誠心を感じたるの實証にして前後の變化著しきものと云ふ可し。我れより彼れを信ずること深ければ彼れも亦我れを思ふこといよ／＼厚く、本来耶蘇教師は政治外の人にして外交の事などには關係なき身分なれども、前年我條約改正の事に付き宣教師社中の意見を陳べて其政府の筋に提出したることあり。其箇条は様々あれども詰る処は日本國も西洋諸國も等しく人類の社會を成したる獨立國なれば之に獨立の權力を専らにせしむるは天の道なり

ノルマントン号事件とインプリー

と云ふに過ぎず。彼の政府の筋にて之を採用したるや否やは知らざる所なれども其後我條約改正論も次第に捗どりて遂に今日の有様にまで至りしは耶蘇教師の意見直に公に行はれざるも冥々の間に多少の勢力を添へたるや又疑を容れず。耶蘇教の功德も亦大なりと云はざるを得ず。蓋し條約改正の事に就て宣教師等の意見提出は固より我日本國の利益の爲めに有力なるものなりと雖ども教師自家の利害を謀りても全く無益の率にあらず。其次第は教師等は之に由りて敢て名を求るには非ざるも此一挙動は直に日本國民に向て其誠意誠心の實を明にするの好機會にして即ち其布教の因縁たりしこと疑なければなり。誠は以て他人を利し又以て自から利するものと云ふ可し。

右の事實果して相違なきに於ては今回も亦我輩は我國民の爲め在日本の耶蘇宣教師に向て其誠意誠心の働を所望し兼て教師自家の爲めにも此機會を空ふする勿らんことを勧告する者なり。其は他に非ず。即ち英國汽船ノルマントン号の事變にして、此事變に付ては既に神戸の英國領事庁に於て船長以下の裁判もあり、又更にあらんとする様子なるが、我輩の所見を以てすれば死人に口なきが故に法律上に於ては被告人に何とか弁護の口実もある

可きなれども、其口実は誠に口実にして時の事情を案じて徳義上に無効たる可きは固より論ずるにも及ばず。此点に於ては宣教師の一流も其内心に於て我輩と所見を同ふするは問はずして明なる所なり。爰に鮮血淋漓疵を被りて斃れたる死骸の傍に血刀を携へて立つ者あり。人之之を怪しむは無論にして汝は此斃れし人を殺したるならんと云ふに、否な決して然らず、此被害者は如何なる訳けにや刃を避くることを好まずして何様に之を警しめても刀鋒に自身を突当て、斃れたる者なりと弁解したらば、十目十耳の見聞する所、是れにて満足す可き三歳の小児も不服なる可し。左ればノルマントン号の船長以下は固より自から手を下して日本人を殺したるにもあらざる可し。血刀を携へたる者とは少しく場合を異にすれども、其日本人二十幾名が救命の端船に乗ることを拒み今にも沈まんとする本船を去らずして態と死したりとの申立は此死人は揃ひも揃ひ不思議なる性質の男女にして白刃を見て直に飛び掛り無益に非命の死を遂げたる者なりと云ふに異ならず。法律上に於ても固より通用す可き弁明に非ずと雖ども兎に角に神戸の英領事庁にては一度び通用したることなれば、我輩同胞の至情再度の通用に掛念な

き能はず。就ては在日本耶蘇宗の宣教師等は其平生の誠意誠心に訴へ、今度の事変に付き徳義上の判断を明にして之を世間に公けにし、又其筋に提出すること彼の条約改正論の如くにして事の始末を公明正大ならしむは人の為めに非ず、耶蘇教の為めなる可し。耶蘇教が日本にて今日迄の勢力を得たるは唯誠の一字に由るに非ずや。然るを今眼前に不思議不徳義の行はれんとするを見て之を心に関ぜざるが如きは、我日本の死者の不幸のみならず、三十年來千辛万苦したる耶蘇布教の勞を一朝に空ふするものにして宣教師の為めに謀りて我輩の遺憾に思ふ所なり。(『時事新報』明治十九年十一月十八日号)

○ウィルリアム、インブリー氏の義捐金

在東京基督伝教師九十余名の人々より彼のノルマントン号溺死者の不幸を憐れむ余り金六十一円を本社へ寄せ義捐の中に加へられたり。本社は其厚意を謝し其慈善を表する為に其副簡を左に訳出す。

茲に金六拾壹円を封入しノルマントン溺死者義捐金として差出候間御請取下さるべし此の些少なる金高は敢て十分なりとするに足らずと雖ども東京に在る基督伝

教師九十余名が皆彼の不幸を哀悼するの情を表する為なるのみ謹言

千八百八十六年十一月十六日於築地

ウィリアム インブリー

William Imbrie

東京日々新聞記者貴下

〔東京日々新聞』明治十九年十一月十九日号〕

○インブリーの書翰 去る十八日本紙に掲げたるノルマントンの不幸に付き耶蘇宣教師の意見を問ふと題せる社説に対し、宣教師ウィリヤム・インブリー氏より左の一書を寄せられたり。原文は英文なるを以て訳して此に掲ぐ。

拝啓本日貴社新聞社説委細拝見仕り一々御尤の御説殊に我輩に向ふて示論の趣御深切奉謝候。此度の事件の如き実に無惨至極の事にして苟くも人心あるものは誰しも之を憐まざるものなく、此際甚だ不審なるは乗組員にして十分救助に尽力もせず、自分等のみ助命せしには非るか如何にも疑はしき次第に御座候。左れば人は言ふべき時あり言ふべからざる時ありと經典にも

ノルマントン号事件とインブリー

相見へ候如く此度の事の如きは真に言ふべき時なれば、如何なる事情ありて如斯不正の結果を生ずるに至りしかは、十分論難攻撃して正理のある処に帰せざるべからざるは勿論の事に奉存候。然るに斯る言ふべき時にも拘はらず、我輩が黙視致居候所以は抑も二箇の理由あるより然るものに御座候。第一総じて演説の目的と申すものは公衆の感覺を喚起するが為めのものなれば、若し公衆が鎮黙の有様にして吟味すべき事柄をも其儘打捨置くが如きことあらず、演説なり其他の方便なり務めて世人の注意を促がすを怠らざるは具眼者たるもの、任に御座候。然るに我輩は当事件の起りし以来今日までの有様を見るに殊更我輩の喋々するを待たず、英字和字の別なく日本内地の新聞紙は勿論仏家の人々に至るまで皆な不平疑惑を抱き論難する処に御座候。勿論此間に両説行はれて、一方は其行為を可とし一方は否とするが如き事あるに至れば、我輩は誠意誠心を以て判断を下し、可否果して何れなるかを痛論するといふ事も御座候得共今日の場合には左に非ず。皆同一様に非難するのみなれば此上我輩が同様の事を申陳ぶるともそれは徒に大洋に水を注ぐと一般必用もなく又功能

もなきこと、奉存候。第二何事に因らず不正をして正路に舛せしむべきは当然の事なれば、船長以下乗組員に怠務卑怯の所業ありしならば十分之を懲罰せざるべからず。而して今現に再び其審問に着手中とのことに、追つけ終結の後に至れば様子も相分り申すべく、夫までは黙視するとも敢て不可なきかと奉存候。左れば終結の処に至りて弥よ卑怯にも不正不仁の所業を働きたるものと相定候得ば彼等は犯罪の人たるべく又万一にも吾人が想像する処と相違して彼等の所業が真実止を得ざるに当たりしものならしめば、又其理由も相分り申すべく、兎に角何事を論ぜず公平をこそ貴み申すべく又公平にさへあらば誰人も満足すること、奉存候。早々頓首

一千八百八十六年十一月十八日

ウキリヤム インブリー

時事新報記者足下

〔時事新報〕明治十九年十一月二四日号

明治学院「私立学院設置願」

解説 秋山繁雄

【解説】

明治学院「私立学校設置願」

今度紹介することになった明治学院「私立学院設置願」も英和予備校関係書類と同様に東京都公文書館のご厚意によってマイクロフィルムに収め原稿にすることができた資料である。ここに全文を紹介する目的は英和予備校関係書類の場合と同じである。

さてこの明治学院「私立学院設置願」は、服部綾雄を始めとして井深梶之助、石本三十郎、フルベッキ、インブリー、ワイコフなどの人たちの間で塾慮考究の上編集されたもので大判美濃罫紙二十八枚に細字で記され、添付書類を加えるとかなりの枚数に上る。この副本は貴重書類として学院内に保存されていたが、大正三年のサンダム館の火災で焼失したといわれている。

この一部は「明治学院五十年史」に載せられ、また東京都集の都史紀要十にかなりの部分が掲載されている。

明治一〇年設立の東京一致神学校、明治一六年に築地大学校和横浜の先志学校が合併した東京一致英和学校、さらには東京一致英和学校の予備校として明治十七年に設立された英和予備校の三校はいずれも隆盛を来たし生徒数の増加は著しく、築地のように学生の通学に不便にして狭隘な土地を離れて、都心に近く将来更に発展を予想されるべき学校のために、広大な土地へ進出移転し、前記三校を合併して一大基督教大学の設立計画が構想された。

そこで北米長老派、米国リフォームド派、スコットランド一致長老派の在日宣教師団はそれぞれ代員を選び、日本人側も日本基督一致教会を中心として代員を選び一つの理事員会を組織

明治学院「私立学院設置願」

した。北米長老教会からはジョージ・ウィリアム・ノックス、ジョン・シ・バラ、セオドル・エム・マクネアの三名、米国リフオームド教会からはマルチン・エヌ・ワイコフ、ジェームス・エル・アメルマン、ギドー・エフ・フルベッキの三名、スコットランド一致長老教会からはヒュー・ワデル一名であった。日本人側からは大儀見元一郎、井深梶之助、石本三十郎、熊野雄七、中島信行、服部綾雄、植村正久の七名であった。

明治十九年四月二十九日に築地十七番の東京一致神学校において最初の理事員会が開かれ創立案 (Plan of Organization) が制定されて、協力ミッション会議に報告認可された。この創立案は東京一致神学校、東京一致英和学校および英和予備校の三校の合併を前文におき十一ヶ条からなり新たに設立される学校の大綱を定めたものであった。

その内容はここでは略す。合併後第一回の理事員会が明治十九年五月二十四日に東京一致神学校図書室で開かれ学校名と移転先の問題が討議された。同年六月二十一日第二回理事員会と同じく東京一致神学校図書室で開かれ明治学院を学校の名称とすることが決定した。同年十月二日の理事員会に於て荏原郡白金村字玉縄台に約一万坪の土地が売りに出ていることが報告され、購入のため先き選ばれていた特別委員アメルマン、大儀見元一郎の外に新たに井深梶之助も交渉に加わることになっ

た。同地購入は同年十月十二日であった。このような経過があって「私立学院設置願」が作成されて提出されたのである。

【資料】

明治二十年一月十九日受出 学務課主任属布施仲男

学務課長 ④ 課僚 ④

外務課長 ④ 課僚 ④

第一部長

第二部長

私立学校設置願之件

服部綾雄外五名

御指令按

書面学校設置之義認可候事

但開校ノ期日ハ前以届出ヘシ

長官

理由 明治学院設置願書訂正候上更ニ出願調査候処別段

不都合無之ニ付本按ヲ草ス但専門学部学科学期科
程表等ハ目下取調中ニ付追テ出願可致旨記載有之

候条此段申添候也

明治十九年十二月廿七日受
出學務課屬布施仲男

知事 學務課長[㊤] 課僚[㊦]

第二部長

學校設置願下戻之義照會之件

按

荏原郡長宛

部長

其郡白金村六百四拾七番地、私立學校設置之義服部綾雄外五名ヨリ出願ニ候処書面中不完全之廉附箋候条訂正ノ上更ニ出願為致度仍テ書面下戻方御取計相成度此段及御照會候也

第七十二号

熊野雄七外五名總代麴町区富士見町廿巷番地寄留静岡県士族服部綾雄ヨリ本郡白金村六百四拾七番地江私立學校設置致度旨別紙之通願出候間此段及上申候也

明治二十年一月十四日

荏原郡長

林交周[㊧]

東京府知事高崎五六殿

明治學院「私立學院設置願」

私立學院設置願

一 設置之目的

本院ヲ分テ普通学部専門学部トス而シテ普通学部ヲ予備科及本科ニ分チ英語ヲ以テ博ク普通ノ学科ヲ授ケ本院ノ専門学部又ハ官立ノ諸専門學校ニ入ルノ準備ヲナサシム其学科課程ハ倫理、和漢文、英語、数学、地理、動物、植物、生理、物理、化学、地質、論理、心理、史学、簿記、理財、星学、唱歌、図画、体操トス。

専門学部ニ英文学、史学、理財学、高等数学、物理学、心理学、論理学、倫理学、神学、ラテン語、ギリシヤ語、及ビヘブル語ノ諸学科ヲ置キ以テ各学科専門ノ業ヲ授ケ特別ニ学士教師伝道師ヲ養成ス

一 名称

本院ヲ名テ明治學院ト称ス

一 位置

本院ハ府下荏原郡白金村第六百四十七番地ニ設ク

一 学科学期課程及教科用圖書

普通学部学科学期課程ハ別表甲号同教科用圖書ハ別表乙号ノ通り

明治学院「私立学院設置願」

普通学部教科用器械専門学部学科学期課程及同教科用
図書器械ハ整調ノ上追テ開申可仕候

但シ専門学部学科教授法要旨ハ学科学期課程術整調ノ
上追テ開申可仕候

一 教授法要旨

倫理學

倫理ノ道ハ人ノ常ニ遵守スベキモノナレバ生徒ハ宜シ
ク常ニ躬行實踐シテ自家ノ徳性ヲ養成スルノ基ヲ立ツ
ヘシ故ニ各級ニ之ヲ課シ毎朝始業ノトキ第一ニ之ヲ授
ケ以テ物ニ接シ事ニ処スルニ臨ミ常ニ其教ヲ服膺セシ
メントス之ヲ授クルニハ聖書ニ基キ其ノ真理ヲ講説シ
且之ヲ実行セシム

和漢文學

和漢文學科ヲ分テ講読及作文トス
和漢文ハ自國ノ言語文學ナレハ委シク之ヲ修メスンハ
アルヘカラス之ヲ授クルニ和漢書ニヨリ其義ヲ講ゼシ
ム作文ハ記事文ヨリ論説文ニ入ラシム凡ソ和漢文ヲ作
ラシムルニハ文章簡明着実ニシテ氣力アリ句調暢和ニ
シテ例格ニ合スルコトヲ旨トス文題ハ務メテ實用ニ適
スルモノヲ撰フ

英語學

英語學科ヲ分テ読方、訳解、文法、作文、會話、書取
及習字トス

読方 ハ音色ノ抑揚斷続ヲ明ニシ読法ヲ正シク
聽者ヲシテ容易ニ意義ヲ會得セシム

訳解 ハ英語ニ訳シ意義ヲ了セシムルニアリ其
訳スル所ハ或ハ之ヲ講セシメ或ハ之ヲ筆記セ

シム

文法及作文 文法及作文ハ英語ヲ理會スルノ力ヲ養
ヒ其實用ヲ助クルニアリ故ニ言語章句ノ法則

用格等ヲ知ラシム

會話 會話ヲ以テ自由ニ問答スルノ慣習ヲ得セシム

習字及書取 習字及書取ハ字形鮮明ニシテ運筆快活

迅速ナルヲ要シ之ニ習熟セシム

但英語中第三年第四年ニ於テ英文ヲ教授ス

英文學

英文學ハ巧ミニ文ヲ作り語ヲ連ヘ以テ人ノ感情ヲ發動
セシムルコトヲ教ユルモノニシテ演説ニ文章ニ之ニヨ
リテ思想ヲ巧妙ニ陳述スルヲ得ルナリ故ニ用書ニ就キ
修辭學ヲ教ヘ然シテ實地ニ之ヲ練習シ舌頭筆端共ニ意

ヲ達スルニ拙劣ノ患ナカラシム又文学史ヲ授ケテ英文
学ノ沿革ヲ知ラシム

数学

数学科ヲ分テ算術、代数、幾何、三角法トス
算術 算術ハ百般ノ學術日用ノ計算ニ欠クヘカラサ
ルモノナリ之ヲ授クルニハ術語ヲ解釈シ数理ヲ推究シ
法則ヲ証明シ然ル後之ヲ實際適切ノ問題ニ応用シテ
速算ニ通セシム

代数 代数ハ字母記号ヲ用ヒテ施算ノ繁冗ヲ省キ一
術ヲ以テ許多ノ問題ニ活用スルノ便アリ又数理ヲ詳明
ニスルノ關鍵ナレハ之ヲ授クルニハ殊ニ順序ヲ正クシ
テ原理ヲ推究セシメ以テ数学ノ知識ヲ精密ニシ他日兒
童ニ算術ノ明晰ノ教授ヲ施シ得セシメンコトヲ務ム
幾何 幾何ハ線角面体ノ性質及關係ヲ推究シ其長短
大小ヲ測定スルモノニシテ又思考判決等ノ力ヲ啓發養
成スルノ具トナルモノナレハ之ヲ授クルニハ詳ニ幾何
ノ原理ヲ論証シ諸種ノ適切ノ問題ヲ与ヘテ之ヲ応用セ
シメ兼テ思惟ヲ緻密ナラシム

地理学

地理ハ学芸及生業上須要ノ科ナリ乃チ地理総論ニ於テ

明治学院「私立学院設置願」

ハ数理上地上邦制上ノ地理ノ要領ヲ授ケ各国ノ位置
広袤地勢氣候及各国ノ疆域地勢氣候物産人民都邑等ノ
誌ヲ授ケ地文ニ於テハ地球ノ全体及地上諸現象ノ理生
物分賦ノ事等ヲ授ク凡ソ地理ヲ授クルニハ本邦ニ詳ニ
シテ外国ニ略シ専ラ人生実用上ノ事項ヲ知得セシム又
務メテ実物実況ヲ示シ地球儀地運儀地圖繪等ヲ用ヒ時
ニ地圖ヲ描カシメテ思想ヲ精確ニス

動植物学

植物及動学ヲ授クルノ要ハ生物類各大部ノ正種ヲ撰ヒ
其構造性質及分類等ノ概略ヲ授ケ其生活ノ理ト各自ノ
間ノ關係トヲ明ニシ以テ農工商ノ業ニ資スルニアリ金
石ヲ授クルノ要ハ其名称性質ヲ知り之ヲ実用ニ供スル
ノ道ヲ講スルニアリ植物動物ノ二科ト並立シテ実ニ欠
クヘカラサルモノトス唯金石ノ科ハ頗ル物理及化学ノ
科ニ関スルヲ以テ之ヲ授クルニ特ニ兩科ノ後ニ於テス
之ヲ授クルノ法ハ先ツ金石ノ形象物理及化学上ノ性質
等ニ関スル総論ヲ説キテ略分科法ニ通セシメ然ル後各
金石ノ性質効用産地等ヲ講明シ成ルヘク実験上ニ於テ
之ヲ識別セシム

生理学

生理ハ身体ヲ保全スルニ須要ノ科ナリ之ヲ授クルニハ
人体ノ構造組織ヨリ各機関ノ作用ヲ説キ兼テ養生法ニ
及ホシ以テ身体ノ發育スルノ理飲食運動等ノ節セスン
ハアラサルヘカラスルノ理ヲ知ラシム

物理学

物理ヲ授クルノ要ハ物ノ形態上ノ現象及法則ヲ講明シ
其応用ノ道ヲ知ラシムルニアリ殊ニ此科ハ他ノ理学及
工芸ト親密ノ關係ヲ有スルヲ以テ詳ニ之ヲ修メスンハ
アルヘカラス之ヲ授クルノ法ハ務メテ物理器械又ハ日
用ノ器具ヲ用ヒ教師自ラ試験ヲ為シ或ハ生徒ヲシテ之
ヲ為サシメ以テ真理ヲ了解セシム

化学

化学ハ物質ノ成分變化ヲ講究スルモノニシテ他ノ理学
ノ奥旨ヲ明ニシ農業工業等ノ基ヲ開クコトハ多クハ其
力ニ依ル故ニ詳ニ之ヲ修メスンハアルヘカラス之ヲ授
クルニハ主トシテ試験ニ依リ先ツ普通非金屬及化合物
ノ製法性質ヲ教ヘ次ニ化学ノ通法及理論ノ大略ヲ示シ
次ニ普通金屬及工芸藥品等ニ緊要ナル化合物ノ製法性
質ヲ教ヘ然ル後化学上ノ反応ニ親炙シ器械ノ装置試薬
ノ取扱ニ練熟セシメンカ為メニ成ルヘク生徒ヲシテ自

ラ製法及鑑識ヲ実験セシム

地質学

地質ノ沿革ヲ檢シ地質現象ノ理ヲ探知スルノ科ナリ之
ヲ授クルニ先ツ一般学理ヲ教ヘ而シテ実績ニヨリ又化
石物其他ノ種類ヲ示シ以テ先キニ授ケタル所ヲ説明ス

論理学

論理学ハ推論及方法ヲ研究スルノ学ニシテ須要ノ科ナ
リ故ニ純粹論理応用論理ヲ授ケ生徒ヲシテ其思想ヲ整
理シ所論ヲ精確ナラシム

心理学

心理ハ心意ノ現象ヲ講究シ其通法ヲ檢定スルモノニシ
テ心力ヲ強盛ニスルハ専ラ之ニ依ルナリ之ヲ授クルノ
法ハ務メテ生徒ヲシテ自家心意ノ作用ヲ考察セシメ以
テ適実ノ知識ヲ得セシム

史学

歴史ハ各国ノ体制風俗ノ變遷政治ノ沿革等ヲ講明シ且
ツ今日ノ文明ヲ致セシ事蹟ヲ熟知セシム

簿記学

簿記ハ財産ノ出納ヲ明瞭ニ記載シ其成績ヲ示スノ法ニ
シテ日常須要ノモノトス之ヲ授クルニハ先ツ單記式ノ

法則及記簿ノ簡法ヲ了知セシメ更ニ進ミテ複記式ニ入り復記ノ原理及帳簿ノ編成用法等ヲ教ヘ且其記入式ヲ示シ諸帳簿決算ノ順序等ヲ授ク

理財学

理財ハ利用厚生ノ道ヲ講スル須要ノ科ナレトモ其理深ク其用広キヲ以テ要領ヲ摘ミ之ヲ授クヘシ之ヲ授クルニハ予テ实例ニ基キ高尚ノ理論ニ馳セス且ツ一家ノ説ク所ノミニ偏倚セサランコトヲ要ス

星学

星学ハ天体ノ系統其大小運動距離廻轉ノ期限蝕等ヲ推測攻究スルノ科ニシテ之ヲ授クルニ星学大家ノ諸説ヲ講シ生徒ヲシテ宇宙ノ大勢ニ通曉セシム

唱歌

唱歌ハ音律ヲ正クシ声調ヲ和シ専ラ心情ヲ感発シテ修身ニ資スルヲ旨トス乃チ楽器ハオルガンヲ用ヒ歌詞ハ趣味正雅優美ニシテ道德上ニ裨益アルモノヲ撰フ

図書

図書ハ能ク言語文字ノ及ハサル所ヲ表出シ人ヲシテ一見釈然タラシム故ニ百般ノ學術圖書ニ依ラサルモノ少ナシ之ヲ授クルノ法自在画ハ初メニ手本ヲ与ヘテ臨画

明治学院「私立学院設置願」

セシメ後真物ヲ示シテ写生セシム用器画ハ初メニ諸法ノ理ヲ講シ次ニ問題ヲ与ヘテ之ヲ画カシメ次ニ之ヲ活用シテ実地ニ真体ヲ画カシム而シテ教授ノ際教師巡視シテ諸ノ画法ヲ口授シ殊ニ清潔ト綿密トニ注意セシム

体操

体操ヲ授クルノ要ハ身体ノ諸部ヲ運用シ以テ健康ヲ保チ発達ヲ完全ナラシムルニアリ其法先ツ体格ヲ端正ニシ十分ニ筋力ヲ用ヒテ諸種ノ運動ヲナサシメ兼テ体操ノ本旨準備等ノ大意ヲ授ク又歩兵操練ハ小隊学ヨリ中隊学マテヲ演習セシム

一 試業規則

試業ハ每学期ノ終リニ於テ之ヲ行ヒ該学期中ニ履習セシ全科目ノ試業ヲ受ケシム

凡ソ試業ハ教員ノ見込ニヨリ口述若クハ筆記ノ法ヲ以テ之ヲ行ヒ其成績ヲ案シテ驗点ヲ附ス試業ノ驗点数ハ各科目一百点ヲ以テ最高点トス

生徒ハ試業ニ於テ各科全点数ノ十分ノ四以上ヲ得而シテ各科ノ点数ヲ合算シ其全点数ノ十分ノ六以上ヲ得タル者ニアラサレハ及第スルヲ得ス

普通学部本科第三年ノ終リニ至リ、試業ノ成績優等ニ

明治学院「私立学院設置願」

シテ平素ノ品行方正ナル生徒二名へ褒賞ヲ授与ス
普通学部及専門学部現在ノ学科ヲ卒へ毎学期ノ試業ヲ
完フシタル者ニハ各部ニ於テ卒業証書ヲ授与ス

一 起業終業時限

授業時限ハ日ノ長短ニ随ヒ適宜前後スト雖ドモ起業時
限ハ午前九時終業時限ハ午後四時ヨリ後レサルヲ法ト
ス

一 休業日

定期休業ハ日曜日土曜日紀元節天長節紀念日十一月二
十三日夏期冬期及春期ノ休業日トス夏期休業ハ七月一
日ヨリ九月十五日ニ至リ冬期休業ハ十二月二十四日ヨ
リ翌年一月八日ニ至リ春期休業ハ四月一日ヨリ同月八
日ニ至ル

一 入学退学規則

毎学年ノ始メ一回生徒ヲ募集シ其定員ヲ百名トス但シ
時宜ニ依リ臨時募集スルコトアルヘシ
第一年級ニ入学ヲ許ス者ハ令十二年以上品行方正身体
健康ニシテ高等小学校卒業ノ者若クハ該校卒業者ニ等
シキ学力アル者タル可シ
第二年以上ノ級ニ入ルヲ望ム者ハ其入ラント欲スル級

ニ在ル生徒ノ履修セシ諸学科ニ付学力ノ試業ヲ受ク可
シ

入学志願者ニシテ他ノ校ヨリ来ル者ハ其校ノ転学認許
証書ヲ持参スベシ

入学志願者ハ入学試業ノ期日ニ先チ左式ニ拠リ履歴書
相添へ入学願書ヲ差出スベシ

入学願書

私儀今般御院何部何科第何年級へ試業ノ上入学仕
度履歴書相添此段相願候也

宿所

族籍

年月日

姓名 印

何年何ヶ月

明治学院御中

履歴書

姓名

一 出生 年月日

一 生国 地名

一 現在住所番地

一 族籍

一 父兄ノ官位爵或ハ職業

一 何年何月何日ヨリ何某ニ就キ或ハ何学校ヘ入
学或ハ何塾何学修業何年何月何日何級卒業或ハ
何学校ヘ転学現今何学校何級修業

入学スル者ハ束修金三円ヲ納ムヘシ

入学ノ許可ヲ得タル者ハ丁年以上ノ男子ニシテ東京府
下ニ住居ノ戸主ヲ保証人トシテ左式ニ拠リ在学証書ヲ
差出スベシ

在学証書

私儀今般入院御許可相成候ニ付テハ在学中御院則等堅
ク相守リ卒業ニ至ル迄猥リニ退院仕間敷候仍テ証書如
件

宿所

族籍戸主何誰子弟

姓名 印

年月日

何年何ヶ月

明治学院御中

何誰儀今般入院御許可相成候ニ付テハ御院則等堅ク
相守ラセ万一不都合ノ廉有之節ハ私一切引受可申候
且ツ猥ニ退院致サセ間敷若シ疾病又ハ其他止ヲ得ザ

ル事故アリテ退院願度節ハ明細ニ其事由ヲ申立出願
可仕候仍テ保証如此候也

但シ向後宿所移転候節ハ速ニ御届可仕候也

宿所

族籍

年月日

保証人 姓名 印

何月何ヶ月

生徒在学中ハ猥ニ退学スルヲ許サスト雖ドモ疾病其他
止ヲ得サル事故アリテ在学致兼候節ハ其事故ヲ詳記シ
保証人連署ヲ以テ願出ツベシ

生徒若シ無断欠課スルコト一ヶ月ニ及ブ時ハ其事故ノ
如何ニ拘ハラヌ退学ノ者ト見做スベシ

一 寄宿舎規則

在舎生ノ品行ヲ方正ナラシメンガ為メ舎監ヲ置キ幹事
ノ指揮ニ従ヒ在舎生ノ行状ヲ督責セシム

入舎セント欲スル者ハ幹事ノ認許ヲ受ケ左式ノ在舎証
書ヲ差出スヘシ

在舎証書

私儀今般入舎御許可相成候ニ付テハ在舎中舎則等堅
ク相守リ幹事及舎監ノ御指揮ニ従ヒ可申候仍テ証書

明治学院「私立学院設置願」

明治学院「私立学院設置願」

如件

宿所

族籍戸主何誰子弟

姓名 印

年月日

何年何ヶ月

明治学院御中

何誰入舎御許可相成候ニ付テハ舎則等堅ク相守ラセ
幹事及舎監ノ御指揮ニ従ハセ可申候万一不都合ノ廉
有之節ハ私一切引受可申候猥ニ外出致サセ間敷若シ
止ヲ得サル事故アリテ外出願度節ハ私ヨリ出願可仕
候仍テ保証如此候也

宿所

族籍

年月日

保証人 姓名 印

何年何ヶ月

寄宿生ハ休息時限及休業日ノ外ハ保証人ヨリ先ツ其
事ニ由テ詳記シタル願書ヲ差出スニアラサレハ如何
ナル事故アルモ外出スルヲ許サス

寄宿生若シ怠惰不品行或ハ舎則ヲ犯シ在舎ヲ許スヘ
カラサル者ト認ル時ハ直ニ保証人ニ告ケ退舎ヲ命ス
ルコトアルヘシ寄宿料ハ一名ニ付一学年金三拾五円
ト定メ三分シテ毎学年ノ始メニ納付セシム但シ寄宿
料ハ室料食料泊料ヲ含ムモノトス

一 生徒心得

本院ニ在学業ヲ修ムル者ハ我邦ノ実用ニ供スル道義学
術ヲ修ムルナレハ敬神愛國ノ大義ヲ重シ殊ニ品行ヲ
正シクシ志操ヲ直クシ虚文ニ馳セス空想ニ流レス専ラ
応用ノ道ヲ索ムヘシ

身体ハ才智ヲ貯フルノ器ニシテ德行ヲ載スルノ事トモ
云フヘキモノナレハ常ニ飲食ヲ節シ肌膚ヲ清潔ニシ運
動ヲ適度ニスル等凡ソ撰養ノ道ヲ守リ氣力ヲ壮健ニセ
ン事ヲ勉ムヘシ

本院ノ規則ヲ遵守シ職員及教員ノ指揮ニ従ヒ之ニ敬礼
ヲ表スヘシ

日々ノ課業ヲ怠ルコトナク教場ノ出入ハ必ス其時ヲ守
リ教場ニ在テハ凡テ制服ヲ着用スヘシ

生徒ノ交際ハ互ニ相親睦シ信義礼讓ヲ尚フヘシ

一 生徒罰則

課業ヲ勉勵シ時限ヲ堅守シ規則ヲ遵奉シ職員及教員ノ指揮ニ從フハ院中ノ枢要ナレハ之ヲ破ル者ハ輕重ニ依テ之ヲ訓戒ス

生徒左項ノ一ニ該ル者ハ退院ヲ命ス

一 品行不良或ハ怠惰ニシテ屢々訓戒ヲ加フルモ悛改セサルモノ

一 故意ニ規則ヲ犯シ或ハ他人ヲ煽動シテ犯則セシムル者

一 寄宿生ニシテ幹事ノ許可ナク外泊スル者

一 入学生徒学力

入学ヲ許ス者ハ高等小学校ノ卒業若クハ該校卒業者

ニ等シキ学力アル者トス

一 入学生徒年令

入学ヲ許ス者ハ令十二年以上ノ者トス

一 生徒定員

生徒ハ寄宿生二百名通学生二百名ヲ以テ定員トス

一 職員及教員職務心得

本院ニ於テハ院長ヲ欠キ理事員十四名ヲ置キ該員會議ニ於テ本院ノ事務ヲ総轄ス幹事ハ庶務主任トナリ本院ノ事務ヲ調理シ及其定規ヲ維持シ生徒ノ勤惰及容儀品

行ヲ監視ス

教授ハ各自専任ノ学科ヲ教授ス

講師ハ理事員ノ依頼ニ応シ一学科或ハ二学科ヲ講述ス

助教授ハ教授ノ職ヲ助ク

舍監ハ幹事ノ指揮ニ從ヒ舍内ニ在テ在舍生ノ行状ヲ督責シ舍内ノ秩序ヲ維持ス

一 教員員數

本院ノ教員員數ハ左ノ如シ

一 教授 十一名

一 講師 三名

一 助教授 六名

合計 式拾名

一 職員及教員品行学力履歷

府下麴町区富士見町壹丁目廿壹番地

静岡県士族

理事員兼幹事

服部綾雄

履歷等ハ次款ニ記ス

二十三年十一月

府下麻布区笹笥町三番地

福島県士族

明治学院「私立学院設置願」

理事員兼教授 神学

井深 梶之助

履歴等ハ次款ニ記ス

三十一年五ヶ月

府下京橋区明石町七番館

東京一致英和学校内

長崎県平民

理事員兼教授

英語学、動物学、生理学

石本 三十郎

二十四年二ヶ月

履歴等ハ次款ニ記ス

府下築地居留地十九番館

米国人

理事員兼教授

神学、ラテン語

ジエームス・エル・アメルマン

四十三年

一 西曆一千八百六十二年米國ニウヨルク府大学卒業

ス

一 同年ニウヨルク大学ヨリバチエロル・オフ・アル

ツ学位ヲ受ク

一 同年ニウヨルク府中学校教員第一等免許証ヲ受ケ

後チ三年中学校教員タリ

一 同一千八百六十五年ニウヨルク府大学ヨリマスト
ル・オフ・アルツ学位ヲ受ク

一 同一千八百六十八年ニウゼルセイ州フランスウ
ツク神学校卒業ス

一 同一千八百七十六年日本ニ来リ以来東京一致神学
校ニ於テ神学教授タリ

一 同一千八百八十五年ニウゼルセイ州ニウフランス
ウツク、ラットガルス大学ヨリドクトル・オフ・デ

ビニチー之学位ヲ受ク

一 罰ヲ受ケ訴訟ニ關係ナシ

府下築地居留地十六番館

米国人

理事員兼教授 神学、グリーキ語、心理学

ウイリアム・イムブリー

四十一年

一 西曆一千八百六十五年ニウゼルセイ州プリンスト

ン大学卒業ス

一 同年プリンストン大学ヨリバチエロル・オフ・

アルツ之学位ヲ受ク

一 同一千八百六十八年同校ヨリマストル・オフ・アルツ之学位ヲ受ク

一 同一千八百七十年プリンストン神学校卒業ス

一 同一千八百七十五年日本ニ来リ以来東京一致神学校ニ於テ新約聖書註解教授タリ

一 同一千八百八十四年プリンストン大学ヨリドクトル・オフ・デビニチー之学位ヲ受ク

一 罰ヲ受ケ訴訟ニ關係ナシ

府下築地居留地六番館

米国人

理事員兼教授 数学、星学、簿記学

ジョン・シ・バラ

四十五年

一 西曆一千八百六十六年ヨリ同一千八百七十一年マ

デ米国ニウゼルセイ州テナフライ中学校教員タリ

一 同一千八百七十二年ヨリ同一千八百七十五年マデ

日本横浜高島英学校教員タリ

一 同一千八百七十五年九月ヨリ横浜居留地三十九番

地英学校ニ於テ英学教授ニ従事ス

一 同一千八百八十年四月以来東京一致英和学校ニ於

テ数学教授タリ

一 同一千八百八十四年九月英和予備校教員ヲ兼ヌ

府下築地居留地六番館

米国人

理事員兼教授 史学、倫理学

ジエームス・エム・マッコウレイ

三十八年

一 西曆一千八百七十年ウエストミンスター大学卒業
業

一 同年ウエストミンスター大学校ヨリバチエロル・

オフ・アルツ之学位ヲ受ク

一 同一千八百七十四年ハミルトン神学校卒業ス

一 同一千八百七十七年サイアム国バンコク英学校教

頭トナル

一 同一千八百八十年日本ニ来リ以来東京一致英和学校

校ニ於テ心理学及史学ノ教授タリ

一 同一千八百八十四年九月英和予備校教員ヲ兼ヌ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ關係ナシ

府下築地居留地十八番館

米国人

明治学院「私立学院設置願」

明治学院「私立学院設置願」

理事員兼教授 物理、化学

エム・エヌ・ワイコフ
三十六年

府下麻布区市兵衛町二丁目二十五番地

田中信良備

英国人

理事員兼教授 神学、ヘブル語

ヒュー・ワデル
四十六年

一 西曆一千八百七十二年ニウゼルセイ州ニウブラン
スウツク、ロットガルス大学校卒業ス

一 同ロットガルス大学校ヨリバチエロル・オフ・ア
ルツ之学位ヲ受ク

一 同年日本ニ来リ五ヶ年間文部省御雇トナリ福井新
潟東京三英語学校ノ教員タリ

一 同一千八百七十五年ロットガル大学校ヨリマスト
ル・オフ・アルツ之学位ヲ受ク

一 同一千八百七十八年ヨリ本国ニ帰り後五ヶ年間ニ
ウブランドスウツク中学校ノ教員タリ

一 同一千八百八十一年日本ニ再来シ横浜山手四十九
番館先志学校校長トナル

一 同一千八百八十三年九月ヨリ東京一致英和学校ニ
於テ物理学及化学教授タリ

一 同一千八百八十四年九月ヨリ英和予備校ノ教員ヲ
兼ヌ

一 罰ヲ受ケ訴訟ニ関係ナシ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

一 西曆一千八百六十七年アイルランド、ベルファス
トニ在ルクインス大学ヲ卒業ス

一 同年クインス大学ヨリバチエロル・オフ・アルツ
之学位ヲ受ク

一 同一千八百六十九年アセムブレイ神学校卒業ス

一 同一千八百七十四年日本ニ来ル

一 同一千八百八十六年九月田中信良ノ備トナリ英学
教授ニ従事ス

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

履歴等ハ次款ニ記ス

府下京橋区入船町七丁目老番地

米国人

理事員兼講師 神学、倫理学

ジー・エフ・ヴォルベッキ

五十六年

一 西曆一千八百三十年ネゼルランドニ生ル

一 同一千八百五十九年ニウヨルク州オウボロン神学

校卒業

一 同年九月日本ニ来リ同一千八百六十二年ヨリ十六

年間日本政府ニ奉事ス

一 同一千八百七十四年ロットガルス大学校ヨリドク

トル・オフ・デビニチイ之学位ヲ受ク

一 同一千八百七十七年日本政府ノ勲三等ニ叙セラル

一 罰ヲ受ケ訴訟ニ関係ナシ

府下築地居留地十八番館

米国人

教授 英語学、英文学

ハワルド・ハリス

三十七年

明治学院「私立学院設置願」

一 西曆一千八百七十二年ニウゼルセイ州ニウブラン
スウックロットガルス大学校卒業ス

一 同年ロットガルス大学校ヨリバチエロル・オフ・

アルツ之学位ヲ受ク

一 同一千八百七十五年同校ヨリマストル・オフ・ア

ルツ之学位ヲ受ク

一 同一千八百七十六年ニウブランズウック神学校卒

業ス

一 同一千八百八十四年日本ニ来リ長崎ニ於テ英学教

授ニ従事ス

一 同一千八百八十五年四月ヨリ東京一致英和学校ニ

於テ英文学教授タリ

一 同年九月英和予備校ノ教員ヲ兼ヌ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

府下築地居留地二十七番館

米国人

教授 神学、論理学

ジョルジ・ウィリアム・ナックス

三十三年

一 西曆一千八百七十四年ニウヨルク州ハミルトン大

明治学院「私立学院設置願」

学卒業ス

一 同年ハミルトン大学校ヨリバチエロル・オフ・アルツ之学位ヲ受ク

一 同一千八百七十七年オーボロン神学校卒業ス

一 同年ハミルトン大学校ヨリマストル・オフ・アルツ之学位ヲ受ク

一 同年日本ニ来リ四年間東京一致神学校ニ於テ説教学及基督教証拠論ノ教授タリ

一 同一千八百八十六年フエネロサ氏ニ代テ日本帝国大学ノ倫理学及心理学ノ講師トナル

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

府下築地居留地十四番館

米国人

教授 論理、心理学、理財学

セオドル・エム・マクネア

二十八年

一 西暦一千八百七十九年ニウゼルセイ州プリンス

ン大学校卒業ス

一 同年プリンスン大学校ヨリバチエロル・オフ・

アルツ之学位ヲ受ク

一 同一千八百八十二年プリンスン神学校卒業ス

一 同年プリンスン大学校ヨリマストル・オフ・アルツ之学位ヲ受ク

一 同一千八百八十三年日本ニ来リ翌年ヨリ東京一致英和学校ニ於テ論理学及理財学ノ教授タリ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

府下築地居留地二十九番館

米国人

講師 神学、グリーキ語

ロゼイ・ミロル

四十二年

一 西暦一千八百六十七年プリンスン大学校卒業ス

一 同年プリンスン大学校ヨリバチエロル・オフ・

アルツ之学位ヲ受ク

一 同一千八百七十年プリンスン神学校卒業

一 同一千八百七十二年六月日本ニ来リ横浜ニ於テエ

ス・アール・ブラウン氏ト共ニ英学及神学教授ニ従

事ス

一 同一千八百七十八年以来東京一致神学校ノ講師タ

リ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ關係ナシ

府下京橋区明石町七番館

東京一致英和学校内

福岡県土族

助教授 英語学、植物学、和漢文学

杉 森 此 馬

二十九年

一 安政六年三月二十五日筑後国柳川ニ生レ十二歳ニ

シテ柳川伝習館ニ入り和漢学ヲ修ム

一 明治七年熊本英学校ニ入り米国人キャプテン・チ

エーンスニ就キテ英学ヲ研究ス

一 同九年三月柳川師範学校ニ入学シ同十年十二月同

校卒業

一 同十三年四月東京一致英和学校ニ入り英語ヲ以テ

普通諸学科ヲ修ム

一 同十七年六月同校卒業

一 同十八年九月以來英和予備校教員タリ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ關係ナシ

府下築地居留地六番館

米国人 ジョン・シ・バラ妹

助教授 英語学、唱歌 エー・ビー・バラ

三十七年

一 西曆一千八百七十一年ニウヨルク州女子師範学校

卒業後十年間ニウヨルク州及ニウゼルセイ州ニ於テ

女学校ノ教員タリ

一 同一千八百八十四年九月日本ニ来リ同一千八百八

十五年九月以來英和予備校ノ教員タリ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ關係ナシ

府下築地居留地六番

米国人 ジョン・シ・バラ妻

助教授 英語学、唱歌 ジェー・シ・バラ

二十九年

一 西曆一千八百七十四年メリーランド州セルビル

女学校卒業後二ケ年学士ハイメン氏ニ就キ音楽ヲ学

ブ

一 同一千八百七十七年ヨリ二ケ年ボルジニア州ニ於

テ教授ニ従事ス

一 同一千八百八十四年日本ニ来リ以來大阪及東京ニ

於テ英学教授ニ従事セリ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ關係ナシ

明治学院「私立学院設置願」

府下築地居留地六番

米国人ジエー・エム・マッコウレイ妻

助教授 英語学、唱歌

ジエー・エム・マッコウレイ

三十五年

一 西曆一千八百七十二年ペンセルベニア州女子師範

学校卒業後三年間ウイルミントン学校ノ教員タリ

一 同一千八百六十七年サイアン国バンコク府女子英

学校ノ教員トナリ四年間其職ニアル

一 同一千八百七十八年ニ日本ニ来リ以来東京一致英

和学校ニ於テ英語学ノ助教タリ

一 同一千八百八十五年九月英和予備校教員ヲ兼ヌ

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

府下麻布区飯倉片町三番地

士族

助教授兼舎監 体操

内田 秋 蔵

二十八年六ヶ月

一 明治九年八月七日教導団へ入隊

一 同十年四月十日実地研究ノ為鹿児島へ出張被申附

一 同十年九月事平定ニ付帰京

一 同十一年三月十六日被任二等軍曹

一 同十一年三月十六日東京鎮台府被申附

一 同十二年十一月一日鹿児島逆徒征討之際慰勞之為

賞金下賜

一 同十四年二月三日武器掛被申附

一 同十六年一月三日被任一等軍曹

一 同十八年三月十五日満期ニ付後備軍驅員被申付

一 同十八年六月十四日明治学館ニ於テ簿記学卒業

一 同十八年六月二十六日北豊島郡公立谷田小学校教

員被申附

一 同年体操伝習所出張員ニ就キ普通体操伝習

図画助教授ハ未定ニ付備入ノ上追テ開申可仕候

一 学校設立者履歴

神奈川県久良岐郡中村式番地
長崎県士族

熊野 雄 七

三十三年八ヶ月

一 明治三年九月旧大村藩命ヲ以テ出京安并息軒ノ門

ニ入り儒学ヲ研究ス

一 同四年四月慶応義塾ニ入り英学ヲ修メ後横浜ニ出

テ米国博士エス・アール・ブラオン氏外数名ノ英米

教師ニ就キテ同学ヲ研究ス

一 同九年十一月東京府属官学務課担任ヲ命ゼラル

一 同十年三月辞表ヲ捧ケテ退官ス

一 同年三月以来米国人設立ノ横浜山手二百十二番館

共立女学校ニ於テ和漢英ノ教授ニ従事ス

一 賞罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

府下麴町区上六番町式十二番地

東京府平民

植村正久

二十九年

一 明治四年横浜県立市学校ニ入り米国博士エス・ア

ール・ブラオン氏ニ就キ英学ヲ修メ後同氏ノ塾ニ入

リ英学諸科及神学ヲ研究ス

一 同十年東京一致神学校ニ於テ尚神学ヲ研究ス

一 同十三年一月東京下谷教会ノ牧師トナル

一 同十五年六月同教会ノ牧師ヲ辞シ以来著述翻訳等

ニ従事セリ

一 賞罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

府下牛込区市ケ谷仲之町八番地

静岡県士族

大儀見 元一郎

四十年十ヶ月

一 明治三年十二月日本国ヲ去リ北米合衆国ニ至リ翌

年同国ミシガン州ハーランドノホープ大学校予備科

ニ入ル

一 同十二年七月ホープ大学ヲ卒業シバチエロル・オ

フ・アルツ之学位ヲ受フ

一 同年十月ニウゼルセイ州プリンストン神学校ニ入

リ神学ノ余暇博士ヨングニ就キ実地天文学ヲ学ブ

一 同十三年十二月同州ニウブランスウック神学校ニ

移ル

一 同十五年四月同校卒業

一 同年五月オルバニー中会ヨリ基督教々師ノ任ヲ受

ク

一 同年七月ホープ大学ヨリマストル・オフ・アルツ

之学位ヲ受フ

一 同年十一月帰国

一 同十七年九月以来東京一致神学校ニ於テ旧約歴史

、旧約文学及教会政治等ノ講師タリ

明治学院「私立学院設置願」

明治学院「私立学院設置願」

一 賞罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

府下麻布区筭笥町三番地

福島県士族

井深 梶之助

三十一年五月

一 安政元年六月岩代国会津若松ニ生レ十歳ニシテ日

新館ニ入り文武諸芸ヲ講習ス

一 明治二年東京ニ留学シ翌年横浜修文館ニ入り英学

ヲ修メ其後米國博士エス・アール・ブラウンノ塾ニ

入り英学諸科及神学ヲ研究ス

一 同十年東京一致神学校ニ於テ尚神学ヲ研究ス

一 同十三年一月東京麴町教会ノ牧師トナル

一 同十四年十月同会牧師ヲ辞ス

一 同年四月以来東京一致神学校ニ於テ教会歴史ノ教

授タリ

一 賞罰ヲ受ケ訴訟ニ関係ナシ

府下京橋区明石町七番館

長崎県平民

石本 三十郎

二十四年二月

一 文久二年九月肥前国大村ニ生レ八歳ヨリ大村藩儒

者熊野与ニ從ヒ和漢学ヲ修ム

一 明治七年六月大村玖島小学校ニ入り同八年七月小

学全科卒業ス

一 明治八年横浜ニ出デジョン・シ・バラ氏ニ就キ英

学修業ス

一 同十三年四月東京一致英和学校ニ入り英語ヲ以テ

普通諸学科ヲ修ム

一 同十五年六月同校卒業ス

一 同年九月同校助教トナル

一 同十七年八月英和予備校ノ教員ヲ兼ヌ

一 同十九年九月東京一致英和学校ノ英語学及生理学

ノ教授トナル

一 賞罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係ナシ

府下麴町区富士見町壱丁目廿壱番地

静岡県士族

服部 綾雄

二十三年十一月

一 文久二年十二月駿河国沼津ニ生レ八歳ニシテ渡辺

孝氏ニ就キテ和漢学ヲ修ム

一 明治五年横浜ニ出テ県立市学校ニ入りエス・アー
ル・ブラオン氏ニ就キテ英学ヲ学ビ後米國博士ヘボ
ン氏夫人及ジョン・シ・バラ氏ニ就キテ同学ヲ研究
ス

一 同十三年九月東京一致英和学校ニ入り英語ヲ以テ
普通諸学科ヲ修ム

一 同十五年六月同校卒業ス

一 同年九月同校幹事トナル

一 同十七年八月府下神田区淡路町二丁目四番地ニ英
和予備校ヲ設立シ以来同校ニ長タリ

一 賞罰ヲ受ケ訴訟等ニ關係ナシ

敷地建物ノ図面

敷地建物之図面ハ別表丙号之通り

授業料

授業料ハ生徒一名ニ付一学年金十貳円ト定メ三分シ
テ每学期ノ始メニ納付セシム

一 経費收入支出

一 金貳万貳千円 創業費收入

内訳

金六千円 米國 サンダム夫人寄附

金二千円 米國 ヘボン氏寄附

金三千七百元 米國 ハリス氏寄附

金八千四百円 米國 プレスビテリアン及レホー
ムド伝道会社有志者寄附

金九百元 ナックス氏寄附

金五百二十三円六拾錢 ロゼイ・ミロル夫人寄附

金百拾壹円九拾四錢 イムブレイミロル氏寄附

金二百七拾一円五拾錢 ゼフレイ氏寄附

金九拾二円九拾六錢 マクラレン夫人寄附

一金貳万貳千円 創業費收入

内訳

金六千円 地所買入費

金壹万五千元 校舍建築費

金千円 雜費

右ノ外一ヶ年経費收入支出予算左ノ通り

一金壹万貳千円 收入但壹ヶ年

内訳

金四千八百円 授業料

金三百円 束修

金七千円 寄宿料

明治学院「私立学院設置願」

明治学院「私立学院設置願」

一金一万百円 支出但卷ヶ年

内訳

金卷千四百六拾四円 幹事教員俸給

但幹事月俸金三拾円日本教授月俸三拾円一名金

二拾五円一名同助教月俸金二拾五円一名同助

教授月俸金拾二円一名外国教授同助教及講師ハ

総テ無俸給

金百九拾貳円 小使俸給

但月俸金八円二名

金七千円 寄宿生費用

金二百円 書籍買入費

金貳百円 器械買入費

金五百円 営繕費

金五百四十四円 雜費

殘金二千円 積立金

右之通り設置仕候ニ付御認可被下度此段奉願候也

府下荏原郡白金村

六百四拾七番地

明治学院設置者

熊野雄七外五名總代

府下麴町区富士見町卷丁目廿卷番地

静岡県士族

明治二十年一月十一日 服部 綾雄 ㊦

東京府知事高崎五六殿

前書出願ニ付奥印仕候也

戸長 藤田 重太郎 ㊦

別表甲号

明治学院普通学部学科学期課程表

予備科第一年

地 理	星 数 学 学 時 五	英 語 時 十 二	和 漢 文 時 五	倫 理 時 五	科 学 時 間	期 学		
						第一 学 期	第二 学 期	第三 学 期
	算 術	書 取 習 字	讀 法 方 文 解	講 義	道 德 要 旨	每 週 授 業 日 數 一 百 日	上 同	上 同
各 國 地 理	同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	日 數 八 十 三 日	上 同	上 同
上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	上 同	日 數 八 十 四 日	上 同	上 同

明治学院「私立学院設置願」

体操	图画	唱歌	地理	星数	英語	和漢文	倫理	科学		期学
								時間	毎週	
三時	一時	三時	二時	三時	十二時	三時	五時	五時	五時	第一學期
普通 体操	自在 画法	单音 唱歌	各国 地理	算 術	會話、 讀法、 書取、 作文、 訳解	作講 文讀	道 德 要 旨	日 数 一 百 日	学 期 中 授 業	
上同	上同	上同	上同	上同	上 同	上同	上同	上同	上同	第二學期
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	
上同	上同	上同	上同	上同	上 同	上同	上同	上同	上同	第三學期
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	

予備科第二年

通計	体操	图画
九時 三十分	三時	一時
十二 科	普通 体操	自在 画法
上同	上同	上同
十三 科	同	同
上同	上	上
上同	上同	上同
同	同	同
上	上	上

通計	体操	图画	唱歌	植動物	星数	英語	和漢文	倫理	科学		期学
									時間	毎週	
三時 十分	三時	一時	三時	二時	五時	四十時	五時	五時	五時	第一學期	
十三 科	兵式 体操	用器 画法	復音 唱歌	動 物	代 数	會話、 讀法、 講演、 作文、 翻譯	作講 文讀	道 德 要 旨	日 数 一 百 日	学 期 中 授 業	
上同	上同	上同	上同	上同	上同	上 同	上同	上同	上同	第二學期	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上		
上同	上同	上同	上同	時五	上同	時一十	上同	上同	上同	第三學期	
同	同	同	同	植 物	幾 可	同	同	同	同		
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上		

本科第一年

通計
十四時
十四 科
上同
同
上
上同
同
上

明治学院「私立学院設置願」

本科第二年

通計	体操	图画	唱歌	史学	生理	物化	地理	星数	央語	倫理	科学		学期
											時間	授業週	
二時三十	時三	時一	時三	時五	時五			時五	時五	時五	時	授業週	第一
十一科	兵式体操	用器画法	復音唱歌	日本	生理及衛生			幾何	講義翻譯修辭、作文	道德要旨	同上	日數一百日	授業
同上	同上	同上	同上	同上			時五	同上	同上	同上	同上	同上	第二
同上	同上	同上	同上	同上			地文	同上	同上	同上	同上	日數八十三日	授業
同上	同上	同上	同上	同上		時五		同上	同上	同上	同上	同上	第三
同上	同上	同上	同上	同上		物		代數	同上	同上	同上	日數八十四日	授業

本科第三年

通計	体操	图画	唱歌	簿記	史学	心論	物化	星数	英語	倫理	科学		学期
											時間	授業週	
四時三十	時三	時一	時三	時一	時五	時二	時五	時四	時五	時五	時	授業週	第一
十一科	兵式体操	用器画法	復音唱歌	單記	各国古代	論理	化学	代數	作英文文学	道德要旨	同上	日數一百日	授業
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	第二
同上	同上	同上	同上	復記	同上	同上	物理	幾何	同上	同上	同上	日數八十三日	授業
二時三十	同上	同上	同上	同上	同上	同上	時三	同上	同上	同上	同上	同上	第三
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	三角法	同上	同上	同上	日數八十四日	授業

本科第四年

通計	體操	唱歌	理財	史學	心論	地質	物學	星數	英語	倫理	科學	
											時間	每週
三十分	三十分	三十分	三十分	三十分	三十分	三十分		三十分	三十分	三十分	第一學期	授業 日數一百日
十	兵式體操	復音唱歌	理財	各國近代附文明	心理	地質		三角法	英文文學	道德要旨	第二學期	授業 日數八十三日
上	上	上	上	上	上	上		上	上	上	第三學期	授業 日數八十四日
同	同	同	同	同上	同上	同上		星學	同上	同上		
上	上	上	上	同上	同上	同上	時二	同上	同上	同上		
上	上	上	上	同上	同上	同上	化學	同上	同上	同上		

明治學院「私立學院設置願」

別表乙号

教科用圖書表

英語學科		卷冊	出版	著者氏名	出版者
圖書名	記号	年号	年号		氏名
New National Reader	I II III IV V			A.S. Barnes	
English Composition				M.N. Wyckoff	
New Language Lesson				Wm. Swinton	
English Grammar				J.B.S. Sill	
Practical Lesson in English				John S. Hart	
A. Manual of Comp. & Rhetoric				John S. Hart	
"English Literature"				John S. Hart	
" " "				"	
" " "				"	
"American Literature"				"	
數學科					
A Practical Arithmetic				G.A. Wentworth	
Algebra				"	

明治学院「私立学院設置願」

Plane & Solid Geometry Plane & Spherical Trigonometry			"	
測 算 学 校				
Manual of Geography			Janus Monteith	
New Physical Geography Intermediate Geography The Element of Physical Geo.			A. Guyot Edwin J. Houston	
動 物 植 物 学 校				
Zoology Text Book on Botany			J.D. Steele Asa Gray	
生 理 学 校				
Comprehensive Physiology			J.C. Cutter	
物 理 学 校				
The Element of Chemistry Physics			Geo. M. Avery	
地 質 学 校				

Text Book on Geology			J.D. Dana	
地 質 学 校				
Astronomy			J.D. Steele	
倫 理 学 校				
Christian Ethics			D.S. Gregory	
Holy Bible			D.S. Gregory	
Practical Logic			J.M. McCosh	
Formal Logic			J.M. McCosh	
Psychology			J.M. McCosh	
經 济 学 校				
Political Economy			Newcomb	
史 学 校				
Outline History of the World General Sketch of European History History of Civilization			Fisher & Swinton Ed. Freeman F. P.G. Guizot	

唱		歌	
Spiritual Songs 唱歌掛図		三卷	Chr. S. Robinson
和漢文学科		文部省	
日本外史	二二冊	頼久太郎	
日本政記	七冊	同	
十八史略	七冊	曾先之	
文章軌範	六冊	謝枋得	
春秋左氏伝	十四冊	杜元凱	

簿記図画体操ハ教科書ヲ用ヒス

明治廿年七月廿八日 課主任属帖佐雄介[㊦]

学務課長

外務課長

明治学院設立者ヨリ米国人雇入之義

届出候ニ付呈一覽候也

教員備入御届

今般米国大博士チエームス・シー・ヘボン雇入申候ニ

明治学院「私立学院設置願」

付履歴書相添此段開申仕候也

府下荏原郡白金村明治学院設立者

熊野雄七外五名総代

府下神田区今川小路巷丁目壹番地

静岡県士族

明治廿年七月廿七日 服部綾雄[㊦]

東京府知事 高崎五六殿

前書之通届出候ニ付奥印仕候也

東京府荏原郡白金村

戸長 藤田重太郎[㊦]

履歴書

神奈川県下横浜山手二百六十七番館

米国人

教頭兼生理学教授

チエームス・シー・ヘボン

当分ノ内無俸給

七十二年

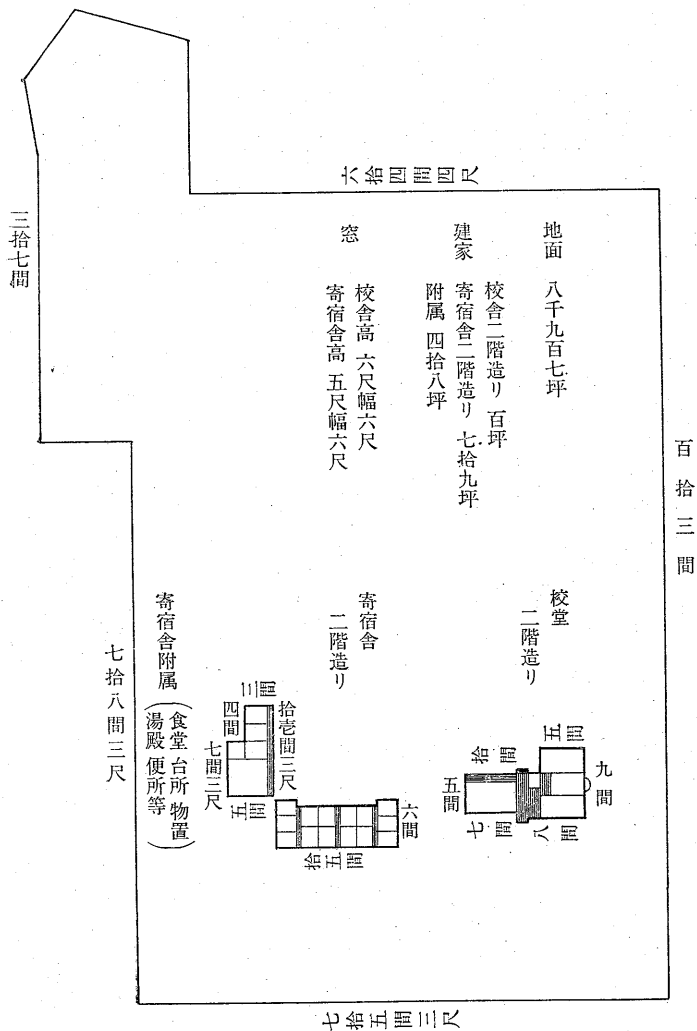
一 西曆一千八百三十二年米国ニウゼルセイ州プリン

ストン大学卒業

明治学院「私立学院設置願」

別表丙号

敷地建物図面表



- 一 同年プリンストン大学校ヨリバチエロル・オフ・アルツ之学位ヲ受ク
- 一 同一千八百三十五年同校ヨリマストル・オフ・アルツ之学位ヲ受ク
- 一 同一千八百三十六年ペンセルベニア大学医科大学卒業
- 一 同年同校ヨリドクトル・オフ・メチシン之学位ヲ受ク
- 一 同年ペンセルベニア州西フヒラデルフヒアニ於テ医ヲ開業シ四年ノ後米國プレスビテリアン伝道会社ニ屬セリ
- 一 同一千八百四十年ヨリ同一千八百四十六年迄サイアム、アモイ、支那ニ在テ病院ヲ設置セリ
- 一 同一千八百四十六年ヨリ十三年間米國ニウヨルク府ニ於テ医業ニ従事ス
- 一 同一千八百五十九年日本ニ来リ神奈川及横浜ニ在テ施療病院ヲ設立シ之ニ従事シ傍ラ聖書ノ翻訳字書ノ編輯基督教ノ伝導等ニ従事セリ
- 一 同一千八百六十八年ラフヒエト大学ヨリ大博士ノ名誉学位ヲ受ク

明治学院「私立学院設置願」

一 罰ヲ受ケ訴訟等ニ関係シタル事ナシ

教員雇入御届

今般大坂府平民近藤忠恕ヲ雇入申候ニ付履歷書相添此段開申仕候也

府下荏原郡白金村明治学院設立者熊野雄七
外五名総代府下神田区今川小路巷丁目壹番地

静岡県土族

明治廿年九月廿八日 服部 綾 雄 ㊦

東京府知事男爵高崎五六殿

前書届出候ニ付奥印仕候也

東京府荏原郡白金村

戸長 藤 田 重太郎 ㊦

荏原郡長 林 交 周 ㊦

履 歷 書

大坂北区紅梅町百拾五番地 平民

明治学院「私立学院設置願」

東京麹町区三番町拾番地寄留

和漢文学助教授

近藤 忠 恕

月俸金式拾五円

文久二年十二月生

一 明治元年十月ヨリ三年八月マテ和歌山県土族春田

厚ニ就テ漢学ヲ修ス

三年九月ヨリ六年五月マテ愛知県土族寺西易堂ニ就

テ漢学ヲ修ス

六年六月ヨリ十二年十一月マテ愛媛県土族藤沢南岳

ニ就テ漢学ヲ修シ傍ラ堺県平民敷田年治ニ就テ和学

ヲ修ス

十三年一月司法省法学生徒被申付十四年十一月疾

ニ因リ退学ス

十五年六月ヨリ十六年八月マテ再ビ藤沢南岳ニ就テ

漢学ヲ修ス

十六年十月ヨリ十八年五月マテ文学士嘉納治五郎ニ

就テ英学ヲ修ス

十八年六月ヨリ二十年二月マテ米國宣教師モール氏

ニ就テ神学及ヒ英語学ヲ修ス

賞罰ニ関スル事項無之候也

幹事交替届

私立明治学院幹事変換之義ニ付

別紙之通届出候間及添申候也

明治二十一年五月三十一日

荏原郡長 林 交 周

東京府知事男爵 高崎五六殿

御届

本学院幹事服部綾雄儀今般辞職仕候ニ付
助教杉森此馬ヲシテ幹事兼勤為致候間此

段御届及ヒ候也

府下荏原郡白金村

私立明治学院設立者総代

麻布区笹笥町三番地寄留

福島県土族

明治廿一年五月三十日

東京府知事男爵 高崎五六殿

井 深 梶之助

幹事交替御届

私儀是迄当明治学院幹事相務居候
処今般都合ニヨリ罷職致シ更ニ当
学院漢学助教授近藤忠恕ヲ就職為
致候間此段御届申候也

芝区白金私立明治学院幹事

明治廿二年十一月七日 杉 森 此 馬 ㊤

東京府知事男爵 高崎五六殿

インブリー事件とその背景

——ラージ事件とサンマー事件——

解説 工藤 英 一

【解説】

インブリー事件とは、明治学院神学部教授ウィリアム・インブリー博士(Dr. William Imbrie, 1815~1928)にかかわる明治二十三年五月十七日の出来事である。当日午後一時から本郷向ヶ岡の第一高等中学校(いわゆる一高)の運動場で一高対明治学院の野球試合がおこなわれた。その試合の観戦におもむいたインブリーは、おかれて運動場に到着したこともあって入口がわからず、やむなく土手をのり越えて運動場に入った。これを見た一高生は、インブリーを取り巻き詰問したが、ことばの通じないために混乱となり、インブリーは顔面に負傷した。瓦礫のかげらを投げつけられたとも、それで殴打されたともいわれている。野球観戦中であつたインブリーの同僚ナックス教授は、急遽現場に駆けつけ、インブリーを救出、介抱して、事件はいちおう収まった。

インブリー事件とその背景

この事件は、野球場に起こったひとつの偶然的トラブルにすぎなかつたともいえよう。特に当日の試合で一高は敗色濃厚であつたために、一高生は興奮のあまり右のような挙に出たともいえる。因みに当日の試合は、混乱のためついに中止となつた(『井深梶之助とその時代』第二卷二一九~二二五ページ参照)。

しかしながら、インブリー事件当日から新聞紙をさかのほつてめくっていくと、五月七日のサンマー事件、四月四日のラージ事件というふたつの外国人殺傷事件にぶつかる。インブリー事件は、それだけについて論ずるならば、右にあげたような評価を一步も出ることができないが、以上のふたつの外国人殺傷事件を背景におきながら改めて見直してみる必要がある。

ラージ事件とは、四月四日夜麻布の英和女学校に侵入した二人組強盗によって、同校々長の夫T・A・ラージが斬殺され、ラージ夫人も重傷を負つたという事件である。また、サンマー

インブリー事件とその背景

事件とは、五月七日、築地居留地在住の英人サンマーが、皇太后の行列に不敬があったとして、供奉騎兵の鎗で顔面に軽傷を負ったことを発端とした事件である。近衛副官部では、サンマーに不敬の事実があったかどうかにつき調査した結果、供奉騎兵の行き過ぎを認めてこれを処分し、その旨をサンマーに伝えていちおう事件は落着いたかにみえた。ところが、その後サンマーの自宅に、不敬を非難する脅迫がつづき、サンマーは身の危険を避けて、ついに本国に帰国することとなった。

もちろん、これらの三つの事件相互には、何ら意図的な連繋はなく、いずれも偶発的なものにすぎない。当時の新聞の論調は多くこの点を強調し、外国新聞がこれらの事件——特にサンマー事件とインブリー事件——を過大にとりあげて、国際問題の危機として論ずることに反駁している。しかし、当時の在日外国人にとって、いずれの事件も恐怖の事件であり、僅か二カ月足らずの間に三件もの事件が続いたことは、さらに恐怖の念をかき立てるものがあったに違いない。

ただ、被害者が宣教師である場合、ラージ夫人についても、インブリーについても、事件に対してきわめて寛大な態度を堅持した。ラージ夫人は、加害者の罪の宥しを神に祈り、インブリーはみずからの負傷をかくして、事件の波紋が大きくひろがることのないようにつとめた。

このような宣教師としての寛容な態度にかかわらず、ラージ事件は別としても、日本社会における反動化の徴候が、これらの事件の陰にかくされているといえないであろうか。しかも、その反動化の時代的傾向のなかで、真っ先に抑圧と攻撃の対象とされるのはキリスト教にはほかならなかった。このことを最も象徴的に示す事件は、明治二十四年一月九日に勃発したいわゆる内村鑑三不敬事件である。当日一高における教育勅語奉読式に出席したキリスト者内村鑑三は、天皇の親署への礼拝を拒否し、そのために一高講師の職を辞さねばならなくなり、さらに不敬漢、非愛国者としてきびしい非難・攻撃を蒙ることとなった。しかも、この事件を端緒として、教育勅語とキリスト教の教義が両立しないことが強調され、キリスト教徒への迫害事件が全国的に頻発し、キリスト教は「暗い谷間の時代」を迎えざるをえないこととなった。

インブリー事件において、インブリーに暴力を加えた一高生の一部の血気の行動と、内村鑑三攻撃の口火を切ることになった一高生の一部の態度との間には、一脈相通するものが認められないであろうか。もしそうだとすれば、キリスト教への反動と攻撃との気運は、インブリー事件においてすでに醸成されつつあったことができるのである。

なお、内村の事件については、小沢三郎著『内村鑑三不敬事

件』(新教出版社・一九六一年)というすぐれた研究書がある。

注

ここに述べたサンマー事件の主人公「英人サンマー」は、日本英学史上著名な James Sumners (1838~1891) である。従って、正しくはサマーズ事件とすべきであるが、当時の日本の新聞には、サンマーまたはサムマアとあるので、いちおう「サンマー事件」とした。

サマーズは、明治六年から九年まで東京大学の前身開成学校で英文学を講じたいわゆる御備外国人教師のひとりである。かれは、新潟英語学校・大阪英語学校・札幌農学校においても教鞭をとり、東京に築地英語学校を創設した。サマーズに関しては、重久篤太郎氏のご懇篤なご教示を賜わり、また編集委員の平林武雄教授から有益なご助言を頂いた。ここに記して心から感謝する次第である。

資料

○兇悪の強盗麻布英和女学校に押入り

校長ラージの良人を斬殺す

校長ラージ夫人も重傷を負ふ

一昨四日午後十一時卅分頃、麻布区鳥居坂町十四番地英和女学校へ、強盗二人が二尺四五寸位の抜刀を携へて押入り矢庭に小使瀬川喜兵衛(五十)を縛し、金の所在を尋ねたるに、小使は恐怖しながら、能くは知らざれ

インブリー事件とその背景

ども金は弗箱に在らんと答へしかば、賊は尚ほ鍵の所在を詰りたるに、多分校長の手許にあらんと申せし処、然らば案内せよと小使を無理に引立て校長の居間へ打通れるに、折悪しく戸締なかりしかば賊は直ちに室内へ闖入せしを、居合せたる該校長米国人、イ・ゼ・スペンサー・ラージ夫人(三十五)の夫なるチ・エ・ラージ氏は之を拒みたるに、賊は持ちたる刀を揮ふて所嫌はず切付け、同氏の右の肩へ五寸程と其他に重傷二ヶ所都合十三ヶ所の傷を負はせれば、同氏は廊下に出でたるまゝ倒れて即死せり。校長スペンサー・ラージ女(三十五)は其の物音に驚き馳け出でたる所を、又も賊刀のために左の額及び右の指等に傷を負ひ治療中なるが、生命には別条なかるべしと。右の賊一人は年齢二十三中丈にて顔長き方、浅黄股引、白足袋靴にて、襟巻にて面部を包み、合羽を着せり。他の一人は年齢二十六七、丈け低く其出立は前同様なり、賊は遂に一物も得ずして逃げ去りたり。

(『朝野新聞』明治三三年四月六日号)

○ラージ氏殺害嫌疑者の放免 同事件の嫌疑に依り四ツ谷警察署の手にて拘引せられ東京輕罪裁判所に於て小

林予審判事の掛にて取調中なりし竹原喜一は証拠不充分にて一昨日放免されたり。〔毎日新聞〕明治二十三年五月六日号)

○教師エー・ラージ氏の死去

一の恐るべき変事の起りて、熱心信実なる一人の宣教師が、日本基督教社会より奪ひ去れたるは、既に人々の能く知る所にて、今更之を繰返すの必要なるべし。此変事は、内外人の別なく、又基督教徒なると否とを問はず、共に深く悲む所なり。若し一事の憂を慰むべき者ありとせば、下の信認は、即ち其物ならん。曰く、此変事は、一身上の復讐、又は基督教に対する敵意より、起れるにあらざして、何れの国にもある如く、悪漢の処行なること、明瞭なりと云ふこと是れなり。予輩はラージ氏の死を以て、氏が喜んで其身を献げたるなるべしと、思はるる所の伝道の為にも、全く益なしとは、考ること能はざるなり。此変事は、最も純潔なる基督教的の愛と溫和と両立し得べき、凜然たる勇氣と大膽に就て、并に完全なる寛大、慈恵等の精神を失はざる女性の勇氣に就て、更に模範を示したり。葬式は麻布メソジスト教会にて、

執行せられ、大英女王陛下の全権公使、公使館一等書記官、欧地利全権公使、仏蘭西、日耳曼其他の諸公使館の代理員、エビスコポウイリヤム、エビスコポビカステス、及び教師并に東京の重立たる居留人、之に出席したりき。宣教師、ドクトルカクラン氏の演説は、背理的讐怨の様少しもなく、気高き信仰と望を以て著しかりき、氏はラージ氏が三十歳の若年を以て、不時に死するに至りしまでの履歴の概略を述べたり。氏の両親は共に基督教信者にて、氏は多数の兄弟姉妹を有せる家族の中に、養育せられ、十五歳の時、深く真理に就て覚悟する所ありき、是れ後に至りて、氏を動かして、伝道地に働かしむるに至りたる者なり。氏は普通学校、又専門学校にありし時、品行方正の令聞を得たり。其性質懇懃なりしかば、交友甚だ多く、日本に於ては、其敵を有したるを知らずと云ふ。

教会牧師、レヴェレンド、平岩愼保氏は、日本語にて会衆に演説し、之を解し得たる人々の感動を、深く攬起せり。氏は先年カナダにて、ラージ氏の両親を訪問し、其子の如くに待遇せられたることを語り、又両親が、日本に於ける基督の事業に、ラージ氏を委ねんが為に、之

と別れたる様を描きたり。又ラージ夫人が、殺害者の罪を宥し、又日本の幸福の為に、此災禍を治め給はんことを、神に禱りし事共を、大いに感動して述べたり。

遺骸は青山埋葬地に葬り、ドクトルイビー氏埋葬礼式の定例の語を述べたり。『日曜叢誌』六号・明治二十三年五月一日)

○宣教師ラージ氏 四月四日夜同氏が兇徒の刃に非常の死を遂られしは既に諸新聞にて詳しく報道したる所なるが吾人は聯か茲に記して同未亡人及び氏を哀惜する人々に同情を表す

因記同氏の遺骸は去七日午後三時質素なる式を以て青山墓地へ埋葬せられたり

又記す英国より一女史來航したれば多分同校の為に教育の勞を尽すなるべし(『日曜叢誌』六号・明治二十三年五月一日)

○故宣教師ラージ氏の殺害者露はる 去二十三年四月四日の夜東京麻布鳥居坂町東洋英和学校へ忍び入り同校長英人ラージ氏を殺し其夫人を傷けて逃走せる二人の曲者

インプリ事件とその背景

は其当時百方搜索せしも更に手掛りなく、十余年後の今日迄不明の中にありしが、今回計らずも其犯人は馬場常八、小笠原重秀の兩人なることを発見したり、馬場は他の強盜犯罪を以て北海網走分監に入獄中病死せしも、小笠原は現に小菅集治監に強盜罪にて服役中なり、併しラージ氏に対する殺人罪は己に十三年を経過したれば時効によりて起訴とならず、且小笠原が服役中なる強盜犯十三年刑も去三十一年の恩典にて九年九ヶ月に減刑せられたれば、本月十七、八日頃に服役満期にて小菅集治監を出獄せしと云ふ(『基督教週報』六卷十六号・明治三十五年十二月十九日)

○外国人騎兵に傷けらる 一昨日両陛下御還幸の途次外国人某が御道筋を横切たれば儀仗の騎兵は直ちに鎗を以て之を突き多少の傷を負はしめたりとの説あるに付夫れく聞き合はしたるに或人の話に依れば其の外国人は御道筋を横切りたるにあらで御通輦の際路傍に馬車を駐めて其上に直立し帽を脱せざりしに依り騎兵は其の携ふる所の鎗を振ふて帽を脱せよと命ずる折其の鎗先外国人の額に触れて傷を負はしめたるなりと云へり又其の外国人

は英国人にしてサンマーとか云へる者なりとの説あり。

〔『毎日新聞』明治二十三年五月九日号〕

○英人負傷の詳報 英人サンマー氏と儀仗の騎兵に係る出来事は昨日の紙上にも一寸記せしが其の詳報なりとて聞く所に依れば左の如くなりと云ふ去る七日午後築地居留地正鶴館主英人サンマー氏夫婦は麻布に所用ありて馬車を驅り赤坂大和邸の横手に掛りし折しも丁度皇太后陛下及び皇太子殿下の両陛下御出迎ひより青山御所へ御還啓前なりしかば巡查は例の如く通行の人を制しサンマー氏の馬車をも路傍に避けしめたり即ち此時氏の馬車は御還啓の行路と逆に平行して居りしと知るべし待つ間もなく皇太子殿下には御通りありしかば氏は此時は脱帽敬礼したるよしなるが継で皇太皇陛下の御通輩あれば巡查は尚も通路の人を制し居りしに早や先駆の騎兵は氏の前に進み来りたり此の時氏は両手に馬の手綱を取りて馬車の上に直立し居りしが脱帽せざりしを以て先駆の騎兵は其の携ふる所の鎗にて帽を脱せよと指圖する際其の鎗先馬車の上に直立せしサンマー氏の右の鬢辺に触れたり氏は直に手を以て右の傷所を覆ひて帰家し其傷痕を檢せしに

少し腫れ上がりたるのみにて格別のことなく一昨日は横濱に赴き所用を弁したる位なりと云ふ尤も同氏は其折事の顛末を英国公使へ申出で置きしが昨日近衛より人を同氏の許に派し当時の模様等を尋ね帰りしよし。〔『毎日新聞』明治二十三年五月十日号〕

○護衛の騎兵と外国人 と題して前号欄外に記したる件に付近衛副官部より左の通り申越されたり

皇太后宮陛下還啓の途中外国人の不敬云々を記載しあれども右は事実左の通りに付此の全文を記載せられたし

近衛副官部

一昨七日 皇太后陛下新橋停車場より還啓の途中赤坂に於て供奉騎兵の一人間違にて携持の鎗を以て英人サンマー氏の帽を払ひたり依て右兵卒は相当に処分し其趣をサンマー氏に伝へ負傷の如何を問合せたりしに負傷とはなく同氏は最も穏かなる挨拶にてありし右の事実なりしを以て決して外国人の不敬に出たる等のことなかりし〔『東京日日新聞』明治二十三年五月十日号〕

○サンマー氏に対する暴行 去る十日午後書生牀の者数名築地居留地なる英人サンマー氏の宅に到り「汝は我が貴顕に對し不敬を加へたり」と云いながら乱暴を為さんとしたるより同氏は直に京橋警察署に急報せしかば警官出張の上右暴行人一名を取押其後は同氏の依頼に依り調査二名づゝ、昼夜詰切り取締を為し居るよし。(『毎日新聞』明治二三年五月十三日号)

○サンマー氏事件 過日の紙上に数名の壮士が築地サンマー氏の宅にて暴行せし趣きを記せしがサンマー氏は其れより横浜に赴き不日帰国する由一昨日のガゼットは右に就き同氏は日本にては安全の地を求むる能はざるに付き帰国すと記し又た彼の赤坂事件の翌日同氏がコンノート殿下奉送の爲め横浜に赴きたる節に英國公使フレザー氏は斯ることは屢々起る事なれば余り大業らしく為す勿れとて取合はざりし事に付て痛く攻撃を加へたり尤も昨日のメールはガゼットの記事を駁しサンマー氏が日本にては一身の安固を得る能はざる為め帰国する様記せども氏の帰国は右の出来事に起因せしにあらざる兼て決心せし事なり云々と云へり。(『毎日新聞』明治二三年五月十五

インブリー事件とその背景

日号)

○サンマー氏に対する談判 本郷区東片町羽陽館に止宿する齊藤某は其の舎弟外二名を以て築地三十三番館サンマー氏の邸に左の如き書面を贈りたるよし

足下過般我最尊神聖なる皇室に對して不敬の所為ありしと吾々日本臣民たる者豈に黙々に付し去るべきことならんや故に我率先国民の総代者となり来る十七日を以て左の二ヶ条を談判に及ばんとす足下幸に場所時間等を示指せられよ我這般の事件に付ては素より身命を惜まざる覚悟なれば至急芳答を仰ぐ云々

一 皇室に對する不敬の所為
一 日本臣民に對する無礼の罪

サンマー氏は右の書面を携帯して憲兵司令部に到り事の始末を述べければ同隊よりは二名の憲兵上等兵をして氏の近傍を巡回せしめ又齊藤某方へは騎使を發して召喚の上種々尋問ありしよし。(『毎日新聞』明治二三年五月十五日号)

○サンマー氏の直話 皇太后陛下に對し不敬云々の噂あ

インブリー事件とその背景

るジェームスサンマー氏は今回帰国せんとて東京の寓居を立去り横浜居留地グラントホテルに投宿せしより或人は昨十五日氏を同旅館に訪ひ帰国の理由を問ひしに全く壮士の強迫に遭ひしより是れを恐れ此の事件の静まるまで身を本国に避けんとの考よりして急に帰国を思ひ立ちたりと答へたり由て当時の実況を尋ねしに去る十日築地の寓居へ壮士五六名来り齊藤某同氏に面会し皇太后陛下に不敬云々の事件に付問を起したれば氏は元より去る覺なき旨を答へ数十分応答の後壮士は一と先づ立去り其後尚ほ三回程氏の宅に来りしかば巡查の出張ありて之を制したれど氏の家族杯は大に恐怖し一時身を知己の家に避けたる程なりしと因に云ふ同氏は今十六日横浜出帆の英蒸汽船ホンコン号にて帰国の途に就く筈なるが家族は二児の外同伴せざるよし又同氏は日本に居る事十七年間にて終始教員をなし曾て大阪商業学校の教頭をなしたるよし横浜よりの報(『時事新報』明治三年五月十六日号)

○サンマー氏の帰国 皇太后行啓の際不敬の廉ありしと

噂さ高かりし同氏は去る十六日帰国の途に就きたり尤も凡そ六ヶ月程にて再び渡来する見込にて家族は残り居る

由(『福音週報』十一号・明治三年五月二三日)

○インブリー氏乱打せらる 昨日午後一時より高等中学校構内に於て明治学院生徒と高等中学校生徒とベースボールの競争を為せしが同三時頃のことなりとか明治学院の神学部教師インブリー氏は其の競争を観覧せんとて其の場に至らんとし道を踏み違へて土手を越へ入り来りしを高等中学校の生徒見附け外国人が土手を踏み越へ来りとりて同氏を取巻き瓦礫を以て面部手などを乱打し疵を負はせたるが兎角する内明治学院の教授ナックス氏馳せ来りて同氏を介抱したるよし(『毎日新聞』明治三年五月十八日号)

○雙方の行違ひ 一昨十七日日本郷第一高等中学校にてベ이스ボール(球戯)の催しあり芝白金の明治学院生徒は招きに応じて疾くより来会し雙方打交りて数番の勝負を試みたる頃しも白き服を着したる外国人一名構の外より土手を越えて入来れものありければ必定無法ものならめ速に追出せと立騒ぐ内遠方に扣へし同学院の生徒も馳せ来りて何人ならんと見れば神学教師インブリー氏なり依

て驚いて止めんとする間に早や同氏は何人にか打擲され
飛び来る瓦の欠けに当りて左の頬に聊かの傷を受けたり
左れば不意の出来事にベースボールは其儘中止したれど
も右は全く隻方の行違ひより起りしものにしてインブリ
ー氏は其日氏の教授する生徒も加りて遊戯を共にすると
聞き戯場を指して見物に來りしかども市街に面したる門
は常に閉ちて横に本門あるを知らず目前に遊戯の正に酣
なるを見て何心なく土手を越したるに内に在るものは夫
とも心附かず縁も曲かりもなきものが無理に侵入したる
ものと思ひ勝負如何にと勢ひ込んだる血氣に乗じて斯る
挙動に及びしものなり左れば明治学院の教師にて入口を
誤りたるが為めと知りては素より其間違を悔ひざるもの
なくインブリー氏も事の事情を能く知るが故に間違は只
間違として負傷の次第を人に語れば事を大きくするの媒
となるも計られねばとて夫人にさへも陽には告げずして
止みたるよし(『時事新報』明治二十三年五月十九日号)

○外人の感情 先きに築地居留の英人サンマー氏が皇太
后還御の御道筋に於て小棒事起り続いて高等中学校ベ
ースボールの庭へ明治学院の神学教師米人インブリー氏が

入来るに逢ふて間違を生じたる此二事件に就き横浜の英
字新聞中には鋭き筆鋒を以て日本人の不都合を責め斯る
仕合なるが故に条約改正も出来ざるなりと云ふが如く論
ずるものあれども此等の間違は孰れの国にも時々起るを
免れざる真に些細の事にして為に隻方外交官の間に往復
すべき必要もなく又口実もなし左ればサンマー氏は其宅
へ屢々壯士の音訪るゝに迷惑して我政府へ照会の事を英
国公使に請願したれども公使は更に其請を容るゝ能はず
して止みたり又インブリー氏事件の如きは尚ほ此よりも
一層些細の間違にて元來米國などにてベースボールを催
す時其場に來るに入口よりせず牆を超ゆるものありても
平日と違ひ更に不都合とせざるの例なりインブリー氏は
米人なれば此等の例に慣れたるものなれども知らざるも
のは深く咎めず惡意ありて手を下したるにあらざるを思
へばこそ穩便に濟さんとするなれ然るに或る英字新聞の
み八釜しく論議するは如何ん或は我上流の人より陰かに
教唆して居留外人に対し斯くの如く不穩の挙動を為さし
むるものと想ふが故にはあらざるか近頃の横浜英字新聞
を考ふれば聯か疑はしき所あり若し果して想像の如くな
れば誤解も亦甚しきものと云ふべく日本人に取りては実

に迷惑至極の事共なり（『時事新報』明治二三年五月二
八日）

○外人の負傷 インブリー氏の負傷は全く事行違なり、
故に彼れ自身も之れを内密にせんことを祈れりとなん。
然るに「ガゼット」「ヘラルド」の如き横字新聞は、粗
忽にも攘夷気の再興とか、或は外人を忌むの結果とか、
無実の妄想を描出して、日本国民を誣ゐんとす。癖見も
亦甚しと謂ふへし。然れとも近頃国人皆欧米心酔、外人
崇拜の迷夢を攪破せしより、本末内外の順序を知り、卑
屈妄崇の迷を去りて、着実対等の交際を成すに至れり。
外人の目には定めて不快なる變動にして、少しは畏敬の
念も生せしならん。是れ則ち誣妄の由て生ずる源なり。
己れに便なれば、正義も之を非難するは、則ち道德の卑
き所以なり。戒めざるべけんや。外人礼を以て来る吾人
豈に之に非礼を加へんや。外人義を以て来る、吾人豈に
不義を以て之に応せんや。然れとも、疑は破り易くして、
信は得難し、一犬虚に吠えて万犬実を伝ふ。今度の出来
事の如き、又サンマー事件の如きも、充分に事実を發表
し、外人をして誤解なからしむべきこと必要なり。一髮

の誤謬万里の妨碍を生ずること人事往々之になしとせざ
ればなり。『日本人』四八号・明治二三年六月三日）

○寄書

サンマー並にインブレイ事件 傍觀生

横浜の三英字新聞はサンマー並にインブレイ事件に付
羃々噴々たり我々は之を恐るるものに非らず一部の壯士
と一部の生徒とは大和魂を發揮したりとて揚々得々然た
り我々は之を贊する能はず何れも小事なり其実を糺せば
サンマーの行事不敬に出でたるに非らずインブレイの所
為も乱暴と称すべき程ならず然るに之れに向つて乱暴を
加へんとし或は加へたるは則ち小児の所為なり此小児の
所為に向つて揃ひも揃つて口をとがらし筆を禿にしすは
大事ぞと書き立て外交上の一大問題の如く言ひ為すも又
た男らしき話に非らず然れども世間男らしきの人少し各
外国人は此記事を見て日本を蛇蝎視するに至らん影は形
に従ひ其距離遠きによつて愈よ大となる者なり小児の喧
嘩に親が出るの結果なきを保せず我が友少しく心せよ

（『毎日新聞』明治二三年五月二四日号）

明治三十二年東京府「宣教届」にみる 明治学院関係伝道者

解説 工藤 英一

東京都公文書館所蔵の『第一課文書・社寺・官房』と題する書類綴には、東京府知事宛明治三十二年に提出された植村正久他百九十四名分の「宣教届」が収められている。それらは、同年七月二十七日に公布された「内務省令第四十一号」の第一条にもとづいて提出されたものである。省令四十一号の全文は次のとおりである。

内務省令第四十一号

第一条 宗教ノ宣布ニ従事セントスル者ハ左記事項

ヲ具シ履歴書ヲ添ヘ其住所、住所ナキトキハ居所
ヲ管轄スル地方長官ヘ届出ベシ

一、宗教ノ名称

二、布教ノ方法

明治三十二年東京府「宣教届」にみる明治学院関係伝道者

にみる

本令施行前ヨリ宗教ノ宣布ニ従事スル者ハ本令施行後二箇月以内ニ前項ノ届出ヲ為スベシ

第二条 宗教ノ用ニ供スル為メ堂宇会堂説教所又ハ講義所ノ類ヲ設立セントスル者ハ左記事項ヲ具シ其所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クベシ

一、設立ヲ要スル理由

二、設置ヲ終ルベキ期限

三、名称、所在地并敷地及建物ニ関スル重要ナル事項但図面ヲ添フベシ

四、宗教ノ名称

五、管理及維持ノ方法

六、担当布教者ヲ置クトキハ其資格及選定方法

前項第二号ノ期限内ニ於テ前項ノ堂宇会堂説教所

明治三十二年東京府「宣教届」にみる明治学院関係伝道者

又ハ講義所ノ類ヲ設置セザルトキハ前項ノ許可ハ其効力ヲ失フ

本令施行前ヨリ宗教ノ用ニ供スル堂宇会堂説教所又ハ講義所ノ類ノ設立者、設立者ナキトキ若ハ故障アルトキハ管理者ハ第一項ニ掲グル事項ヲ本令施行後二箇月以内ニ所轄地方長官へ届出ベシ

前項ノ届出ヲ為シタルトキハ第一項ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第三条 前条ノ設立者ナキトキ若ハ故障アルトキハ管理者ハ管理者及担当布教者ノ履歴書ヲ所轄地方長官ニ差出スベシ其管理者又ハ担当布教者ヲ変更増加シタル場合亦同ジ

第四条 第一条各号ニ掲グル事項ヲ変更セントスルトキハ宗教ノ宣布ニ従事スル者ヨリ二週間以内ニ所轄地方長官へ届出ベシ

第二条各号ニ掲グル事項ヲ変更セントスルトキハ設立者、設立者ナキトキ若ハ故障アルトキハ管理者ヨリ理由ヲ具シ更ニ所轄地方長官ノ許可ヲ受クベシ

但所在地ノ変更ニ係ルトキハ移転先地ヲ管轄スル

地方長官ノ許可ヲ受クベシ

宗教ノ用ニ供スル堂宇会堂説教所又ハ講義所ノ類ヲ廃止又ハ移転シタルトキハ二週間以内ニ廃止又ハ移転前ノ所轄地方長官へ届出ベシ

第五条 神仏道ノ布教者及其寺院仏道教会所等ノ設立移転廃止ニ関シテハ總テ従前ノ規定ニ依ル
第六条 本令ハ明治三十二年八月四日ヨリ施行ス

「宣教届」には一定の書式があり、既に宣教に従事している者の場合には、左のとおりである。

宣教届

私儀従前ヨリ宗教ノ宣布ニ従事致居候間別紙履歴書相添へ左記事項ヲ具シ此段御届申上候也

一 宗教ノ名称

一 布教ノ方法

年 月 日

右 氏 名

(長官) (知事) 宛

㊦

この届は、きわめて形式的なものであり、たとえば明治学院神学部出身者と最も関係の深い日本基督教会にあつては、「布教ノ方法」について、殆んど皆左の基準に則つて記載している。

布教ノ機関トシテ(区・町・番地)ニ教会堂ヲ有シ礼拝ヲ成シ日曜学校ヲ開キ又他人ノ家及ヒ自宅ニ於テ又ハ広ク全国ヲ巡廻シテ伝道シ通信伝道印刷物ノ配付等ハ便宜ニ従ヒテ之ヲ行ヒ候

この「宣教届」に添えて、原籍・現在地・生年月日ならびに学業其の他一般の履歴を記載した履歴書が提出されている。一例として植村正久の届は次のとおりである。

宣教届

私儀従前ヨリ宗教ノ宣布ニ従事致居候間別紙履歴書相添左記事項ヲ具シ御届申上候也

- 一 宗教ノ名称 日本基督教会派
- 一 布教ノ方法 麴町区一番町四十八番地下谷区御徒士町三丁目六十一番地牛込区市ヶ谷薬王寺前町会

明治三十二年東京府「宣教届」にみる明治学院関係伝道者

堂ニ於テ信徒及研究者ヲ集メ基督教ヲ講説シ其ノ諸種ノ礼典ヲ執行シ時々全国ヲ巡教スルコトモアリ著書出版ヲナスコトモ有之候

東京市麴町区上六番町卅六番地平民

明治三十二年十月三日 植村正久

東京府知事男爵千家尊福殿

履歴書

東京市麴町区上六番町卅六番地平民

基督教々師 植村正久

安政四年十二月一日生

- 一 明治四年頃ヨリ外国語ノ研究ヲ始メ明治五年基督教ニ入り米人ブラオン、バラ等諸氏ニ就キテ基督教ヲ学ブ

一 明治十一年東京ニ於テ日本基督教会ノ伝道者トナル

- 一 爾来今日ニ至ル迄説教ニ従事スルハ勿論新聞雜誌ノ編輯発行ニ従事シ教育事業ニモ関係シ居候
- 一 現今ハ日本基督教会伝道局長、麴町区一番町一番町日本基督教会、下谷区御徒士町三丁目六十一番地

明治三十二年東京府「宣教届」にみる明治学院関係伝道者

下谷教会、牛込区市ケ谷薬王寺前町市ケ谷会堂ノ伝

道ヲ負担ス

一 賞罰ナシ

右之通りニ御座候

明治三十二年十月三日 植村正久

ここには、明治学院またはその前身である諸学校に学んだ伝道者を抽出し、それらの者の履歴を紹介する。それによって、当時東京府においてどのような明治学院出身者がキリスト教伝道に従事していたかを知ることができ。しかも、右の点のみならず、それらの人びとが、どのような経歴を経て明治学院——その大部分は神学部——に入學し、伝道者となつていったかを知ることでもできる。履歴書の全文をそのまま紹介するのは煩雑に過ぎるので、圧縮した形で紹介する。(へ)は現在地、(ハ)は本籍地)

植村正久(麴町区上六番町卅六)平民・安政四年十二月一日生・明治四年頃ヨリ外国語ノ研究ヲ始メ明治五年基督教ニ入り米人ブラオン、バラ等諸氏ニ就キテ基督教ヲ学ブ/明治十一年東京ニ於テ日本基督教会ノ伝

道者トナル/爾来今日ニ至ル迄説教ニ従事スルハ勿論新聞雜誌ノ編輯発行ニ従事シ教育事業ニモ関係シ居ル/現今ハ日本基督教会伝道局長、麴町区一番町一番町日本基督教会、下谷区御徒士町三丁目六十一番地下谷教会、牛込区市ケ谷薬王寺前町市ケ谷会堂ノ伝道ヲ負担ス

岩谷平八(牛込区市谷富久町九拾九)(北海道函館区豊川町拾六)明治元年五月十一日生・明治七年三月ヨリ広島市袋町桜川学校ニ入學シ同拾參年五月下等小学校ヲ卒業ス/明治八年四月ヨリ同式拾年二月迄広島市田中町高木塾及ヒ同市新川場町戒善寺方黒谷快純氏及ヒ同市段原村加藤私塾及ヒ同村吉村博氏等ニ就キ和文漢範歴史数学等ヲ学ブ/明治廿壹年六月広島市下中町日本基督教広島教会ニ於テ米国人宣教師フライアン氏ヨリ受洗入会ス/明治式拾壹年九月ヨリ広島市段原村加藤私塾ニ於テ生理学、物理学、倫理学ヲ学ブ/明治式拾參年五月ヨリ広島市大手町八丁目小林義塾ニ於テ法律学ヲ学ブ/明治式拾六年九月ヨリ東京市芝区今里町明治学院神学部ニ學ヒ同廿七年十月日本基督教東京

第一中会ニ於テ伝道師試験ニ及第シ同中会ヨリ准允状ヲ受ケ同廿八年三月神学部ヲ卒業シ爾來宣教ニ従事ス

井深梶之助〔福島県岩代国北会津郡若松市栄町〕〔芝

区白金今里町九十六〕士族・安政元年六月十日生・文

久三年ヨリ慶応三年マデ会津日新館ニ於テ和漢学ヲ修

ム／明治二年上京英学ヲ修ム／同三年横浜ニ於テ英学

ヲ修ム／同十年東京一致神学校ニ転学翌年卒業／同十

三年東京麴町基督教会牧師トナル／同十四年東京一致

神学校教授トナル／同十九年明治学院副総理兼教授ト

ナル／同廿二年米國プリンストン大学ヨリマスター・

オブ・アーツノ名誉学位ヲ受ク／同廿三年米國ニ遊学

ニウヨルク、ユニオン神学校ニ於テ教会歴史科ヲ専攻

ス／同廿四年帰朝明治学院総理トナリ現今其職ニアリ

永井直治〔府下南足立郡千住町大字千住中組八百卅

六〕〔埼玉県北足立郡戸田村大字下戸田五百五十二〕平

民・元治元年正月五日生・明治十二年長野県埴科郡中

之条村公立格致学校ニテ上等小学六級マデ卒業／同十

三年九月上京神原某ニ就キ十五年六月マデ漢学修業／

同十五年十月ヨリ十七年七月マデ一致英和学校ニテ英

学修業／同十七年九月ヨリ廿一年七月マデ英漢学研究

但一定ノ師ヲ有セサリキ／同廿一年十月明治学院神学

部ニ入学シ廿三年四月全科卒業／同廿三年四月元東京

第一中会ニテ規定ノ試験ヲ経テ伝道者ニ任セラル／同

年五月ヨリ長野県北佐久郡小諸町及ヒ同郡岩村田町二

個講義所ノ布教者トナル廿四年六月マデ在職／同廿四

年七月埼玉県南埼玉郡和戸村和戸教会及北葛飾郡杉戸

講義所ノ布教者ニ転ス／同廿五年十月千葉県山武郡松

尾村九十九里教会ニ転任ス／同廿七年四月伝道者ヲ辞

ス／同廿八年四月元東京第一中会ニテ再ヒ伝道者ニ任

セラル／同年同月ヨリ東京府南足立郡淵江村大字六月

三百九十四番地足立教会及同郡千住町大字千住中組八

百卅六番地千住講義所ノ布教ヲ担当ス／明治廿九年十

一月元東京第二中会ニテ規定ノ試験ヲ受ケ教師ニ任セ

ラル／同卅年十月ヨリ東京市浅草区須賀町廿三番地浅

草教会ノ担当布教者ヲ兼ヌ

羽原 亨〔本所区本町外午町八十〕士族・弘化二年二

月十五日生・明治十六年七月ヨリ英国宣教師ヒウ・ワ

明治三十二年東京府「宣教届」にみる明治学院関係伝道者

デルノ門ニ入り基督教ヲ専修シ其他英、米宣教師ニ就テ修学シ同十八年四月日本基督教會憲法ノ規則ニ從ヒ中會ニ於テ定規ノ試験ヲ受ケ伝道者ノ職ニ就ク目下京橋区大鋸町十四番地中橋基督教會布教補助ヲ成スノ旧ハ鳥取藩士族ニシテ明治元戊辰ノ年軍隊半大隊長トシテ出羽ノ國ニ出陣ス、明治五年壬申七月十二日東京府庁十四等出仕ヲ拝命シ同十二年マテ勤続シ六等屬ニ至ル同年七月病故ヲ以テ引籠リ同年十月十八日願ニ依テ本官ヲ免サル、明治十三年八月三日三菱會社ヘ入社同十六年一月十八日退社スノ皇城炎上ノ節献金ヲ成シタル廉ニ由テ宮内省ノ賞状ヲ有ス

奥野昌綱 (牛込区牛込篔簹筒町貳拾) へ赤坂区青山南町六丁目五拾七) 士族・文政六年四月四日生・天保九年三月ヨリ同十一年三月マテ東京昌平橋學問所エ通學致シ候ノ明治五年七月横濱ニ於テ米國宣教師神學博士ブラオンヨリ洗礼ヲ受ケ同六年三月横浜海岸教會々員ノ撰擧ニヨリ長老職ニ就キ同十年十月教師就職式相濟シ同月東京ニ移轉シ同年十一月ヨリ同十二年三月マテ麴町教會ヲ牧シ同年四月ヨリ同年十二月マテ京橋区銀座

教會ト麴町教會トヲ兼牧シ同十五年四月ヨリ同十六年三月マテ東京神田区鍛冶町講義所ニ於テ伝道シ同十五年十二月ヨリ同十九年四月マテ教寄屋橋教會ヲ牧シ同十七年十月ヨリ同十九年十月マテ牛込教會ヲ牧シ同十九年十月ヨリ同二十年八月マテ東海道三島教會ヲ牧シ同二十一年二月ヨリ同年六月マテ横須賀教會ヲ牧シ同二十一年九月ヨリ同二十二年二月マテ大阪北教會ヲ牧シ同二十六年一月ヨリ同年九月マテ八王子講義所ニ於テ伝道シ同二十七年十月ヨリ同二十八年八月マテ南豊島郡角管村講義所ニ於テ伝道シ同三十年九月ヨリ当今マテ東京市京橋区築地栄町七丁目二十七番地新栄教會ノ牧師ヲ相務罷在候

石原保太郎 (芝区二本榎西町二) 士族・安政五年一月三十日生・安政五年一月三十日備前國御野郡南方村ニ生ルノ明治三年ヨリ同四年マテ岡山藩立兵學館ニ入學シ法蘭西語算術等ノ教授ヲ受クノ同四年ヨリ同五年ニ亘リ岡山県立普通學校ニ入學シ法蘭西學算術等ノ教授ヲ受クノ同五年九月大阪開成學校ニ入學シ英語ノ教授ヲ受クノ同六年九月ヨリ同八年六月マテ横浜居留地三

十九番ルーミス氏ニツキ英語ヲ研究ス／同八年十月東京築地米国人カロゾルス氏私立学校ニ入学シ英語ヲ修メ同九年四月退校ス／同九年九月東京築地居留地基督教一致神学ニ入学シ諸種ノ神学并ニ英学等ヲ修メ同十三年四月卒業ス／同七年七月五日横浜ニ於テ米国人宣教師ルーミス氏ヨリ洗礼ヲ受ケ基督信徒トナル／同十三年十一月基督教教師職ニ任セラレ築地新栄基督教会ヨリ牧師ノ招聘ヲ受ケ同二十二年六月ニ至ルマテ同教会牧会ノ任ニ当ル／同二十二年七月ヨリ同二十五年一月マテ日本基督教会伝道局ノ招聘ニ応ジ巡廻教師トシテ東京府下并ニ神奈川、静岡、千葉、埼玉、茨城、栃木、長野、新潟ノ諸県ニ巡廻伝道ヲ為ス／同二十五年二月東京高輪台町教会ヨリ牧師ノ招聘ヲ受ケ、加之同二十八年一月東京府荏原郡品川町ニ在ル品川基督教会ヨリ牧会ノ依頼ヲ受ケ兼牧シテ今日ニ至ル

山田賢蔵 (大阪市東区瓦町二丁目五十二) 〆麴町区飯田町三丁目十五須崎コウ方〆平民・慶応二年六月生・明治十三年ヨリ和歌山中学校ニ学ブ／同十八年文部省直轄鉢操伝習所卒業／同十八年ヨリ青山英和学校及ヒ

博士ムア氏ニ就キ英学ヲ修ム／同二十年ヨリ明治学院神学校ニ於テ神学ヲ修メ同二十三年卒業、爾来北陸地方及ヒ土佐ニ伝道ス、当時麴町区一番町四十七番地一番町教会ニ於テ布教ニ従事ス

原沢紀堂 〆小石川区林町六十四〆安政二年三月十八日生・元治元年ヨリ明治三年マテ上田旧藩学校ニ於テ漢学修業／同元年ヨリ同三年マテ上田旧藩学校ニ於テ英学修業／同四年一月陸軍兵学寮幼年学校へ入学同六年三月病氣退学／同六年十二月長野県長野学校訓導拜命同八年三月辞職／同八年四月元新潟師範学校へ入学同九年十二月師範学科卒業／同十年一月東京府学務課履拜命同年七月辞職／同十年九月長野県下朝陽学校訓導拜命同十三年一月辞職／同十三年三月ヨリ同十七年七月マテ神奈川県横浜市内ニ於テ私立女学校及私立小学校教育ニ従事ス／同十七年九月明治学院神学部へ入学同二十年五月神学科卒業／同二十年十二月日本基督教會教師ノ職ニ就キ以來現今ニ至ルマテ新潟県長野県神奈川県東京府等ノ各地ニ於テ布教ニ従事ス

明治三十二年東京府「宣教届」にみる明治学院関係伝道者

細川 瀏 (四谷区荒木町二七とノ二号) (高知市中島町白三番屋鋪) 士族・安政三年九月生・明治三年高知藩命ヲ奉シテ致道館ニ入学シ皇漢学ヲ修ム/同四年三月高知藩立英語学校ニ入学/同五年七月ヨリ同九年二月マテ東京三田慶応義塾ニ於テ英学研究/同九年三月ヨリ十年二月マテ滿一ヶ年間期限約定ヲ以テ愛媛県宇和島中学校教師ニ聘セラル/同十一年五月ヨリ十三年九月東京日々新聞日報社ニ於テ新聞編輯ノ業ニ従事ス/同十三年九月文部省御用掛拜命/同十四年十一月文部省々務改正ノ都合ニ依リ願ニ依リ御用掛ヲ免セラル/同十五年四月ヨリ十七年七月マテ神奈川県下大住郡私立講学舎ノ教師ヲ勤ム/同十八年二月基督教信徒ト成リ一致神学校、明治学院神学部等ニ出入シテ基督教神学ヲ研究ス/同二十年十月浪華中会ニ於テ伝道師ノ准允ヲ受ク/同廿一年一月ヨリ高知県ノ伝道ニ従事ス/同廿五年十月浪華中会ニ於テ教師職ノ按手礼ヲ受ク/同廿六年二月名古屋市日本基督教教会ノ牧師ト成リ赴任ス/同廿七年十月名古屋教会ノ牧師職ヲ辞シ在名古屋宣教師ト成リテ愛知県下一般ノ伝道ニ従事ス/同廿八年九月軍隊慰問使トシテ台湾ニ派出シ同年十二月名

古屋ニ帰ル/同廿九年一月ヨリ卅一年四月迄横浜海岸教会ニ於テ牧師職ヲ勤ム/同卅一年六月ヨリ卅二年六月迄日本基督教教会伝道局派遣宣教師トシテ台南ニ伝道ス

篠原銀蔵 (京橋区新柴町五丁目五) (芝区西久保巴町三十四) 嘉永二年十二月廿二日生・武蔵国埼玉郡和戸村医師篠原良悌四男ニシテ幼ヨリ和漢英ノ学ヲ研究シ実兄篠原大同ニ從テ医ヲ業トス/明治七年横浜ニ出テ米国医博士ヘボン氏ニ就テ医術研究中感スル処アリテ基督教ニ入り神学ヲ研究ス/同八年東京築地明石町ニ外国宣教師ニヨリテ神学校ノ設立セラルルヤ始テ生徒トナリ四ヶ年間教授ヲ受ケ同十一年同校ヲ卒業ス/同十一年日本基督教中会ノ認可ヲ得テ伝道者トナリ広ク東京ニ於テ其他石川長野栃木千葉等ノ諸県ニ布教ス/同十六年東京本所区亀沢町一丁目ニ教会ヲ設立シテ牧師ノ職ニ就キ/同十八年ヨリ廿二年迄女子伝道学校ノ教授ヲ兼任ス/同廿二年ヨリ廿五年迄富山県ニ布教シ同市一番町ニ仮教会ヲ設立ス/同廿五年ヨリ現今迄東京市上野公園内ニ同上野広小路二十番地上野ミッシヨ

ン。日本橋区亀島町一丁目三十五番地亀島ミッシヨ
ン。神奈川県鎌倉町極楽寺天幕伝道ニ東京市本所区亀
沢町一丁目日本所教会ニ担当布教ス其外東京府下荏原郡
下目黒村慰廢園又ハ教会堂講義所他人之家及自宅ニ於
テ臨時聖書講義說教演說等ヲ為シテ布教ヲ為スノ同年
中築地新栄町五丁目啓蒙学校ヲ管理シ好善社ト称スル
慈善会会員ト共ニ癩病人救助ノ事ヲ為シ同会ノ會計及
ビ同委員会ノ書記ヲ為ス

秋葉省像

〔芝区二本榎西町ニ〕〔千葉県上総国山武郡

蓮沼村二ノ三七五一〕平民秋葉良平養兄・文久二年十月
十日生・明治四年一月ヨリ六年十二月ニ至ル村塾ニ於
テ讀書習字ヲ学ビ、同七年三月ヨリ九年三月ニ至ル上
総国山武郡五反田村公立小学校ニ於テ下等小学全級ヲ
卒業シ、同九年四月ヨリ十七年七月ニ至ル漢学ハ故朝
香逢吉、数学ハ故飯尾仙十郎ノ補助ニ依リテ学修セリ、
明治十七年八月ヨリ廿年六月ニ至ル東京、明治学院ニ
在リテ邦語神学科ヲ卒業セリ、同廿三年一月ヨリ廿五
年四月ニ至ル故小川豊吉ニ就キ英文学ヲ学ビ、廿三年
二月ヨリ廿四年六月ニ至ル再ビ明治学院ニ於テ基督

伝、旧約史、神学、心理学、哲学ヲ学修セリ、同廿三
年十月ヨリ廿九年九月ニ至ル東京専門学校々外生トナ
リ政治経済、文学科ヲ学修シ、三十年四月ヨリ三十一
年十二月ニ至ル東京哲学館々外員トナリ仏教専修科ヲ
学修セリノ明治十七年六月日本基督教九十九里教会ニ
於テ教師戸田忠厚ヨリ受洗セリ、同廿年十月ヨリ廿二
年九月ニ至ル日本基督教九十九里教会ノ伝道者トシテ
上総国山武郡松尾及ビ該地方ニ布教シ且ツ該教会ノ撰
挙ニヨリ長老職ニ就キ治会事務ニ参与セリ、同廿一年
四月東京第一中会ニ於テ伝道者タルノ准允ヲ受ケ、三
十年四月東京第一中会ニ於テ教師試験ヲ受ケテ及第セ
リ、同廿二年十月ヨリ今日ニ至ル東京中会部内ニ在リ
テ布教ニ従事スノ上総国山武郡松尾町五反田平民川島
伝右工門ノ次男ニシテ明治十三年六月同郡蓮沼村秋葉
太平ニ養嗣子トナリ、同廿八年八月家督相続シ、同年
九月養弟秋葉良平ニ家督讓渡セリ

古沢久治〔四谷区荒木町二七〕平民・安政元年正月廿
日生・安政元年一月廿日江戸市ヶ谷蓮池ニ生ル、旧幕
臣須郷久平ノ次男ナリ、明治十一年古沢家ヲ嗣ガ、慶

明治三十二年東京府「宣教届」にみる明治学院關係伝道者

応二年ヨリ二年間久保清左衛門ニ就テ漢学ヲ学ブ、時
恰モ幕府ノ末路ニ際シ静岡ニ移住シ教誨舎ニ入りテ算
術代数幾何漢学英学ヲ学ブ事数年、明治七年上京シテ
基督教ヲ研究ス、八年四月横浜へ行キ十年六月迄米國
人ブラオン、バラニ就テ英学ヲ学ブ、八年六月廿七日
受洗シテ基督教會ニ入会ス、十年十月東京築地一致神
學校ニ入学シ在学三年卒業前一年ニシテ十三年四月東
京築地ニ開カレタル日本基督一致教會中會ニ於テ伝道
者ノ試験ニ及第シ十三年七月ヨリ十九年九月迄長野県
高遠静岡県御殿場沼津吉原等ノ各地ニ伝道ス、十月明
治学院神学部（東京築地一致神學校改称）ニ復校シ、
廿年六月卒業七月ヨリ廿四年一月迄長野県小諸岩村田
松本等ノ各地ニ伝道ス、二月愛知県瀬戸日本基督永泉
教會ニ赴任ス、廿五年四月和歌山ニ開カレタル浪華中
會ニ於テ教師ノ試験ニ及第シ五月八日接手礼ヲ受ケテ
瀬戸日本基督永泉教會ニ牧師トナリテ七年間在職ス、
三十一年十一月ヨリ本年九月迄静岡県神奈川県千葉県
等ノ一地方ニ巡回伝道ヲ為ス

北郷保守（福島県石城郡泉村大字泉字泉百五十）へ本

郷区駒込東片町一一九ノ平民・元治元年一月十日生・
明治十三年六月福島県師範學校へ入学同十六年二月中
等師範學科卒業ノ同十六年二月ヨリ同廿三年八月マテ
福島県下ニ於テ小学校訓導校長奉職同廿三年九月學術
修業ノ為依願免職ノ同廿三年九月東京市芝白金私立明
治学院神学部ニ入校スノ同廿六年四月日本基督教會第
一東京中會ニ於テ定規ノ試験ヲ受ケ伝道者タル准允ヲ
受クノ同廿六年六月明治学院神学部卒業ノ同廿八年三
月東京府ニ於テ小学校本科正教員免許狀ヲ受クノ同卅
一年四月東京ニ於テ医術開業前期試験ニ及第スノ同卅一
年五月ヨリ東京市本郷区湯島医学專門學校濟生學舎へ
通學同年十二月ヨリ東京市本郷区湯島順天堂病院へ通
學今尚同院學生タリノ同卅二年四月東京ニ於テ医術開
業後期學說試験ニ合格スノ明治七年四月學業勉勵ノ廉
ヲ以テ磐前県ヨリ書籍一部賞与セラルノ同八年五月學
業勉勵ノ廉ヲ以テ磐前県ヨリ書籍一部賞与セラルノ同
十六年二月福島県師範學校卒業ノ節書籍一部賞与セラ
ルノ同廿年三月職務上勤勉超衆トシテ福島県ヨリ文庫
一箇賞与セラル

山本増吉〔牛込区弁天町四十八〕へ府下西多摩郡青梅町青梅百十七〕平民・明治四年一月十日生・明治十年六月公立横須賀小学校入学／同十七年六月全科卒業／同十七年七月横須賀進修学舎入学／同十九年八月退学／同十九年九月東京明治学院入学／同二十三年七月退学／同二十三年九月福音教会神学校高等普通学部入学／同廿五年九月卒業／同廿五年九月神学部入学／同廿八年六月全科卒業

金子吉之助へ麻布区麻布宮村町七〕平民・安政元年一月廿六日生・明治十六年三月ヨリ十八年四月マテ東京市京橋区新栄町東京一致神学校ニ於テ神学修業／同十八年四月東京市芝区露月町露月町教会堂ニ於ケル一致教会第一中会ノ伝道者試験ニ及第シ試験ニ任セララル／同三十一年六月東京市京橋区新富町築地福音教会堂ニ於ケル福音教会年会ノ長老試験ニ及第シ長老ニ任セララル／明治十八年五月ヨリ二十二年三月マテ一致教会ノ雇員トシテ伝道師試験ノ資格ヲ以テ埼玉県御座郡志木宿及其附近ニ巡回伝道ス、同二十二年四月ヨリ二十四年六月迄米国派遣ノ芝基督教会ノ雇員トシテ東京

市芝口三丁目講義所ニ於テ伝道、資格前ニ因ル／同二十四年六月ヨリ今日迄日本福音教会ノ雇員トシテ東京市四谷区荒木町四谷福音教会、静岡県下田町下田福音教会、埼玉県所沢町所沢福音教会、千葉県東金町南総福音教会及東京市麻布区市兵衛町麻布福音教会ニ於テ伝道ス／但資格ハ二十四年六月ヨリ三十一年六月マテハ伝道師試験三十一年六月ヨリ長老

清水政忠へ四谷区荒木町三〕士族・安政四年五月廿九日生・明治元年昌平校ニ於テ漢学修業／同四年ヨリ国学修業／同十年ヨリ普通学修業／同十五年三月東京築地一致神学校へ入校／同十六年四月築地福音神学校へ入校神学及高等普通学研究仕候／同年福音教会伝道師トナリ宣教ニ従事仕爾来独学今日迄宣教致候

田村直臣・四十二年・明治二年二月京都府伏見兵学校ニ入り同三年四月九州福岡亀井ノ塾ニ入ル、同五年一月大坂府結城之塾ニ転ズ／同六年五月東京築地大学校ニ入り同十年五月之レヲ卒業ス／同十五年四月米国ニューヨーク州オーボロン神学校ニ入り同十八年四月之

明治三十二年東京府「宣教届」にみる明治学院関係伝道者

レヲ卒業ス／同十八年六月米國プリンストン大学校ニ於テ一年間哲学及神学ヲ研究シ卒業シ後学位マストルオプアイトヲ受ク／同十二年三月ヨリ十五年四月マデ教会牧会之任ニ当リ其後米國ニ留学シ十九年九月帰朝シ再ビ牧会之職ヲ取り今日ニ至ルマデ此レヲ繼續ス（引用者注。田村と一致神学校との関係についての記述がないが、とりあえずここに載せた。考証は他日を期したい。）

戸田九思郎〔不詳〕〈芝区源助町六〉士族・嘉永五年十月廿六日生。慶応戊辰ノ役マデ新発田藩文武講堂ニ於テ修養シ戊辰ノ役負傷、明治四年マデ家居静養／同四年君命ニ依リ出京藩邸ニ在勤傍ラ湯島大野誠ノ塾ヘ通学／同六年故アリテ参議板垣退助ノ客トナル、同年故岩倉右府遭難ノ件ト増上寺放火ノ件ニテ嫌疑ヲ蒙リ幽囚二年終ニ新律綱領不応為ノ重キニ問ハレ禁獄五拾日ニ処セラル／同九年以後四国九州ニ遊学／同十三年ヨリ商業ニ従事／同廿二年基督信者トナリ明治学院神学部ニ於テ神学研究／同廿四年以後京都上野備後東京ニ於テ布教今日ニ繼續シ目下京橋区材木町三丁目廿九

番地浸礼教会ニ於テ牧会ニ従事

鳥山正心〈小石川町柳町二六〉天保四年二月生・明治九年米國基督教バプテスト派宣教師シエー・エッチ・アルソルヨリバプテスマヲ受ケテ東京浸礼教会ニ屬シ神学ヲ学ビ同年ヨリ伝道ヲ為ス／同十年六月米國宣教師博士ブラフント教会ノ選定ニ因テ教会書記ト成ル／同十一年七月ヨリ築地神学校ニ入り神学ヲ学ブ同校ハ現今明治学院／同十二年一月米國宣教師リースト教会撰定ニ因テ教会ノ執事ト成ル／同十三年七月小石川区餌差町三一番地ニ小会堂建築同所ヲ司ル／同十五年一月十日米國宣教師等ヨリ按手礼ヲ受ケ教会牧師ト成ル／同十九年本郷区東竹町ニ礼拝堂建築同所ノ牧師ヲ務ム／同二八年一月東京浸礼教会ヨリ分離シ同志二五人ト偕ニ独立シテ日本浸礼教会ヲ設立シ同会ノ牧者ト成ル／同二九年十一月小石川区柳町二六番地ニ礼拝堂建築アリ教会員ノ意ニ從ヒ同所ニ移転シテ同ク牧者ヲ務メテ今日ニ至候

なお、以上の「宣教届」には、外国人宣教師のものも含まれている。明治学院と関係を有する各ミッションの

宣教師の履歴を列挙すれば次のとおりである。

教員ヲモ兼任致申候

ロベルト・ワイ・トジョン(Robert Y. Davidson)〈京橋区築地明石町十四番〉〔英吉利・スコットランド〕、西暦一八四六年スコットランド、エデンバラニ生ルノ普通及高等学校修学卒業ノ後エデンバラノ大学ニ入校四年間修学スノ「プレスビテリアン」基督教ノ神学校ニ入り四年間修学シ後定規ノ試験ヲ受ケ按手札ヲ以テ教師ノ職ヲ授ケラルノ一八七四年スコットランド「プレスビテリアン」伝道局ヨリ日本ニ派遣サル

シー・ジェー・ケイ・マッコレーイ〈京橋区明石町中六番〉〔北米合衆国人〕五十年八月、私儀生国北米合衆国ベンセルヴェニヤ州ウエスト・ミニステル学校卒業、更ニ同州エデンポロー師範学校ニ修学致シ其ヨリ官立学校ニ教職ヲ奉ジ、後サイアム国バングコク市ツロイ女学校々長ニ転ジ、明治十四年始メテ貴国ニ渡リ同十九年マデ芝区白金明治学院ニ英語教授ヲ致シ同廿一年ヨリ芝区愛宕町二丁目啓蒙尋常小学校ニ教ヘ同三十一年ヨリ京橋区築地新栄町五丁目啓蒙尋常小学校

David Thompson (David Thompson) 〈京橋区築地明石町十六番〉〔北米合衆国オハヨー州ハリソン村〕天保五年九月二六日生・安政五年九月オハヨー州フランクリン大学校ニ於テ成期ノ学課ヲ修メ其卒業証ヲ受領スノ万延元年四月ペンシルヴェニヤ州アルゲネ町ウエステルン神学校ニ於テ成期ノ課程ヲ卒リ其卒業証ヲ交附セラルノ同年十月オハヨー中会ニ於テ成期ノ試験ニ及第シ基督教教師ノ職ニ就クノ文久二年五月ヨリ明治二年七月マデ横浜ニ在テ基督教宣布ニ従スノ同三年八月ヨリ今日マデ東京ニ在テ基督教宣布ニ従事スノ右年間ニ於テ明治三年八月ヨリ同十二月マデ東京一ツ橋内大学南校教授ノ任ニ当リ同七年九月ヨリ十四年十二月マデ在東京米国公使館翻訳官トナレリ

Hugh Waddell (Hugh Waddell) 〈麻布区仲ノ町二五〉〔英国人〕一八四〇年生・ゼロイアル、ベルフハスト・アケデミカル・インスチテュション」及ベルフハストノ「グリーン・カレッジ」并ベルフハストノ

明治三十二年東京府「宣教局」にみる明治学院関係伝道者

「ゼ アスセムプリイス・プレスビテリアン・カレッジ」ニ於テ教育ヲ受ク／一八六九年ニ按手礼ヲ受テ教師トナル／一八七四年ニスコットランドノ「ユナイテッド・プレスビテリアン教会」ノ派遣宣教師トシテ日本ニ来ル／一八七四年ヨリ今日迄宣教事業ニ従事ス

ウヰルリアム・イムブリー (William Imbrie) 〈芝区白金今里町四三〉〔垂米利加合衆国市民〕一八四五年一月一日生・一八四五年一月一日アメリカ合衆国ニ生ル／一八六五年プリンストン大学卒業／一八七〇年プリンストン神学校卒業／一八八四年プリンストン大学ヨリ神学博士ノ学位ヲ受ク／一八七五年九月二六日以来今日ニ至ルマデ日本国内ニ於テ基督教ノ布教ニ従事ス／(プレスビテリアン)／明治学院神学部ニ於テ神学ヲ教授

エッチ・エム・ランヂス 〈芝区白金今里町四三〉〔垂米利加合衆国市民〕一八五七年三月九日アメリカ合衆国ペンシルバニア州ニ生ル／一八七四年キーストーン州立師範学校卒業／一八七四年ヨリ一八七九年迄ペン

シルバニヤ州諸公立学校ニテ教授ス／一八八三年プリンストン大学卒業／一八八三年ヨリ一八八四年迄独乙国ベルリン大学ニ学ブ／一八八七年プリンストン神学校卒業シニュージャーシー州独乙神学校ニテ教授ス／一八八八年以来今日ニ至ルマデ日本国ニ於テ基督教宣教師タリ／(プレスビテリアン)／明治学院普通学部ニ於テ教授。

マーチン・エヌ・ワイコフ 〈芝区白金今里町四三〉〔垂米利加合衆国市民〕一八五〇年四月十日生・一八五〇年四月十日アメリカ合衆国ニ於テ生ル／一八七二年ラットガースカレッジヲ卒業ス／一八七五年「マストル・オブ・アーツ」ノ学位ヲ受ク／一八九五年又同大学ヨリ「ドクトル・オブ・サイエンス」ノ学位ヲ受ク／一八九二年ヨリ一八七七年迄文部省招聘ノ下ニ福井、新潟、東京ノ各所ニアリテ教授ス／一八七七年ヨリ一八九一年迄アメリカ合衆国ニ歸リテ教授ス／一八九一年九月二五日再ビ日本ニ来ル爾来基督教宣教師トシテ日本ニ在住ス(リフホムド教会)／専ラ明治学院中等部ニ於テ普通学ヲ教授ス

北野高弥手記

解説 工藤 英一

【解説】

ここに紹介する「北野高弥手記」は、日本基督教団大洲教会(愛媛県)所蔵の資料である。「まえがき」にもあるように、同教会の出身である北野高弥が、晩年(八十歳)その記憶をたどって、母教会の歴史や初代信徒のことも書きつづり、さらに名古屋における中会や東京での大会に出席した体験を記したのが、この手記の内容である。年代等に、記憶の誤りと思われる部分もあるが、明治前期のキリスト教界の状況を伝えるものとして、その資料的価値には捨てがたいものがある。

北野は、伝道者を志して明治学院に入学している。その年代は、入学に際して教会に提出した左の「証明願」(大洲教会所蔵)によって、明治二十四年であることが明らかである。

「証明願

小生儀今般明治学院入学志願ニ付証明書被成下度此段相願

北野高弥手記

候也

明治廿四年九月六日

日本基督大州教会信徒

北野高彌 ⑩

」

日本基督大州教会小会御中
 なお、明治二十四年十月十日付で、「東京日本基督下谷教会へノ転会願」が、北野から大洲教会宛提出されている。

北野の履歴については、警醒社編『信仰三十年基督者列伝』(大正十年十一月刊)に次のように記されている。

「北野高彌

現住所 仙台市二十八人町九十八番地

生 国 愛媛県喜多郡大洲村

所属教会 仙台クリスチャン教会

父は北野松枝、母はしげ子、慶応三年一月に生る。小学校

北野高弥手記

卒業後明治十六年大洲中学校に入りしが、幾何もなく退学して小学校教師となれり。当時桜井照直氏(マ)夫妻帰郷して伝道を始めしが、氏は自身の救ひのためよりも国家を救はんために基督教を信じ、明治十八年十二月宣教師アレキサンドル氏より洗礼を受けたり。其後伝道者たるの決心をなし、明治廿四年九月明治学院神学部に入學せり。而して廿九年卒業後、高知教会に職を奉じ、更に埼玉県浦和教会に赴任し、明治卅二年九月渡米し、同卅四年六月まででサイオン・カレッジに學べり。帰朝後東京向ヶ岡教会の聘に応じて牧会伝道に當りしが、同卅五年六月日本クリスチャン教会に転じ、仙台教会の牧師となり、以て今日に至れり。而して仙台基督教教育院の理事を兼ね、且つ仙台基督教青年会名誉主事の職にあり。」
(九九ページ)

資料

大洲教会

北野高弥 手記(写)

大州町基督教會ニ付記憶スル所ヲ左ニ少シク記述シテ見マス、然シ多忙中ノコトデアリマスカラ極メテ大要デアリマス

昭和二十二年十一月廿七日

東京都渋谷ニテ 北野高弥

創立者ハ桜井昭恵氏(マ)デアリマス、同氏ハ若宮村神官宇都宮若狭氏ノ長男デアリマス、其実弟ハ宇和郡吉田町ニテ医ヲ開業シテ居ラレマシタガ不幸ニシテ壯年ニ女ヲ遺シテ死亡セラレマシタ、其二女ハ後チ桜井氏方ヨリ嫁ガレマシタ、桜井氏ノ実母ハ吉田ニ於テ余生ヲ次男ノ家ニテ送ラレマシタ、桜井氏ノ初名ハ肇トイハレマシタ、神官ノ後嗣タルコトヲ望マズ、少年志ヲ立テ修學ノタメ東京ニ出ラレマシタガ學資ノ關係ヨリ中途帰郷セラレタルモ後チ海軍ヲ志望シテ再ビ上京、海軍少尉ニ任官セラレ、其頃米國宣教師ヨリ基督教ヲ聴カレ遂ニ信仰ニ入ラレ其熱烈ナル信仰振ハ或時僧侶ト激論セラレタルコトガアツタガ桜井氏ノ腕マレタル眼光ニ恐怖戰慄シテ死シタリト聴イテ居リマス

海軍士官トシテ北海道ニ航セラレタル時、政治的ニ魯士亞ニ対スル北方ノ守リニ付非常ニ感スル所アリ自ラ北海道ニ留リ魯國ノ事情ニモ通シタリ、且又伝道ノ精神ニ燃ヘ、官ヲ擲チ伝道者トナラレタルノデアアル、函館教會ハ其創始セラレタルモノナルガ故ニ同教會ガ或年記念會ヲ開催シタル時同氏ヲ招待シタルコトモアリ、伝道ニハ

夫婦ノ同心協力ノ必要ヲ認メ、殊ニ自分ヲ助ケル妻ニハ熱心ト基督教教育アル者ナラザルベカラザルヲ思ヒ平野ちか女ヲ将来ノ妻トスルヲ想ノ下ニ同女ヲ横浜山手二二番ナル米国人ニ依リテ日本ニ始メテノ女学校ニ入学セシム、右女学校ハ後チ普通ノ学科ヲ教フル共立女学校ト伝道婦養成ノ偕成女学校ト二分タレドモ最初ハ双方ヲ兼タルガ如キモノナリシナリ

女学校ノ教師ハ大部分否全部ガ米国女教師ナリシニヨリ学習ニハ第一ニ英語ヲ学ビ聖書ノ修学ハ学科ノ最主要課デアツタ、サレバコソ英語ニモ勤能(ト)テ大州伝道ノ初期大阪ヨリハースト宣教師、ガービン女教師等ノ来リテ英語説教ヲセラレタ時ニハ其通訳ニ当ラレマシタ、平野ちか女ガ学校ヲ卒ヘラレテヨリ桜井氏ハ同女ト結婚セラレタ、函館ヲ去ラレタ後東京ニ桜井女学校ヲ經始セラレタ、之レハ今ノ女子学院ノ前身デアラル

桜井ちか女史ハ桜井女学校ノミナラズ、ガービン女教師中野光女モ協力大阪土佐堀ニ浪華女学校ヲ經營シ又東京ニテハ明治三十四年頃高橋五郎、法華津孝治氏等ト共ニ本郷向ケ岡弥生町ニ英學塾ヲ開キ、女學生ノ寄宿舎、晩年ニハ桜井女塾ヲ開カレタルガ、永眠後ハ倉

辻フキ女ガ之ヲ繼續セラレタ、

桜井氏ハ教会トシテハ函館、東京ニ於テハ淺草教会ヲ牧會セラレタルガ明治十七年頃郷里若宮ニ歸リ宇都宮家ノ繼母ト共ニ生活セラレマシタ、繼母ハ酒井七郎ノ妹ニシテ一女二男アリ是即桜井氏ノ義妹弟デアリマス、桜井氏ノ伝道ニヨリ酒井七郎夫婦及ビ其子啓男、織夫、ふさ(ト)の(大阪北教会長老渡辺為藏ノ妻、渡辺氏ハ禁酒旅館ヲ經營宿泊者アル時ハ先ツ其客ニ對シ飲酒者ナルヤ否ヤヲ訊キ飲酒客ハ凡テ隣リノ旅館ニ案内セラレタ)しまの(桜井氏ノ義弟宇都宮猛雄ノ妻)たかよ(浪華女学校生徒タリシモ内子ニ於テ兄ノ家ニ永眠)わかよ(横浜偕成女子神学校ニ学ビ、バイオリンヲ以テ伝道ヲ助ケ、後チ札幌ノ郵便局長松村弁治郎氏ニ嫁ス)千代香(偕成伝道女学校并ニ東京技芸学校ニ学ブ後日本基督教會牧師清水久次郎氏ニ嫁シ静岡、天津等ニテ能ク夫ヲ助ク)トラヨ(北野ノ妻)皆信者トナル

又桜井氏ノ妹名ハヨネ、田ノ口村佐伯孫一氏ニ嫁シ、本人ノミナラズ孫一氏モ信者トナラレ、中村ニテ教会禮拜ヲ行フ頃ニハ飯櫃持參ニテ家族一同出席、其子女モ凡テバプテスマヲ受ケテ信者トナラル、義弟猛雄氏モ青年

時代ニハ料理屋通ヒヲナシ母ヲ苦シメラレタルコトモアリシガ桜井氏ニヨリテ悔改メ信者トナラル、其弟則邦氏ハ田ノ口村岡田家ノ養子トシテ其家ヲ嗣ガレタガ自分夫婦ハ勿論、養父母并ニ子女皆信者トナラレタ、佐伯、岡田両氏トモ晩年ハ長浜ニテ過サレタ様ニ聰及ブ最初ノ集會伝道所トシテハ中村殿町ノ安川氏八畳一室ヲ借受ケラレ其室ニテ説教セラレタ之レハ明治十六、七年ノ頃ト覚ユ、集會者ハ大井上逸策氏（後伝道トナラル）其夫人カホル女（大井上武君ノ養母）安川氏ノ御家族武田頼夫氏（聖公會牧師）菊地平角氏（日基牧師）北野等デアリマシタガ漸次集會所モ移転ガアリ集會者ノ數モ増加シテ来マシタ、酒井愍男（別府ニテ牧師）村上真見氏一家（養蚕家）井上織夫（在米牧師タリシ）酒井七郎一家、大州町ノ鶴原一家、堀江一家（其令息ハ聖公會牧師トナリ中野忠治牧師ハ此人ノ勸メニヨリシニ聴ク）塩町ノ石屋佐相常充、西山知義君（上諏訪教會ノ牧師ナリシガ今隠退八十歳ナリ其令息ニ牧師アリ高知県ニテ働カル）藤本寿作君（聖公會牧師昨日（二十二年十一月二日）モ大森市へ来ラレ言信ヲ受ク、千葉県伝道）中野光姉（書肆経営）多田越ノ吉岡長嗣氏一家、政尾藤吉君（シヤム顧問、衆議院議

員）等集會シマシタ、後集會所ハ常盤町ノ最端殿町ト一道路ヲ距テタ処ニ移リマシタ、此家デ大州教會最初ノバプテスマガ執行セラレタノデアリマス、時ハ明治十八年十二月十一日デアリマシタ、先是今治ノ組合教會ノ熱心ナル會員渡辺氏ハ鍛冶職ヲ擲チ聖書販売人トナリ聖書ト類書ヲ携ヘ又ハンドオルガンヲモ携ヘ来リ伝道ノ応援ヲセラレマシタ、ソナリ理由モアリテ洗礼前ニ際シ受洗者ハ一致教會（前日本基督教會）ニ屬スベキカ將タ組合教會ニ屬スベキカニ付質問セラレマシタガ當時教派ノアルコトニ對シテハ全ク無智デアリマシタノデ桜井氏ノ所屬教會ヲ訊キマシタ所一致教會ナリトノ答ヲ得マシタ、依テ一同一致教會ヲ希望スルコトニ一決シマシタ、サラバ一致教會ノ教師ヲ招キテ受洗シヤウトノ事ニナリ桜井氏ヲ通シテ東京ヨリ米國宣教師タムソン氏ヲ迎ヘルコトニナリマシタ、然ルニ合憎同教授ハ休暇歸國デアリマシタノデ大阪ヨリ米國宣教師アレキサンドル氏ヲ御迎ヘスルコトトナリマシタ

偶松山市出身押川方義教師（後仙台シヤーマン、リフオムド、ミツシヨンスクール東北學院ノ日本人院長、シユネーダー博士ガ院長タラレシコトハ諸氏御承知ノ事ナ

リシ) 高知市ヨリノ帰途、ア氏ト一緒ニナラレシ由ニテ
共ニ大州ニ来ラレ受洗志願者ノ信仰告白ノ試験ヲセラレ
タ、真先ニ北野ハバプテスマノ意義ヲ質問セラレタ、其
答ハ幼稚不十分ノモノデアリマシタガソレデモパスシマ
シタ、全部パスノ洗礼式デアリマシタ、続テ晚餐式モ執
行セラレタ

此時ノ受洗者ハ武田頼夫君、大井上逸策君御夫婦等約
十人足ラズト記憶シマスガ誤謬ガアリテハナラヌ故記載
シマセヌ、然シ武田君ノ家ニ受洗者名簿ガアル筈デアリ
マス

此時我等ハ始メテばんヲ見マシタ、菊地平角君ガア教
師ノベッドヲスルノニ平地村カラ布団ヲ運搬シ来リシ
ト覚ヘマス、教会ヨリ大鯛ノ蒸焼ヲア教師ニ差上ゲマ
シタ、

後教会集会ハ二本松角ノ大ナル屋敷ニ移リ酒井老夫婦
ガ教会ニ住居、或クリスマスニハ政尾藤吉君ヤ小生等神
官、僧侶ノ仮装ナドシテ基督教伝道のノコトヲヤツタコ
トガアリマス、其後殿町ニ土地家屋ヲ購入シ教会堂ノ形
骸ヲ具備シマシタ、此時中野光姉ヨリノ大金寄附ノ申出
モアリマシタガ愚考ニヨリ教会堂ハ会員一同ノ寄附ノ方

北野高弥手記

ガ宜シイト思ヒマシテ之ヲ断リ各自ノ応分ノ寄附ヲ買入
レマシタ、所有者ハ北野ノ名儀ニナツテ居マシタガ、北
野在京中岡田則邦氏ヨリノ名義變更ノ交渉ガアリマシテ
所有主ノ名儀ハ変リマシタ、教会ノ設立ハ其頃浪華中会、
鎮西中会等ガアリマシテ四国ハ浪華中会所属デアリマシ
タ、大阪ヨリ中会委員ガ来洲セラレ教会ハ浪華中会ニ属
シマシタ、委員ハアレキサンドル氏、ハースト氏、大阪
南教会ノ牧師デアリマシタ、教会デハ長老ヲ選舉スルコ
トニナリマシテ満場一致北野ガ当選シ按手札ガ執行セラ
レマシタ

名古屋市デ浪華中会開催ノ時之ハ明治二十年カト思ヒ
マスガ始メテ大洲教会ヲ代表シテ北野ガ出席シマシタ、
時ニ名古屋教会ノ牧師ハ阪野嘉一氏デアリマシタ

此時北野ハ始メテ大阪以遠ニ旅行スルノデアリマシタ、
同行者トシテ高知ヨリ山本秀燻氏、大阪北教会ノ吉岡
剛毅氏、青木仲英氏等ガアリマシタ、吉岡牧師ハ北野
ヲ子供ノ様ニシテ能ク面倒ヲ見テ下サイマシタ、列車
ガとんねるヲ通過スルトキハソラトンネルデ暗クナル
ゾトカ、茶代ノコト、船車乗降等ヨク注意シ世話シテ
下サイマシタ

汽車ガ東海道全通シテ居ナイ時故、大津ニテ下車琵琶湖ヲ船ニテ渡リ名古屋ニマイリマシタ、休憩シタ宿屋へノ茶代ガ十錢湖上ノ弁当代ガ三十錢デアリマシタガ随分ゴ馳走ガアリマシタ

名古屋市デハ中会開催ト同時ニ劇場デ大演説会ガ開カレマシタ、聴衆ノ半数ハ僧侶カト思ハルル程多数ノ仏僧ヲ見受ケマシタ、盛シニキリスト教ニ反対シマスルノデ米国宣教師マカルビン氏ハ曰ク身体中ニ傷ヲ有シ痛ミアル人ガ其ケ所ヲ打タルルトキハ殊ニ苦痛ヲ感ズルモノナリトテ滑稽ヲ交ヘテ僧侶ヲ揶揄スルガ如クニ応酬セラレマシタ

中会ガ終リマシテ一同東京ノ大会ニ出席スルコトナリマシテ船ニテ遠州灘ヲ横ギリマシタ

甲板上ヨリ始メテ富士ノ高峰ヲ眺メマシタ夕暮時ニ船ハ横浜ニ着港シマシタ、一同連立チテ山上フエリス和英女学校ノ祈祷会ニ出席シマシタ

学校ヨリ海岸通ヤ船ノ灯火ヲ望ミマシテ其眺望ノ美ニ驚キマシタ、又女学校ノ生徒ガタノ集団ヲ見タノモ始メテデアリマシタノデ是又大ニ驚キマシタ
ソレヨリ東京ノ大会出席者ノ旅館ニ導カレマシタ

一致教会ノ大会(全国各教会ヨリ牧師及代表者出席)地方ヨリ出席者ノタメノ宿泊旅館テハ安川亭、植村正久氏等接待委員トシテ種々斡旋セラレタ、大会議長ハ井深梶之助教授

自分齒齲ヲ腫ラシ筈ノ如キモノハ齧ムコトガ能キズ困リマシタガ芝教会ノ長老ニ北島剛三トイフ齒科医ガアツテ夜分ニ其弟子ヲシテめすヲ持タセテヨコシ切開シテ下サツタノデ早速治癒シマシタ

是迄大洲ヨリ江戸参勤ノ方々カラ江戸ノ焼芋ノ美味ヲ伺ツテ居タノデ東京ノ焼芋ハ如何ナル味ノスルモノカト旅館ノ女中ニ依頼シテ焼芋ヲ買ヒニ遣ツタ所ガ大ニ笑ハレタ

大会ニ於テ組合教会トノ合併ノ話ガ決議セラレ、当大会ヨリ代表者ヲ選ビ神戸デ開カレ居ル組合總會ヨリモ代表者ガ来ラレ挨拶ガアツタ

築地厚生館ニ於テハ大演説会ガ開カレタ、数寄屋橋教会牧師田村直臣氏ノ演説ハ最モ興味深イモノデアリ今モ記憶ニ残ツテ居リマス、小崎弘道牧師ノ演説ハ声量足ラズ能ク聴キ取レマセンデシタ

田村直臣牧師ハ其書「日本の花嫁」ニ関シ中会ニ訴へ

ラレ裁判ノ結果ハ教会ヨリ離レラレナケレバナラヌコトニナリ同情ニ堪ヘナカツタ、外国宣教師ハ田村氏ヘノ同情ガ多カツタト思フガ井深氏ハ大分辛辣ノ語ヲ以テ田村氏ヲ攻撃セラレタ(主トシテ植村、押川氏等ノ意思ノ代表ト思ハレタ)

演説会ノ帰途安川教師ノ話ニ献金ニ銅貨ヲ入レル積リデアツタノニ誤ツテ銀貨ヲ投入セリト

大親睦会ガ催サレタ之ハ福音同盟会或ハ各派合同大会様ノモノテ盛大デアツタ

女子学院デハ地方代表者ヲ一タ招イテ饗応セラレタ、主食ノ饗応デ田舎者ニハ何ガ何ノ味ヤラ解ラヌノデ其選択ヲ誤テ耻ツベキコトモアツタ

米國宣教師タムソン氏ガ休暇ヲ終リ来朝セラレレセバシヨン、ミーチングガアツタ、之ニ出席シアイスクリームガ出タノニ其食ベ方ガ判ラズ困リシ所ヘ田村牧師ガ来ラレ相並ンダノデ同氏ノサルルニ倣ヒ無事デアツタ

明治学院デハ文芸会ガアリ出席シタ

此大会出席ノ序ニ上野博物館ヤ動物館ヲモ見タ、東京ヨリノ帰りニ旅費ニ不足ヲ生ジ或宣教師ヨリ金三円ヲ拝借シタ

北野高弥手記

大洲教会設立前欧化主義ノ盛ナル時ノ伝道集会ハ聴集多クシテ或時ハ会場ノねだサヘ墮チタコトサヘアツタ、一方ニハ耶蘇退治トイフ神、仏教側ノ演説モ催サレタ、当方ヲ援助スル人ノ中ニハ未ダ信者デハナカリシモ中村敬宇氏ノ門ニ学ビタル西村静一郎氏(後ニハ受洗セラレ広島女学校ニ教鞭ヲ執ラレタ)東京・農学ヲ学バレタル鎌田氏等ガアツタ

教会設立後ハ大阪ヨリ時々アレキサンドル氏外宣教師ノ来援ガアツタ、或時ミス、ガービンガ来洲セラレテ、桜井ちか女史ノ通訳デ勸メヲセラレタ、之ガ縁トナリ桜井姉トガービン女教師ト非常ニ親シクナリ女学校ヲ経営スルトイフ所マデ進ンダコトハ前ニモ述ヘタ通りデアアル、桜井一家ハ女学校創設ト共ニ大阪ニ移転セラレタ、教会デハ明治学院出身ノ青山彦太郎氏ヲ招聘スルコトニナツタ、月俸ヲ三拾円払ハネバナラヌノデアツタガ会員ノ献金デハ之ヲ充タスコトガ不能ナノデ英語会ヲ始メルコトニシタ、下井郡長ニモ相談シタガ賛成ヲ受ケタ、自分ハ長老兼執事ノヤウナ役目ニ当リ会員ノ献金ト授業料ヲ合セ教師ノ俸給ヤ教会雜費ノ収支ヲ受持ツタ、青山君ハ殿町ノ脇北小学校ノ向側中野光姉ノ家ニ下宿セラレタ

青山君ノタメ中野姉ガ学資ヲ出スコトヲ約シ米国シカ
ゴマコルミツク神学校ニ学バレタ、同君ハ後ルーテル教
会ニ移ラレタ、昭和十九年十二月輕井沢ニテ八十歳デ永
眠セラレタ、桜井女史ノ好意モアリテ浪華女学校ヨリ富
海、近藤ノ二女ヲ夏季伝道ニ派遣シテ下サツタ、中野光
姉ノ家ニ宿泊教会ヲ助ケラレタ

結婚式、明治二十年旧六月二十日（お祭りの日）桜井
氏夫妻ノ媒妁ニテ北野高弥ト酒井トラヨトノ結婚式ガ村
上真見氏ノ座敷デ行ハレタ、司式者桜井氏ニテ大洲ニ於
ケル始メテノ結婚式トイフノデ見ニ来リシ人々デ外庭ヲ
埋メタ

葬式 酒井タカヨハ浪華女学校ノ生徒デアツタガ病氣
ノタメ中途退学、内子町ノ兄愍男ノ家ニテ療養中ナリシ
ガ養生不叶遂ニ永眠、基督教ニヨリ葬儀執行、之レハ大
洲教会ニ於ケル基督教的葬式ノ最初デアツタ、

伝道、内子、八幡浜、宇和島、等ニ伝道シマシタガ男
女共徒歩デ行クモノデアリマス

新谷伝道ハ芝教会ノ中川幸次氏ガ医師トシテ開業セラ
レ其熱心ノカト思ヒマス、中川氏ガ何故東京カラ四國ヘ
来ラレマシタカ之又大洲教会トハ縁故ノアルコトト思ヒ

マス、東京ニテ井上織夫（後浦中ト改ム）ヤ自分達神学
生デアリマシタ頃芝教会牧師和田秀豊氏ノ親交ヲ辱フシ
タモノデアリマスガ從テ其教会員中川氏（幸次君ノ父君）
ノ家ニモ屢出入シタモノデアリマス、非常ニ懇意ニナリ
マシテ中川医師ニハ子供モナク井上ノ娘ヲ養女ニシマシ
タ（後離縁井上ノ娘節子トイフノハシヤトルニテ結婚シ
マシタガ）ソナナ理由モ手伝ヒ井上ノ郷里方面新谷ニ来
ラレタト思ヒマス私ハ明治二十三年秋明治学院ニ入学、
東京ニ出マシタノデ其後ノ大洲ノコトハ知りマセヌ

執筆者紹介(掲載順)

工藤 英一(本学経済学部教授)

秋山 繁雄(本学史料室)

昭和五十年三月十五日 印刷
昭和五十年三月二十日 発行

明治学院百年史資料集【第一集】

東京都港区白金台一ノ二ノ三七

編集代表 徳 永 清

東京都港区白金台一ノ二ノ三七

発行者 金 井 信一郎

東京都港区白金台一ノ二ノ三七

発行所 明治学院百年史委員会

電話(四三)八三三 内線二九二
